

第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況

第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況

本事業による環境影響の範囲（環境影響を受けるおそれがあると認められる地域の範囲）は、ごみ処理施設（焼却）という事業特性を踏まえ、特に広域的に影響が生じると想定される煙突排ガスによる大気質の影響が大きくなると想定される地域を包含する範囲として、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく生活環境影響調査に関して技術的な事項を取りまとめた「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」（平成18年9月 環境省）において、煙突排ガスによる影響の調査対象地域として、最大着地濃度出現予想距離の概ね2倍を見込んだ範囲を設定する方法が示されており、この点を勘案し、対象事業実施区域の中心から半径約6kmの範囲とした。調査範囲は、図3-1に示すとおりである。

関係地域としては、千葉市若葉区、中央区、緑区、稲毛区、四街道市、佐倉市、八街市が該当する。

また、対象事業実施区域及びその周囲の概況については、主に既存資料による調査結果を記載した。



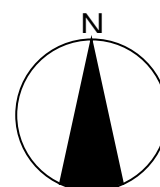
凡 例

◎ 対象事業実施区域

--- 市境

---- 区境

この地図は、国土地理院発行の 1:50,000 地形図「千葉」「東金」を使用し、1:70,000 の縮尺に編集したものである。



1 : 70, 000
0 700m 1km 2km

図 3-1 調査範囲

3-1 自然的状況

3-1-1 大気質の状況

対象事業実施区域及びその周辺の大気質については、半径約 6 km の範囲に存在する大気環境常時測定局のうち一般環境大気測定局（以下、「一般局」という。）の測定結果を用いて把握した。なお、自動車排出ガス測定局（以下、「自排局」という。）については、当該範囲内に存在しないことから、最寄りの自排局である葭川測定局（対象事業実施区域から約 7.6 km）の測定結果を用いた。

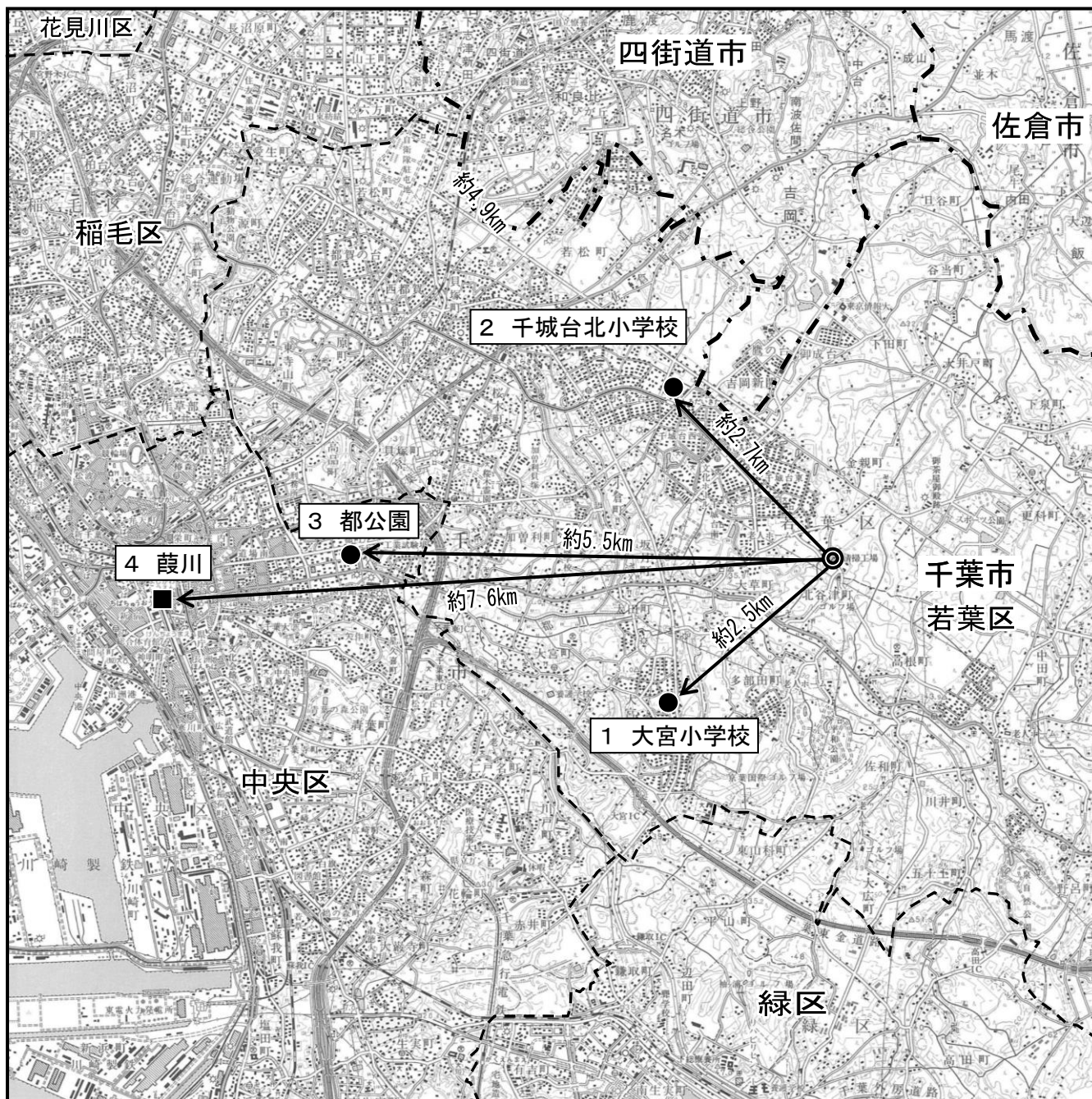
対象事業実施区域及びその周辺の各測定局等における測定項目は表 3-1.1 に、位置は図 3-1.1 に示すとおりである。以下、各項目についての大気汚染の状況を述べる。

表 3-1.1 各測定局の測定項目（平成30年度）

種別	地点番号	測定局 ^{注)}	所在地	測定項目									対象事業実施区域からの距離
				二酸化硫黄	二酸化窒素	一酸化炭素	光化学オキシダント	浮遊粒子状物質	微小粒子状物質	風向・風速	温度・湿度	ダイオキシン類	
一般局	1	大宮小学校	千葉市若葉区	-	○	-	○	○	-	○	-	-	約2.5km
	2	千城台北小学校	千葉市若葉区	○	○	-	○	○	○	○	-	○	約2.7km
	3	都公園	千葉市中央区	○	○	-	○	○	-	○	-	-	約5.5km
自排局	4	葭川	千葉市中央区	-	○	-	-	○	-	-	-	-	約7.6km

出典：「平成 30 年度大気環境測定結果」（千葉市ホームページ）

「平成 30 年度ダイオキシン類調査結果」（千葉市ホームページ）



凡 例

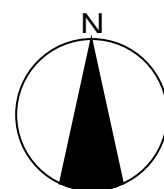
- | | |
|------------|------------------|
| ◎ 対象事業実施区域 | ● 大気環境常時測定局（一般局） |
| --- 市境 | ■ 大気環境常時測定局（自排局） |
| ----- 区境 | |

出典：「千葉市資料」

「平成 30 年度大気環境測定結果」（千葉市ホームページ）

「平成 30 年度ダイオキシン類調査結果」（千葉市ホームページ）

この地図は、国土地理院発行の 1:50,000 地形図「千葉」「佐倉」を使用し、1:70,000 の縮尺に編集したものである。



1 : 70,000
0 700m 1km 2km

図 3-1.1 大気環境常時測定局位置図

1. 二酸化硫黄 (SO₂)

対象事業実施区域及びその周辺の大気環境常時測定局における、二酸化硫黄の平成30年度の測定結果は表 3-1.2(1)に示すとおりである。また、年平均値の経年変化は表 3-1.2(2)及び図 3-1.2に示すとおりである。

二酸化硫黄は、いずれの測定局においても日平均値の2%除外値が0.04ppm以下であり、日平均値が0.04ppmを超えることもなく、環境基準及び千葉市環境目標値（以下、「環境目標値」という。）を達成している。

年平均値の経年変化は、いずれの測定局も横ばい傾向である。

表 3-1.2(1) 二酸化硫黄年間測定結果（平成30年度）

種別	地点	測定局	年平均値	1時間値が 0.1ppmを 超えた 時間数	日平均値が 0.04ppmを 超えた日数	日平均値の 2%除外値	日平均値が 0.04ppmを 超えた日が 2日以上連続 したことの有無 (有×・無○)	環境基準の 達成状況 ^{注1)}	環境目標値の 達成状況 ^{注2)}
			(ppm)	(時間)	(日)	(ppm)			
一般局	2	千城台北小学校	0.002	0	0	0.004	○	○	○
	3	都公園	0.002	0	0	0.007	○	○	○

注1) 環境基準の達成状況：○は環境基準（1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。）を達成。

注2) 環境目標値の達成状況：○は環境目標値（1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。）を達成。

出典：「千葉市資料」

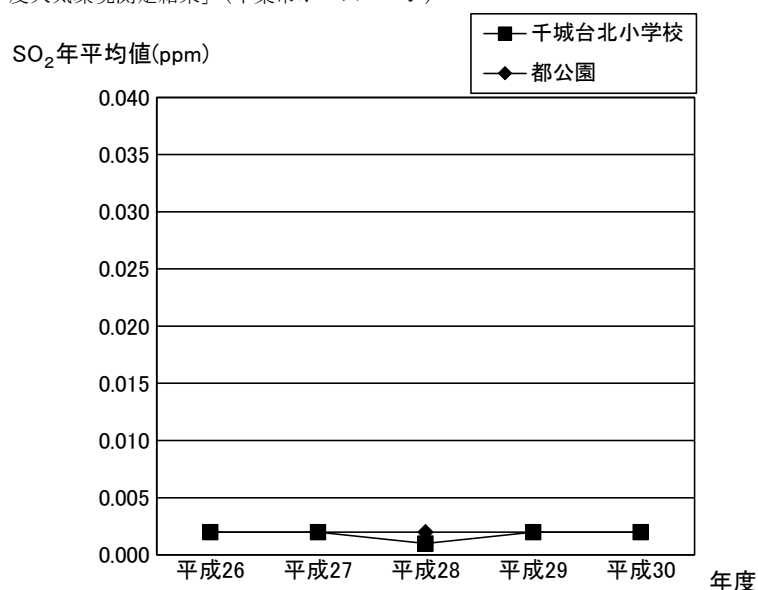
「平成30年度大気環境測定結果」（千葉市ホームページ）

表 3-1.2(2) 二酸化硫黄年平均値の推移

単位：ppm

種別	地点	測定局	年度				
			平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
一般局	2	千城台北小学校	0.002	0.002	0.001	0.002	0.002
	3	都公園	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002

出典：「平成26～30年度大気環境測定結果」（千葉市ホームページ）



出典：「平成26～30年度大気環境測定結果」（千葉市ホームページ）

図 3-1.2 二酸化硫黄年平均値の推移

2. 二酸化窒素（NO₂）

対象事業実施区域及びその周辺の大気環境常時測定局における、二酸化窒素の平成30年度の測定結果は、表 3-1.3(1)に示すとおりである。また、二酸化窒素の年平均値の経年変化は、表 3-1.3(2)及び図 3-1.3に示すとおりである。

二酸化窒素は、すべての測定局で環境基準及び環境目標値を達成している。

年平均値の経年変化は、葭川測定局（自排局）は減少傾向であり、その他の測定局（一般局）は横ばい傾向である。

表 3-1.3(1) 二酸化窒素年間測定結果（平成30年度）

種別	地点	測定局	年平均値	日平均値の年間98％値	環境基準の 達成状況 ^{注1)}	環境目標値の 達成状況 ^{注2)}
			(ppm)	(ppm)		
一般局	1	大宮小学校	0.008	0.026	○	○
	2	千城台北小学校	0.009	0.026	○	○
	3	都公園	0.013	0.032	○	○
自排局	4	葭川	0.020	0.039	○	○

注1) 環境基準の達成状況：○は環境基準（1時間値の1日平均値の年間98％値が0.04ppm から0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。）を達成。

注2) 環境目標値の達成状況：○は環境目標値（1時間値の1日平均値の年間98％値が0.04ppm以下であること。）を達成。

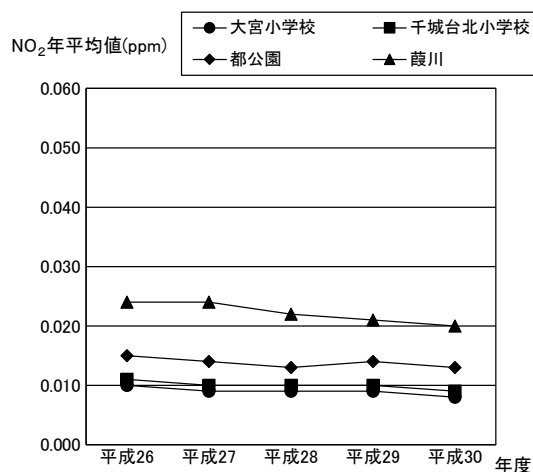
出典：「平成30年度大気環境測定結果」（千葉市ホームページ）

表 3-1.3(2) 二酸化窒素年平均値の推移

単位：ppm

種別	地点	測定局	年度				
			平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
一般局	1	大宮小学校	0.010	0.009	0.009	0.009	0.008
	2	千城台北小学校	0.011	0.010	0.010	0.010	0.009
	3	都公園	0.015	0.014	0.013	0.014	0.013
自排局	4	葭川	0.024	0.024	0.022	0.021	0.020

出典：「平成26～30年度大気環境測定結果」（千葉市ホームページ）



出典：「平成26～30年度大気環境測定結果」（千葉市ホームページ）

図 3-1.3 二酸化窒素年平均値の推移

3. 光化学オキシダント

対象事業実施区域及びその周辺の大気環境常時測定局における、光化学オキシダントの平成30年度の測定結果は、表 3-1.4(1)に示すとおりである。また、昼間の1時間値が0.12ppm（光化学スモッグ注意報の発令基準レベル。ただし、注意報はこの状態が継続すると判断されるときに発令される。）以上の日数の経年変化は、表 3-1.4(2)に示すとおりである。

昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数は大宮小学校測定局で68日、千城台北小学校測定局で56日、都公園測定局で61日であり、いずれの測定局も環境基準及び環境目標値は達成されていない。また、平成26～30年度において1時間値が0.12ppmを超えた日数は0～4日となっている。

なお、光化学オキシダントについて、近年環境基準の達成状況が低いのは、当該地域特有ではなく全国的な傾向である。

表 3-1.4(1) 光化学オキシダント年間測定結果（平成30年度）

種別	地点	測定局	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数と時間数		環境基準の達成状況 ^{注1)}	環境目標値の達成状況 ^{注2)}	時間達成率 ^{注3)}
			日	時間			(%)
一般局	1	大宮小学校	68	379	×	×	93
	2	千城台北小学校	56	287	×	×	95
	3	都公園	61	306	×	×	94

注1) 環境基準の達成状況：×は環境基準（1時間値が0.06ppm以下であること。）を未達成。

注2) 環境目標値の達成状況：×は環境目標値（1時間値が0.06ppm以下であること。）を未達成。

注3) 時間達成率：（昼間の環境基準達成時間／昼間の測定時間）×100（％）

出典：「千葉市資料」

表 3-1.4(2) 光化学オキシダントの昼間の1時間値が0.12ppm以上の日数の推移

単位：日

種別	地点	測定局	年度				
			平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
一般局	1	大宮小学校	1	4	0	3	3
	2	千城台北小学校	1	3	0	3	1
	3	都公園	3	4	0	3	0

出典：「千葉市資料」

4. 浮遊粒子状物質（SPM）

対象事業実施区域及びその周辺の大気環境常時測定局における、浮遊粒子状物質の平成30年度の測定結果は、表 3-1.5(1)に示すとおりである。また、浮遊粒子状物質の年平均値の経年変化は、表 3-1.5(2)及び図 3-1.4に示すとおりである。

浮遊粒子状物質は、すべての測定局で環境基準及び環境目標値を達成している。

年平均値の経年変化は、千城台北小学校測定局は減少傾向であり、その他の測定局では横ばい傾向である。

表 3-1.5(1) 浮遊粒子状物質年間測定結果（平成30年度）

種別	地点	測定局	年平均値	1時間値が 0.20mg/m ³ を 超えた時間数	日平均値が 0.10mg/m ³ を 超えた日数	日平均値の 2％除外値	日平均値が 0.10mg/m ³ を 超えた日が 2日以上連続 したことの有無	環境基準の 達成状況 ^{注1)}	環境目標値の 達成状況 ^{注2)}
			(mg/m ³)	(時間)	(日)	(mg/m ³)	(有×・無○)		
一般局	1	大宮小学校	0.013	0	0	0.035	○	○	○
	2	千城台北小学校	0.020	0	0	0.045	○	○	○
	3	都公園	0.015	0	0	0.036	○	○	○
自排局	4	葭川	0.021	0	0	0.044	○	○	○

注1) 環境基準の達成状況：○は環境基準（日平均値の2%除外値が0.10mg/m³以下であり、かつ、日平均値が0.10mg/m³を超えた日が2日以上連続していないこと。）を達成。

注2) 環境目標値の達成状況：○は環境目標値（日平均値の2%除外値が0.10mg/m³以下であり、かつ、日平均値が0.10mg/m³を超えた日が2日以上連続していないこと。）を達成。

出典：「千葉市資料」

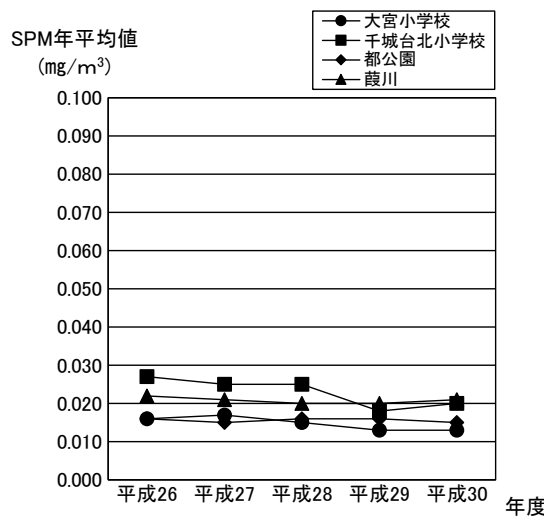
「平成30年度大気環境測定結果」（千葉市ホームページ）

表 3-1.5(2) 浮遊粒子状物質年平均値の推移

単位：mg/m³

種別	地点	測定局	年度				
			平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
一般局	1	大宮小学校	0.016	0.017	0.015	0.013	0.013
	2	千城台北小学校	0.027	0.025	0.025	0.018	0.020
	3	都公園	0.016	0.015	0.016	0.016	0.015
自排局	4	葭川	0.022	0.021	0.020	0.020	0.021

出典：「平成26～30年度大気環境測定結果」（千葉市ホームページ）



出典：「平成26～30年度大気環境測定結果」（千葉市ホームページ）

図 3-1.4 浮遊粒子状物質年平均値の推移

5. 微小粒子状物質（PM2.5）

対象事業実施区域及びその周辺の大気環境常時測定局における、微小粒子状物質の平成30年度の測定結果は、表 3-1.6(1)に示すとおりである。また、微小粒子状物質の年平均値の経年変化は、表 3-1.6(2)及び図 3-1.5に示すとおりである。

微小粒子状物質は、千城台北小学校測定局で測定されており、環境基準及び環境目標値を達成している。

また、年平均値の経年変化は、平成26年度以降減少傾向にある。

表 3-1.6(1) 微小粒子状物質年間測定結果（平成30年度）

種別	地点	測定局	年平均値	日平均値の年間98％値	環境基準の達成状況 ^{注1)}	環境目標値の達成状況 ^{注2)}
			($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)		
一般局	2	千城台北小学校	10.6	28.3	○	○

注1) 環境基準の達成状況：○は環境基準（年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、日平均値の年間98％値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。）を達成。

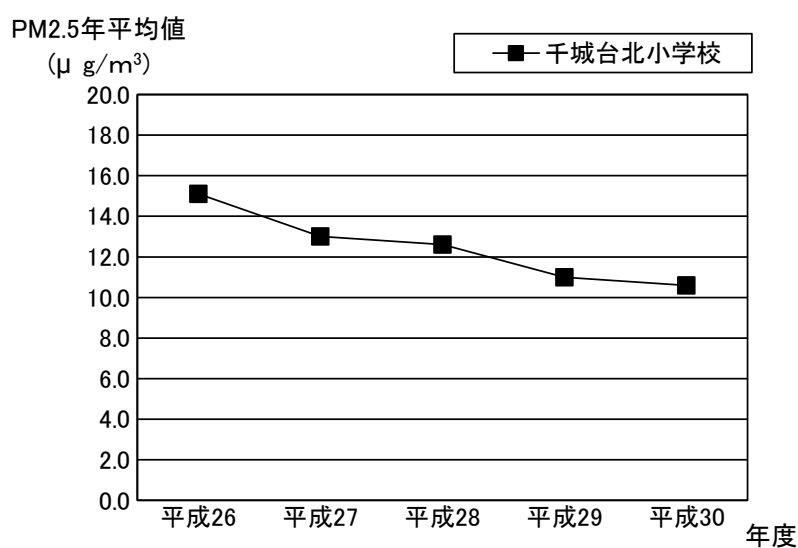
注2) 環境目標値の達成状況：○は環境目標値（年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、日平均値の年間98％値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。）を達成。

出典：「平成30年度大気環境測定結果」（千葉市ホームページ）

表 3-1.6(2) 微小粒子状物質年平均値の推移

種別	地点	測定局	年度				
			平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
一般局	2	千城台北小学校	15.1	13.0	12.6	11.0	10.6

出典：「平成 26～30 年度大気環境測定結果」（千葉市ホームページ）



出典：「平成 26～30 年度大気環境測定結果」（千葉市ホームページ）

図 3-1.5 微小粒子状物質年平均値の推移

6. ダイオキシン類

対象事業実施区域及びその周辺における、ダイオキシン類の平成30年度の測定結果は、表 3-1.7(1)に示すとおりである。また、ダイオキシン類の年平均値の経年変化は、表 3-1.7(2)及び図 3-1.6に示すとおりである。ダイオキシン類は、千城台北小学校測定局で測定されており、平成26年度以降横ばい傾向にある。

表 3-1.7(1) ダイオキシン類年間測定結果（平成30年度）

単位：pg-TEQ/m³

種別	地点	測定局	測定結果			環境基準の 達成状況 ^{注2)}
			夏季 ^{注1)}	冬季 ^{注1)}	年平均値	
一般局	2	千城台北小学校	0.030	0.050	0.040	○

注1) 夏季は平成30年7月11日～7月18日、冬季は平成31年1月9日～1月16日の期間の測定結果を示している。

注2) 環境基準の達成状況：○は環境基準（年平均値が0.6pg-TEQ/m³以下であること。）を達成。

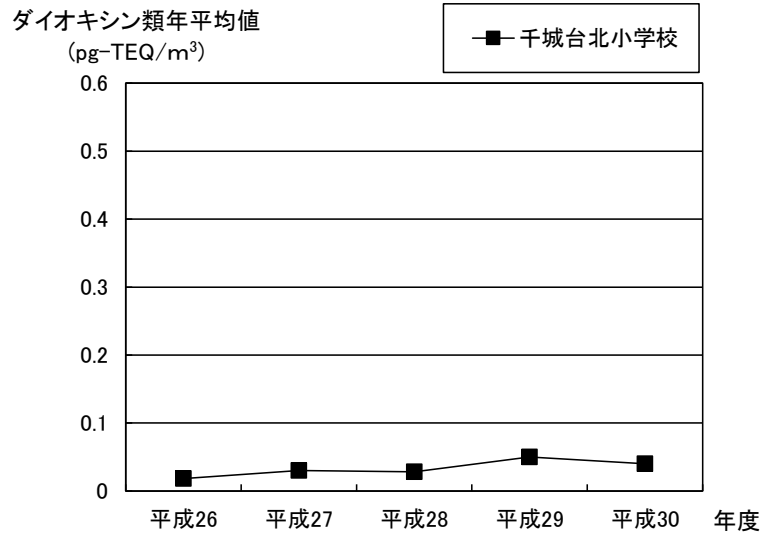
出典：「ダイオキシン類調査結果」（千葉市ホームページ）

表 3-1.7(2) ダイオキシン類年平均値の推移

単位：pg-TEQ/m³

種別	地点	測定局	年度				
			平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
一般局	2	千城台北小学校	0.018	0.030	0.028	0.050	0.040

出典：「ダイオキシン類調査結果」（千葉市ホームページ）



出典：「ダイオキシン類調査結果」（千葉市ホームページ）

図 3-1.6 ダイオキシン類年平均値の推移

3-1-2 気象の状況

対象事業実施区域の最寄りの気象観測所である千葉特別地域気象観測所（対象事業実施区域から西約8.9km）における10年間（平成21～30年）の気象概況は、表 3-1.8(1)～(3)に示すとおりである。なお、千葉特別地域気象観測所の概要及び位置は、表 3-1.9及び図 3-1.7に示すとおりである。

過去10年間の平均をみると、平均降水量は1,470.7mm（最大日降水量：238.0mm）、平均気温は16.5℃（最高気温：38.5℃、最低気温：-2.3℃）、平均風速は3.8m/秒（最大風速：26.0m/秒）となっている。

表 3-1.8(1) 千葉特別地域気象観測所の気象概況（降水量）

年	項目	年間（月間） 降水量 (mm)	最大日降水量		最大時間降水量	
			(mm)	起日	(mm)	起日
平成 21 年		1,636.5	112.5	8月10日	48.5	8月10日
平成 22 年		1,525.0	153.0	9月8日	68.0	9月8日
平成 23 年		1,258.5	92.5	10月5日	25.5	9月21日
平成 24 年		1,614.0	64.0	10月4日	54.5	10月5日
平成 25 年		1,446.5	238.0	10月16日	61.5	10月16日
平成 26 年		1,495.5	112.5	6月6日	52.5	7月19日
平成 27 年		1,615.5	117.0	9月10日	45.0	7月3日
平成 28 年		1,604.5	98.5	9月20日	55.0	9月13日
平成 29 年		1,250.0	116.5	10月22日	32.0	9月28日
平成 30 年		1,261.0	60.0	9月30日	32.5	9月30日
	1 月	60.0	23.5	1月17日	12.5	1月17日
	2 月	18.0	7.5	2月2日	2.0	2月2日
	3 月	188.5	55.0	3月9日	16.0	3月1日
	4 月	76.5	42.0	4月25日	12.5	4月25日
	5 月	192.0	52.0	5月13日	21.5	5月13日
	6 月	156.5	42.5	6月11日	13.0	6月21日
	7 月	83.0	46.5	7月28日	13.0	7月28日
	8 月	58.5	24.5	8月8日	8.5	8月24日
	9 月	285.0	60.0	9月30日	32.5	9月30日
	10 月	65.5	17.5	10月5日	15.0	10月1日
	11 月	34.0	16.0	11月22日	7.5	11月22日
	12 月	43.5	20.5	12月12日	5.5	12月12日
全期間		平均 1,470.7	最大 238.0	—	最大 68.0	—

出典：「各種データ・資料」（気象庁ホームページ）をもとに作成

表 3-1.8(2) 千葉特別地域気象観測所の気象概況（気温）

項目 年	年間（月間） 平均気温 （℃）	最高気温		最低気温	
		（℃）	起日	（℃）	起日
平成 21 年	16.3	33.7	7 月 16 日	0.2	1 月 16 日
平成 22 年	16.6	37.3	7 月 21 日	-1.1	2 月 4 日
平成 23 年	16.3	36.3	8 月 12 日	-1.2	1 月 31 日
平成 24 年	15.9	35.4	8 月 17 日	-1.9	1 月 31 日
平成 25 年	16.6	38.4	8 月 11 日	-0.9	2 月 25 日
平成 26 年	16.3	35.0	7 月 25 日	-1.6	2 月 6 日
平成 27 年	16.7	38.5	8 月 7 日	-0.8	2 月 10 日
平成 28 年	16.8	37.7	8 月 9 日	-0.6	1 月 26 日
平成 29 年	16.3	36.3	8 月 25 日	-0.7	1 月 15 日
平成 30 年	17.2	37.4	7 月 23 日	-2.3	1 月 25 日
1 月	5.6	15.4	1 月 9 日	-2.3	1 月 25 日
2 月	5.8	14.7	2 月 28 日	-0.8	2 月 9 日
3 月	11.9	22.2	3 月 29 日	2.0	3 月 7 日
4 月	17.2	26.0	4 月 20 日	8.2	4 月 9 日
5 月	20.0	29.5	5 月 14 日	10.2	5 月 11 日
6 月	22.5	32.0	6 月 9 日	14.9	6 月 16 日
7 月	28.2	37.4	7 月 23 日	19.1	7 月 6 日
8 月	28.1	37.0	8 月 2 日	19.7	8 月 19 日
9 月	23.5	32.7	9 月 9 日	14.8	9 月 27 日
10 月	19.7	30.9	10 月 7 日	12.3	10 月 22 日
11 月	14.6	23.0	11 月 10 日	6.8	11 月 25 日
12 月	8.9	23.1	12 月 4 日	0.8	12 月 31 日
全期間	平均 16.5	最高 38.5	—	最低 -2.3	—

出典：「各種データ・資料」（気象庁ホームページ）をもとに作成

表 3-1.8(3) 千葉特別地域気象観測所の気象概況（風速及び年間日照時間）

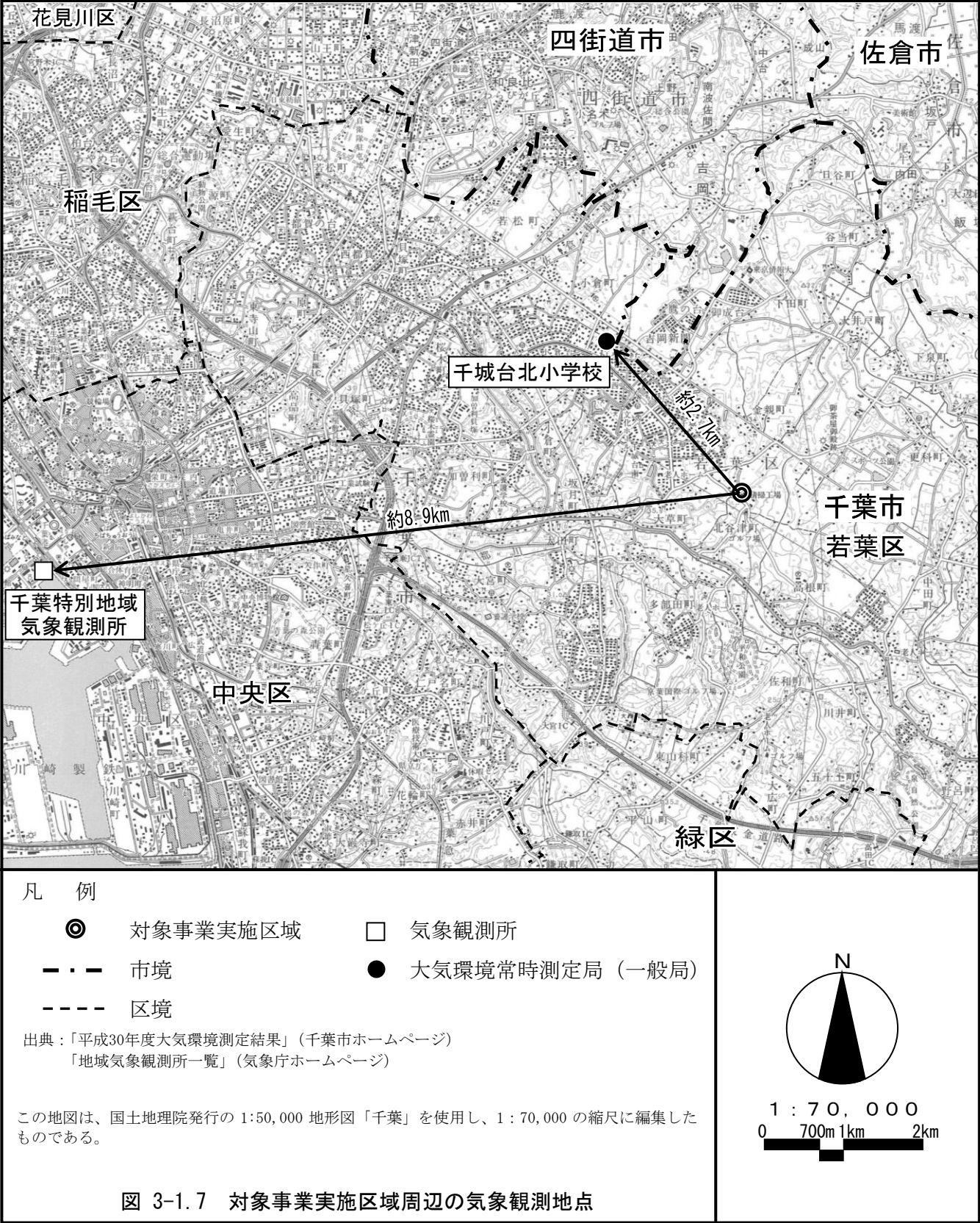
項目 年	年間（月間） 平均風速 （m/秒）	最大風速			年間（月間） 日照時間 （時間）
		（m/秒）	風向	起日	
平成 21 年	3.9	19.7	南西	10 月 8 日	1,701.7
平成 22 年	4.0	24.4	南南西	3 月 21 日	1,931.8
平成 23 年	3.9	21.4	南南西	9 月 21 日	2,082.6
平成 24 年	3.7	22.2	南南西	6 月 20 日	2,039.3
平成 25 年	4.0	20.3	北西	10 月 16 日	2,135.3
平成 26 年	3.7	22.2	西	10 月 6 日	2,113.4
平成 27 年	3.8	18.3	南南西	12 月 11 日	2,034.1
平成 28 年	3.6	21.6	南西	8 月 22 日	1,856.7
平成 29 年	3.7	21.4	南南東	10 月 23 日	2,054.1
平成 30 年	3.9	26.0	南南西	10 月 1 日	2,120.2
1 月	3.7	16.8	西南西	1 月 23 日	208.9
2 月	3.2	13.1	西南西	2 月 12 日	168.0
3 月	4.1	16.6	南西	3 月 5 日	198.8
4 月	4.8	18.6	南西	4 月 15 日	195.6
5 月	4.4	14.6	南南西	5 月 3 日	194.2
6 月	4.1	14.8	南西	6 月 27 日	163.5
7 月	5.0	16.4	南西	7 月 5 日	238.2
8 月	4.7	14.6	南南西	8 月 24 日	231.1
9 月	4.1	22.4	南南東	9 月 30 日	93.0
10 月	3.4	26.0	南南西	10 月 1 日	141.5
11 月	2.6	6.6	北東	11 月 13 日	147.6
12 月	2.8	11.8	西南西	12 月 19 日	139.8
全期間	平均 3.8	最大 26.0	—	—	平均 2,006.9

出典：「各種データ・資料」（気象庁ホームページ）をもとに作成

表 3-1.9 千葉特別地域気象観測所の概要

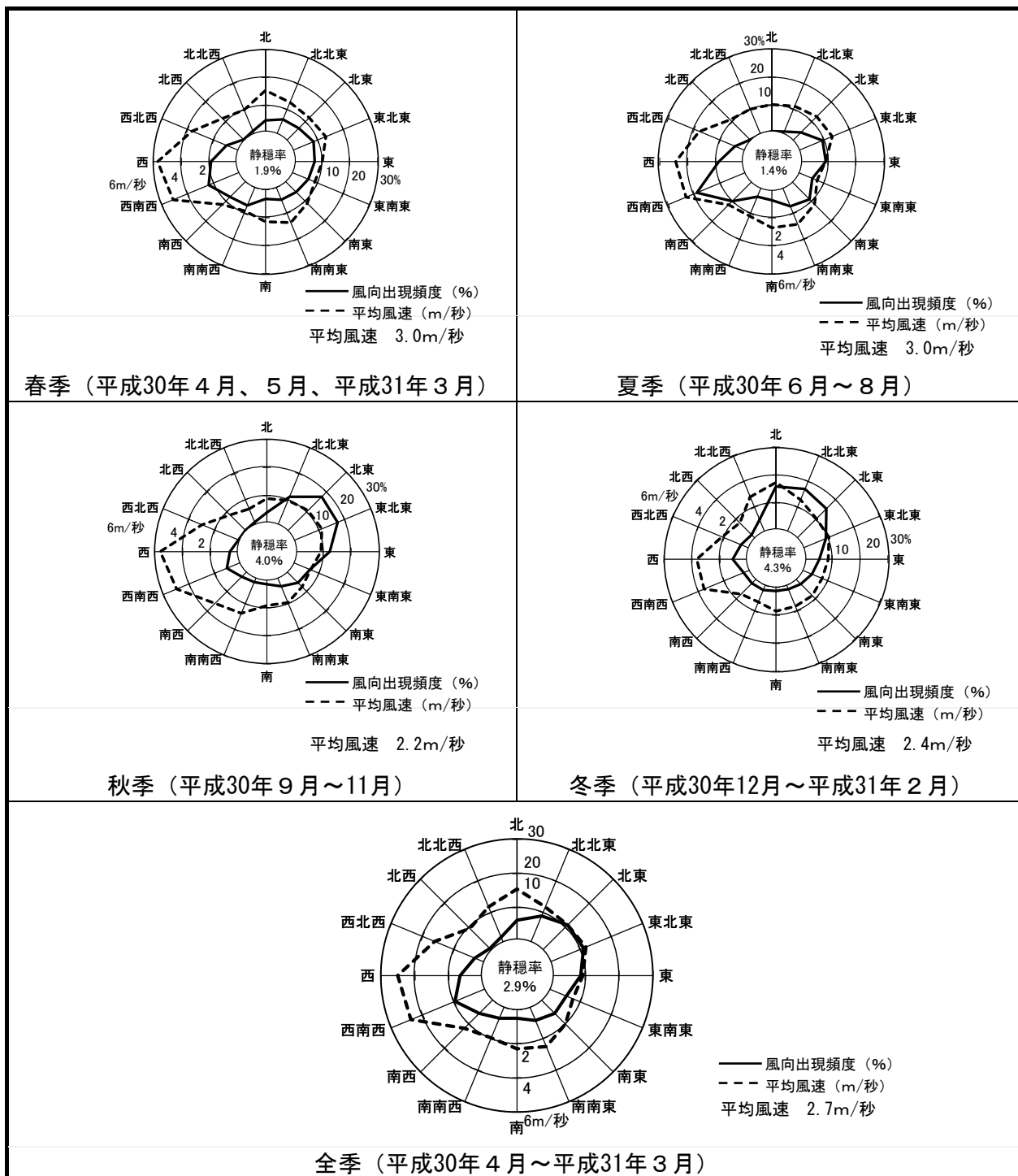
所在地	北緯	東経	観測所の 標高	風速計の 地上高さ	観測開始年月日
千葉市中央区 中央港	35度36.1分	140度6.2分	3 m	47.9m	昭和56年 3 月30日

出典：「地域気象観測所一覧」（気象庁ホームページ）



また、対象事業実施区域及びその周辺における風の状況は、対象事業実施区域と風の状況が類似していると考えられる千城台北小学校測定局（一般局）を用いて把握した。千城台北小学校測定局における平成30年度の季節別風配図は、図 3-1.8に示すとおりである。全季の風配図を見ると、平均風速は2.7m/秒であり、西南西の風が多くなっている。

なお、千城台北小学校測定局の位置は、図 3-1.7に示したとおりである。



注1）静穏（calm）：0.4m/秒以下

注2）測定局名については、「平成30年度大気環境測定結果」（千葉県ホームページ）に記載されている名称を用いている。

出典：「千葉県大気環境常時監視リアルタイム表示システム常時監視データ（過去データ）」（千葉県ホームページ）

図 3-1.8 千城台北小学校測定局における風配図

3-1-3 水質の状況

対象事業実施区域及びその周辺において実施されている公共用水域の水質測定地点は、表 3-1.10及び図 3-1.9に示すとおりである。平成30年度の測定結果は、表 3-1.11(1)～(2)に示すとおりである。

生活環境の保全に関する環境基準は類型指定されている水域に、人の健康の保護に関する環境基準は全公共用水域に適用される。

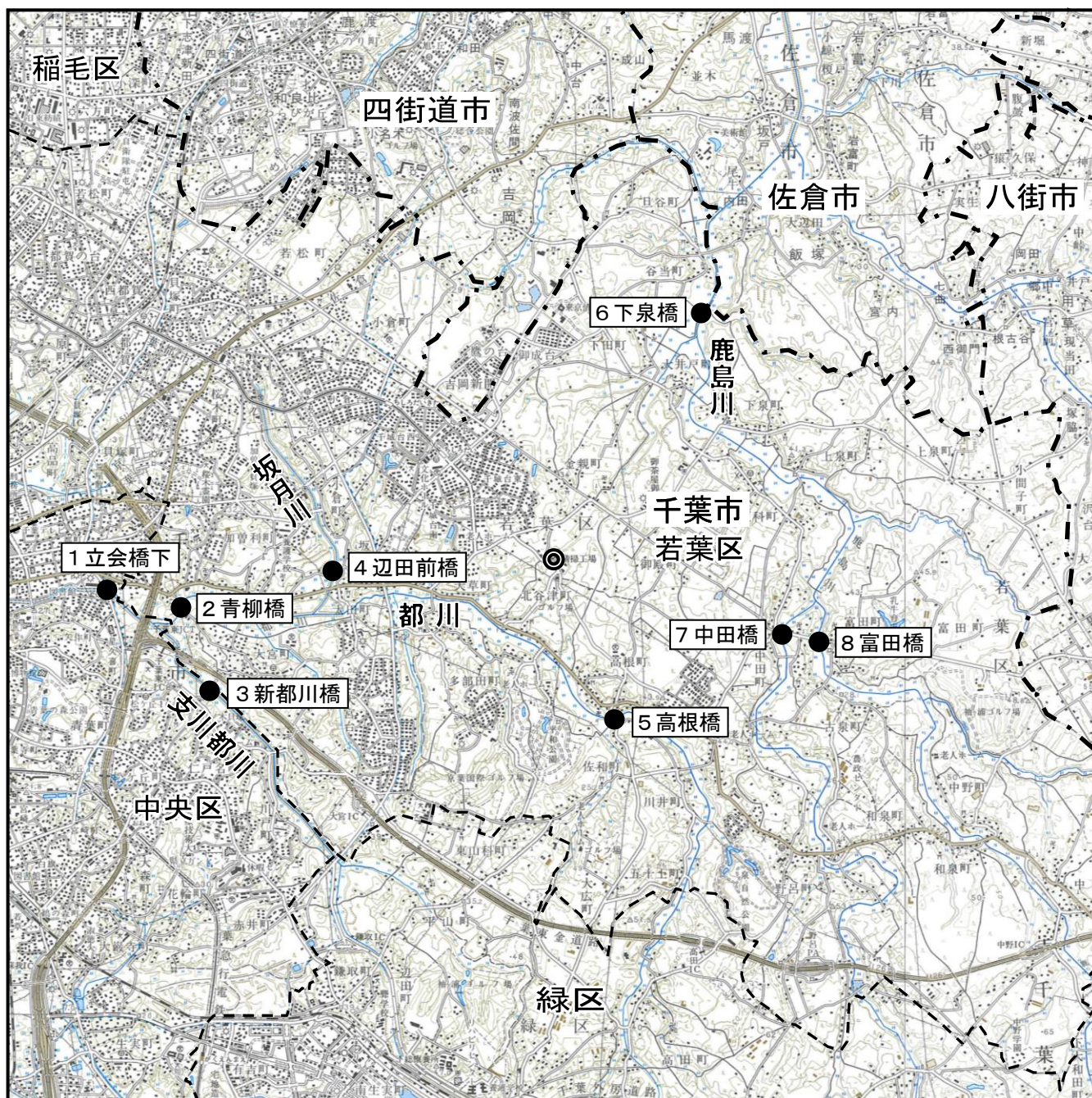
測定結果をみると、下泉橋の大腸菌群数を除くすべての項目が環境基準及び環境目標値に適合している。

表 3-1.10 公共用水域水質測定地点（平成30年度）

区分	水域名	地点番号	地点名	環境基準類型 ^{注)}	環境目標値の有無	調査機関名
				BOD等	有：○ 無：－	
河川	都川	1	立会橋下	E	－	千葉市
		2	青柳橋	E	○	
		3	新都川橋	－	○	
		4	辺田前橋	－	○	
		5	高根橋	E	○	
	鹿島川	6	下泉橋	A	○	
		7	中田橋	－	－	
		8	富田橋	－	－	

注) 環境基準類型は表 3-2.22(1)を参照。生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）は類型指定されている水域に適用され、人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）は全公共用水域に適用される。

出典：「平成30年度公共用水域水質調査結果」（千葉市ホームページ）

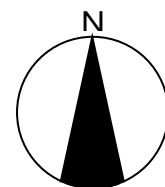


凡 例

- | | | | |
|-------|----------|---|------|
| ◎ | 対象事業実施区域 | — | 河川 |
| - · - | 市境 | ■ | 貯水池等 |
| - - - | 区境 | | |
| ● | 水質測定地点 | | |

出典：「平成 30 年度公共用水域水質調査結果」（千葉市ホームページ）

この地図は、国土地理院発行の 1:50,000 地形図「千葉」「東金」を使用し、1:70,000 の縮尺に編集したものである。



1 : 70,000
0 700m 1km 2km

図 3-1.9 公共用水域水質測定地点

表 3-1. 11(1) 公共用水域の水質測定結果（平成30年度）

項 目			測定地点名		河川					環境基準	環境目標値		
					都川						青柳橋・高根橋	新都川橋	辺田前橋
					立会橋下	青柳橋	新都川橋	辺田前橋	高根橋				
環境基準類型 ^{注1)}		BOD等		E	E	－	－	E	E	－	－	－	
生活環境項目	pH		7.8	7.8	7.7	7.6	7.8	6.0～8.5	－	－	－		
	DO (mg/L)		9.1	9.1	9.1	8.1	9.1	2以上	7.5以上	5以上	5以上		
	BOD (mg/L)		1.6	1.9	1.0	2.2	1.1	10以下	3以下	3以下	5以下		
	COD (mg/L)		－	－	－	－	－	－	－	－	－		
	SS (mg/L)		6	6	6	5	5	ごみ等の浮遊が認められないこと。	－	－	－		
	大腸菌群数 (MPN/100mL)		－	－	－	－	－	－	1,000以下	5,000以下	5,000以下		
	N-ヘキサン抽出物質 (mg/L)		－	－	－	－	－	－	－	－	－		
	全窒素 (mg/L)		－	－	－	－	－	－	－	－	－		
	全リン (mg/L)		－	－	－	－	－	－	－	－	－		
全亜鉛 (mg/L)		－	0.009	0.006	0.011	0.010	0.03以下	－	－	－			
健康項目	カドミウム (mg/L)		<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003以下	0.003以下				
	全シアン (mg/L)		不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	検出されないこと	検出されないこと				
	鉛 (mg/L)		0.002	0.001	0.001	0.001	<0.001	0.01以下	0.01以下				
	六価クロム (mg/L)		<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.05以下	0.05以下				
	砒素 (mg/L)		<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01以下	0.01以下				
	総水銀 (mg/L)		<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005以下	0.0005以下				
	アルキル水銀 (mg/L)		－	－	－	－	－	検出されないこと	検出されないこと				
	PCB (mg/L)		－	－	－	－	－	検出されないこと	検出されないこと				
	ジクロロメタン (mg/L)		<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02以下	0.02以下				
	四塩化炭素 (mg/L)		<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002以下	0.002以下				
	1,2-ジクロロエタン (mg/L)		<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.004以下	0.004以下				
	1,1-ジクロロエチレン (mg/L)		<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.1以下	0.1以下				
	シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/L)		<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.04以下	0.04以下				
	1,1,1-トリクロロエタン (mg/L)		<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	1以下	1以下				
	1,1,2-トリクロロエタン (mg/L)		<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006以下	0.006以下				
	トリクロロエチレン (mg/L)		<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01以下	0.01以下				
	テトラクロロエチレン (mg/L)		<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01以下	0.01以下				
	1,3-ジクロロプロペン (mg/L)		<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002以下	0.002以下				
	チウラム (mg/L)		－	－	－	－	－	0.006以下	0.006以下				
	シマジン (mg/L)		－	－	－	－	－	0.003以下	0.003以下				
	チオベンカルブ (mg/L)		－	－	－	－	－	0.02以下	0.02以下				
	ベンゼン (mg/L)		<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01以下	0.01以下				
	セレン (mg/L)		－	－	－	－	－	0.01以下	0.01以下				
	ふっ素 (mg/L)		<0.08	<0.08	0.10	<0.08	<0.08	0.8以下	0.8以下				
	ほう素 (mg/L)		0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	1以下	1以下				
	1,4-ジオキサン (mg/L)		－	－	－	－	－	0.05以下	0.05以下				
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/L)		1.7	1.9	1.4	2.1	2.2	10以下	10以下				

注1) 環境基準類型は表 3-2. 22(1)を参照。

注2) 表中の値のBODは年間75%値、全シアンは最高値、その他は年平均値を示している。

注3) 表中の は、環境基準を超過していることを示している。

注4) 表中の「—」は調査を行っていない、または環境基準類型が設定されていないことを示している。

注5) 計画施設は乾式のため、本基準は適用されない。

出典：「平成30年度公共用水域水質調査結果」（千葉市ホームページ）

表 3-1.11 (2) 公共用水域の水質測定結果（平成30年度）

項 目		測定地点名	河川			環境基準	環境目標値
			鹿島川				下泉橋
			下泉橋	中田橋	富田橋		
環境基準類型 ^{注1)}		BOD等	A	－	－	A	－
生活環境項目	pH		7.7	8.0	7.9	6.5～8.5	－
	DO	(mg/L)	9.6	11	10	7.5以上	7.5以上
	BOD	(mg/L)	1.0	1.8	1.9	2以下	2以下
	COD	(mg/L)	－	－	－	－	－
	SS	(mg/L)	5	4	4	25以下	－
	大腸菌群数	(MPN/100mL)	53,000	140,000	6,000	1,000以下	1,000以下
	N-ヘキサン抽出物質	(mg/L)	－	－	－	－	－
	全窒素	(mg/L)	－	－	－	－	－
	全リン	(mg/L)	－	－	－	－	－
	全亜鉛	(mg/L)	0.003	－	－	0.03以下	－
健康項目	カドミウム	(mg/L)	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003以下	0.003以下
	全シアン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	検出されないこと	検出されないこと
	鉛	(mg/L)	<0.001	<0.001	<0.001	0.01以下	0.01以下
	六価クロム	(mg/L)	<0.005	<0.005	<0.005	0.05以下	0.05以下
	砒素	(mg/L)	<0.005	<0.005	<0.005	0.01以下	0.01以下
	総水銀	(mg/L)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005以下	0.0005以下
	アルキル水銀	(mg/L)	－	－	－	検出されないこと	検出されないこと
	PCB	(mg/L)	不検出	－	－	検出されないこと	検出されないこと
	ジクロロメタン	(mg/L)	<0.002	<0.002	<0.002	0.02以下	0.02以下
	四塩化炭素	(mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002以下	0.002以下
	1,2-ジクロロエタン	(mg/L)	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.004以下	0.004以下
	1,1-ジクロロエチレン	(mg/L)	<0.002	<0.002	<0.002	0.1以下	0.1以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン	(mg/L)	<0.004	<0.004	<0.004	0.04以下	0.04以下
	1,1,1-トリクロロエタン	(mg/L)	<0.1	<0.1	<0.1	1以下	1以下
	1,1,2-トリクロロエタン	(mg/L)	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006以下	0.006以下
	トリクロロエチレン	(mg/L)	<0.001	<0.001	<0.001	0.01以下	0.01以下
	テトラクロロエチレン	(mg/L)	<0.001	<0.001	<0.001	0.01以下	0.01以下
	1,3-ジクロロプロペン	(mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002以下	0.002以下
	チウラム	(mg/L)	－	－	－	0.006以下	0.006以下
	シマジン	(mg/L)	－	－	－	0.003以下	0.003以下
	チオベンカルブ	(mg/L)	－	－	－	0.02以下	0.02以下
	ベンゼン	(mg/L)	<0.001	<0.001	<0.001	0.01以下	0.01以下
	セレン	(mg/L)	－	－	－	0.01以下	0.01以下
	ふっ素	(mg/L)	<0.08	<0.08	<0.08	0.8以下	0.8以下
	ほう素	(mg/L)	<0.1	<0.1	<0.1	1以下	1以下
	1,4-ジオキサン	(mg/L)	<0.005	－	－	0.05以下	0.05以下
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	(mg/L)	4.0	2.9	5.2	10以下	10以下

注1) 環境基準類型は表 3-2.22(1)を参照。

注2) 表中の値のBODは年間75%値、全シアンは最高値、その他は年平均値を示している。

注3) 表中の は、環境基準を超過していることを示している。

注4) 表中の「—」は調査を行っていない、または環境基準類型が設定されていないことを示している。

出典：「平成30年度公共用水域水質調査結果」（千葉市ホームページ）

対象事業実施区域及びその周辺における平成29年度の地下水質の概況調査の結果は、表 3-1. 12(1)～(2)に示すとおりである。

概況調査では緑区下大和田町の硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素で環境基準の超過がみられるものの、その他の地点ではすべての項目が環境基準及び環境目標値に適合している。

また、要監視項目調査の結果は、表 3-1. 13に示すとおりである。調査結果をみると、すべての項目が環境基準及び環境目標値に適合している。

なお、千葉市では汚染範囲の確認を目的として、汚染が確認された地区を対象に汚染確認調査を独自に行っている。汚染確認調査の結果は、表 3-1. 14に示すとおりである。調査結果をみると、一部の井戸について有機塩素系化合物及び六価クロムにおける環境基準の超過が確認されている。

表 3-1. 12(1) 地下水質調査結果（平成29年度、概況調査）

項 目	地 点	千葉市					環境基準	環境目標値
		若葉区			中央区	緑区		
		中野町	中野町	野呂町	星久喜町	下大和田町		
カドミウム	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.003以下	0.003以下
全シアン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	検出されないこと	検出されないこと
鉛	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.01以下	0.01以下
六価クロム	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.05以下	0.05以下
砒素	(mg/L)	0.005	0.004	0.001	不検出	不検出	0.01以下	0.01以下
総水銀	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.0005以下	0.0005以下
アルキル水銀	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	検出されないこと	検出されないこと
PCB	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	検出されないこと	検出されないこと
ジクロロメタン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.02以下	0.02以下
四塩化炭素	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.002以下	0.002以下
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は 塩化ビニルモノマー)	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.002以下	0.002以下
1,2-ジクロロエタン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.004以下	0.004以下
1,1-ジクロロエチレン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.1以下	0.1以下
1,2-ジクロロエチレン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.04以下	0.04以下
1,1,1-トリクロロエタン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	1以下	1以下
1,1,2-トリクロロエタン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.006以下	0.006以下
トリクロロエチレン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.01以下	0.01以下
テトラクロロエチレン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.01以下	0.01以下
1,3-ジクロロプロペン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.002以下	0.002以下
チウラム	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.006以下	0.006以下
シマジン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.003以下	0.003以下
チオベンカルブ	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.02以下	0.02以下
ベンゼン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.01以下	0.01以下
セレン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.01以下	0.01以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	(mg/L)	不検出	4	不検出	3.1	13	10以下	10以下
ふっ素	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.8以下	0.8以下
ほう素	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	1以下	1以下
1,4-ジオキサン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.05以下	0.05以下

注1) 表中の は、環境基準を超過していることを示している。

注2) 表中の「—」は調査を行っていないことを示している。

出典：「平成29年度公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」（千葉県ホームページ）

表 3-1. 12(2) 地下水質調査結果（平成29年度、概況調査）

項 目	地 点	千葉市		四街道市	八街市		環境基準	環境目標値
		稲毛区		吉岡	沖	岡田		
		長沼町	長沼原町					
カドミウム	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.003以下	0.003以下
全シアン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	検出されないこと	検出されないこと
鉛	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.01以下	0.01以下
六価クロム	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.05以下	0.05以下
砒素	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.01以下	0.01以下
総水銀	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.0005以下	0.0005以下
アルキル水銀	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	検出されないこと	検出されないこと
PCB	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	検出されないこと	検出されないこと
ジクロロメタン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.02以下	0.02以下
四塩化炭素	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.002以下	0.002以下
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は 塩化ビニルモノマー)	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.002以下	0.002以下
1,2-ジクロロエタン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.004以下	0.004以下
1,1-ジクロロエチレン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.1以下	0.1以下
1,2-ジクロロエチレン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.04以下	0.04以下
1,1,1-トリクロロエタン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	1 以下	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.006以下	0.006以下
トリクロロエチレン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.01以下	0.01以下
テトラクロロエチレン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.01以下	0.01以下
1,3-ジクロロプロペン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.002以下	0.002以下
チウラム	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.006以下	0.006以下
シマジン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.003以下	0.003以下
チオベンカルブ	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.02以下	0.02以下
ベンゼン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.01以下	0.01以下
セレン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.01以下	0.01以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	(mg/L)	不検出	1.6	不検出	9.3	不検出	10以下	10以下
ふっ素	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.8以下	0.8以下
ほう素	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	1 以下	1 以下
1,4-ジオキサン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.05以下	0.05以下

注1) 表中の は、環境基準を超過していることを示している。

注2) 表中の「-」は調査を行っていないことを示している。

出典：「平成29年度公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」（千葉県ホームページ）

表 3-1.13 地下水質調査結果（平成29年度、要監視項目調査）

項 目	地 点	千葉市			四街道市	指針値
		稲毛区				
		長沼町	長沼町	長沼原町	吉岡	
クロロホルム	(mg/L)	0.0025	不検出	不検出	—	0.06以下
1,2-ジクロロプロパン	(mg/L)	—	—	—	—	0.06以下
p-ジクロロベンゼン	(mg/L)	—	—	—	—	0.2以下
イソキサチオン	(mg/L)	—	—	—	—	0.008以下
ダイアジノン	(mg/L)	—	—	—	—	0.005以下
フェニトロチオン	(mg/L)	—	—	—	—	0.003以下
イソプロチオラン	(mg/L)	—	—	—	—	0.04以下
オキシ銅	(mg/L)	—	—	—	—	0.04以下
クロロタロニル	(mg/L)	—	—	—	—	0.05以下
プロピサミド	(mg/L)	—	—	—	—	0.008以下
EPN	(mg/L)	—	—	—	不検出	0.006以下
ジクロルボス	(mg/L)	—	—	—	—	0.008以下
フェノブカルブ	(mg/L)	—	—	—	—	0.03以下
イプロベンホス	(mg/L)	—	—	—	—	0.008以下
クロルニトロフェン	(mg/L)	—	—	—	—	—
トルエン	(mg/L)	—	—	—	—	0.6以下
キシレン	(mg/L)	—	—	—	—	0.4以下
フタル酸ジエチルヘキシル	(mg/L)	—	—	—	—	0.06以下
ニッケル	(mg/L)	—	—	—	不検出	—
モリブデン	(mg/L)	—	—	—	—	0.07以下
アンチモン	(mg/L)	—	—	—	不検出	0.02以下
エピクロロヒドリン	(mg/L)	—	—	—	不検出	0.0004以下
全マンガン	(mg/L)	—	—	—	不検出	0.2以下
ウラン	(mg/L)	—	—	—	不検出	0.002以下

注) 表中の「—」は調査を行っていない又は指針値が設定されていないことを示している。

出典：「平成29年度公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」（千葉県ホームページ）

表 3-1.14 地下水質調査結果（平成30年度、汚染確認調査（千葉市独自））

調査項目	調査地区	調査本数	基準超過本数 (測定地点)	環境基準
有機塩素系化合物	稲毛区	10	1 (稲毛区長沼原町)	—注)
六価クロム	中央区	313	18 (中央区生実町、南生実町)	0.05mg/L 以下
砒素	稲毛区、若葉区	112	3	0.01mg/L 以下

注) 有機塩素系化合物に属する複数の物質を対象に調査を行っており、物質ごとの情報を公表していないため、環境基準を記載していない。

出典：「平成30年度地下水水質調査結果」（千葉市ホームページ）

また、対象事業実施区域及びその周辺の水質のダイオキシン類については、対象事業実施区域から半径約6kmの範囲に調査地点が存在しないことから、最寄りの調査地点である鹿島川の岩富橋（対象事業実施区域の北東約8.5km）の測定結果を用いて把握した。過去5年間における測定結果は表3-1.15に、測定地点は図3-1.10に示すとおりである。

平成30年度の測定結果は0.17pg-TEQ/Lとなっており、環境基準（年平均値が1pg-TEQ/L以下）に適合している。また、平成26～30年度の年平均値は0.17～0.27pg-TEQ/Lであり、すべての年

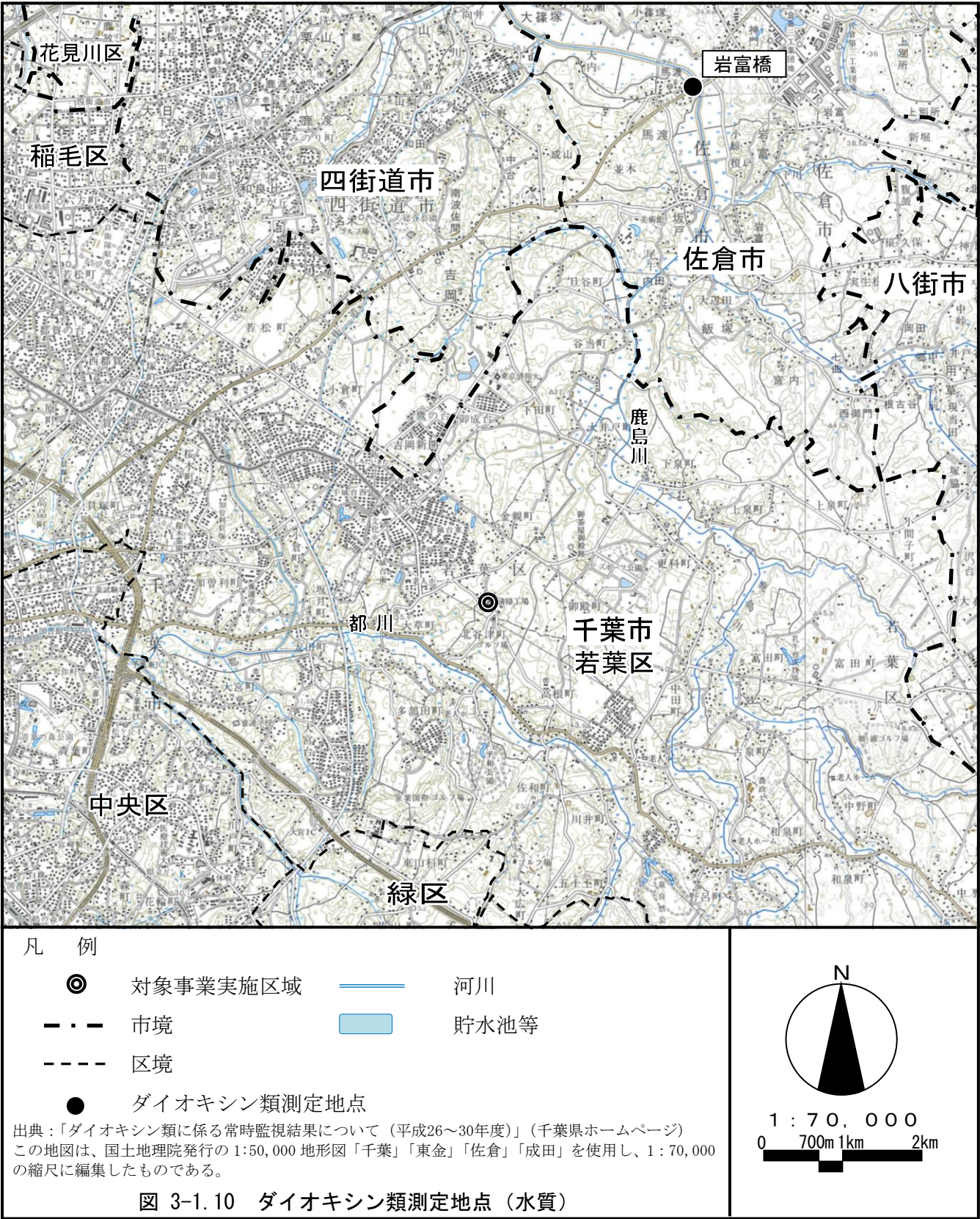
度で環境基準に適合している。

表 3-1.15 ダイオキシン類の測定結果（水質）

単位：pg-TEQ/L

区分	水域名	地点名	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	環境基準
河川	鹿島川	岩富橋	0.27	0.23	0.25	0.24	0.17	1 以下

出典：「ダイオキシン類に係る常時監視結果について（平成26～30年度）」（千葉県ホームページ）



3-1-4 水象の状況

対象事業実施区域及びその周辺の主要な河川は表 3-1. 16に、河川等の状況は図 3-1. 11に示すとおりである。

対象事業実施区域及びその周辺の主要な河川としては、対象事業実施区域東側に鹿島川が流れており、印旛沼に流入している。また、西側を流れる支川都川、坂月川は都川、その後、葭川と合流し、東京湾に注ぐ。

表 3-1. 16 主要な河川

種別	水系名	河川名	市内流路延長 (m)	流域面積 (km ²)
一級河川	利根川	鹿島川	2,000	251.90
二級河川	都川	都川	13,051	71.65
		支川都川	6,550	△12.64 ^{注)}
		坂月川	3,100	△8.02 ^{注)}

注) △を付した流域面積は、都川の流域面積に含まれることを示している。

出典：「千葉市統計書（平成30年度版）」（平成31年4月 千葉市）

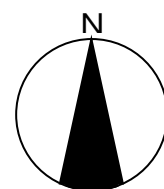


凡 例

- | | | | |
|-------|----------|---|------|
| ◎ | 対象事業実施区域 | — | 河川 |
| - . - | 市境 | ■ | 貯水池等 |
| - - - | 区境 | | |

出典：「千葉市統計書（平成 30 年度版）」（平成 31 年 4 月 千葉市）

この地図は、国土地理院発行の 1:50,000 地形図「千葉」「東金」を使用し、1:70,000 の縮尺に編集したものである。



1 : 70, 000
0 700m 1km 2km

図 3-1.11 水象の状況

3-1-5 水底の底質の状況

対象事業実施区域及びその周辺では、水底の底質の調査は実施されていない。

また、対象事業実施区域及びその周辺の水質のダイオキシン類については、対象事業実施区域から半径約6kmの範囲に調査地点が存在しないことから、最寄りの調査地点である鹿島川の岩富橋（対象事業実施区域の北東約8.5km）の測定結果を用いて把握した。過去5年間における測定結果は表 3-1.17に、測定地点は図 3-1.12に示すとおりである。

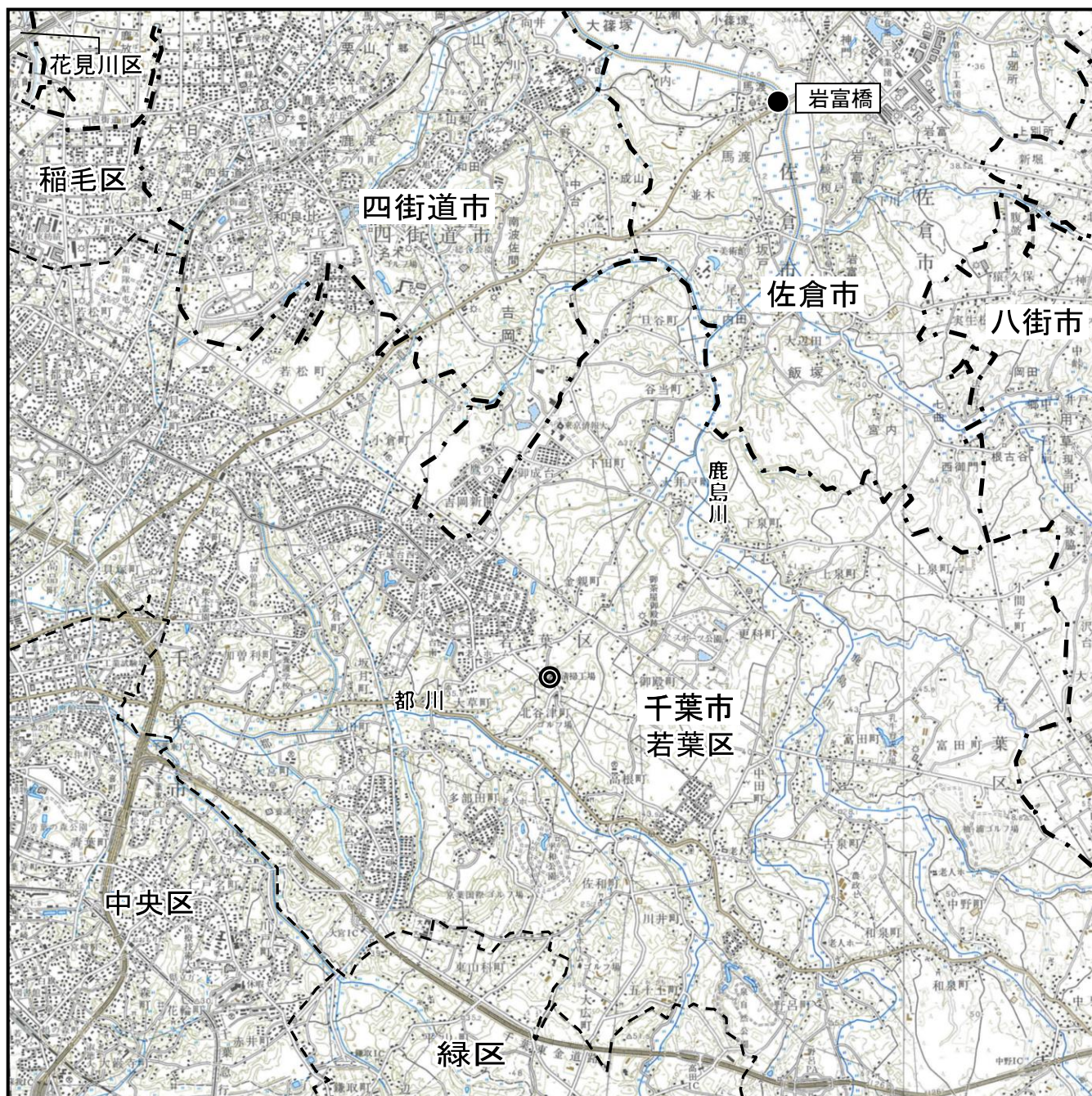
平成30年度の測定結果は0.33pg-TEQ/Lとなっており、環境基準（年平均値が1pg-TEQ/L以下）に適合している。また、平成26～30年度の年平均値は0.16～0.76pg-TEQ/Lであり、すべての年度で環境基準に適合している。

表 3-1.17 ダイオキシン類の測定結果（底質）

単位：pg-TEQ/g

区分	水域名	地点名	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	環境基準
河川	鹿島川	岩富橋	0.16	0.76	0.60	0.24	0.33	150以下

出典：「ダイオキシン類に係る常時監視結果について（平成26～30年度）」（千葉県ホームページ）



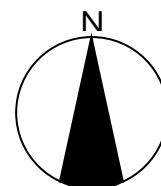
凡 例

- ◎ 対象事業実施区域
- 市境
- 区境
- ダイオキシン類測定地点

- 河川
- 貯水池等

出典：「ダイオキシン類に係る常時監視結果について（平成26～30年度）」（千葉県ホームページ）

この地図は、国土地理院発行の1:50,000地形図「千葉」「東金」「佐倉」「成田」を使用し、1:70,000の縮尺に編集したものである。



1 : 70,000
0 700m 1km 2km

図 3-1.12 ダイオキシン類測定地点（底質）

3-1-6 騒音及び低周波音の状況

対象事業実施区域及びその周辺における一般環境騒音の調査結果は表 3-1. 18に、調査地点は図 3-1. 13に示すとおりである。調査結果をみると、すべての地点において環境基準（環境目標値）を達成している。

表 3-1. 18 一般環境騒音調査結果（平成30年度）

単位：デシベル

調査地点名	所在地	地域 類型 ^{注1)}	測定結果		環境基準（環境目標値 ^{注3)} ）	
			昼間 ^{注2)}	夜間 ^{注2)}	昼間 ^{注2)}	夜間 ^{注2)}
大広公園	千葉市若葉区 西都賀2丁目27	A	48	40	55	45
谷ツ上公園	千葉市若葉区 貝塚町1326-306	B	44	43		
緑区役所	千葉市緑区 おゆみ野3丁目15-3	C	47	40	60	50

注1) 地域類型は表 3-2. 30(1)を参照。

注2) 昼間の時間区分は6:00～22:00、夜間の時間区分は22:00～6:00である。

注3) 環境目標値は環境基準と同様の値である。

出典：「一般環境騒音測定結果」（千葉市ホームページ）

また、対象事業実施区域及びその周辺では、道路交通騒音について、住宅の立地状況を考慮した面的評価に係る調査が行われている。

面的評価の調査結果は表 3-1. 19(1)～(2)に、対象区間は図 3-1. 13に示すとおりである。調査結果をみると、「道路に面する地域の騒音に係る環境基準」において、昼間・夜間とも基準値以下の割合は65.2～100%となっている。

なお、対象事業実施区域及びその周辺において低周波音の調査は行われていない。

表 3-1.19(1) 道路交通騒音調査結果（面的評価、平成29年度）

地点 番号	道路名	観測地点の住所	評価区間の住所	等価騒音レベル (デシベル)		評価 区間 の延 長 (km)	昼間・ 基準 値以下 とも (%)	昼間 のみ 基準 値以下 (%)	夜間 のみ 基準 値以下 (%)	昼間・ 基準 値超過 とも (%)
				昼間 ^{注)}	夜間 ^{注)}					
1	一般国道16号	千葉市若葉区加曽利町	千葉市中央区都町 } 千葉市若葉区加曽利町	56	52	0.7	98.8	0.6	0.0	0.6
2	一般国道51号	千葉市若葉区若松町	千葉市若葉区 桜木北1丁目1 } 千葉市若葉区若松町	69	66	2.8	100.0	0.0	0.0	0.0
3	一般国道126号	千葉市中央区都町 2丁目7	千葉市若葉区加曽利町 } 千葉市中央区本町 1丁目5	70	68	2.8	84.3	14.0	0.0	1.6
4	主要地方道千葉 大網線	千葉市中央区仁戸名町	千葉市中央区松ヶ丘町 } 千葉市緑区鎌取町	70	68	4.2	89.3	3.0	0.0	7.6
5	一般国道126号	千葉市若葉区野呂町	千葉市若葉区中野町 } 千葉市若葉区野呂町	69	66	5.7	92.2	7.4	0.0	0.5
6	一般国道126号	千葉市若葉区中田町	千葉市若葉区野呂町 } 千葉市若葉区中田町	68	65	1.1	100.0	0.0	0.0	0.0
7	一般国道126号	千葉市若葉区高根町	千葉市若葉区中田町 } 千葉市若葉区坂月町	70	67	4.4	100.0	0.0	0.0	0.0
8	一般国道126号	千葉市若葉区加曽利町	千葉市若葉区坂月町 } 千葉市若葉区加曽利町	73	70	2.7	65.2	31.2	0.0	3.5
9	一般国道126号 (千葉東金道 路)	千葉市若葉区中野町	千葉市若葉区中野町 } 千葉市若葉区中野町	62	57	2.3	100.0	0.0	0.0	0.0
10	一般国道126号 (千葉東金道 路)	千葉市若葉区古泉町	千葉市若葉区中野町 } 千葉市緑区高田町	63	58	3.9	100.0	0.0	0.0	0.0
11	一般国道126号 (千葉東金道 路)	千葉市若葉区大広町	千葉市緑区高田町 } 千葉緑区平山町	68	62	3.4	100.0	0.0	0.0	0.0
12	一般国道126号 (千葉東金道 路)	千葉市緑区平山町	千葉緑区平山町 } 千葉市若葉区大宮町	57	52	1.0	93.1	0.0	0.0	6.9

注) 昼間の時間区分は6:00～22:00、夜間の時間区分は22:00～6:00である。

出典:「平成30年版環境白書」(平成31年3月 千葉県)

表 3-1.19(2) 道路交通騒音調査結果（面的評価、平成29年度）

地点 番号	道路名	観測地点の住所	評価区間の住所	等価騒音レベル (デシベル)		評価 区間の 延長 (km)	昼間・ 基準値以下 の割合 (%)	昼間のみ 基準値以下 の割合 (%)	夜間のみ 基準値以下 の割合 (%)	昼間・ 基準値超過 の割合 (%)
				昼間 ^{注)}	夜間 ^{注)}					
13	一般国道126号 (千葉東金道路)	千葉市若葉区大宮町	千葉市若葉区大宮町 〓 千葉市中央区星久喜町	62	57	3.1	100.0	0.0	0.0	0.0
14	主要地方道千葉 大網線	千葉市中央区青葉町	千葉市中央区長洲 2丁目28 〓 千葉市中央区松ヶ丘町	69	66	2.3	85.4	13.3	0.0	1.3
15	主要地方道千葉 大網線	千葉市緑区誉田町	千葉市緑区鎌取町 〓 千葉市緑区誉田町	67	62	2.2	100	0.0	0.0	0.0
16	主要地方道千葉 白井印西線	千葉市若葉区高品町	千葉市若葉区貝塚町 〓 千葉市若葉区高品町	63	55	0.7	99.0	0.0	0.3	0.7
17	主要地方道千葉 白井印西線	千葉市若葉区高品町	千葉市若葉区高品町 〓 千葉市若葉区高品町	72	68	0.4	77.4	3.8	0.0	18.9
18	主要地方道千葉 白井印西線	千葉市若葉区西都賀 5丁目8	千葉市若葉区高品町 〓 千葉市稲毛区小深町	65	62	4.2	99.7	0.2	0.0	0.1
19	市道西千葉駅稲 荷町線	千葉市中央区 千葉寺町	千葉市中央区千葉寺町 〓 千葉市中央区稲荷町 3丁目1	62	57	1.3	99.2	0.8	0.0	0.0

注) 昼間の時間区分は6:00～22:00、夜間の時間区分は22:00～6:00である。

出典:「平成30年版環境白書」(平成31年3月 千葉県)

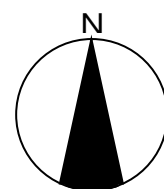


凡 例

- ◎ 対象事業実施区域
- - - 市境
- - - 区境
- 一般環境騒音調査地点
- ┌─┐ 面的評価対象区間

出典：「平成30年版環境白書」（平成31年3月 千葉県）
「平成30年版千葉市環境白書」（平成30年12月 千葉市）

この地図は、国土地理院発行の1:50,000地形図「千葉」「東金」を使用し、1:70,000の縮尺に編集したものである。



1 : 70,000
0 700m 1km 2km

図 3-1.13 騒音調査地点

3-1-7 振動の状況

対象事業実施区域及びその周辺における道路交通振動の調査結果は表 3-1. 20に、調査地点は図 3-1. 14に示すとおりである。

調査結果をみると、いずれの地点も要請限度以下の値となっている。

なお、対象事業実施区域及びその周辺では、環境振動の調査は実施されていない。

表 3-1. 20 道路交通振動調査結果（80%レンジ上端値、平成29年度）

地点 番号	道路名	調査地点	区域の 区分 ^{注1)}	振動レベル (デシベル)		要請限度 判定 ^{注3)}	要請限度値 (デシベル)	
				昼間 ^{注2)}	夜間 ^{注2)}		昼間 ^{注2)}	夜間 ^{注2)}
1	一般国道 16 号 (京葉道路)	千葉市若葉区加曽利町	1	48	45	○	65	60
2	一般国道 51 号	千葉市若葉区若松町	1	51	50	○	65	60
3	主要地方道 千葉大網線	千葉市中央区仁戸名町	1	55	51	○	65	60
4	一般国道 126 号	千葉市中央区都町 2 丁目	2	41	35	○	70 ^{注4)}	65 ^{注4)}

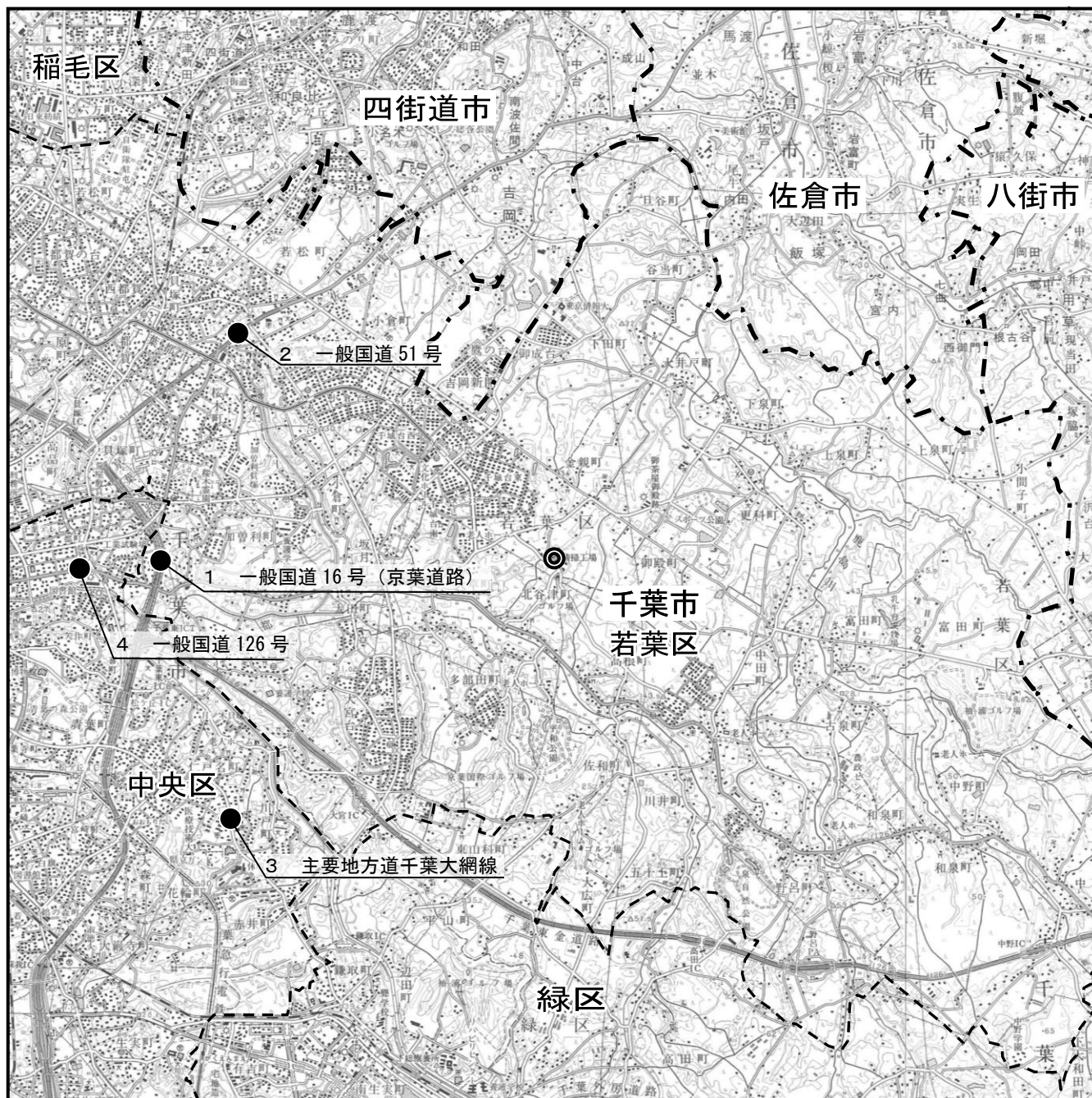
注1) “1” は第一種区域、“2” は第二種区域を示しており、区域の区分は表 3-2. 35 を参照。

注2) 昼間の時間区分は 8 : 00～19 : 00、夜間の時間区分は 19:00～8 : 00 である。

注3) ○は要請限度以下であることを示している。

注4) 測定地点は、振動規制法に基づく道路交通振動の要請限度は適用されないが、参考として第2種区域の値を用いた。

出典：「平成 30 年版千葉市環境白書」（平成 30 年 12 月 千葉市）

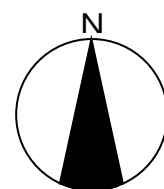


凡 例

- ◎ 対象事業実施区域
- . - 市境
- - - 区境
- 道路交通振動調査地点

出典：「平成 30 年版千葉市環境白書」（平成 30 年 12 月 千葉市）

この地図は、国土地理院発行の 1:50,000 地形図「千葉」「東金」を使用し、1:70,000 の縮尺に編集したものである。



1 : 70,000
0 700m 1km 2km

図 3-1.14 道路交通振動調査地点

3-1-8 悪臭の状況

対象事業実施区域及びその周辺では、悪臭の調査は実施されていない（なお、悪臭に関する苦情の件数は、「3-2-9 その他の事項 3. 公害苦情の状況」（3-160頁参照）に記載しており、平成29年度における悪臭に関する公害苦情の件数は、千葉市で66件、佐倉市で16件、四街道市で16件、八街市で2件となっている。）。また、過去5年間に於いて、旧北谷津清掃工場の稼働や市内の2施設（北清掃工場、新港清掃工場）が原因となる悪臭苦情はない。

3-1-9 地形及び地質等の状況

1. 地 形

対象事業実施区域及びその周辺の地形は、図 3-1. 15に示すとおりである。

対象事業実施区域内は、上位砂礫台地となっており、対象事業実施区域の周辺は、主に上位砂礫台地及び切地・改良地となっている。鹿島川や都川などの河川沿いには、河谷に沿うように谷底平野が分布し、台地中に谷地田として入る地形となっている。

また、分水界の位置は図 3-1. 15に示すとおりであり、対象事業実施区域南側に隣接する市道北谷津町4号線付近を谷津頭とする谷が北方向及び南方向に開析しており、鹿島川水系（北方向）と都川水系（南方向）に分かれている。なお、対象事業実施区域は鹿島川水系に含まれる。

2. 地 質

対象事業実施区域及びその周辺の表層地質図は、図 3-1. 16に示すとおりである。

対象事業実施区域及びその周辺は、大部分が火山性岩石（ローム）となっており、鹿島川、都川、支川都川、坂月川等の河川に沿って泥がち堆積物、砂がち堆積物がみられる。

3. 湧 水

対象事業実施区域及びその周辺の湧水としては、表 3-1. 21に示すとおり銘湧水が3地点存在する。これら湧水の位置は図 3-1. 17に示すとおりである。また、これ以外にも、出典とした文献には記載がないものの、千葉市の調査で対象事業実施区域近傍にある大草谷津田いきものの里に湧水が鴻巣谷津1、鴻巣谷津2の2地点存在する。

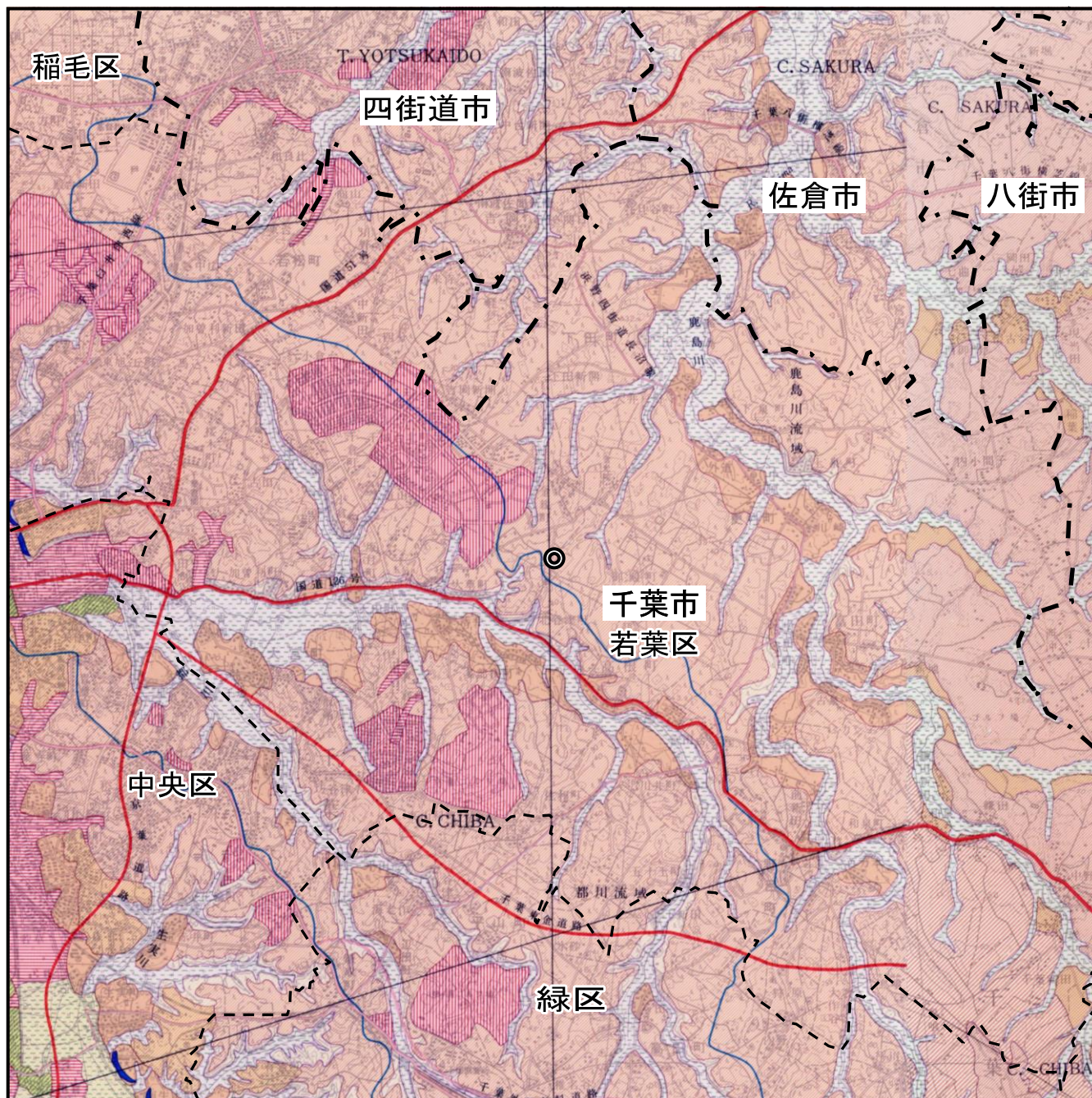
表 3-1.21 対象事業実施区域及びその周辺の銘湧水

湧水の名称	湧水の所在地	概 要
都川白鷺橋付近自噴井 ^{注2)}	千葉市中央区 星久喜町	当該自噴井は千葉市で最大の湧出量（170～240 t / 日）で水質も良好である。都川と支川都川の合流地点の白鷺橋のたもとにあり、平蓋自立型で横一文字の湧出口から地下水がほとばしっている。
姫池湧泉 （谷地斜面据湧水穴型）	千葉市若葉区 北谷津町	金光院谷地最上流に位置する。水量70 t / 日ほどであるが、NO ₃ 濃度が高い。
野呂清水不動尊 （谷地斜面木の根型）	千葉市若葉区 野呂町	不動尊入口左に位置する。水量20 t / 日ほどであり、NO ₃ 濃度も低いが、電気伝導度が高いため、相当数の各種無機イオンが溶存していると思われる。

注1）環境影響評価準備書では4地点を示していたが、「都川白鷺橋付近自噴井」と「自噴井“太郎”」は同一の地点であった。

注2）出典では、「都川白鷺橋付近自噴井」と記載されているが、現在は「自噴井“太郎”」という名称となっている。

出典：「千葉県の自然誌 本編2：千葉県の大地」（平成9年3月 千葉県）



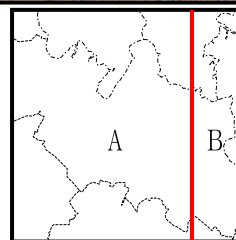
凡 例

- ◎ 対象事業実施区域
- - - 市境
- - - 区境

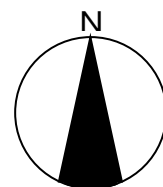
注) 図中のA、Bブロックでは凡例が異なるため、それぞれのブロックにおける凡例を示す。

出典：「土地分類基本調査図（地形分類図）（千葉）」
 （昭和54年6月 千葉県）
 「土地分類基本調査図（地形分類図）（東金・木戸）」
 （昭和52年7月 千葉県）

台地		
A	B	
		上位砂礫台地
		中位砂礫台地
		下位砂礫台地
		斜面
低地		
		谷底平野
		海岸平野
		砂堆・自然堤防
人工地		
		切地・改良地
		盛土地
		旧水面埋立地
その他		
		崖
		分水界
		地形界
		国道
		主要地方道

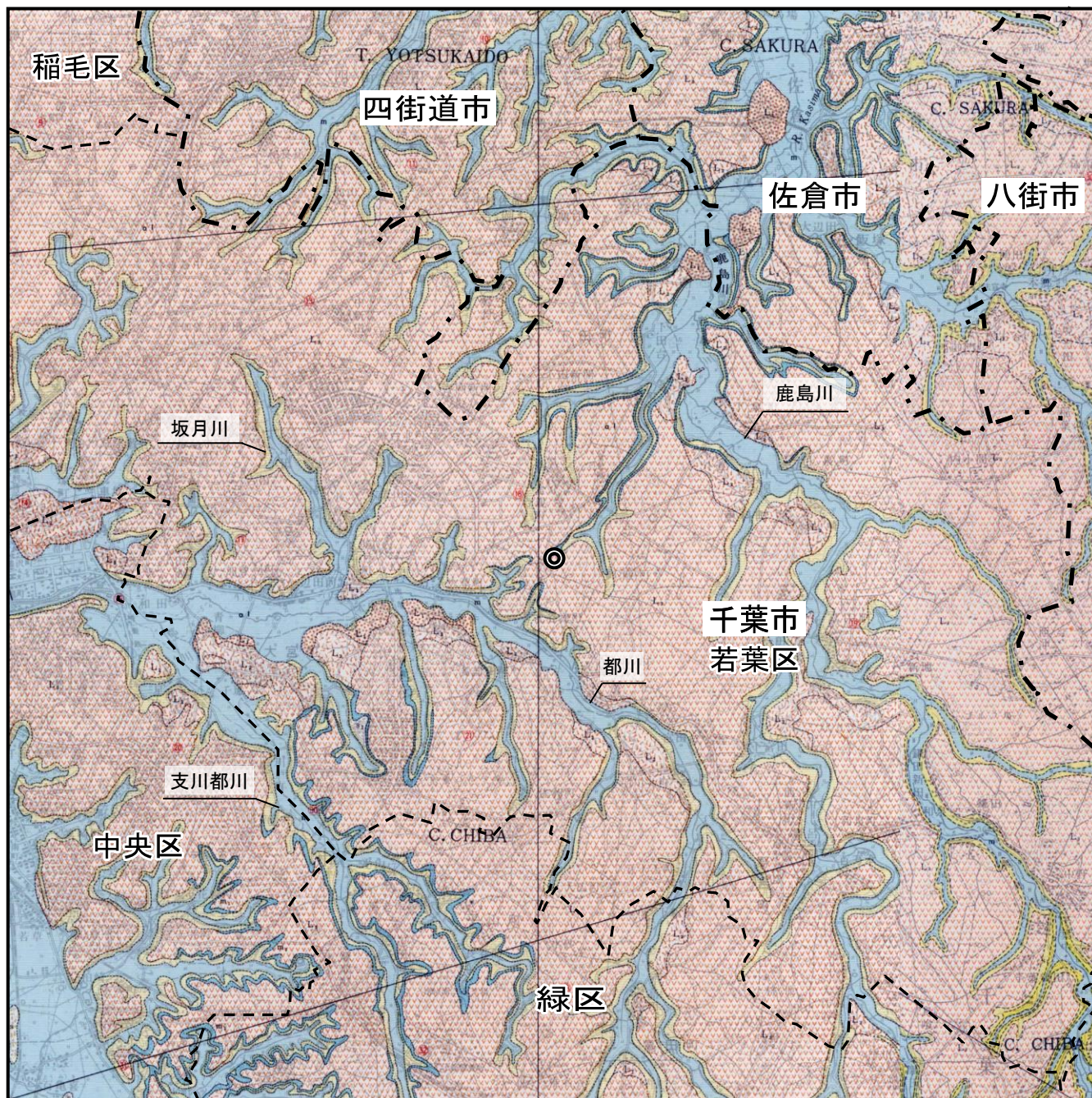


色凡例区分



1 : 70,000
 0 700m 1km 2km

図 3-1.15 地形分類図



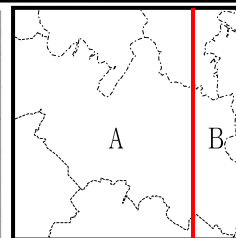
凡 例

- ◎ 対象事業実施区域
- . - 市境
- - - 区境

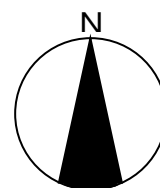
注) 図中のA、Bブロックでは凡例が異なるため、それぞれのブロックにおける凡例を示す。

出典：「土地分類基本調査図（表層地質図）（千葉）」
（昭和 54 年 6 月 千葉県）
「土地分類基本調査図（表層地質図）（東金・木戸）」
（昭和 52 年 7 月 千葉県）

未固結堆積物		
A	B	
m	m	泥がち堆積物
S	S	砂がち堆積物
m ₁	m ₁	泥 1
S ₁	S ₁	砂 1
S ₂	S ₂	砂 2
S ₃	—	砂 3
S ₄	—	砂 4
re	—	埋立堆積物
半固結堆積物		
—	S ₃	砂 3
—	SS ₁	泥質砂岩 1
火山性岩石		
L ₁	L ₁	ローム 1
L ₂	L ₂	ローム 2
L ₃	L ₃	ローム 3



色凡例区分



1 : 70,000
0 700m 1km 2km

図 3-1.16 表層地質図



凡 例

- 対象事業実施区域
- - - 市境
- . - 区境
- 銘湧水

出典：現地踏査結果より作成

この地図は、国土地理院発行の1:50,000地形図「千葉」「東金」を使用し、1:70,000の縮尺に編集したものである。

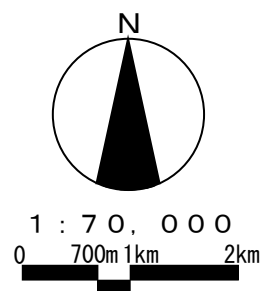


図 3-1.17 対象事業実施区域及びその周辺の銘湧水地点

3-1-10 地盤の状況

対象事業実施区域及びその周辺の水準点における、平成25～29年の地盤変動の状況は、表 3-1. 22(1)～(3)に示すとおりである。また、水準点の位置は、図 3-1. 18に示すとおりである。

対象事業実施区域の位置する北谷津町には、水準点は存在しない。

周辺の水準点の変動量は、いずれの年も環境省が地盤沈下の注意が必要となる目安としている年間沈下量20mm以上沈下した地域はない。

表 3-1. 22(1) 水準点の変動状況

標石 番号	所在地	変動量 (mm)				
		平成25年1月 ～ 平成26年1月	平成26年1月 ～ 平成27年1月	平成27年1月 ～ 平成28年1月	平成28年1月 ～ 平成29年1月	平成29年1月 ～ 平成30年1月
35-278-002	千葉市若葉区佐和町 148	+2.1	-5.4	-4.3	-2.1	+4.5
35-278-003	千葉市若葉区中田町 1129	+0.3	-6.5	-4.2	-2.1	+3.4
35-278-005	千葉市若葉区和泉町 199	-0.3	-8.7	-4.6	-2.1	+5.3
原補3標石	千葉市若葉区富田町 983-1	-2.1	-7.0	-9.9	-4.9	+1.5
原補3金属標	千葉市若葉区富田町 983-1	-2.1	-6.8	-9.9	-5.0	+1.4
C-49	千葉市若葉区若松町 712	+2.0	—	—	—	—
C-50	千葉市若葉区若松町 485	+2.3	—	—	—	—
C-51	千葉市若葉区小倉町 1763-7	+1.0	-0.7	-6.3	-2.3	+3.9
C-52	千葉市若葉区桜木一丁目 38-1 注2)	+1.7	+0.1	-6.8	-2.0	+4.9
C-53	千葉市若葉区若松町 983-113	+4.5	-5.4	-2.6	-3.0	+3.4
C-54	千葉市若葉区小倉台五丁目 1-1	+2.1	-3.3	-4.8	-2.9	+2.1
C-55	千葉市若葉区加曽利町 680	+3.0	+0.9	-6.9	-1.9	+5.2

注1) 表中の「—」は未観測であることを示している。

注2) 若葉区桜木は、平成29年度までは若葉区桜木町である。

出典：「千葉市水準測量成果表（平成26～30年）」（千葉市環境局環境保全部）

表 3-1. 22 (2) 水準点の変動状況

標石 番号	所在地	変動量 (mm)				
		平成25年1月 ～ 平成26年1月	平成26年1月 ～ 平成27年1月	平成27年1月 ～ 平成28年1月	平成28年1月 ～ 平成29年1月	平成29年1月 ～ 平成30年1月
C-60	千葉市若葉区坂月町 277	+2.0	—	—	—	—
C-61	千葉市若葉区多部田町 352	+2.5	—	—	—	—
C-62	千葉市若葉区大宮町 2077	+0.8	-3.1	-5.6	-2.8	+7.4
C-63	千葉市若葉区多部田町 1622	-0.5	—	—	—	—
C-64	千葉市若葉区大広町 248	+3.1	—	—	—	—
C-66	千葉市若葉区千城台東一丁目 15-1	+1.0	-5.9	-5.8	-3.0	+2.5
C-67	千葉市若葉区下田町 1098-7	+1.8	-6.4	-6.1	-1.5	+3.7
C-68	千葉市若葉区大井戸町 617-2	-0.1	-7.1	-10.5	+0.2	+2.7
C-69	千葉市若葉区更科町 2073	-0.7	-7.7	-8.8	-1.5	+0.8
C-70	千葉市若葉区御殿町 3-29	+1.3	-5.8	-7.8	-0.2	+3.4
C-71	千葉市若葉区中田町 860-1	+1.6	-5.9	-7.3	-1.5	+1.2
C-72	千葉市若葉区野呂町 215	+0.4	-7.1	-4.4	-2.9	+3.2
C-73	千葉市若葉区野呂町 1583	+2.5	—	—	—	—
C-76	千葉市若葉区中野町 1698	-1.6	-8.2	-4.4	-4.1	+5.6
富田 水位観測井	千葉市若葉区富田町 983-1	-2.4	-6.4	-11.2	-4.8	+1.7
C-2	千葉市中央区都町一丁目 51-12	-0.3	+2.6	-6.0	-2.0	+9.2
C-3	千葉市中央区矢作町 670	+0.8	+1.6	-4.9	-3.5	+10.9
C-27	千葉市中央区松ヶ丘町 (青葉の森公園野球場裏)	+3.1	—	—	—	—
C-28	千葉市中央区仁戸名町 380	+3.5	-1.4	-4.7	-1.1	+4.2
C-56	千葉市中央区星久喜町 334	+4.3	-1.7	-4.8	-1.4	+5.0
C-59	千葉市中央区赤井町 379	+3.3	-5.2	+1.7	-1.3	+4.8
CC-1	千葉市中央区生実町 1928	+2.3	-3.4	-1.3	-2.3	+4.5

注) 表中の「—」は未観測であることを示している。

出典:「千葉市水準測量成果表(平成26～30年)」(千葉市環境局環境保全部)

表 3-1. 22 (3) 水準点の変動状況

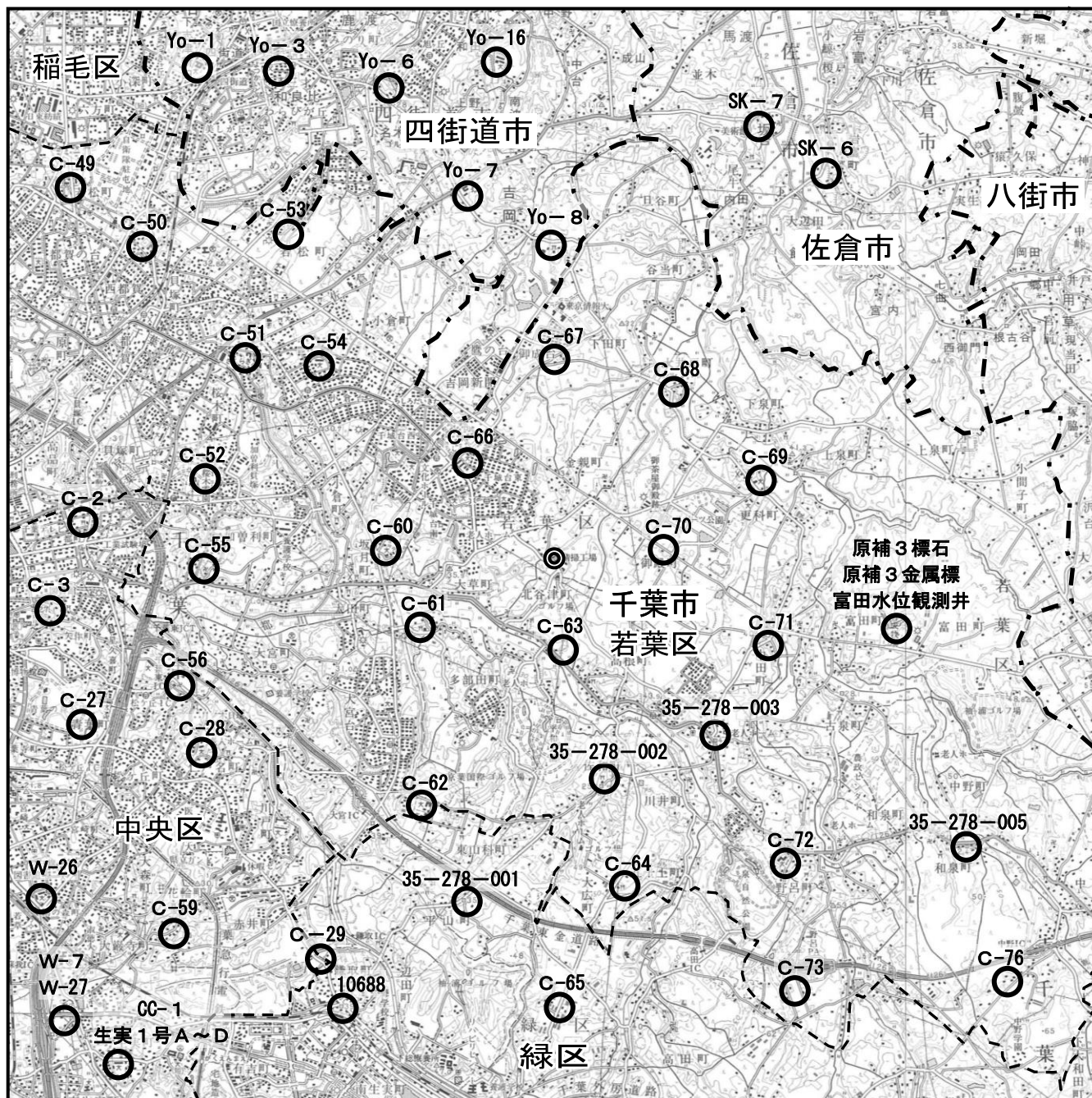
標石 番号	所在地	変動量 (mm)				
		平成25年1月 ～ 平成26年1月	平成26年1月 ～ 平成27年1月	平成27年1月 ～ 平成28年1月	平成28年1月 ～ 平成29年1月	平成29年1月 ～ 平成30年1月
W-7	千葉市中央区浜野町 1335	+4.0	-2.0	-2.0	-2.0	+6.7
W-26	千葉市中央区白旗一丁目 5-3	+3.8	-0.8	-3.5	-3.0	+9.1
W-27	千葉市中央区浜野町 1335	+3.4	-2.8	-3.4	-0.1	+7.1
生実1号 A	千葉市中央区生実町 1928	+3.6	-1.8	-1.7	-2.1	+6.4
生実1号 B	千葉市中央区生実町 1928	+2.4	-2.1	-1.8	-2.5	+2.3
生実1号 C	千葉市中央区生実町 1928	+5.2	-0.6	-2.6	-2.9	+7.3
生実1号 D	千葉市中央区生実町 1928	+4.8	-0.8	-2.3	-2.4	+7.1
10688	千葉市緑区鎌取町 112-30	-0.6	-5.1	+0.4	-0.3	+4.9
35-278- 001	千葉市緑区平山町 733 地先	+3.0	-1.9	-4.9	-1.6	+6.7
C-29	千葉市緑区鎌取町 273 地先	+4.8	-6.5	-0.1	+0.3	+6.4
C-65	千葉市緑区平山町 1048	+3.4	—	—	—	—
SK-6	佐倉市岩富町 540	-5.7	<i>+1.3</i>	-16.0	-4.6	-1.0
SK-7	佐倉市坂戸 846-5	-1.7	<i>+1.0</i>	-9.5	-2.1	+0.4
Yo-1	四街道市四街道 1577	+0.9	<i>-1.0</i>	-1.8	-3.7	+2.0
Yo-3	四街道市和良比 782-1	+4.5	<i>-1.6</i>	-1.4	-2.7	+3.9
Yo-6	四街道市小名木 77-3	+1.3	<i>+2.1</i>	-2.9	-3.6	+1.9
Yo-7	四街道市吉岡 477	-0.5	<i>+4.4</i>	-9.1	-0.3	+4.3
Yo-8	四街道市吉岡 1219-3	-0.8	<i>+3.2</i>	-10.2	-0.4	+3.9
Yo-16	四街道市南波佐間 267	+2.4	<i>+1.0</i>	-2.7	-4.1	+2.5

注1) 固定点の標高の点検により固定水準点(千葉-1)の標高が改定されており、斜体で示した変動量は改定後の標高を用いて算出している。

注2) 表中の「—」は未観測であることを示している。

出典:「千葉県水準測量成果表(平成26～30年)」(千葉県環境生活部)

「千葉市水準測量成果表(平成26～30年)」(千葉市環境局環境保全部)

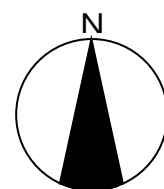


凡 例

- ◎ 対象事業実施区域
- - - 市境
- - - 区境
- 水準点位置

出典：「千葉県水準測量成果表（平成 26～30 年）」（千葉県環境生活部）
「千葉市水準測量成果表（平成 26～30 年）」（千葉市環境局環境保全部）

この地図は、国土地理院発行の 1:50,000 地形図「千葉」「東金」を使用し、1:70,000 の縮尺に編集したものである。



1 : 70,000
0 700m 1km 2km

図 3-1.18 水準点位置図

3-1-11 土壌の状況

1. 土壌

対象事業実施区域及びその周辺の土壌図は、図 3-1. 19に示すとおりである。

対象事業実施区域は、地形分類図（図 3-1. 15参照）に示すとおり台地となっており、土壌は八街統やちまたとうの黒ボク土壌となっている。対象事業実施区域周辺は、主に八街統やちまたとうの黒ボク土壌となっており、鹿島川や都川等の川沿いの低地は、黒部統くろべとうや下総統しもふさとうなどグライ土壌となっている。

2. 土壌汚染

対象事業実施区域は、土壌汚染対策法に基づく要措置区域及び形質変更時要届出区域に指定されている（令和元年6月28日）。対象事業実施区域近傍には、土壌汚染対策法に基づく要措置区域として、四街道市小名木字滝原292番1の一部、302番1の一部、302番4の一部及び335番23の一部が、形質変更時要届出区域として、四街道市小名木字滝原292番1の一部、292番10の一部、302番1の一部、302番4の一部、335番23の一部及び335番29の一部が指定されている。

また、平成26～30年度において、対象事業実施区域及びその周辺で実施されたダイオキシン類の調査結果は表 3-1. 23に、調査地点は図 3-1. 20に示すとおりである。すべての年度において、環境基準（1,000pg-TEQ/g以下）を下回っている。

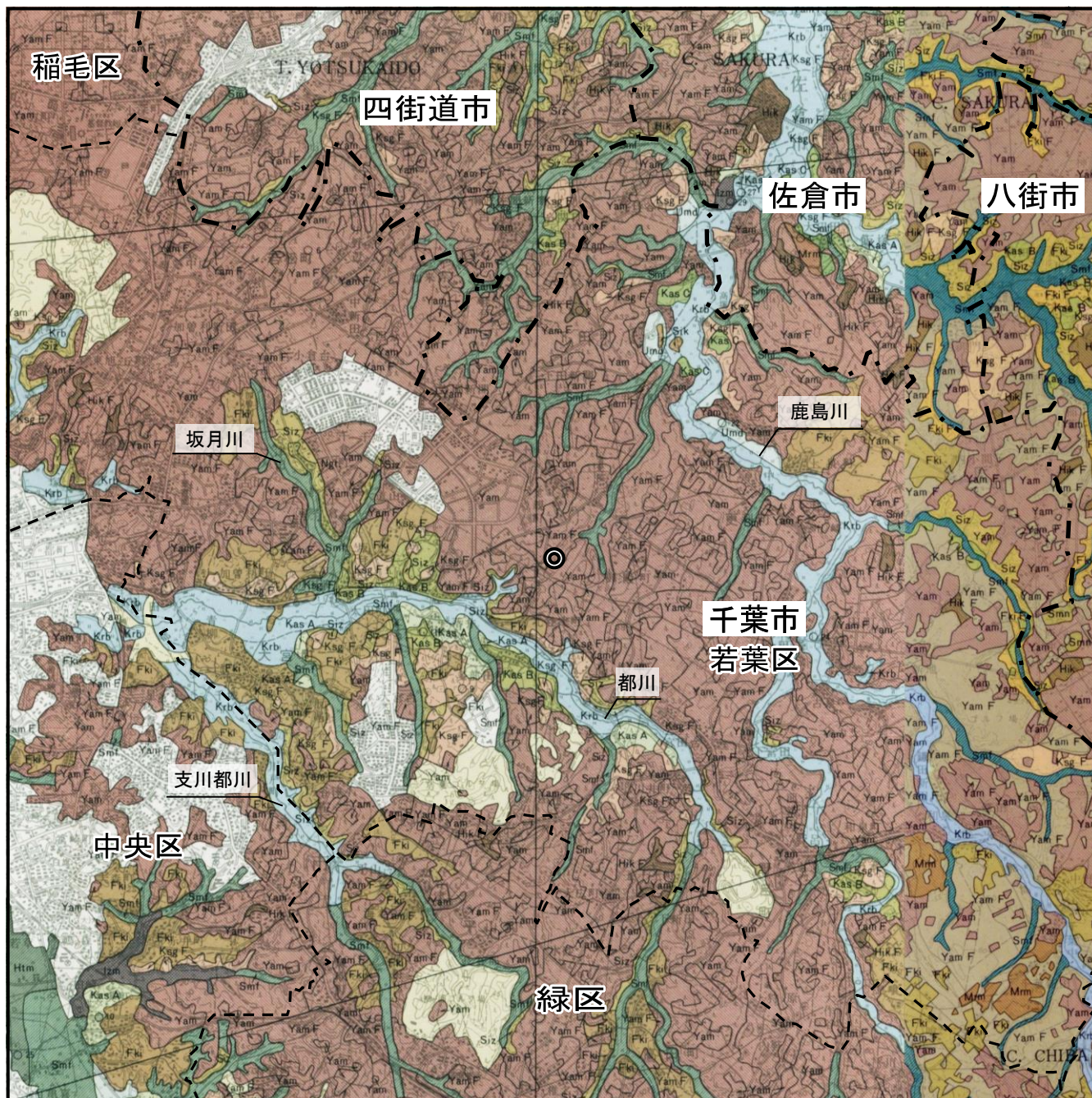
表 3-1. 23 ダイオキシン類調査結果（土壌）

単位：pg-TEQ/g

市区名	番号	調査地点	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	環境基準
千葉市	中央区	1 都	—	—	1.1	—	—	1,000以下
	若葉区	2 更科	—	0.26	—	—	—	
		3 大宮	—	—	—	—	1.2	

注）表中の「—」は調査が行われていないことを示している。

出典：「ダイオキシン類調査結果 平成26～30年度」（千葉市ホームページ）



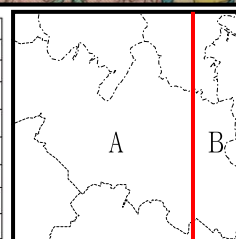
凡 例

- ◎ 対象事業実施区域
- - - 市境
- - - 区境

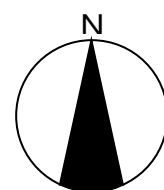
注) 図中のA、Bブロックでは凡例が異なるため、それぞれのブロックにおける凡例を示す。

出典：「土地分類基本調査図（土壌図）（千葉）」（昭和54年6月 千葉県）
「土地分類基本調査図（土壌図）（東金・木戸）」（昭和52年7月 千葉県）

台地の土壌		低地の土壌	
A	B	A	B
厚層黒ボク土壌		グライ土壌	
Hkf	Hkf	Umd	馬立統
Hik	Hik	Smf	下総統
—	Mrm	Krb	黒部統
黒ボク土壌		粗粒グライ土壌	
—	Smn	Htm	一松統
YamF	YamF	低位泥炭土壌	
Yam	Yam	Ysd	吉田統
—	FkiF	黒泥土壌	
Fki	Fki	Izm	和泉統
淡色黒ボク土壌		その他	
KsgF	KsgF	—	未区分地1
KasA	—	—	未区分地2
KasB	KasB		
KasC	—		
Siz	Siz		

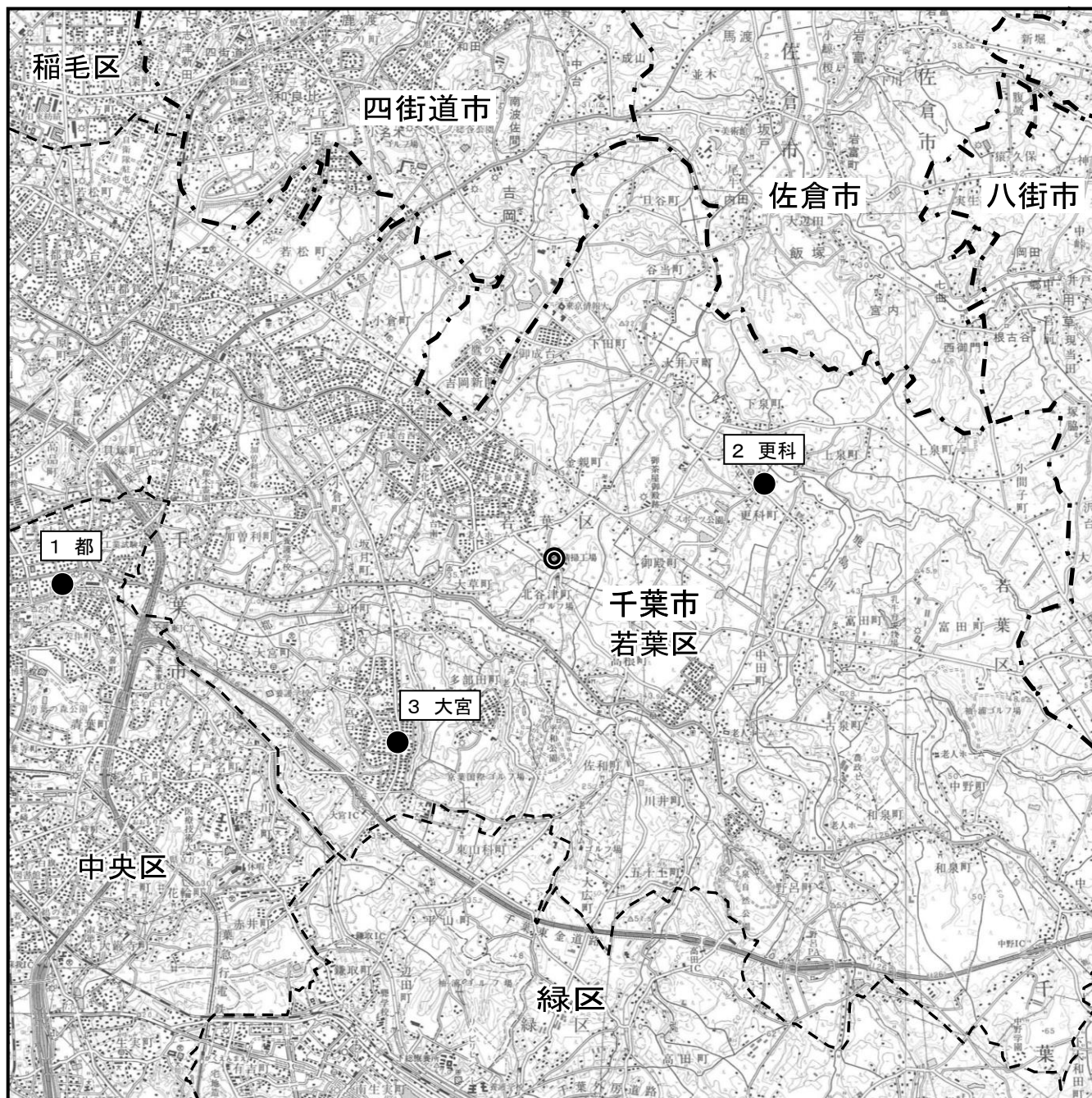


色凡例区分



1 : 70,000
0 700m 1km 2km

図 3-1.19 土壌図

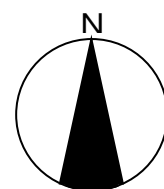


凡 例

- ◎ 対象事業実施区域
- · - 市境
- - - 区境
- ダイオキシン類調査地点

出典：「ダイオキシン類調査結果 平成 26～30 年度」（千葉市ホームページ）

この地図は、国土地理院発行の 1:50,000 地形図「千葉」「東金」を使用し、1:70,000 の縮尺に編集したものである。



1 : 70, 000
0 700m 1km 2km

図 3-1.20 ダイオキシン類調査地点（土壌）

3-1-12 植物の生育及び植生の状況

1. 植物相の状況

植物相の状況については、既存資料調査を行い整理した。

(1) 文献調査

対象事業実施区域及びその周辺の植物相の状況について、既存資料を整理した。

確認した文献等は、表 3-1. 24に示すとおりである。

表 3-1. 24 植物種の確認文献等

文 献 名		整理の対象とした種
A	「千葉県の保護上重要な野生生物 ー千葉県レッドデータブックー植物・菌類編 2009 年改訂版」 (2009 年 3 月 千葉県環境生活部自然保護課)	調査対象とした野生植物のうち千葉市若葉区、中央区、稲毛区、緑区、佐倉市、四街道市、八街市で確認された種（海域及び沿岸部のみで確認された種及び「千葉県の保護上重要な野生生物ー千葉県レッドデータブックー植物・菌類編 2009 年改訂版」または「千葉市の保護上重要な野生生物ー千葉市レッドリスト」で消息不明・絶滅生物に指定されており、かつその他の文献で生育が確認されていない種については除いている）
B	「千葉市の保護上重要な野生生物 ー千葉市レッドリストー」 (平成 16 (2004) 年 5 月 千葉市環境局環境保全部 環境保全推進課)	調査対象とした野生植物のうち千葉市で確認された種（海域及び沿岸部のみで確認された種及び「千葉県の保護上重要な野生生物ー千葉県レッドデータブックー植物・菌類編(2009 年改訂版)」または「千葉市の保護上重要な野生生物ー千葉市レッドリスト」で消息不明・絶滅生物に指定されており、かつその他の文献で生育が確認されていない種については除いている）
C	「いきものログ」 ^{注)} (環境省 生物多様性センターホームページ)	調査対象とした野生植物のうち千葉市若葉区、中央区、緑区、佐倉市、八街市で確認された種（海域及び沿岸部のみで確認された種及び「千葉県の保護上重要な野生生物ー千葉県レッドデータブックー植物・菌類編 (2009 年改訂版)」または「千葉市の保護上重要な野生生物ー千葉市レッドリスト」で消息不明・絶滅生物に指定されており、かつその他の文献で生育が確認されていない種については除いている）

注) 稲毛区及び四街道市では、調査は実施されていない。

2. 注目すべき種の状況

文献調査で確認された種について、国、千葉県、千葉市及び各自治体が指定する選定根拠に基づき注目すべき種の指定状況を整理した。

(1) 選定根拠・基準

注目すべき植物種の選定根拠は表 3-1. 25に、選定基準は表 3-1. 26に示すとおりである。

表 3-1. 25 注目すべき植物種の選定根拠

選定根拠			選定基準
法令 による 指定	①	「文化財保護法」(昭和 25 年 5 月 30 日 法律第 214 号)	・ 特別天然記念物 (特天)
	②	「千葉県文化財保護条例」(昭和 30 年 3 月 29 日 条例第 8 号)	・ 国指定天然記念物 (国天)
	③	「千葉市文化財保護条例」(昭和 33 年 10 月 7 日 条例第 18 号)	・ 県指定天然記念物 (県天)
		「佐倉市文化財保護条例」(昭和 51 年 3 月 29 日 条例第 8 号)	・ 市指定天然記念物 (市天)
		「四街道市文化財の保護に関する条例」(昭和 46 年 6 月 17 日 条例第 12 号)	
		「八街市文化財保護に関する条例」(昭和 49 年 9 月 14 日 条例第 25 号)	
文献 による 指定	④	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 (種の保存法)」 (平成 4 年 6 月 5 日 法律第 75 号)	・ 国内希少野生動植物種 (国内) ・ 国際希少野生動植物種 (国際) ・ 特定第一種国内希少野生動植物種 (特一) ・ 特定第二種国内希少野生動植物種 (特二) ・ 緊急指定種 (緊急)
	⑤	「絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト」 (平成 31 年 1 月 24 日改訂 環境省)	・ 絶滅 (EX) ・ 野生絶滅 (EW) ・ 絶滅危惧 I 類 (CR+EN) ・ 絶滅危惧 I A 類 (CR) ・ 絶滅危惧 I B 類 (EN) ・ 絶滅危惧 II 類 (VU) ・ 準絶滅危惧 (NT) ・ 情報不足 (DD) ・ 地域個体群 (LP)
	⑥	「千葉県の保護上重要な野生生物 ー千葉県レッドリストー植物・菌類編 (2017 年 3 月改訂版)」 (2017 年 3 月 千葉県環境生活部自然保護課)	・ 消息不明・絶滅生物 (X) ・ 野生絶滅生物 (EW) ・ 最重要保護生物 (A) ・ 重要保護生物 (B) ・ 要保護生物 (C) ・ 一般保護生物 (D) ・ 保護参考種 (RH)
	⑦	「千葉市の保護上重要な野生生物ー千葉市レッドリストー」 (平成 16 (2004) 年 5 月 千葉市環境局環境保全部 環境保全推進課)	・ 消息不明・絶滅生物 (X) ・ 最重要保護生物 (A) ・ 重要保護生物 (B) ・ 要保護生物 (C)

表 3-1.26 注目すべき植物種の選定基準

選定基準		評価基準
①	特別天然記念物	国指定天然記念物のうち特に重要な記念物について指定する。
	国指定天然記念物	国指定文化財のうち、植物（自生地を含む。）で我が国にとって学術上価値の高いもの。
②	県指定天然記念物	県指定文化財のうち、動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で県にとって学術上価値の高いもの。
③	市指定天然記念物	市指定文化財のうち、植物（自生地を含む。）で市にとって学術上価値の高いもの。
④	国内希少野生動植物種	その個体が本邦に生息し又は生育する絶滅のおそれのある野生動植物の種であって、政令で定めるものをいう
	国際希少野生動植物種	国際的に協力して種の保存を図ることとされている絶滅のおそれのある野生動植物の種（国内希少野生動植物種を除く。）であって、政令で定めるものをいう
	特定第一種国内希少野生動植物種	「特定第一種国内希少野生動植物種」とは、次の各号のいずれにも該当する国内希少野生動植物種であって、政令で定めるものをいう 一 商業的に個体の繁殖をさせることができるものであること 二 国際的に協力して種の保存を図ることとされているものでないこと
	特定第二種国内希少野生動植物種	「特定第二種国内希少野生動植物種」とは、次の各号のいずれにも該当する国内希少野生動植物種であって、政令で定めるものをいう 一 種の個体の主要な生息地若しくは生育地が消滅しつつあるものであること又はその種の個体の生息若しくは生育の環境が著しく悪化しつつあるものであること 二 種の存続に支障を来す程度にその種の個体の数が著しく少ないものでないこと 三 繁殖による個体の数の増加の割合が低いものでないこと 四 国際的に協力して種の保存を図ることとされているものでないこと
	緊急指定種	環境大臣が、国内希少野生動植物種及び国際希少野生動植物種以外の野生動植物の種の保存を特に緊急に図る必要があると認めた種
⑤	絶滅（EX）	我が国ではすでに絶滅したと考えられる種。
	野生絶滅（EW）	飼育・栽培下でのみ存続している種。
	絶滅 危惧	絶滅危惧Ⅰ類（CR+EN） 絶滅の危機に瀕している種。
		絶滅危惧ⅠA類（CR） ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの。
		絶滅危惧ⅠB類（EN） ⅠA類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの。
		絶滅危惧Ⅱ類（VU） 絶滅の危険が増大している種。
	準絶滅危惧（NT）	存続基盤が脆弱な種。
⑥	情報不足（DD）	評価するだけの情報が不足している種。
	地域個体群（LP）	地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの。
	消息不明・絶滅生物（X）	かつては生息・生育が確認されていたにもかかわらず、近年長期（およそ50年間）にわたって確実な生体の発見情報がない、千葉県から絶滅した可能性の強い生物。
	野生絶滅生物（EW）	かつては千葉県に生育していた生物のうち、野生・自生では見られなくなってしまったものの、千葉県の個体群の子孫が飼育・栽培などによって維持されているもの。特に埋土種子や埋土胞子などから再生した個体がありながら、本来の自生地では環境の変化によって生育が維持できない状態の生物。
	最重要保護生物（A）	個体数が極めて少ない、生育環境が極めて限られている、生育地のほとんどが環境改変の危機にある、などの状況にある生物。放置すれば近々にも千葉県から絶滅、あるいはそれに近い状態になるおそれがあるもの。
	重要保護生物（B）	個体数がかなり少ない、生育環境がかなり限られている、生育地のほとんどで環境改変の可能性があり、などの状況にある生物。放置すれば著しい個体数の減少は避けられず、近い将来カテゴリーAへの移行が必至と考えられるもの。
	要保護生物（C）	個体数が少ない、生育環境が限られている、生育地の多くで環境改変の可能性があり、などの状況にある生物。放置すれば著しい個体数の減少は避けられず、将来カテゴリーBに移行することが予測されるもの。
⑦	一般保護生物（D）	個体数が少ない、生育環境が限られている、生育地の多くで環境改変の可能性があり、等の状況にある生物。放置すれば個体数の減少は避けられず、自然環境の構成要素としての役割が著しく衰退する可能性があり、将来カテゴリーCに移行することが予測されるもの。
	保護参考雑種（RH）	自然界において形成されることが稀な雑種であって、個体数が著しく少なく、分布地域および生育環境が著しく限定されているもの。
	消息不明・絶滅生物（X）	かつては生息・生育が確認されていたにもかかわらず、近年長期にわたって確実な生存情報がなく、千葉県から絶滅した可能性の高い生物。
	最重要保護生物（A）	個体数が極めて少ない、生息・生育環境が極めて限られている、生息・生育地のほとんどが環境改変の危機にある、などの状況にある生物。放置すれば近々にも千葉市から絶滅、あるいはそれに近い状態になるおそれがあるもの。
⑦	重要保護生物（B）	個体数がかなり少ない、生息・生育環境がかなり限られている、生息・生育地の多くで環境改変の可能性が高い、などの状況にある生物。放置すれば著しい個体数の減少は避けられず、近い将来カテゴリーAへの移行が必至と考えられるもの。
	要保護生物（C）	個体数が少ない、生息・生育環境が限られている、生息・生育地の多くで環境改変の可能性があり、などの状況にある生物。放置すれば著しい個体数の減少は避けられず、将来カテゴリーBまたはAに移行することが予測されるもの。

注）表中の①～⑦は、表 3-1.25 に示した法令、文献番号と一致している。

(2) 文献調査により確認された注目すべき種

対象事業実施区域及びその周辺で確認されている種のうち注目すべき植物種は、表 3-1. 27

(1)～(11)に示すとおり111科464種である。

表 3-1. 27 (1) 注目すべき植物種の状況

No.	科名	種名	指定状況						
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
1	ヒカゲノカズラ科	ヒカゲノカズラ						C	X
2	ミズニラ科	ミズニラ					NT		A
3	イワヒバ科	カタヒバ						C	A
4	マツバラン科	マツバラン					NT	A	
5	ハナヤスリ科	ナガホノナツノハナワラビ						C	B
6		ナツノハナワラビ						C	B
7		コヒロハハナヤスリ							B
8		コハナヤスリ							B
9		ヒロハハナヤスリ						C	B
10		オオハナワラビ							C
11		アカハナワラビ						B	
12		フユノハナワラビ							C
13	コケシノブ科	ウチワゴケ						C	A
14	ウラジロ科	ウラジロ							C
15	サンショウモ科	オオアカウキクサ					EN	C	A
16		サンショウモ					VU	B	A
17	デンジソウ科	デンジソウ					VU	B	A
18	キジノオシダ科	オオキジノオ						C	
19	イノモトソウ科	クジャクシダ						C	X
20		アマクサシダ							A
21		オオバノハチジョウシダ							A
22		マツザカシダ							B
23	コバノイシカグマ科	オウレンシダ						D	X
24		クジャクフモトシダ						RH	
25	ヌリワラビ科	ヌリワラビ						B	
26	チャセンシダ科	ヌリトラノオ						A	
27		コタニワタリ						A	X
28	シシガシラ科	シシガシラ							A
29	メシダ科	カラクサイヌワラビ						C	X
30		タニイヌワラビ						A	X
31		ヒロハイヌワラビ							B
32		タカオシケチシダ						D	
33		ハクモウイノデ						C	X
34		ナチシケシダ							A
35		ヒカゲワラビ						D	X
36		オニヒカゲワラビ						C	X
37		キョタキシダ							A
38	オシダ科	オニカナワラビ						C	
39		ミドリカナワラビ						A	A
40		オオカナワラビ							A

注1) 指定状況の①～⑦は、表 3-1. 25、表 3-1. 26及び以下に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示している。

注2) 各指定状況の内容は、略称であり、それぞれ以下のことを示している。

① / 特天:特別天然記念物、国天:国指定天然記念物

② / 県天:県指定天然記念物

③ / 市天:市指定天然記念物

④ / 国内:国内希少野生動植物種、国際:国際希少野生動植物種、第一種:特定第一種国内希少野生動植物種、第二種:特定第二種国内希少野生動植物種、緊急:緊急指定種

⑤ / EX:絶滅、EW:野生絶滅、CR+EN:絶滅危惧I類、CR:絶滅危惧II類、EN:絶滅危惧IB類、VU:絶滅危惧II類、NT:準絶滅危惧、DD:情報不足、LP:地域個体群

⑥ / X:消息不明・絶滅生物、EW:野生絶滅生物、A:最重要保護生物、B:重要保護生物、C:要保護生物、D:一般保護生物、RH:保護参考雑種

⑦ / X:消息不明・絶滅生物、A:最重要保護生物、B:重要保護生物、C:要保護生物

表 3-1. 27 (2) 注目すべき植物種の状況

No.	科名	種名	指定状況						
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
41	オシダ科	ハカタシダ							B
42		ミヤコヤブソテツ							B
43		キヨスミヒメワラビ							A
44		サイゴクベニシダ							A
45		ツクシイワヘゴ						D	A
46		オシダ						C	A
47		イワヘゴ						C	A
48		オオクジャクシダ						C	
49		マルバベニシダ							A
50		サクライカグマ						D	A
51		ギフベニシダ						C	A
52		エンシュウベニシダ						C	
53		イヌイワイタチシダ						A	
54		ナガサキシダ						C	X
55		ナガバノイタチシダ						C	
56		タニヘゴ						A	
57		ハコネオオクジャク						RH	
58		ナンゴクナライシダ						C	
59		カタイノデ						D	
60		ツヤナシイノデ						D	X
61		イワシロイノデ						C	X
62		サイゴクイノデ						D	
63		サカゲイノデ						A	
64		イノデモドキ						C	A
65		ジュウモンジシダ							A
66		ヒメカナワラビ							A
67	シノブ科	シノブ						B	X
68	ウラボシ科	マメヅタ							B
69		ヒメノキシノブ						C	A
70		オシャグジデンド						A	
71	ヒノキ科	ネズ						C	
72		オオシマハイネズ						D	
73	ジュンサイ科	ジュンサイ						A	
74	スイレン科	オニバス					VU	B	
75		コウホネ						B	A
76		ナガバコウホネ						A	
77	マツブサ科	マツブサ						C	
78	センリョウ科	ヒトリシズカ							C
79		フタリシズカ							C
80		センリョウ						D	
81	ウマノスズクサ科	ウマノスズクサ							C
82	クスノキ科	アブラチャン						C	B
83		カゴノキ							A
84	オモダカ科	ヘラオモダカ							B
85		サジオモダカ						B	A

注1) 指定状況の①～⑦は、表 3-1. 25、表 3-1. 26及び以下に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示している。

注2) 各指定状況の内容は、略称であり、それぞれ以下のことを示している。

① / 特天:特別天然記念物、国天:国指定天然記念物

② / 県天:県指定天然記念物

③ / 市天:市指定天然記念物

④ / 国内:国内希少野生動植物種、国際:国際希少野生動植物種、第一種:特定第一種国内希少野生動植物種、第二種:特定第二種国内希少野生動植物種、緊急:緊急指定種

⑤ / EX:絶滅、EW:野生絶滅、CR+EN:絶滅危惧I類、CR:絶滅危惧II類、EN:絶滅危惧IB類、VU:絶滅危惧II類、NT:準絶滅危惧、DD:情報不足、LP:地域個体群

⑥ / X:消息不明・絶滅生物、EW:野生絶滅生物、A:最重要保護生物、B:重要保護生物、C:要保護生物、D:一般保護生物、RH:保護参考雑種

⑦ / X:消息不明・絶滅生物、A:最重要保護生物、B:重要保護生物、C:要保護生物

表 3-1. 27 (3) 注目すべき植物種の状況

No.	科名	種名	指定状況						
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
86	オモダカ科	トウゴクヘラオモダカ					VU	C	
87		アギナシ					NT	C	X
88	トチカガミ科	スブタ					VU	A	
89		ヤナギスブタ						C	A
90		クロモ						C	X
91		トチカガミ					NT	C	A
92		ムサシモ					EN	A	
93		ホッスモ						B	X
94		イバラモ						A	
95		トリゲモ					VU	C	
96		ミズオオバコ					VU	C	A
97		セキショウモ						C	
98		コウガイモ						B	
99	シバナ科	シバナ					NT	A	
100	アマモ科	コアマモ						C	X
101		アマモ						C	X
102	ヒルムシロ科	エビモ							C
103		ヒルムシロ							A
104		センニンモ						A	
105		ササバモ						D	
106		ヤナギモ						D	B
107		ツツイトモ					VU	B	
108		リュウノヒゲモ					NT	C	
109		ヒロハノエビモ						A	
110		イトモ					NT	B	
111	カワツルモ科	カワツルモ					NT	B	X
112	ヤマノイモ科	カエデドコロ						A	B
113		キクバドコロ							B
114	チゴユリ科	チゴユリ							C
115	ユリ科	アマナ						C	C
116		ウバユリ						D	A
117		カタクリ			市天			B	A
118		ヤマユリ							B
119		スカシユリ						C	X
120		ホトトギス							B
121		ヤマホトトギス							B
122		エビネ					NT	D	A
123	ラン科	ギンラン						D	A
124		キンラン					VU	D	A
125		ササバギンラン						D	A
126		クゲヌマラン					VU	C	
127		サイハイラン						D	A
128		シュンラン							B
129		マヤラン					VU	C	B
130		サガミラン						C	A

注1) 指定状況の①～⑦は、表 3-1. 25、表 3-1. 26及び以下に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示している。

注2) 各指定状況の内容は、略称であり、それぞれ以下のことを示している。

① / 特天: 特別天然記念物、国天: 国指定天然記念物

② / 県天: 県指定天然記念物

③ / 市天: 市指定天然記念物

④ / 国内: 国内希少野生動植物種、国際: 国際希少野生動植物種、第一種: 特定第一種国内希少野生動植物種、第二種: 特定第二種国内希少野生動植物種、緊急: 緊急指定種

⑤ / EX: 絶滅、EW: 野生絶滅、CR+EN: 絶滅危惧I類、CR: 絶滅危惧II類、EN: 絶滅危惧IB類、VU: 絶滅危惧II類、NT: 準絶滅危惧、DD: 情報不足、LP: 地域個体群

⑥ / X: 消息不明・絶滅生物、EW: 野生絶滅生物、A: 最重要保護生物、B: 重要保護生物、C: 要保護生物、D: 一般保護生物、RH: 保護参考雑種

⑦ / X: 消息不明・絶滅生物、A: 最重要保護生物、B: 重要保護生物、C: 要保護生物

表 3-1. 27 (4) 注目すべき植物種の状況

No.	科名	種名	指定状況						
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
131	ラン科	クマガイソウ					VU	B	A
132		タシロラン					NT	C	X
133		ツチアケビ						C	A
134		ナヨテンマ					EN	A	
135		クロヤツシロラン						C	A
136		アキザキヤツシロラン						B	A
137		ミヤマウズラ						D	A
138		シュスラン						C	
139		クモキリソウ						C	A
140		コ克蘭							B
141		ヨウラクラン						D	C
142		アワチドリ					CR	A	
143		ツレサギソウ						B	
144		ヤマサギソウ						B	
145		オオバノ トンボソウ							B
146		カヤラン						B	A
147		クモラン						A	A
148		ヒトツボクロ						A	
149		トンボソウ						B	
150		オオハクウンラン					VU	A	
151	アヤメ科	ヒオウギ						B	
152		ノハナショウブ						B	
153		アヤメ						B	X
154	ワスレグサ科	ユウスゲ						A	
155	ヒガンバナ科	ヤマラッキョウ						D	X
156		キツネノカミソリ							C
157	クサスギカズラ科	キジカクシ						C	
158		オオバギボウシ						C	
159		ナルコユリ							C
160		ワニグチソウ						C	A
161		ミヤマナルコユリ							C
162		アマドコロ							C
163	ミズアオイ科	ミズアオイ					NT	C	
164	ガマ科	ミクリ					NT	D	A
165		ヤマトミクリ					NT	A	X
166	ホシクサ科	ホシクサ						D	A
167		イトイヌノヒゲ						D	X
168		ニッポンイヌノヒゲ						D	B
169		ヒロハイヌノヒゲ							A
170		クロヒロハイヌノヒゲ						D	
171	イグサ科	ヤマズズメノヒエ						C	B
172	カヤツリグサ科	ハタガヤ						D	
173		イトハナビテンツキ						C	
174		ハリガネスゲ						C	
175		ジョウロウスゲ					VU	D	A

注1) 指定状況の①～⑦は、表 3-1. 25、表 3-1. 26及び以下に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示している。

注2) 各指定状況の内容は、略称であり、それぞれ以下のことを示している。

① / 特天: 特別天然記念物、国天: 国指定天然記念物

② / 県天: 県指定天然記念物

③ / 市天: 市指定天然記念物

④ / 国内: 国内希少野生動植物種、国際: 国際希少野生動植物種、第一種: 特定第一種国内希少野生動植物種、第二種: 特定第二種国内希少野生動植物種、緊急: 緊急指定種

⑤ / EX: 絶滅、EW: 野生絶滅、CR+EN: 絶滅危惧I類、CR: 絶滅危惧II類、EN: 絶滅危惧IB類、VU: 絶滅危惧II類、NT: 準絶滅危惧、DD: 情報不足、LP: 地域個体群

⑥ / X: 消息不明・絶滅生物、EW: 野生絶滅生物、A: 最重要保護生物、B: 重要保護生物、C: 要保護生物、D: 一般保護生物、RH: 保護参考雑種

⑦ / X: 消息不明・絶滅生物、A: 最重要保護生物、B: 重要保護生物、C: 要保護生物

表 3-1. 27 (5) 注目すべき植物種の状況

No.	科名	種名	指定状況						
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
176	カヤツリグサ科	ナルコスゲ						C	
177		オニスゲ							B
178		ウマスゲ						B	
179		センダイスゲ						D	
180		オオアオスゲ						D	
181		チュウゼンジスゲ						D	
182		ゴウソ							B
183		ヌカスゲ						D	
184		ビロードスゲ						A	
185		ヒメシラスゲ						D	
186		ミヤマカンスゲ							B
187		ミヤマシラスゲ						D	B
188		ヒメゴウソ						D	
189		タカネマスキサ						D	
190		マメスゲ						D	
191		シラコスゲ						D	
192		ヤブスゲ						C	A
193		オオクグ					NT	D	
194		シオクグ						D	C
195		タガネソウ						D	
196		オニナルコスゲ						D	
197		ヒメアオガヤツリ						D	
198		セイタカハリイ						D	
199		コツブヌマハリイ					VU	C	
200		シカクイ							B
201		コアゼテンツキ						C	B
202		オオアゼテンツキ						D	
203		ノテンツキ						D	
204		ナガボテンツキ						C	
205		タタラカンガレイ						D	
206		サンカクホタルイ						RH	
207		コマツカサススキ						B	
208		ホタルイ							C
209		カガシラ					VU	A	X
210		コシンジュガヤ						B	
211	イネ科	ヒメコヌカグサ					NT	C	
212		セトガヤ						A	
213		オガルカヤ							B
214		ヒメウキガヤ						D	
215		ハイチゴザサ						C	
216		チョウセンガリヤス						D	
217		ミノボロ						C	
218		ササクサ						C	
219		アイアシ						D	X
220		セイタカヨシ						C	

注1) 指定状況の①～⑦は、表 3-1. 25、表 3-1. 26及び以下に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示している。

注2) 各指定状況の内容は、略称であり、それぞれ以下のことを示している。

① / 特天: 特別天然記念物、国天: 国指定天然記念物

② / 県天: 県指定天然記念物

③ / 市天: 市指定天然記念物

④ / 国内: 国内希少野生動植物種、国際: 国際希少野生動植物種、第一種: 特定第一種国内希少野生動植物種、第二種: 特定第二種国内希少野生動植物種、緊急: 緊急指定種

⑤ / EX: 絶滅、EW: 野生絶滅、CR+EN: 絶滅危惧I類、CR: 絶滅危惧II類、EN: 絶滅危惧IB類、VU: 絶滅危惧II類、NT: 準絶滅危惧、DD: 情報不足、LP: 地域個体群

⑥ / X: 消息不明・絶滅生物、EW: 野生絶滅生物、A: 最重要保護生物、B: 重要保護生物、C: 要保護生物、D: 一般保護生物、RH: 保護参考雑種

⑦ / X: 消息不明・絶滅生物、A: 最重要保護生物、B: 重要保護生物、C: 要保護生物

表 3-1. 27 (6) 注目すべき植物種の状況

No.	科名	種名	指定状況						
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
221	イネ科	ハマヒエガエリ						B	
222		ウキシバ						C	
223		コシノコチク							A
224		アズマザサ						C	B
225		イヌアワ						D	
226		オオアブラススキ						D	X
227		ハネガヤ						C	
228		メガルカヤ							C
229		チャボチヂミザサ						D	
230	マツモ科	マツモ						C	
231	ケシ科	ヤマエンゴサク						B	A
232		ヤマブキノソウ						A	
233	メギ科	イカリソウ						C	B
234	キンポウゲ科	ツクバトリカブト							C
235		フクジュソウ						A	X
236		ニリンソウ							C
237		イチリンソウ						C	A
238		キクザキイチゲ						A	X
239		アズマイチゲ						B	A
240		イヌショウマ							C
241		サラシナショウマ							C
242		ハンショウヅル							C
243		カザグルマ					NT	B	A
244		クサボタン						D	
245		セリバオウレン						C	
246		オキナグサ					VU	A	X
247		コキツネノボタン					VU	B	
248		ヒメウズ							C
249	スグリ科	ヤブサンザシ						B	
250	ユキノシタ科	ネコノメソウ						D	
251		ヤマネコノメソウ							A
252	タコノアシ科	タコノアシ					NT		C
253	スミレ科	ケマルバスミレ							C
254		スミレ							C
255		ニオイタチツボスミレ							B
256		フモトスミレ						D	
257		ヒナスミレ						B	
258		ヒカゲスミレ						A	
259	アリノトウグサ科	アリノトウグサ							B
260		フサモ						C	A
261	ブドウ科	サンカクヅル							B
262	マメ科	ホドイモ						D	B
263		フジキ						C	A
264		タヌキマメ						C	
265		サイカチ						D	

注1) 指定状況の①～⑦は、表 3-1. 25、表 3-1. 26及び以下に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示している。

注2) 各指定状況の内容は、略称であり、それぞれ以下のことを示している。

① / 特天:特別天然記念物、国天:国指定天然記念物

② / 県天:県指定天然記念物

③ / 市天:市指定天然記念物

④ / 国内:国内希少野生動植物種、国際:国際希少野生動植物種、第一種:特定第一種国内希少野生動植物種、第二種:特定第二種国内希少野生動植物種、緊急:緊急指定種

⑤ / EX:絶滅、EW:野生絶滅、CR+EN:絶滅危惧I類、CR:絶滅危惧II類、EN:絶滅危惧IB類、VU:絶滅危惧II類、NT:準絶滅危惧、DD:情報不足、LP:地域個体群

⑥ / X:消息不明・絶滅生物、EW:野生絶滅生物、A:最重要保護生物、B:重要保護生物、C:要保護生物、D:一般保護生物、RH:保護参考雑種

⑦ / X:消息不明・絶滅生物、A:最重要保護生物、B:重要保護生物、C:要保護生物

表 3-1. 27 (7) 注目すべき植物種の状況

No.	科名	種名	指定状況						
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
266	マメ科	フジカンゾウ							C
267		レンリソウ						C	B
268		イヌハギ					VU	C	A
269		イヌエンジュ						D	
270		オオバクサフジ						C	B
271	ヒメハギ科	ヒメハギ							B
272	バラ科	エドヒガン						A	
273		オオダイコンソウ						A	
274		ダイコンソウ							C
275		イヌザクラ							C
276		タチゲヒメヘビイチゴ						C	
277		ヒメバライチゴ						D	
278		ナガボノシロワレモコウ						D	
279		クロウメモドキ						C	
280	ニレ科	ハルニレ						A	
281	イラクサ科	カテンソウ							B
282		ヤマミズ						D	
283	ブナ科	カシワ						C	
284		イチイガシ						B	
285		ウバメガシ						B	
286		ウラジログシ							C
287	クルミ科	オニグルミ						D	C
288	カバノキ科	ヤマハンノキ						D	C
289		サワシバ						A	A
290		クマシデ							B
291		アカシデ						D	B
292		ハシバミ						D	B
293		ウメバチソウ						B	X
294	トウダイグサ科	ノウルシ					NT	C	
295	ミカンソウ科	ヒトツバハギ							B
296	ヤナギ科	バッコヤナギ						D	
297		キツネヤナギ						D	
298		オオキツネヤナギ						D	
299	アマ科	マツバニンジン					CR	A	
300	オトギリソウ科	トモエソウ						C	A
301		ヒメオトギリ						B	
302		コケオトギリ							B
303		アゼオトギリ					EN	A	
304		ミズオトギリ						C	X
305	フウロソウ科	タチフウロ						D	B
306	ミソハギ科	ヒメミソハギ							B
307		ミソハギ							B
308		ミズマツバ					VU	C	X
309		ヒメビシ					VU	A	
310	アカバナ科	ウシタキソウ						C	A

注1) 指定状況の①～⑦は、表 3-1. 25、表 3-1. 26及び以下に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示している。

注2) 各指定状況の内容は、略称であり、それぞれ以下のことを示している。

① / 特天: 特別天然記念物、国天: 国指定天然記念物

② / 県天: 県指定天然記念物

③ / 市天: 市指定天然記念物

④ / 国内: 国内希少野生動植物種、国際: 国際希少野生動植物種、第一種: 特定第一種国内希少野生動植物種、第二種: 特定第二種国内希少野生動植物種、緊急: 緊急指定種

⑤ / EX: 絶滅、EW: 野生絶滅、CR+EN: 絶滅危惧I類、CR: 絶滅危惧II類、EN: 絶滅危惧IB類、VU: 絶滅危惧II類、NT: 準絶滅危惧、DD: 情報不足、LP: 地域個体群

⑥ / X: 消息不明・絶滅生物、EW: 野生絶滅生物、A: 最重要保護生物、B: 重要保護生物、C: 要保護生物、D: 一般保護生物、RH: 保護参考雑種

⑦ / X: 消息不明・絶滅生物、A: 最重要保護生物、B: 重要保護生物、C: 要保護生物

表 3-1.27 (8) 注目すべき植物種の状況

No.	科名	種名	指定状況						
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
311	ウルシ科	ヤマウルシ							B
312	ミカン科	フユザンショウ						C	
313	アオイ科	カラスノゴマ							A
314	ジンチョウゲ科	コガンビ						C	
315	アブラナ科	ジャニンジン							B
316		コイヌガラシ					NT	D	
317		ハタザオ						A	
318	タデ科	シンミズヒキ							C
319		ナガバノウナギツカミ					NT	C	
320		ヌカボタデ					VU	C	
321		ホソバイヌタデ					NT	C	
322	モウセンゴケ科	モウセンゴケ						C	
323	ナデシコ科	カワラナデシコ						D	A
324		フシグロセンノウ						C	A
325		オオヤマフスマ						A	X
326		ヒナワチガイソウ					VU	A	A
327		フシグロ						C	
328		サワハコベ						D	
329		イトハコベ					VU	A	
330	ヒユ科	マツナ						B	X
331	ミズキ科	ウリノキ						C	X
332		ヤマボウシ							A
333	アジサイ科	タマアジサイ							C
334		ノリウツギ						A	
335	ツリフネソウ科	キツリフネ						D	A
336		ツリフネソウ							B
337	サクラソウ科	カラタチバナ							A
338		オオツルコウジ					EN	C	
339		ノジトラノオ					VU	C	A
340		オカトラノオ							C
341		ヌマトラノオ							B
342		クサレダマ						C	A
343	マタタビ科	サルナシ							A
344	リョウブ科	リョウブ						D	
345	ツツジ科	ウメガサソウ						C	A
346		イチヤクソウ							B
347		マルバノイチヤクソウ						A	
348		ヤマツツジ							B
349	アカネ科	アリドオシ							B
350		ヤブムグラ					VU	C	A
351		ハナムグラ					VU	C	
352		ホソバノヨツバムグラ							B
353		ハシカグサ							C
354	リンドウ科	リンドウ							A
355		コケリンドウ							A

注1) 指定状況の①～⑦は、表 3-1.25、表 3-1.26及び以下に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示している。

注2) 各指定状況の内容は、略称であり、それぞれ以下のことを示している。

① / 特天:特別天然記念物、国天:国指定天然記念物

② / 県天:県指定天然記念物

③ / 市天:市指定天然記念物

④ / 国内:国内希少野生動植物種、国際:国際希少野生動植物種、第一種:特定第一種国内希少野生動植物種、第二種:特定第二種国内希少野生動植物種、緊急:緊急指定種

⑤ / EX:絶滅、EW:野生絶滅、CR+EN:絶滅危惧I類、CR:絶滅危惧II類、EN:絶滅危惧IB類、VU:絶滅危惧II類、NT:準絶滅危惧、DD:情報不足、LP:地域個体群

⑥ / X:消息不明・絶滅生物、EW:野生絶滅生物、A:最重要保護生物、B:重要保護生物、C:要保護生物、D:一般保護生物、RH:保護参考雑種

⑦ / X:消息不明・絶滅生物、A:最重要保護生物、B:重要保護生物、C:要保護生物

表 3-1.27 (9) 注目すべき植物種の状況

No.	科名	種名	指定状況						
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
356	リンドウ科	ハルリンドウ						B	A
357		フデリンドウ							A
358		イヌセンブリ					VU	B	
359		センブリ							A
360		ムラサキセンブリ					NT	A	
361		ツルリンドウ						C	
362	マチン科	アイナエ						C	A
363	キョウチクトウ科	スズサイコ					NT	C	A
364		コバノカモメヅル							B
365		コイケマ						C	X
366		フナバラソウ					VU	B	A
367		クサナギオゴケ					VU	D	A
368	ムラサキ科	ホタルカズラ							C
369		ルリソウ						B	A
370	ナス科	ヤマホロシ						C	
371		オオマルバノホロシ						C	
372	イワタバコ科	ケイワタバコ						D	
373	オオバコ科	アワゴケ							C
374		ミズハコベ						C	C
375		マルバノサワトウガラシ					VU	B	
376		アブノメ						D	B
377		オオアブノメ					VU	A	
378		シソクサ						D	
379		ヒメトラノオ						A	
380		ヒシモドキ					EN	EW	
381		イヌノフグリ					VU	C	A
382		ゴマノハグサ					VU	C	A
383		オオヒナノウスツボ						B	A
384	シソ科	キラソウ							C
385		ジュウニヒトエ						D	B
386		ケブカツルカコソウ						C	
387		ツクバキンモンソウ							B
388		ミズネコノオ					NT	C	A
389		オドリコソウ							B
390		キセウタ					VU	C	A
391		ヒメサルダヒコ							C
392		コシロネ							C
393		ヒメハッカ					NT	A	X
394		ウツボグサ							C
395		ミゾコウジュ					NT	D	X
396		ヒメナミキ						D	A
397		ヤマタツナミソウ						C	B
398		ニガクサ							B
399		ツルニガクサ							B
400	ハエドクソウ科	ミゾホオズキ						C	

注1) 指定状況の①～⑦は、表 3-1.25、表 3-1.26及び以下に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示している。

注2) 各指定状況の内容は、略称であり、それぞれ以下のことを示している。

① / 特天:特別天然記念物、国天:国指定天然記念物

② / 県天:県指定天然記念物

③ / 市天:市指定天然記念物

④ / 国内:国内希少野生動植物種、国際:国際希少野生動植物種、第一種:特定第一種国内希少野生動植物種、第二種:特定第二種国内希少野生動植物種、緊急:緊急指定種

⑤ / EX:絶滅、EW:野生絶滅、CR+EN:絶滅危惧I類、CR:絶滅危惧II類、EN:絶滅危惧IB類、VU:絶滅危惧II類、NT:準絶滅危惧、DD:情報不足、LP:地域個体群

⑥ / X:消息不明・絶滅生物、EW:野生絶滅生物、A:最重要保護生物、B:重要保護生物、C:要保護生物、D:一般保護生物、RH:保護参考雑種

⑦ / X:消息不明・絶滅生物、A:最重要保護生物、B:重要保護生物、C:要保護生物

表 3-1.27 (10) 注目すべき植物種の状況

No.	科名	種名	指定状況						
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
401	ハマウツボ科	オオナンバンギセル						C	
402		シオガマギク						A	A
403		コシオガマ							B
404		ヒキヨモギ						D	
405	タヌキモ科	ノタヌキモ					VU	A	
406		イヌタヌキモ					NT	B	
407		タヌキモ					NT	B	
408	クマツヅラ科	クマツヅラ							A
409	キキョウ科	ソバナ						A	
410		ツリガネニンジン							B
411		ツルニンジン							B
412		バアソブ					VU	B	A
413		サワギキョウ						B	
414		タニギキョウ							B
415		キキョウ					VU	A	A
416	ミツガシワ科	ミツガシワ						B	
417		アサザ					NT	A	
418	キク科	ノブキ						C	C
419		ヤマハハコ						C	
420		サワシロギク						A	
421		ウラギク					NT	C	B
422		オケラ							C
423		コヤブタバコ							A
424		ヒメガンクビソウ							A
425		キクタニギク					NT	C	
426		タカアザミ						D	
427		シロバナタカアザミ						C	
428		フジバカマ					NT	B	A
429		サワヒヨドリ							B
430		アキノハハコグサ					EN	B	
431		オグルマ						C	A
432		ホソバオグルマ					VU	C	
433		カセンソウ						C	
434		サクラオグルマ						RH	
435		ノニガナ						C	
436		ハマニガナ						D	
437		コオニタビラコ							C
438		センボンヤリ							B
439		ナガバノコウヤボウキ							A
440		コウヤボウキ							C
441		ミヤコアザミ						A	
442		キクアザミ						C	
443		オカオグルマ						C	
444		サワオグルマ						D	B
445		タムラソウ							A

注1) 指定状況の①～⑦は、表 3-1.25、表 3-1.26及び以下に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示している。

注2) 各指定状況の内容は、略称であり、それぞれ以下のことを示している。

① / 特天:特別天然記念物、国天:国指定天然記念物

② / 県天:県指定天然記念物

③ / 市天:市指定天然記念物

④ / 国内:国内希少野生動植物種、国際:国際希少野生動植物種、第一種:特定第一種国内希少野生動植物種、第二種:特定第二種国内希少野生動植物種、緊急:緊急指定種

⑤ / EX:絶滅、EW:野生絶滅、CR+EN:絶滅危惧I類、CR:絶滅危惧II類、EN:絶滅危惧III類、VU:絶滅危惧II類、NT:準絶滅危惧、DD:情報不足、LP:地域個体群

⑥ / X:消息不明・絶滅生物、EW:野生絶滅生物、A:最重要保護生物、B:重要保護生物、C:要保護生物、D:一般保護生物、RH:保護参考雑種

⑦ / X:消息不明・絶滅生物、A:最重要保護生物、B:重要保護生物、C:要保護生物

表 3-1.27 (11) 注目すべき植物種の状況

No.	科名	種名	指定状況						
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
446	キク科	ハバヤマボクチ						C	
447		オヤマボクチ						B	X
448		エゾタンポポ							C
449		カントウタンポポ							C
450	レンブクソウ科	ゴマギ							B
451	スイカズラ科	オミナエシ						D	A
452		アシタカマツムシソウ						B	
453		ツルカノコソウ							C
454	ウコギ科	トチバニンジン						D	A
455	セリ科	ノダケ							C
456		シシウド							A
457		ホタルサイコ						B	
458		ミシマサイコ					VU	C	
459		ハマボウフウ						C	
460		ハナウド							B
461		イブキボウフウ						C	A
462		ムカゴニンジン						C	A
463		サワゼリ (ヌマゼリ)					VU		
464		カノツメソウ							C
計	111 科	464 種	0	0	1	0	82	336	277

注1) 指定状況の①～⑦は、表 3-1.25、表 3-1.26及び以下に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示している。

注2) 各指定状況の内容は、略称であり、それぞれ以下のことを示している。

① / 特天:特別天然記念物、国天:国指定天然記念物

② / 県天:県指定天然記念物

③ / 市天:市指定天然記念物

④ / 国内:国内希少野生動植物種、国際:国際希少野生動植物種、第一種:特定第一種国内希少野生動植物種、第二種:特定第二種国内希少野生動植物種、緊急:緊急指定種

⑤ / EX:絶滅、EW:野生絶滅、CR+EN:絶滅危惧I類、CR:絶滅危惧IA類、EN:絶滅危惧IB類、VU:絶滅危惧II類、NT:準絶滅危惧、DD:情報不足、LP:地域個体群

⑥ / X:消息不明・絶滅生物、EW:野生絶滅生物、A:最重要保護生物、B:重要保護生物、C:要保護生物、D:一般保護生物、RH:保護参考雑種

⑦ / X:消息不明・絶滅生物、A:最重要保護生物、B:重要保護生物、C:要保護生物

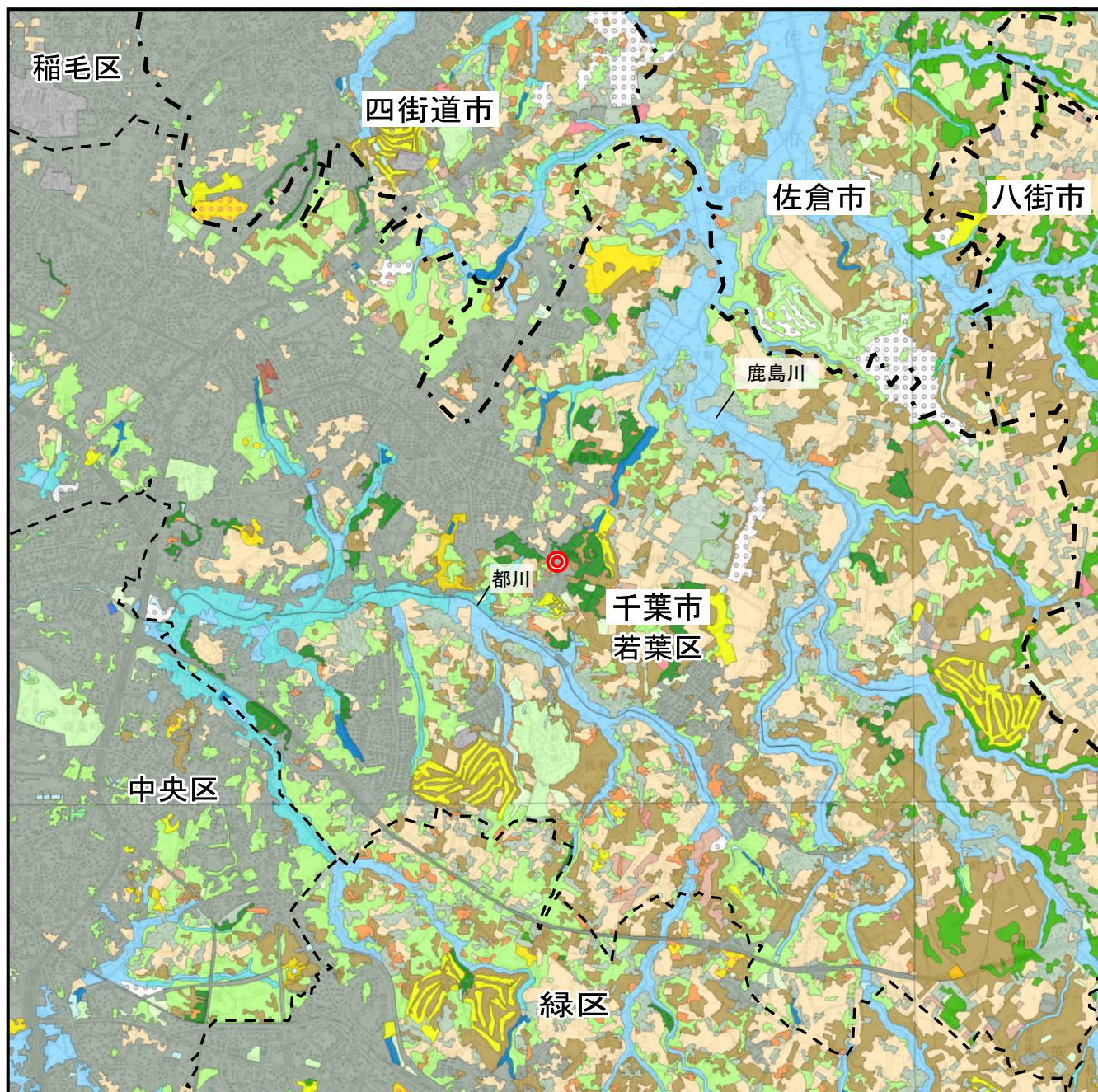
3. 植生の状況

対象事業実施区域及びその周辺の植生の状況について、「第6回・7回 自然環境保全基礎調査」（環境省ホームページ）をもとに整理した。

対象事業実施区域及びその周辺の植生の状況は、図 3-1. 21に示すとおりである。

対象事業実施区域は市街地に属しており、周辺は主にケヤキ・シラカシ群落、クヌギ・コナラ群集、スギ・ヒノキ・サワラ植林となっている。

また、北東側には鹿島川、南側には都川といった水域が認められる。

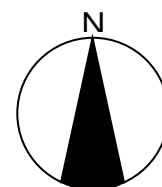


凡 例

● 対象事業実施区域	市境	区境
シラカシ群集	伐採跡地群落 (VII)	市街地
ヤブコウジスダジイ群集	ヨシクラス	緑の多い住宅地
ヤナギ高木群落 (VI)	ヒルムシロクラス	残存・植栽樹群をもった公園、墓地等
シイ・カシニ次林	スギ・ヒノキ・サワラ植林	工場地帯
ケヤキ・シラカシ群落	その他植林	造成地
シラカシ屋敷林	竹林	開放水域
クスギ・コナラ群集	ゴルフ場・芝地	自然裸地
アカマツ群落 (VII)	路傍・空地雑草群落	残存・植栽樹群地
アズマネザサ群落	放棄畑雑草群落	
低木群落	果樹園	
450100ススキ群 (VII)	畑雑草群落	
アズマネザサ・ススキ群集	水田雑草群落	
チガヤススキ群落	放棄水田雑草群落	

出典：「第6回・7回 自然環境保全基礎調査」
(環境省ホームページ)

この地図は、国土地理院発行の 1:50,000
地形図「千葉」「東金」を使用し、1:70,000
の縮尺に編集したものである。



1 : 70, 000
0 700m 1km 2km

図 3-1.21 植生の状況

4. 植物群落の状況

対象事業実施区域及びその周辺の植物群落の状況について、「千葉市の保護上重要な野生生物―千葉市レッドリスト―」（平成16（2004）年5月 千葉市環境局環境保全部 環境保全推進課）をもとに整理した。

対象事業実施区域及びその周辺における植物群落の状況は、表 3-1. 28（1）～（2）に示しておりである。対象事業実施区域が位置する若葉区には、スダジイ・タブノキ群落やイヌシデ・コナラ群落等がある。

なお、対象事業実施区域及びその周辺に特定植物群落はない。

表 3-1. 28（1） 群落の状況

番号	名称	所在地	選定基準 ^{注1)}	備考
1	スギ植林	若葉区（町名非公開） ^{注2)}	F、J	保存樹林（一部）
2	タブノキ・ケヤキ群落	中央区亥鼻、矢作町 （千葉大学医学部の森）	A、E	
3	スダジイ・タブノキ群落	若葉区東寺山町、原町	A、E	保存樹林（一部）
4	スダジイ群落	若葉区加曽利町 （国道 126 号沿いの斜面林）	A、E	保存樹林（一部）
5	スダジイ群落	若葉区大宮町 （日枝神社、泉福寺周辺）	A、E	保存樹林（一部）、 社寺林
6	スダジイ群落、 イヌシデ・ケヤキ群落	若葉区大宮町（城の越の森）	A、E	保存樹林（一部）
7	スダジイ群落	中央区赤井町 （赤井町のスダジイ林）	A、E	保存樹林（一部）
8	スダジイ群落、 イヌシデ・コナラ群落	中央区星久喜町（三上神社の森）	A、E	保存樹林（一部）、 社寺林
9	シラカシ群落、 イヌシデ・コナラ群落	若葉区若松町	E	保存樹林（一部）
10	ハンノキ・オニグルミ群落	中央区矢作町（丹後堰公園）	B、D	都市公園
11	イヌシデ・ケヤキ群落	中央区仁戸名町（月の木貝塚）	E	国史跡、 都市計画緑地
12	イヌシデ・コナラ群落	若葉区桜木町 ^{注3)} 、小倉町 （加曽利貝塚周辺（坂月川沿いの斜面林））	E	保存樹林（一部）
13	イヌシデ・コナラ群落	若葉区富田町（いずみの森）	E	里山地区（一部）

注1）植物群落選定基準は以下に示すとおりである。

A：極相林もしくはそれに近い自然林

B：市内では、きわめてまれな植物群落または個体群

C：分布域の南限、北限、隔離分布等、分布限界になる植物群落または個体群

D：砂丘、断崖地、塩沼地、河川、湿地等、特殊な立地に特有な植物群落または個体群で、その群落の特徴が典型的なもの

E：郷土景観を代表する植物群落で、特にその群落の特徴が典型的なもの

F：過去において人工的に植栽されたことが明らかな森林であっても、長期にわたって伐採等手が入っていないもの

G：乱獲その他人為の影響によって、市内で極端に少なくなるおそれのある植物群落または個体群

H：学術上重要な植物群落または個体群

I：特定種の生育環境として重要な植物群落

J：代償植生であっても、長期にわたる伝統的な管理により、特有の種構成が維持されている群落

注2）町名を公表することにより、そこに生育・生息する種へ影響が及ぶ可能性があるため、町名を非公開としている。

注3）所在地名は調査当時のものであり、加曽利貝塚周辺は現在若葉区桜木となっている。

出典：「千葉市の保護上重要な野生生物―千葉市レッドリスト―」（平成16（2004）年5月 千葉市環境局環境保全部 環境保全推進課）

表 3-1. 28 (2) 植物群落の状況

番号	名称	所在地	選定基準 ^{注1)}	備考
14	イヌシデ・コナラ群落	若葉区野呂町（泉自然公園）	E、I、J	近郊緑地特別保全地区、都市公園
15	コナラ・イヌシデ群落	緑区平川町（ひらかの森）	E	里山地区（一部）
16	コナラ群落	若葉区富田町（いずみの森）	E	里山地区（一部）
17	ヤナギモ群落	若葉区富田町	D、G	—
18	ヤナギモ群落	緑区平山町	D、G	—
19	チガヤ群落	若葉区（町名非公開） ^{注2)}	I、J	—
20	ススキ群落	若葉区桜木町 ^{注3)} （加曽利貝塚周辺（南貝塚））	I、J	国史跡、都市公園
21	ススキ群落	若葉区中野町	E、J	—
22	アズマネザサ群落	若葉区谷当町	E、J	—
23	アズマネザサ群落	若葉区谷当町	E、J	—
24	アズマネザサ群落	若葉区（町名非公開） ^{注2)}	I	—
25	アズマネザサ・ワラビ群落	若葉区中野町	E	—

注1) 植物群落選定基準は以下に示すとおりである。

- A：極相林もしくはそれに近い自然林
- B：市内では、きわめてまれな植物群落または個体群
- C：分布域の南限、北限、隔離分布等、分布限界になる植物群落または個体群
- D：砂丘、断崖地、塩沼地、河川、湿地等、特殊な立地に特有な植物群落または個体群で、その群落の特徴が典型的なもの
- E：郷土景観を代表する植物群落で、特にその群落の特徴が典型的なもの
- F：過去において人工的に植栽されたことが明らかな森林であっても、長期にわたって伐採等手が入っていないもの
- G：乱獲その他人為の影響によって、市内で極端に少なくなるおそれのある植物群落または個体群
- H：学術上重要な植物群落または個体群
- I：特定種の生育環境として重要な植物群落
- J：代償植生であっても、長期にわたる伝統的な管理により、特有の種構成が維持されている群落

注2) 町名を公表することにより、そこに生育・生息する種へ影響が及ぶ可能性があるため、町名を非公開としている。

注3) 所在地名は調査当時のものであり、加曽利貝塚周辺は現在若葉区桜木となっている。

出典：「千葉市の保護上重要な野生生物—千葉市レッドリスト—」（平成16（2004）年5月 千葉市環境局環境保全部 環境保全推進課）

5. 巨樹・巨木の状況

対象事業実施区域及びその周辺の巨樹・巨木の状況について、「第4回・6回 自然環境保全基礎調査 巨樹・巨木林調査」（環境省ホームページ）をもとに整理した。

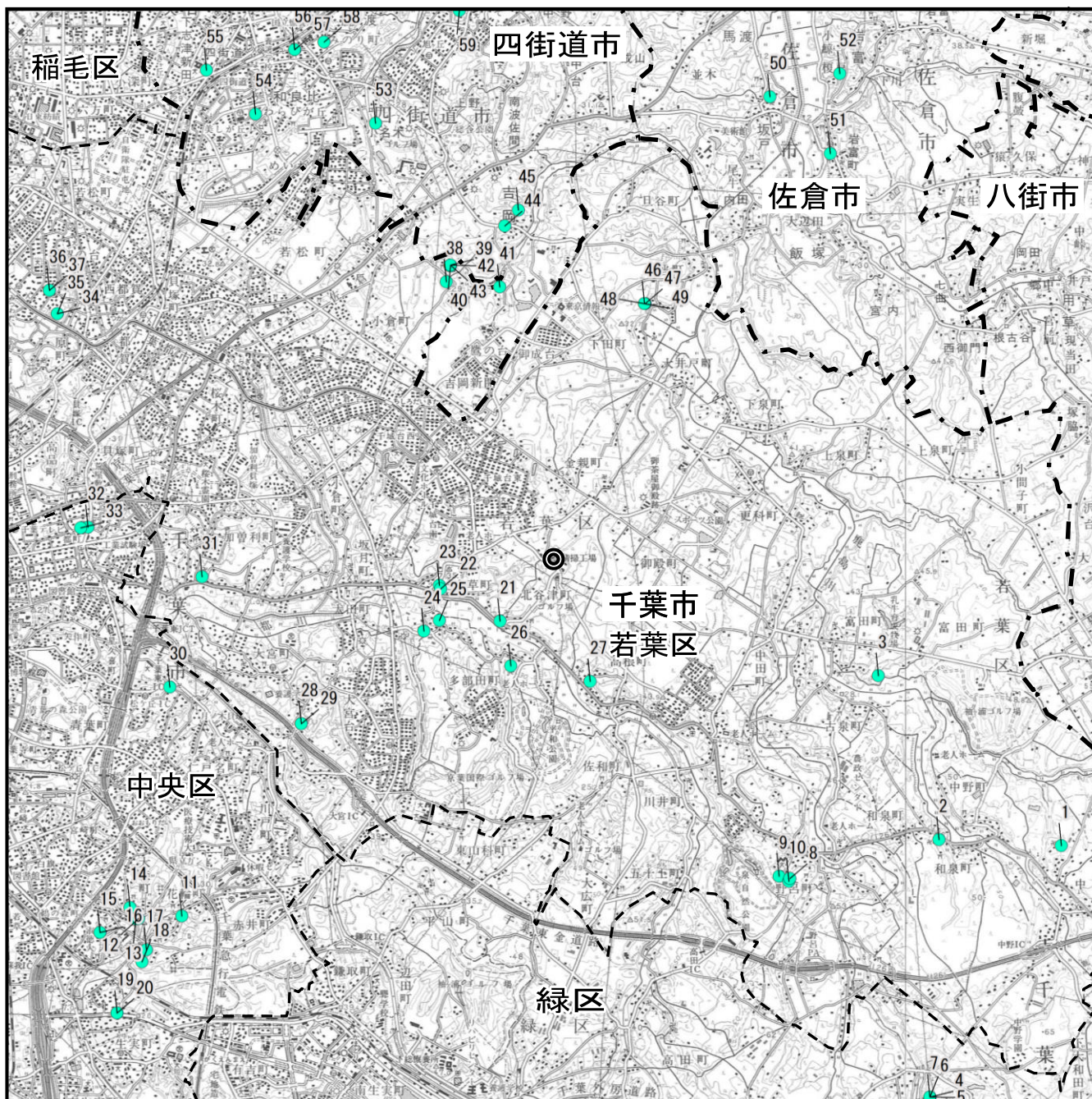
対象事業実施区域及びその周辺で確認された巨樹・巨木は、表 3-1.29及び図 3-1.22に示すとおりである。

対象事業実施区域周辺には、イチョウ、スギ、スダジイ等の巨樹・巨木がみられる。

表 3-1.29 巨樹・巨木の状況

地点 番号	樹種名	所在地	地点 番号	樹種名	所在地
1	イチョウ	千葉県千葉市	31	ケヤキ	千葉県千葉市
2	ケヤキ	千葉県千葉市	32	イチョウ	千葉県千葉市
3	スダジイ	千葉県千葉市	33	ケヤキ	千葉県千葉市
4	スギ	千葉県千葉市	34	スダジイ	千葉県千葉市
5	スダジイ	千葉県千葉市	35	スダジイ	千葉県千葉市
6	スダジイ	千葉県千葉市	36	タブノキ	千葉県千葉市
7	スギ	千葉県千葉市	37	タブノキ	千葉県千葉市
8	ケヤキ	千葉県千葉市	38	スダジイ	千葉県千葉市
9	スギ	千葉県千葉市	39	スギ	千葉県千葉市
10	ケヤキ	千葉県千葉市	40	スギ	千葉県千葉市
11	スダジイ	千葉県千葉市	41	ケヤキ	千葉県四街道市
12	ケヤキ	千葉県千葉市	42	スギ	千葉県千葉市
13	クスノキ	千葉県千葉市	43	カヤ	千葉県千葉市
14	クスノキ	千葉県千葉市	44	ケヤキ	千葉県四街道市
15	クスノキ	千葉県千葉市	45	シダレザクラ	千葉県四街道市
16	クスノキ	千葉県千葉市	46	スギ	千葉県千葉市
17	スダジイ	千葉県千葉市	47	スギ	千葉県千葉市
18	スギ	千葉県千葉市	48	スギ	千葉県千葉市
19	スダジイ	千葉県千葉市	49	スギ	千葉県千葉市
20	スダジイ	千葉県千葉市	50	イチョウ	千葉県佐倉市
21	スダジイ	千葉県千葉市	51	スギ	千葉県佐倉市
22	エノキ	千葉県千葉市	52	スダジイ	千葉県佐倉市
23	ケヤキ	千葉県千葉市	53	イチョウ	千葉県四街道市
24	ケヤキ	千葉県千葉市	54	イチョウ	千葉県四街道市
25	スダジイ	千葉県千葉市	55	エノキ	千葉県四街道市
26	イチョウ	千葉県千葉市	56	スギ	千葉県四街道市
27	スギ	千葉県千葉市	57	スダジイ	千葉県四街道市
28	スダジイ	千葉県千葉市	58	ケヤキ	千葉県四街道市
29	スギ	千葉県千葉市	59	カヤ	千葉県四街道市
30	イチョウ	千葉県千葉市			

出典：「第4回・6回 自然環境保全基礎調査 巨樹・巨木林調査」（環境省ホームページ）

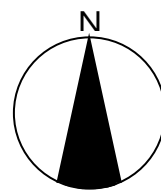


凡 例

- ◎ 対象事業実施区域
- - - 市境
- - - 区境
- 巨樹・巨木

出典：「第4回・第6回 自然環境保全基礎調査 巨樹・巨木林調査」（環境省ホームページ）

この地図は、国土地理院発行の1：50,000地形図「千葉」「東金」を使用し、1：70,000の縮尺に編集したものである。



1 : 70, 000
0 700m 1km 2km

図 3-1.22 巨樹・巨木の状況

3-1-13 動物の生息の状況

1. 動物相の状況

動物相の状況については、既存資料調査を行い整理した。

(1) 文献調査

対象事業実施区域及びその周辺の動物相の状況について、既存資料を整理した。

確認した文献等は、表 3-1.30に示すとおりである。

表 3-1.30 動物相の確認文献等

文 献 名		整理の対象とした種
A	「千葉県の保護上重要な野生生物ー千葉県レッドデータブックー動物編 2011 年改訂版」 (2011 年 3 月 千葉県環境生活部自然保護課)	調査対象とした野生動物（哺乳類、鳥類、爬虫類・両生類、淡水産魚類、昆虫類、陸産及び陸水産甲殻類、十脚甲殻類、貝類）のうち千葉市若葉区、中央区、稲毛区、緑区、佐倉市、四街道市、八街市で確認された種（海域及び沿岸部のみで確認された種及び「千葉県の保護上重要な野生生物ー千葉県レッドデータブックー動物編 2011 年改訂版」または「千葉市の保護上重要な野生生物ー千葉市レッドリスト」で消息不明・絶滅生物に指定されており、かつその他の文献で生息が確認されていない種については除いている）
B	「千葉市の保護上重要な野生生物ー千葉市レッドリスト」 (平成 16 (2004) 年 5 月 千葉市環境局環境保全部環境保全推進課)	調査対象とした野生動物（哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、淡水産魚類、無脊椎動物（昆虫類、エビ目、ワラジムシ目、貝類、淡水産コケムシ類）のうち千葉市で確認された種（海域及び沿岸部のみで確認された種及び「千葉県の保護上重要な野生生物ー千葉県レッドデータブックー動物編 2011 年改訂版」または「千葉市の保護上重要な野生生物ー千葉市レッドリスト」で消息不明・絶滅生物に指定されており、かつその他の文献で生息が確認されていない種については除いている）
C	「いきものログ」 (環境省 生物多様性センターホームページ)	調査対象とした野生動物（哺乳類、鳥類、爬虫類・両生類、淡水産魚類、昆虫類、陸産及び陸水産甲殻類、十脚甲殻類、貝類）のうち千葉市若葉区、中央区、稲毛区、緑区、佐倉市、四街道市、八街市で確認された種（海域及び沿岸部のみで確認された種及び「千葉県の保護上重要な野生生物ー千葉県レッドデータブックー動物編 2011 年改訂版」または「千葉市の保護上重要な野生生物ー千葉市レッドリスト」で消息不明・絶滅生物に指定されており、かつその他の文献で生息が確認されていない種については除いている）

2. 注目すべき種の状況

文献調査で確認された種について、国、千葉県、千葉市及び各自治体が指定する選定根拠に基づき注目すべき種の指定状況を整理した。

(1) 選定根拠・基準

注目すべき動物種の選定根拠は表 3-1.31に、選定基準は表 3-1.32に示すとおりである。

表 3-1.31 注目すべき動物種の選定根拠

選定根拠			選定基準
法令による指定	①	「文化財保護法」(昭和 25 年 5 月 30 日 法律第 214 号)	・ 特別天然記念物 (特天)
	②	「千葉県文化財保護条例」(昭和 30 年 3 月 29 日 条例第 8 号)	・ 国指定天然記念物 (国天)
	③	「千葉市文化財保護条例」(昭和 33 年 10 月 7 日 条例第 18 号)	・ 県指定天然記念物 (県天)
		「佐倉市文化財保護条例」(昭和 51 年 3 月 29 日 条例第 8 号)	・ 市指定天然記念物 (市天)
		「四街道市文化財の保護に関する条例」(昭和 46 年 6 月 17 日 条例第 12 号)	
文献による指定	④	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 (種の保存法)」 (平成 4 年 6 月 5 日 法律第 75 号)	・ 国内希少野生動植物種 (国内)
	⑤	「絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト」 (平成 31 年 1 月 24 日改訂 環境省)	・ 国際希少野生動植物種 (国際)
			・ 特定第一種国内希少野生動植物種 (特一)
			・ 特定第二種国内希少野生動植物種 (特二)
	⑥	「千葉県の保護上重要な野生生物 ー千葉県レッドリストー動物編 (2019 年 3 月改訂版)」 (2019 年 3 月 千葉県環境生活部自然保護課)	・ 緊急指定種 (緊急)
	⑦	「千葉市の保護上重要な野生生物ー千葉市レッドリストー」 (平成 16 (2004) 年 5 月 千葉市環境局環境保全部 環境保全推進課)	・ 絶滅 (EX)
			・ 野生絶滅 (EW)
			・ 絶滅危惧 I 類 (CR+EN)
			・ 絶滅危惧 I A 類 (CR)
			・ 絶滅危惧 I B 類 (EN)
			・ 絶滅危惧 II 類 (VU)
			・ 準絶滅危惧 (NT)
			・ 情報不足 (DD)
			・ 地域個体群 (LP)
			・ 消息不明・絶滅生物 (X)
			・ 野生絶滅生物 (EW)
			・ 最重要保護生物 (A)
			・ 重要保護生物 (B)
			・ 要保護生物 (C)
			・ 一般保護生物 (D)
			・ 保護参考種 (RH)
			・ 消息不明・絶滅生物 (X)
			・ 最重要保護生物 (A)
			・ 重要保護生物 (B)
			・ 要保護生物 (C)

表 3-1.32 注目すべき動物種の選定基準

選定基準			評価基準
①	特別天然記念物		国指定天然記念物のうち特に重要な記念物について指定する。
	国指定天然記念物		国指定文化財のうち、植物（自生地を含む。）で我が国にとって学術上価値の高いもの。
②	県指定天然記念物		県指定文化財のうち、動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で県にとって学術上価値の高いもの。
③	市指定天然記念物		市指定文化財のうち、植物（自生地を含む。）で市にとって学術上価値の高いもの。
④	国内希少野生動植物種		その個体が本邦に生息し又は生育する絶滅のおそれのある野生動植物の種であって、政令で定めるものをいう
	国際希少野生動植物種		国際的に協力して種の保存を図ることとされている絶滅のおそれのある野生動植物の種（国内希少野生動植物種を除く。）であって、政令で定めるものをいう
	特定第一種国内希少野生動植物種		「特定第一種国内希少野生動植物種」とは、次の各号のいずれにも該当する国内希少野生動植物種であって、政令で定めるものをいう 一 商業的に個体の繁殖をさせることができるものであること 二 国際的に協力して種の保存を図ることとされているものでないこと
	特定第二種国内希少野生動植物種		「特定第二種国内希少野生動植物種」とは、次の各号のいずれにも該当する国内希少野生動植物種であって、政令で定めるものをいう 一 種の個体の主要な生息地若しくは生育地が消滅しつつあるものであること又はその種の個体の生息若しくは生育の環境が著しく悪化しつつあるものであること 二 種の存続に支障を来す程度にその種の個体の数が著しく少ないものでないこと 三 繁殖による個体の数の増加の割合が低いものでないこと 四 国際的に協力して種の保存を図ることとされているものでないこと
	緊急指定種		環境大臣が、国内希少野生動植物種及び国際希少野生動植物種以外の野生動植物の種の保存を特に緊急に図る必要があると認めた種
⑤	絶滅（EX）		我が国ではすでに絶滅したと考えられる種。
	野生絶滅（EW）		飼育・栽培下でのみ存続している種。
	絶滅 危惧	絶滅危惧Ⅰ類（CR+EN）	絶滅の危機に瀕している種。
		絶滅危惧ⅠA類（CR）	ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの。
		絶滅危惧ⅠB類（EN）	ⅠA類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの。
		絶滅危惧Ⅱ類（VU）	絶滅の危険が増大している種。
	準絶滅危惧（NT）		存続基盤が脆弱な種。
情報不足（DD）		評価するだけの情報が不足している種。	
地域個体群（LP）		地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの。	
⑥	消息不明・絶滅生物（X）		かつては生息・生育が確認されていたにもかかわらず、近年長期（およそ50年間）にわたって確実な生体の発見情報がない、千葉県から絶滅した可能性の強い生物。
	野生絶滅生物（EW）		かつては千葉県に生育していた生物のうち、野生・自生では見られなくなってしまったものの、千葉県の個体群の子孫が飼育・栽培などによって維持されているもの。特に埋土種子や埋土胞子などから再生した個体がありながら、本来の自生地では環境の変化によって生育が維持できない状態の生物。
	最重要保護生物（A）		個体数が極めて少ない、生育環境が極めて限られている、生育地のほとんどが環境改変の危機にある、などの状況にある生物。放置すれば近々にも千葉県から絶滅、あるいはそれに近い状態になるおそれがあるもの。
	重要保護生物（B）		個体数がかなり少ない、生育環境がかなり限られている、生育地のほとんどで環境改変の可能性があり、などの状況にある生物。放置すれば著しい個体数の減少は避けられず、近い将来カテゴリーAへの移行が必至と考えられるもの。
	要保護生物（C）		個体数が少ない、生育環境が限られている、生育地の多くで環境改変の可能性があり、などの状況にある生物。放置すれば著しい個体数の減少は避けられず、将来カテゴリーBに移行することが予測されるもの。
	一般保護生物（D）		個体数が少ない、生育環境が限られている、生育地の多くで環境改変の可能性があり、等の状況にある生物。放置すれば個体数の減少は避けられず、自然環境の構成要素としての役割が著しく衰退する可能性があり、将来カテゴリーCに移行することが予測されるもの。
	保護参考雑種（RH）		自然界において形成されることが稀な雑種であって、個体数が著しく少なく、分布地域および生育環境が著しく限定されているもの。
⑦	消息不明・絶滅生物（X）		かつては生息・生育が確認されていたにもかかわらず、近年長期にわたって確実な生存情報がなく、千葉市から絶滅した可能性の高い生物。
	最重要保護生物（A）		個体数が極めて少ない、生息・生育環境が極めて限られている、生息・生育地のほとんどが環境改変の危機にある、などの状況にある生物。放置すれば近々にも千葉市から絶滅、あるいはそれに近い状態になるおそれがあるもの。
	重要保護生物（B）		個体数がかなり少ない、生息・生育環境がかなり限られている、生息・生育地の多くで環境改変の可能性が高い、などの状況にある生物。放置すれば著しい個体数の減少は避けられず、近い将来カテゴリーAへの移行が必至と考えられるもの。
	要保護生物（C）		個体数が少ない、生息・生育環境が限られている、生息・生育地の多くで環境改変の可能性があり、などの状況にある生物。放置すれば著しい個体数の減少は避けられず、将来カテゴリーBまたはAに移行することが予測されるもの。

注）表中の①～⑦は、表 3-1.31 に示した法令、文献番号と一致している。

(2) 文献調査により確認された注目すべき種

① 哺乳類

対象事業実施区域及びその周辺で確認されている注目すべき動物種（哺乳類）は、表 3-1.33 に示すとおり、10 科 19 種である。

表 3-1.33 注目すべき動物種（哺乳類）の状況

No.	科名	種名	指定状況						
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
1	トガリネズミ科	ニホンジネズミ						D	
2	モグラ科	ヒミズ						D	A
3	キクガシラコウモリ科	キクガシラコウモリ						C	
4		コキクガシラコウモリ						C	
5	ヒナコウモリ科	ヒナコウモリ						情報不足	
6		モモジロコウモリ						B	
7		ユビナガコウモリ						D	
8	オナガザル科	ニホンザル						B	
9	イヌ科	アカギツネ						B	X
10		タヌキ							B
11	イタチ科	ニホンテン						D	
12		ニホンイタチ							B
13		ニホンアナグマ						C	X
14	リス科	ニホンリス						C	A
15	ネズミ科	ハタネズミ							A
16		カヤネズミ						D	B
17		アカネズミ							C
18		ヒメネズミ						D	A
19	ウサギ科	ニホンノウサギ							B
合計	10 科	19 種	0 種	0 種	0 種	0 種	0 種	14 種	11 種

注 1) 指定状況の①～⑦は、表 3-1.31、表 3-1.32 及び以下に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示している。

注 2) 各指定状況の内容は、略称であり、それぞれ以下のことを示している。

① / 特天: 特別天然記念物、国天: 国指定天然記念物

② / 県天: 県指定天然記念物

③ / 市天: 市指定天然記念物

④ / 国内: 国内希少野生動植物種、国際: 国際希少野生動植物種、第一種: 特定第一種国内希少野生動植物種、第二種: 特定第二種国内希少野生動植物種、緊急: 緊急指定種

⑤ / EX: 絶滅、EW: 野生絶滅、CR+EN: 絶滅危惧 I 類、CR: 絶滅危惧 IA 類、EN: 絶滅危惧 IB 類、VU: 絶滅危惧 II 類、NT: 準絶滅危惧、DD: 情報不足、LP: 地域個体群

⑥ / X: 消息不明・絶滅生物、EW: 野生絶滅生物、A: 最重要保護生物、B: 重要保護生物、C: 要保護生物、D: 一般保護生物、RH: 保護参考雑種

⑦ / X: 消息不明・絶滅生物、A: 最重要保護生物、B: 重要保護生物、C: 要保護生物

② 鳥類

対象事業実施区域及びその周辺で確認されている注目すべき動物種（鳥類）は、表 3-1.34 (1)～(4)に示すとおり、41 科 127 種である。

表 3-1.34 (1) 注目すべき動物種（鳥類）の状況

No.	科名	種名	指定状況						
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
1	キジ科	ウズラ					VU	A	
2	カモ科	コクガン	国天				VU	B	
3		オシドリ					DD	B	C
4		オカヨシガモ						C	C
5		ヨシガモ						B	B
6		トモエガモ					VU	B	B
7		アカハジロ					DD	A	
8		スズガモ						D	C
9		ビロードキンクロ						B	
10		クロガモ							B
11		ホオジロガモ						B	
12		ウミアイサ						D	
13	カイツブリ科	カイツブリ						C	C
14		カンムリカイツブリ						D	C
15	ハト科	シラコバト					EN	B	
16		アオバト						B	
17	ウ科	ヒメウ					EN	B	
18	サギ科	ヨシゴイ					NT	A	A
19		ミゾゴイ					VU	A	
20		ダイサギ						D	C
21		チュウサギ					NT	B	C
22		コサギ						B	B
23		クロサギ						C	
24	ツル科	マナヅル				国際	VU	B	
25		クロヅル					DD	B	
26		ナベヅル				国際	VU	B	
27	クイナ科	ヒクイナ					NT	A	A
28		バン						B	B
29		オオバン						C	C
30	カッコウ科	ホトトギス						C	B
31		ツツドリ						C	
32		カッコウ						C	
33	アマツバメ科	アマツバメ						A	
34		ヒメアマツバメ						C	

注 1) 指定状況の①～⑦は、表 3-1.31、表 3-1.32及び以下に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示している。

注 2) 各指定状況の内容は、略称であり、それぞれ以下のことを示している。

① / 特天:特別天然記念物、国天:国指定天然記念物

② / 県天:県指定天然記念物

③ / 市天:市指定天然記念物

④ / 国内:国内希少野生動植物種、国際:国際希少野生動植物種、第一種:特定第一種国内希少野生動植物種、第二種:特定第二種国内希少野生動植物種、緊急:緊急指定種

⑤ / EX:絶滅、EW:野生絶滅、CR+EN:絶滅危惧I類、CR:絶滅危惧IA類、EN:絶滅危惧IB類、VU:絶滅危惧II類、NT:準絶滅危惧、DD:情報不足、LP:地域個体群

⑥ / X:消息不明・絶滅生物、EW:野生絶滅生物、A:最重要保護生物、B:重要保護生物、C:要保護生物、D:一般保護生物、RH:保護参考雑種

⑦ / X:消息不明・絶滅生物、A:最重要保護生物、B:重要保護生物、C:要保護生物

表 3-1.34 (2) 注目すべき動物種（鳥類）の状況

No.	科名	種名	指定状況						
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
35	チドリ科	タゲリ						D	B
36		ケリ					DD	A	
37		ムナグロ						B	C
38		ダイゼン						A	B
39		イカルチドリ						C	B
40		コチドリ						B	B
41		シロチドリ					VU	A	B
42		メダイチドリ				国際		C	B
43	ミヤコドリ科	ミヤコドリ						A	C
44	セイタカシギ科	セイタカシギ					VU	A	B
45	シギ科	オオジシギ					NT	A	
46		オグロシギ						C	B
47		オオソリハシシギ					VU	C	B
48		チュウシャクシギ						C	C
49		ダイシャクシギ						A	B
50		ハウロクシギ				国際	VU	A	B
51		ツルシギ					VU	A	A
52		アカアシシギ					VU	B	
53		アオアシシギ						B	C
54		クサシギ						C	C
55		タカブシギ					VU	B	A
56		キアシシギ						C	B
57		ソリハシシギ						C	B
58		イソシギ						A	B
59		キョウジョシギ						C	B
60		オバシギ				国際		C	B
61		ミユビシギ						D	C
62		トウネン						D	B
63		ウズラシギ						B	B
64		ハマシギ					NT	B	A
65		ヘラシギ				国内	CR	A	
66		キリアイ						B	A
67	タマシギ科	タマシギ					VU	A	A
68	カモメ科	ズグロカモメ					VU	A	A
69		コアジサシ					VU	A	B
70		セグロアジサシ						C	
71		ベニアジサシ					VU	B	
72		アジサシ							C
73		マダラウミスズメ					DD	B	
74	ウミスズメ科	カンムリウミスズメ	国天				VU	A	

注1) 指定状況の①～⑦は、表 3-1.31、表 3-1.32及び以下に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示している。

注2) 各指定状況の内容は、略称であり、それぞれ以下のことを示している。

① / 特天:特別天然記念物、国天:国指定天然記念物

② / 県天:県指定天然記念物

③ / 市天:市指定天然記念物

④ / 国内:国内希少野生動植物種、国際:国際希少野生動植物種、第一種:特定第一種国内希少野生動植物種、第二種:特定第二種国内希少野生動植物種、緊急:緊急指定種

⑤ / EX:絶滅、EW:野生絶滅、CR+EN:絶滅危惧I類、CR:絶滅危惧II類、EN:絶滅危惧III類、VU:絶滅危惧II類、NT:準絶滅危惧、DD:情報不足、LP:地域個体群

⑥ / X:消息不明・絶滅生物、EW:野生絶滅生物、A:最重要保護生物、B:重要保護生物、C:要保護生物、D:一般保護生物、RH:保護参考雑種

⑦ / X:消息不明・絶滅生物、A:最重要保護生物、B:重要保護生物、C:要保護生物

表 3-1.34 (3) 注目すべき動物種（鳥類）の状況

No.	科名	種名	指定状況						
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
75	ミサゴ科	ミサゴ					NT	B	B
76	タカ科	ハチクマ					NT	B	
77		トビ							B
78		オジロワシ	国天			国内・国際	VU	B	
79		オオワシ	国天			国内	VU	B	
80		チュウヒ				国内	EN	A	B
81		ツミ						D	B
82		ハイタカ					NT	B	C
83		オオタカ					NT	C	B
84		サシバ					VU	A	B
85		ノスリ						C	C
86	フクロウ科	オオコノハズク						B	
87		フクロウ						B	A
88		アオバズク						A	A
89		トラフズク						C	B
90		コミミズク						A	B
91	カワセミ科	カワセミ						C	C
92		ヤマセミ						A	
93	キツツキ科	アカゲラ						C	
94		アオゲラ						C	
95	ハヤブサ科	ハヤブサ				国内	VU	A	C
96	カササギヒタキ科	サンコウチョウ						A	
97	カラス科	カケス						D	C
98	シジュウカラ科	ヤマガラ							C
99	ヒバリ科	ヒバリ						D	
100	ツバメ科	ツバメ							C
101		コシアカツバメ						B	
102		イワツバメ						D	C
103	ウグイス科	ウグイス							C
104		ヤブサメ						C	C
105	エナガ科	エナガ							C
106	ムシクイ科	センダイムシクイ						C	
107	メジロ科	メジロ							C
108	センニュウ科	オオセッカ				国内	EN	A	
109	ヨシキリ科	オオヨシキリ						D	C
110		コヨシキリ						D	B
111	セッカ科	セッカ						D	C
112	ミソサザイ科	ミソサザイ						C	
113	ヒタキ科	トラツグミ						A	C
114		クロツグミ						A	
115		コサメビタキ						A	

注1) 指定状況の①～⑦は、表 3-1.31、表 3-1.32及び以下に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示している。

注2) 各指定状況の内容は、略称であり、それぞれ以下のことを示している。

① / 特天:特別天然記念物、国天:国指定天然記念物

② / 県天:県指定天然記念物

③ / 市天:市指定天然記念物

④ / 国内:国内希少野生動植物種、国際:国際希少野生動植物種、第一種:特定第一種国内希少野生動植物種、第二種:特定第二種国内希少野生動植物種、緊急:緊急指定種

⑤ / EX:絶滅、EW:野生絶滅、CR+EN:絶滅危惧I類、CR:絶滅危惧IA類、EN:絶滅危惧IB類、VU:絶滅危惧II類、NT:準絶滅危惧、DD:情報不足、LP:地域個体群

⑥ / X:消息不明・絶滅生物、EW:野生絶滅生物、A:最重要保護生物、B:重要保護生物、C:要保護生物、D:一般保護生物、RH:保護参考雑種

⑦ / X:消息不明・絶滅生物、A:最重要保護生物、B:重要保護生物、C:要保護生物

表 3-1.34 (4) 注目すべき動物種（鳥類）の状況

No.	科名	種名	指定状況						
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
116	ヒタキ科	キビタキ						A	
117		オオルリ						B	
118	イワヒバリ科	イワヒバリ						C	
119	セキレイ科	キセキレイ						B	B
120		セグロセキレイ							C
121	アトリ科	イカル						D	
122	ホオジロ科	ホオジロ						C	B
123		ホオアカ						C	
124		カシラダカ							C
125		クロジ						D	
126		コジュリン					VU	A	
127		オオジュリン						D	C
合計	41 科	127 種	4 種	0 種	0 種	11 種	42 種	117 種	79 種

注1) 指定状況の①～⑦は、表 3-1.31、表 3-1.32及び以下に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示している。

注2) 各指定状況の内容は、略称であり、それぞれ以下のことを示している。

① / 特天:特別天然記念物、国天:国指定天然記念物

② / 県天:県指定天然記念物

③ / 市天:市指定天然記念物

④ / 国内:国内希少野生動植物種、国際:国際希少野生動植物種、第一種:特定第一種国内希少野生動植物種、第二種:特定第二種国内希少野生動植物種、緊急:緊急指定種

⑤ / EX:絶滅、EW:野生絶滅、CR+EN:絶滅危惧I類、CR:絶滅危惧IA類、EN:絶滅危惧IB類、VU:絶滅危惧II類、NT:準絶滅危惧、DD:情報不足、LP:地域個体群

⑥ / X:消息不明・絶滅生物、EW:野生絶滅生物、A:最重要保護生物、B:重要保護生物、C:要保護生物、D:一般保護生物、RH:保護参考雑種

⑦ / X:消息不明・絶滅生物、A:最重要保護生物、B:重要保護生物、C:要保護生物

③ 爬虫類

対象事業実施区域及びその周辺で確認されている注目すべき動物種（爬虫類）は、表 3-1.35 に示すとおり、8科14種である。

表 3-1.35 注目すべき動物種（爬虫類）の状況

No.	科名	種名	指定状況						
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
1	ウミガメ科	アカウミガメ					EN	A	
2	イシガメ科	クサガメ							C
3		ニホンイシガメ					NT	A	A
4	スッポン科	ニホンスッポン					DD	情報不足	X
5	ヤモリ科	ニホンヤモリ						D	C
6	トカゲ科	ニホントカゲ							B
7	カナヘビ科	カナヘビ						D	
8	ナミヘビ科	ジムグリ						B	B
9		アオダイショウ						D	C
10		シマヘビ						C	B
11		ヒバカリ						D	C
12		シロマダラ						B	B
13		ヤマカガシ						D	C
14	クサリヘビ科	ニホンマムシ						B	B
合計	8科	14種	0種	0種	0種	0種	3種	12種	12種

注1) 指定状況の①～⑦は、表 3-1.31、表 3-1.32及び以下に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示している。

注2) 各指定状況の内容は、略称であり、それぞれ以下のことを示している。

① / 特天:特別天然記念物、国天:国指定天然記念物

② / 県天:県指定天然記念物

③ / 市天:市指定天然記念物

④ / 国内:国内希少野生動植物種、国際:国際希少野生動植物種、第一種:特定第一種国内希少野生動植物種、第二種:特定第二種国内希少野生動植物種、緊急:緊急指定種

⑤ / EX:絶滅、EW:野生絶滅、CR+EN:絶滅危惧I類、CR:絶滅危惧IA類、EN:絶滅危惧IB類、VU:絶滅危惧II類、NT:準絶滅危惧、DD:情報不足、LP:地域個体群

⑥ / X:消息不明・絶滅生物、EW:野生絶滅生物、A:最重要保護生物、B:重要保護生物、C:要保護生物、D:一般保護生物、RH:保護参考雑種

⑦ / X:消息不明・絶滅生物、A:最重要保護生物、B:重要保護生物、C:要保護生物

注3) ニホンスッポンは、飼育個体が逃げ出した可能性があるため“情報不足”としている。

④ 両生類

対象事業実施区域及びその周辺で確認されている注目すべき動物種（両生類）は、表 3-1.36 に示すとおり、5 科 11 種である。

表 3-1.36 注目すべき動物種（両生類）の状況

No.	科名	種名	指定状況						
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
1	サンショウウオ科	トウキョウサンショウウオ					VU	A	A
2	イモリ科	アカハライモリ					NT	A	A
3	ヒキガエル科	アズマヒキガエル						C	C
4	アカガエル科	タゴガエル						B	
5		ニホンアカガエル						A	A
6		ヤマアカガエル						C	
7		ツチガエル						A	X
8	アオガエル科	トウキョウダルマガエル					NT	B	A
9		シュレーゲルアオガエル						D	C
10		モリアオガエル						C	
11		カジカガエル						B	
合計	5 科	11 種	0 種	0 種	0 種	0 種	3 種	11 種	7 種

注 1) 指定状況の①～⑦は、表 3-1.31、表 3-1.32及び以下に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示している。

注 2) 各指定状況の内容は、略称であり、それぞれ以下のことを示している。

① / 特天:特別天然記念物、国天:国指定天然記念物

② / 県天:県指定天然記念物

③ / 市天:市指定天然記念物

④ / 国内:国内希少野生動植物種、国際:国際希少野生動植物種、第一種:特定第一種国内希少野生動植物種、第二種:特定第二種国内希少野生動植物種、緊急:緊急指定種

⑤ / EX:絶滅、EW:野生絶滅、CR+EN:絶滅危惧Ⅰ類、CR:絶滅危惧ⅡA類、EN:絶滅危惧ⅡB類、VU:絶滅危惧Ⅲ類、NT:準絶滅危惧、DD:情報不足、LP:地域個体群

⑥ / X:消息不明・絶滅生物、EW:野生絶滅生物、A:最重要保護生物、B:重要保護生物、C:要保護生物、D:一般保護生物、RH:保護参考雑種

⑦ / X:消息不明・絶滅生物、A:最重要保護生物、B:重要保護生物、C:要保護生物

⑤ 昆虫類

対象事業実施区域及びその周辺で確認されている注目すべき動物種（昆虫類）は、表 3-1. 37 (1)～(11)に示すとおり、138 科 428 種である。

表 3-1. 37(1) 注目すべき動物種（昆虫類）の状況

No.	科名	種名	指定状況						
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
1	シロイロカゲロウ科	アカツキシロカゲロウ					VU	D	
2	ヒメシロカゲロウ科	ミツトゲヒメシロカゲロウ						D	
3	マダラカゲロウ科	インワタマダラカゲロウ						D	
4	ヒトリガカゲロウ科	ヒトリガカゲロウ					VU	A	
5	ヒラタカゲロウ科	サトキハダヒラタカゲロウ						A	A
6	フタオカゲロウ科	オオフタオカゲロウ							C
7	アオイトトンボ科	ホソミオツネイトンボ							B
8		アオイトトンボ						C	B
9		オオアオイトトンボ							C
10		オツネイトンボ						A	
11	カワトンボ科	ハグロトンボ							C
12		アオハダトンボ					NT	A	
13		ヒガシカワトンボ							C
14		アサヒナカワトンボ					LP	A	
15	モノサシトンボ科	モノサシトンボ						C	
16		オオモノサシトンボ					CR	A	
17	イトトンボ科	ホソミイトトンボ						B	A
18		キイトトンボ						C	A
19		ベニイトトンボ					NT	A	
20		モートンイトトンボ					NT	A	A
21		ヒヌマイイトトンボ					CR	A	
22		セスジイトトンボ						B	
23		ムスジイトトンボ						B	A
24		オオセスジイトトンボ					CR	A	
25		オオイトトンボ						A	B
26	ヤンマ科	ネアカヨシヤンマ					NT	B	
27		アオヤンマ					NT	B	B
28		マルタンヤンマ						C	
29		クロスジギンヤンマ						D	
30		ギンヤンマ							C
31		コシボソヤンマ						C	
32		カトリヤンマ						B	
33		ヤブヤンマ						D	
34		サラサヤンマ						D	B

注1) 指定状況の①～⑦は、表 3-1. 31、表 3-1. 32及び以下に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示している。

注2) 各指定状況の内容は、略称であり、それぞれ以下のことを示している。

① / 特天: 特別天然記念物、国天: 国指定天然記念物

② / 県天: 県指定天然記念物

③ / 市天: 市指定天然記念物

④ / 国内: 国内希少野生動植物種、国際: 国際希少野生動植物種、第一種: 特定第一種国内希少野生動植物種、第二種: 特定第二種国内希少野生動植物種、緊急: 緊急指定種

⑤ / EX: 絶滅、EW: 野生絶滅、CR+EN: 絶滅危惧I類、CR: 絶滅危惧II類、EN: 絶滅危惧IB類、VU: 絶滅危惧II類、NT: 準絶滅危惧、DD: 情報不足、LP: 地域個体群

⑥ / X: 消息不明・絶滅生物、EW: 野生絶滅生物、A: 最重要保護生物、B: 重要保護生物、C: 要保護生物、D: 一般保護生物、RH: 保護参考種

⑦ / X: 消息不明・絶滅生物、A: 最重要保護生物、B: 重要保護生物、C: 要保護生物

表 3-1. 37(2) 注目すべき動物種（昆虫類）の状況

No.	科名	種名	指定状況						
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
35	サナエトンボ科	ミヤマサナエ						A	
36		ヤマサナエ						D	C
37		キイロサナエ					NT	B	
38		ダビドサナエ						C	
39		ホンサナエ						B	
40		アオサナエ						B	
41		オナガサナエ						B	
42		ウチワヤンマ						D	A
43		オジロサナエ						A	
44		ナゴヤサナエ					VU	A	
45		コサナエ						A	
46	エゾトンボ科	トラフトンボ						A	A
47		オオヤマトンボ							B
48		キイロヤマトンボ					NT	A	
49		ハネビロエゾトンボ					VU	A	
50		タカネトンボ						B	
51	ヤマトンボ科	コヤマトンボ							B
52	トンボ科	ショウジョウトンボ							C
53		コフキトンボ							C
54		ヨツボシトンボ						A	
55		ハラビロトンボ						B	B
56		コシアキトンボ							C
57		チョウトンボ						D	B
58		コノシメトンボ						D	C
59		マユタテアカネ							C
60		マイコアカネ						D	C
61		ヒメアカネ						A	
62		リスアカネ						B	
63		ネキトンボ						A	
64	カワゲラ科	クロヒゲカワゲラ						D	
65	アミメカワゲラ科	フタスジクサカワゲラ							C
66		クサカワゲラ属の一種						A	
67	ナナフシ科	トゲナナフシ						D	
68	ヒメカマキリ科	ヒメカマキリ						C	
69	カマキリ科	ヒナカマキリ						D	
70	コオロギ科	ハマスズ						A	
71		クチキコオロギ						D	
72		オオオカメコオロギ						A	
73		クロツヤコオロギ						C	
74		ナツノツヅレサセコオロギ						D	
75		コガタコオロギ						C	
76	マツムシ科	カヤコオロギ						A	
77		マツムシ						D	

注1) 指定状況の①～⑦は、表 3-1. 31、表 3-1. 32及び以下に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示している。

注2) 各指定状況の内容は、略称であり、それぞれ以下のことを示している。

① / 特天: 特別天然記念物、国天: 国指定天然記念物

② / 県天: 県指定天然記念物

③ / 市天: 市指定天然記念物

④ / 国内: 国内希少野生動植物種、国際: 国際希少野生動植物種、第一種: 特定第一種国内希少野生動植物種、第二種: 特定第二種国内希少野生動植物種、緊急: 緊急指定種

⑤ / EX: 絶滅、EW: 野生絶滅、CR+EN: 絶滅危惧I類、CR: 絶滅危惧II類、EN: 絶滅危惧IB類、VU: 絶滅危惧II類、NT: 準絶滅危惧、DD: 情報不足、LP: 地域個体群

⑥ / X: 消息不明・絶滅生物、A: 最重要保護生物、B: 重要保護生物、C: 要保護生物、D: 一般保護生物、RH: 保護参考雑種

⑦ / X: 消息不明・絶滅生物、A: 最重要保護生物、B: 重要保護生物、C: 要保護生物

表 3-1. 37(3) 注目すべき動物種（昆虫類）の状況

No.	科名	種名	指定状況						
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
78	ヒバリモドキ科	リュウキュウチビズ						B	
79	カネタタキ科	イソカネタタキ						D	
80	キリギリス科	ヒガシキリギリス(キリギリス)							B
81		カスミササキリ						A	
82		ヒサゴクサキリ						B	
83		オオクサキリ						A	
84	オオゴキブリ科	オオゴキブリ						D	
85	クツワムシ科	クツワムシ						C	A
86	ツユムシ科	エゾツユムシ							C
87	クサヒバリ科	キンヒバリ							C
88	ヒシバタ科	ボウソウサワヒシバタ						B	
89	バッタ科	ヤマトマダラバッタ(ヤマトバッタ)						B	
90		ショウリョウバッタモドキ							C
91		イナゴモドキ						A	
92		ヤマトフキバッタ							B
93		セグロバッタ						A	X
94	セミ科	ヒメハルゼミ						B	
95		ヒグラシ							C
96		ハルゼミ						A	A
97	アブラムシ科	ヤシャブシトゲマダラアブラムシ							C
98	タイコウチ科	コオイムシ					NT		A
99		ヒメミズカマキリ						B	
100	コオイムシ科	タガメ					VU	A	
101	コバンムシ科	コバンムシ					EN	A	
102	ナベブタムシ科	ナベブタムシ						A	
103	イトアメンボ科	イトアメンボ					VU	A	
104	ハナカメムシ科	ズイムシハナカメムシ					NT	A	
105	カタビロアメンボ科	ケシウミアメンボ						C	
106	アメンボ科	オオアメンボ						D	
107		ヤスマツアメンボ						D	
108		ハネナシアメンボ						B	
109		エサキアメンボ					NT	B	
110	マキバサシガメ科	ベニモンマキバサシガメ						A	
111		キバネアシブトマキバサシガメ						B	
112	サシガメ科	アダチアカサシガメ						A	
113		オオトビサシガメ							C
114		クロバアカサシガメ						C	C
115	マダラナガカメムシ科	ヒメジュウジナガカメムシ						D	
116	ヘリカメムシ科	アズキヘリカメムシ						C	
117	クヌギカメムシ科	ナシカメムシ						C	C

注1) 指定状況の①～⑦は、表 3-1. 31、表 3-1. 32及び以下に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示している。

注2) 各指定状況の内容は、略称であり、それぞれ以下のことを示している。

① / 特天: 特別天然記念物、国天: 国指定天然記念物

② / 県天: 県指定天然記念物

③ / 市天: 市指定天然記念物

④ / 国内: 国内希少野生動植物種、国際: 国際希少野生動植物種、第一種: 特定第一種国内希少野生動植物種、第二種: 特定第二種国内希少野生動植物種、緊急: 緊急指定種

⑤ / EX: 絶滅、EW: 野生絶滅、CR+EN: 絶滅危惧I類、CR: 絶滅危惧IA類、EN: 絶滅危惧IB類、VU: 絶滅危惧II類、NT: 準絶滅危惧、DD: 情報不足、LP: 地域個体群

⑥ / X: 消息不明・絶滅生物、EW: 野生絶滅生物、A: 最重要保護生物、B: 重要保護生物、C: 要保護生物、D: 一般保護生物、RH: 保護参考雑種

⑦ / X: 消息不明・絶滅生物、A: 最重要保護生物、B: 重要保護生物、C: 要保護生物

表 3-1. 37(4) 注目すべき動物種（昆虫類）の状況

No.	科名	種名	指定状況						
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
118	ツチカメムシ科	フタボシツチカメムシ						C	
119		ヨコヅナツチカメムシ						C	
120	キンカメムシ科	オオキンカメムシ						C	
121	ナガカメムシ科	ヒメマダラナガカメムシ						D	
122	カメムシ科	トゲカメムシ						C	
123		ハナダカメムシ						D	C
124		キュウシュウクチブトカメムシ						A	
125		イネカメムシ						C	
126		フタテンカメムシ						C	
127		トホシカメムシ						C	
128		オオクチブトカメムシ						A	
129		ルリクチブトカメムシ						C	
130	ツノカメムシ科	オオツノカメムシ						D	
131		ベニモンツノカメムシ						C	C
132	ミズスマシ科	オオミズスマシ					NT	C	A
133		コミズスマシ					EN	B	
134		ヒメミズスマシ					EN	C	
135		ミズスマシ					VU	C	A
136		コオナガミズスマシ					VU	B	
137	オサムシ科	コハラアカモリヒラタゴミムシ						C	
138		キバネキバナガミズギワゴミムシ					VU	A	
139		オオキバナガミズギワゴミムシ					VU	A	
140		キバナガミズギワゴミムシ						C	
141		アオバネホソクビゴミムシ						D	C
142		コホソクビゴミムシ						C	
143		クロカタビロオサムシ						A	
144		クロオサムシ関東地方北西部亜種						C	
145		コクロナガオサムシ東北地方南部亜種						C	
146		アカガネオサムシ本州亜種					VU	B	B
147		ルイスオサムシ房総半島南部亜種						D	
148		コキベリアオゴミムシ							C
149		クマガイクロアオゴミムシ					NT	A	
150		コアトワアオゴミムシ						C	C
151		アオヘリアオゴミムシ					CR	A	
152		ハンミョウ							A
153		アイヌハンミョウ					NT	B	
154		ホソハンミョウ					VU	A	A
155		ニワハンミョウ							A

注1) 指定状況の①～⑦は、表 3-1. 31、表 3-1. 32及び以下に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示している。

注2) 各指定状況の内容は、略称であり、それぞれ以下のことを示している。

① / 特天: 特別天然記念物、国天: 国指定天然記念物

② / 県天: 県指定天然記念物

③ / 市天: 市指定天然記念物

④ / 国内: 国内希少野生動植物種、国際: 国際希少野生動植物種、第一種: 特定第一種国内希少野生動植物種、第二種: 特定第二種国内希少野生動植物種、緊急: 緊急指定種

⑤ / EX: 絶滅、EW: 野生絶滅、CR+EN: 絶滅危惧I類、CR: 絶滅危惧II類、EN: 絶滅危惧IB類、VU: 絶滅危惧II類、NT: 準絶滅危惧、DD: 情報不足、LP: 地域個体群

⑥ / X: 消息不明・絶滅生物、EW: 野生絶滅生物、A: 最重要保護生物、B: 重要保護生物、C: 要保護生物、D: 一般保護生物、RH: 保護参考雑種

⑦ / X: 消息不明・絶滅生物、A: 最重要保護生物、B: 重要保護生物、C: 要保護生物

表 3-1. 37(5) 注目すべき動物種（昆虫類）の状況

No.	科名	種名	指定状況						
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
156	オサムシ科	カワラハンミョウ					EN	A	X
157		コハンミョウ						C	B
158		コニワハンミョウ							B
159		シロヘリハンミョウ					NT	A	
160		オサムシモドキ						C	
161		ヒメマイマイカブリ							A
162		スナハラゴミムシ					VU	A	
163		キイロホソゴミムシ					EN	A	
164		コハンミョウモドキ					EN	A	
165		チビアオゴミムシ					EN	A	
166		オオキベリアオゴミムシ						D	C
167		セアカオサムシ					NT	B	B
168		ヤホシゴミムシ							C
169		キベリマルクビゴミムシ					EN	B	
170		オオマルクビゴミムシ						B	
171		カワラゴミムシ						C	
172		オオトックリゴミムシ					NT	C	
173		ギョウトクコムズギワゴミムシ					VU	A	
174		カズサヒラタゴミムシ						B	
175		ハマベゴミムシ					NT	A	
176		トネガワナガゴミムシ						B	
177		イスミナガゴミムシ					VU	A	
178		カジムラヒメナガゴミムシ						C	
179		ヒョウタンゴミムシ						D	
180		コアオアトキリゴミムシ						D	
181	コガシラミズムシ科	マダラコガシラミズムシ					VU	B	
182		コガシラミズムシ							C
183	コツブゲンゴロウ科	キボシチビコツブゲンゴロウ					EN	A	
184	ゲンゴロウ科	トダセスジゲンゴロウ					VU	B	A
185		コガタノゲンゴロウ					VU	A	
186		シャープゲンゴロウモドキ				国内	CR	A	
187		ハイレゲンゴロウ							C
188		マルガタゲンゴロウ					VU	B	
189		シマゲンゴロウ					NT	D	B
190		オオイチモンジシマゲンゴロウ					EN	A	A
191		キボシツブゲンゴロウ					NT	A	
192		オオヒメゲンゴロウ						C	
193	ガムシ科	コガムシ					DD	D	C
194		ガムシ					NT	C	
195	エンマムシ科	ツヤハマベエンマムシ						B	
196		ニセハマベエンマムシ						B	

注1) 指定状況の①～⑦は、表 3-1. 31、表 3-1. 32及び以下に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示している。

注2) 各指定状況の内容は、略称であり、それぞれ以下のことを示している。

① / 特天: 特別天然記念物、国天: 国指定天然記念物

② / 県天: 県指定天然記念物

③ / 市天: 市指定天然記念物

④ / 国内: 国内希少野生動植物種、国際: 国際希少野生動植物種、第一種: 特定第一種国内希少野生動植物種、第二種: 特定第二種国内希少野生動植物種、緊急: 緊急指定種

⑤ / EX: 絶滅、EW: 野生絶滅、CR+EN: 絶滅危惧I類、CR: 絶滅危惧II類、EN: 絶滅危惧IB類、VU: 絶滅危惧II類、NT: 準絶滅危惧、DD: 情報不足、LP: 地域個体群

⑥ / X: 消息不明・絶滅生物、A: 最重要保護生物、B: 重要保護生物、C: 要保護生物、D: 一般保護生物、RH: 保護参考雑種

⑦ / X: 消息不明・絶滅生物、A: 最重要保護生物、B: 重要保護生物、C: 要保護生物

表 3-1. 37(6) 注目すべき動物種（昆虫類）の状況

No.	科名	種名	指定状況						
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
197	シデムシ科	ベッコウヒラタシデムシ						D	
198		ヤマトモンシデムシ					NT	B	B
199		オニヒラタシデムシ						C	
200	ハネカクシ科	オオツノハネカクシ					DD	C	
201	センチコガネ科	ムネアカセンチコガネ						D	C
202		オオセンチコガネ							A
203	コブスジコガネ科	オオコブスジコガネ					VU	A	
204	クワガタムシ科	ネプトクワガタ						A	
205		オオクワガタ					VU	A	
206		ミヤマクワガタ							A
207		ノコギリクワガタ							C
208		ヒラタクワガタ						B	
209	アカマダラセンチコガネ科	アカマダラセンチコガネ						B	
210	ヒゲブトハナムグリ科	ヒゲブトハナムグリ						C	
211	コガネムシ科	クロモンマグソコガネ					NT	A	
212		セマルオオマグソコガネ					DD	A	
213		オオフタホシマグソコガネ						B	
214		キバネマグソコガネ					NT	A	
215		ヒメキイロマグソコガネ					NT	A	
216		オオヒラタハナムグリ							B
217		コカブトムシ							C
218		ダルママグソコガネ					DD		
219		アラメエンマコガネ					NT	A	
220		アカマダラハナムグリ (アカマダラコガネ)					DD	B	
221		シロスジコガネ						C	X
222		ヤマトケシマグソコガネ						C	
223		クロカナブン							C
224		アオカナブン							C
225		トラハナムグリ						B	
226	クシヒゲムシ科	クチキクシヒゲムシ						C	
227	タマムシ科	クロタマムシ						C	B
228		ヤマトタマムシ (タマムシ)							C
229		トゲフタオタマムシ						B	
230		アオタマムシ						B	A
231		アオマダラタマムシ						C	
232		クロマダラタマムシ						B	
233		ヒゲナガハナノミ							C
234	コメツキムシ科	フタモンウバタマコメツキ						D	
235		ルリツヤハダコメツキ						C	
236		カワイヒラアシコメツキ						C	
237		ウバタマコメツキ							C
238		ヒゲコメツキ							C
239	ホタル科	ゲンジボタル						B	X

注1) 指定状況の①～⑦は、表 3-1. 31、表 3-1. 32及び以下に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示している。

注2) 各指定状況の内容は、略称であり、それぞれ以下のことを示している。

① / 特天: 特別天然記念物、国天: 国指定天然記念物

② / 県天: 県指定天然記念物

③ / 市天: 市指定天然記念物

④ / 国内: 国内希少野生動植物種、国際: 国際希少野生動植物種、第一種: 特定第一種国内希少野生動植物種、第二種: 特定第二種国内希少野生動植物種、緊急: 緊急指定種

⑤ / EX: 絶滅、EW: 野生絶滅、CR+EN: 絶滅危惧I類、CR: 絶滅危惧II類、EN: 絶滅危惧IB類、VU: 絶滅危惧II類、NT: 準絶滅危惧、DD: 情報不足、LP: 地域個体群

⑥ / X: 消息不明・絶滅生物、A: 最重要保護生物、B: 重要保護生物、C: 要保護生物、D: 一般保護生物、RH: 保護参考雑種

⑦ / X: 消息不明・絶滅生物、A: 最重要保護生物、B: 重要保護生物、C: 要保護生物

表 3-1. 37(7) 注目すべき動物種（昆虫類）の状況

No.	科名	種名	指定状況						
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
240	ホタル科	ヘイケボタル						C	A
241		ヒメボタル						A	
242		クロマドボタル						C	B
243	ジョウカイモドキ科	イソジョウカイモドキ					DD	C	
244	オオキノコムシ科	アカモンチビオオキノコ						C	
245	ゴミムシダマシ科	ナガニジゴミムシダマシ							C
246		オオモンキゴミムシダマシ						D	
247		クロズハマベゴミムシダマシ						B	
248	ツチハンミョウ科	マメハンミョウ							C
249	カミキリムシ科	シロスジカミキリ							A
250		ハンノキカミキリ						A	
251		アカアシオオアカカミキリ						B	
252		ミドリカミキリ							C
253		アカハナカミキリ							C
254		ヒナリハナカミキリ							C
255		ホソカミキリ							C
256		ホシベニカミキリ							C
257		ベーツヒラタカミキリ						B	
258		ベニバハナカミキリ						C	
259		チャイロヒメハナカミキリ						D	C
260		ネジロカミキリ						C	
261		アオカミキリ							A
262		ヨツボシカミキリ					EN	A	B
263		アサカミキリ					VU	A	
264		オオトラカミキリ						A	
265	ハムシ科	ハンノキハムシ							C
266		オオルリハムシ					NT	B	A
267		キアシネクイハムシ						C	
268		フトネクイハムシ						C	
269		キンイロネクイハムシ					NT	B	
270		イネネクイハムシ						C	
271		ジュンサイハムシ						D	A
272		シナノオオネクイハムシ						A	
273		スゲハムシ						C	
274		ウスグロタマノミハムシ						A	
275	ヒゲナガゾウムシ科	エゴヒゲナガゾウムシ(ウシヅラヒゲナガゾウムシ)							C
276		クロホシチビヒゲナガゾウムシ						B	
277	オトシブミ科	ゴマダラオトシブミ							B
278	イボゾウムシ科	ウキクサミズゾウムシ						B	
279	コンボウハバチ科	ヨウロウヒラクチハバチ						B	
280	ゾウムシ科	ハマベゾウムシ						A	
281		オオアオゾウムシ							C

注1) 指定状況の①～⑦は、表 3-1. 31、表 3-1. 32及び以下に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示している。

注2) 各指定状況の内容は、略称であり、それぞれ以下のことを示している。

① / 特天: 特別天然記念物、国天: 国指定天然記念物

② / 県天: 県指定天然記念物

③ / 市天: 市指定天然記念物

④ / 国内: 国内希少野生動植物種、国際: 国際希少野生動植物種、第一種: 特定第一種国内希少野生動植物種、第二種: 特定第二種国内希少野生動植物種、緊急: 緊急指定種

⑤ / EX: 絶滅、EW: 野生絶滅、CR+EN: 絶滅危惧I類、CR: 絶滅危惧IA類、EN: 絶滅危惧IB類、VU: 絶滅危惧II類、NT: 準絶滅危惧、DD: 情報不足、LP: 地域個体群

⑥ / X: 消息不明・絶滅生物、A: 最重要保護生物、B: 重要保護生物、C: 要保護生物、D: 一般保護生物、RH: 保護参考雑種

⑦ / X: 消息不明・絶滅生物、A: 最重要保護生物、B: 重要保護生物、C: 要保護生物

表 3-1. 37(8) 注目すべき動物種（昆虫類）の状況

No.	科名	種名	指定状況						
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
282	ゾウムシ科	エゴシギゾウムシ							C
283	シリアゲムシ科	キシタトゲシリアゲ						B	
284		ヤマトシリアゲ(シリアゲムシ)						D	B
285		ミスジシリアゲ						C	
286		ホシシリアゲ						C	
287	センブリ科	ネグロセンブリ							A
288	ヘビトンボ科	タイリククロスジヘビトンボ							C
289		ヘビトンボ							C
290	カマキリモドキ科	ヒメカマキリモドキ						B	C
291	ツノトンボ科	キバネツノトンボ							C
292		ツノトンボ						C	C
293	ラクダムシ科	ラクダムシ							A
294	ミフシハバチ科	ワレモコウチュウレンジ						C	
295	キバチ科	ヒゲジロキバチ						C	
296	クキバチ科	モンクキバチ						C	
297	ヤドリキバチ科	トサヤドリキバチ					DD	C	
298	コマユバチ科	ウマノオバチ					NT	C	
299		シブオナガコマユバチ						A	
300	ヒラタタマバチ科	ニホンヒラタタマバチ						C	
301	アリ科	ヒゲナガニセハリアリ							B
302		ヒラタウロコアリ							C
303	アナバチ科	アカオビケラトリ					NT	B	
304		オオドロバチモドキ						C	
305		キアシハナダカバチモドキ					VU	B	C
306		フクイジガバチモドキ					DD	B	
307	ギングチバチ科	コウライビソソ					DD	B	
308	クモバチ科	ミイロツメボソクモバチ						C	
309		ムツボシベッコウ					NT	A	
310		スギハラクモバチ						C	
311	ツチバチ科	ヤスマツツチバチ						A	
312	セイボウ科	フジセイボウモドキ						B	
313		セイドウマルセイボウ						C	C
314	ドロバチ科	ハグロフタオビドロバチ						B	
315		キボシトックリバチ						C	
316	ドロバチモドキ科	ハクサンツヤアナバチ						C	
317		ニッポンアワフキバチ					DD	C	C
318	ヒメハナバチ科	ヤスマツヒメハナバチ					DD	B	
319	キングチバチ科	ニッポントゲアナバチ						C	B
320	コハナバチ科	チバヤドリコハナバチ						C	
321	ケアシハナバチ科	シロスジフデアシハナバチ						C	
322	ガガンボモドキ科	ガガンボモドキ(ヤマトガガンボモドキ)						C	A
323	ハキリバチ科	フルカワフトハキリバチ					DD	A	A

注1) 指定状況の①～⑦は、表 3-1. 31、表 3-1. 32及び以下に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示している。

注2) 各指定状況の内容は、略称であり、それぞれ以下のことを示している。

① / 特天: 特別天然記念物、国天: 国指定天然記念物

② / 県天: 県指定天然記念物

③ / 市天: 市指定天然記念物

④ / 国内: 国内希少野生動植物種、国際: 国際希少野生動植物種、第一種: 特定第一種国内希少野生動植物種、第二種: 特定第二種国内希少野生動植物種、緊急: 緊急指定種

⑤ / EX: 絶滅、EW: 野生絶滅、CR+EN: 絶滅危惧I類、CR: 絶滅危惧II類、EN: 絶滅危惧IB類、VU: 絶滅危惧II類、NT: 準絶滅危惧、DD: 情報不足、LP: 地域個体群

⑥ / X: 消息不明・絶滅生物、EW: 野生絶滅生物、A: 最重要保護生物、B: 重要保護生物、C: 要保護生物、D: 一般保護生物、RH: 保護参考雑種

⑦ / X: 消息不明・絶滅生物、A: 最重要保護生物、B: 重要保護生物、C: 要保護生物

表 3-1. 37(9) 注目すべき動物種（昆虫類）の状況

No.	科名	種名	指定状況						
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
324	ミツバチ科	シロスジフトハナバチ						A	A
325		クロマルハナバチ					NT	C	C
326		ウスルリモンハナバチ						A	
327		シロスジムカシハナバチヤドリ						C	
328	アブ科	ヨスジキンメアブ						D	
329		キンイロアブ						B	
330		イシハラアブ						A	
331		ハタケヤマアブ						D	
332		シロスネアブ						D	
333	ハナアブ科	マガリモンハナアブ						B	
334		カクモンハラブトハナアブ						C	
335		カワムラモモブトハナアブ						B	
336		コブアリノスアブ						A	
337		カルマイツヤタマヒラタアブ						C	
338		キヒゲアシブトハナアブ						B	
339	ヒメイエバエ科	ホリヒメイエバエ						B	
340		シナハマヒメイエバエ						B	
341		ホホヒゲヒメイエバエ						B	
342	イエバエ科	チビトゲアシメマトイ						B	
343		ウミベカトリバエ						B	
344	クロバエ科	ミドリバエ						D	
345	ニクバエ科	ヒグラシヤチニクバエ						B	
346		クダマキモドキヤドリニクバエ						A	
347		バッタヤドリニクバエ						A	
348		シュツツエニクバエ						C	
349		キーガンニクバエ						C	
350		メツツゲルニクバエ						A	
351	ナガレトビケラ科	キヨスミナガレトビケラ						C	
352	カタツムリトビケラ科	カタツムリトビケラ						C	
353	ツノツツトビケラ科	ツノツツトビケラ						C	
354	マルバネトビケラ科	マルバネトビケラ						D	B
355	トビケラ科	ツマグロトビケラ						A	
356	カクツツトビケラ科	トウヨウカクツツトビケラ						D	C
357	エグリトビケラ科	セグロトビケラ						B	
358		エグリトビケラ						B	
359		トビイロトビケラ						D	
360		ホタルトビケラ							B
361		ウルマー トビイロトビケラ						D	
362	ヒゲナガトビケラ科	ミサキツノトビケラ						A	
363	ケトビケラ科	グマガトビケラ							C
364	コウモリガ科	コウモリガ							A
365	セセリチョウ科	アオバセセリ						B	

注 1) 指定状況の①～⑦は、表 3-1. 31、表 3-1. 32及び以下に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示している。

注 2) 各指定状況の内容は、略称であり、それぞれ以下のことを示している。

① / 特天: 特別天然記念物、国天: 国指定天然記念物

② / 県天: 県指定天然記念物

③ / 市天: 市指定天然記念物

④ / 国内: 国内希少野生動植物種、国際: 国際希少野生動植物種、第一種: 特定第一種国内希少野生動植物種、第二種: 特定第二種国内希少野生動植物種、緊急: 緊急指定種

⑤ / EX: 絶滅、EW: 野生絶滅、CR+EN: 絶滅危惧I類、CR: 絶滅危惧II類、EN: 絶滅危惧IB類、VU: 絶滅危惧II類、NT: 準絶滅危惧、DD: 情報不足、LP: 地域個体群

⑥ / X: 消息不明・絶滅生物、A: 最重要保護生物、B: 重要保護生物、C: 要保護生物、D: 一般保護生物、RH: 保護参考雑種

⑦ / X: 消息不明・絶滅生物、A: 最重要保護生物、B: 重要保護生物、C: 要保護生物

表 3-1. 37(10) 注目すべき動物種（昆虫類）の状況

No.	科名	種名	指定状況						
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
366	セセリチョウ科	ミヤマセセリ						B	B
367		ホソバセセリ						B	B
368		ギンイチモンジセセリ					NT		
369		ミヤマチャバネセセリ						C	
370		オオチャバネセセリ						B	C
371	アゲハチョウ科	オナガアゲハ						C	C
372	シジミチョウ科	ミズイロオナガシジミ						C	C
373		ルーミスシジミ					VU	C	
374		ウラゴマダラシジミ						C	
375		コツバメ						B	B
376		オオミドリシジミ						C	C
377		アカシジミ						C	C
378		ウラナミアカシジミ						C	C
379		ミドリシジミ						C	B
380		ウラキンシジミ						A	
381		シルビアシジミ					EN	B	X
382	タテハチョウ科	コムラサキ						C	B
383		ミドリヒョウモン						C	B
384		オオウラギンスジヒョウモン						A	A
385		スミナガシ						B	
386		ウラギンヒョウモン						A	
387		アサマイチモンジ						C	X
388		ジャノメチョウ						C	C
389		ヤマキマダラヒカゲ房総亜種 (ボウソウヤマキマダラヒカゲ)						C	
390		クモガタヒョウモン						A	X
391		ミスジチョウ						C	B
392		ヒオドシチョウ						B	B
393		オオムラサキ					NT	B	A
394	アゲハモドキガ科	アゲハモドキ							B
395	カレハガ科	カレハガ							A
396		ヤマダカレハガ							A
397	イボタガ科	イボタガ							B
398	ヤママユガ科	エゾヨツメ							B
399		ヤママユガ							C
400		クスサン							B
401		ウスタビガ							B
402		シンジュサン							B
403	スズメガ科	ホソバスズメ							A
404		オビグロスズメ						B	
405	シャチホコガ科	ハイイロシャチホコ							B
406		カバイロシャチホコ					NT	A	
407	ヒトリガ科	ヒトリガ						B	X
408	コブガ科	ツクシアオリンガ							C

注1) 指定状況の①～⑦は、表 3-1. 31、表 3-1. 32及び以下に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示している。

注2) 各指定状況の内容は、略称であり、それぞれ以下のことを示している。

① / 特天: 特別天然記念物、国天: 国指定天然記念物

② / 県天: 県指定天然記念物

③ / 市天: 市指定天然記念物

④ / 国内: 国内希少野生動植物種、国際: 国際希少野生動植物種、第一種: 特定第一種国内希少野生動植物種、第二種: 特定第二種国内希少野生動植物種、緊急: 緊急指定種

⑤ / EX: 絶滅、EW: 野生絶滅、CR+EN: 絶滅危惧I類、CR: 絶滅危惧II類、EN: 絶滅危惧III類、VU: 絶滅危惧II類、NT: 準絶滅危惧、DD: 情報不足、LP: 地域個体群

⑥ / X: 消息不明・絶滅生物、A: 最重要保護生物、B: 重要保護生物、C: 要保護生物、D: 一般保護生物、RH: 保護参考雑種

⑦ / X: 消息不明・絶滅生物、A: 最重要保護生物、B: 重要保護生物、C: 要保護生物

表 3-1.37(11) 注目すべき動物種（昆虫類）の状況

No.	科名	種名	指定状況						
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
409	ヤガ科	フサヒゲオビキリガ							C
410		ヒメハガタヨトウ							B
411		ガマヨトウ					VU	C	
412		ミヤケジマヨトウ						C	
413		コシロシタバ					NT		
414		ジョナスキシタバ							B
415		コガタキシタバ							C
416		キュウシュウスジヨトウ					VU	C	
417		ホソバオビキリガ						D	A
418		サヌキキリガ						D	
419		マエグロシラオビアカガネヨトウ							B
420		ウスミモンキリガ					NT		A
421		ウスズミケンモン					NT	C	
422		ミスジキリガ					NT	B	X
423		ヤクシマキリガ						B	
424		ツマグロキヨトウ						C	
425		オオチャバネヨトウ					VU	C	A
426		アトジロキリガ							B
427		イチモジヒメヨトウ					VU	C	
428		クロスジキリガ							C
	138 科	428 種	0 種	0 種	0 種	1 種	96 種	340 種	171 種

注1) 指定状況の①～⑦は、表 3-1.31、表 3-1.32及び以下に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示している。

注2) 各指定状況の内容は、略称であり、それぞれ以下のことを示している。

① / 特天:特別天然記念物、国天:国指定天然記念物

② / 県天:県指定天然記念物

③ / 市天:市指定天然記念物

④ / 国内:国内希少野生動植物種、国際:国際希少野生動植物種、第一種:特定第一種国内希少野生動植物種、第二種:特定第二種国内希少野生動植物種、緊急:緊急指定種

⑤ / EX:絶滅、EW:野生絶滅、CR+EN:絶滅危惧I類、CR:絶滅危惧IIA類、EN:絶滅危惧IIB類、VU:絶滅危惧II類、NT:準絶滅危惧、DD:情報不足、LP:地域個体群

⑥ / X:消息不明・絶滅生物、EW:野生絶滅生物、A:最重要保護生物、B:重要保護生物、C:要保護生物、D:一般保護生物、RH:保護参考雑種

⑦ / X:消息不明・絶滅生物、A:最重要保護生物、B:重要保護生物、C:要保護生物

⑥ 魚類

対象事業実施区域及びその周辺で確認されている注目すべき動物種（魚類）は、表 3-1.38 に示すとおり、10 科 29 種である。

表 3-1.38 注目すべき動物種（魚類）の状況

No.	科名	種名	指定状況						
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
1	ヤツメウナギ科	スナヤツメ					VU	A	A
2	ウナギ科	ニホンウナギ					EN	C	C
3	コイ科	キンブナ					VU	B	B
4		ギンブナ						D	C
5		ミヤコタナゴ	国天			国内	CR	A	
6		ヤリタナゴ					NT	B	X
7		タナゴ					EN	A	
8		アカヒレタビラ					EN	A	
9		オイカワ							C
10		アブラハヤ						A	
11		ウグイ							B
12		モツゴ						D	C
13		カマツカ						B	B
14		ニゴイ						C	
15	ドジョウ科	ヒガシシマドジョウ						C	B
16		ホトケドジョウ					EN	C	A
17	ギギ科	ギバチ					VU	B	A
18	ナマズ科	ナマズ						B	B
19	シラウオ科	シラウオ						C	
20	メダカ科	ミナミメダカ					VU	B	A
21	サヨリ科	クルマサヨリ					NT	C	
22	ハゼ科	シロウオ					VU	D	
23		トビハゼ					NT	B	
24		ヌマチチブ						D	C
25		トウヨシノボリ							C
26		ビリンゴ						D	
27		ジュズカケハゼ					NT	B	
28		チクゼンハゼ					VU	C	
29		エドハゼ					VU	C	
合計	10 科	29 種	1 種	0 種	0 種	1 種	16 種	26 種	16 種

注 1) 指定状況の①～⑦は、表 3-1.31、表 3-1.32 及び以下に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示している。

注 2) 各指定状況の内容は、略称であり、それぞれ以下のことを示している。

① / 特天: 特別天然記念物、国天: 国指定天然記念物

② / 県天: 県指定天然記念物

③ / 市天: 市指定天然記念物

④ / 国内: 国内希少野生動植物種、国際: 国際希少野生動植物種、第一種: 特定第一種国内希少野生動植物種、第二種: 特定第二種国内希少野生動植物種、緊急: 緊急指定種

⑤ / EX: 絶滅、EW: 野生絶滅、CR+EN: 絶滅危惧Ⅰ類、CR: 絶滅危惧Ⅱ類、EN: 絶滅危惧Ⅲ類、VU: 絶滅危惧Ⅳ類、NT: 準絶滅危惧、DD: 情報不足、LP: 地域個体群

⑥ / X: 消息不明・絶滅生物、EW: 野生絶滅生物、A: 最重要保護生物、B: 重要保護生物、C: 要保護生物、D: 一般保護生物、RH: 保護参考雑種

⑦ / X: 消息不明・絶滅生物、A: 最重要保護生物、B: 重要保護生物、C: 要保護生物

⑦ 底生生物

対象事業実施区域及びその周辺で確認されている注目すべき動物種（底生生物）は、
表 3-1.39 に示すとおり、19 科 35 種である。

表 3-1.39 注目すべき動物種（底生生物）の状況

No.	門名	綱名	目名	科名	種名	指定状況						
						①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
1	軟体動物門	腹足綱	アマオブネガイ目	アマオブネガイ科	イシマキ						B	
2			原始紐舌目	タニシ科	マルタニシ					VU	D	C
3					オオタニシ					NT		C
4			盤足目	カワニナ科	ヒタチチリメンカワニナ							C
5				イツマデガイ科	カタヤマガイ					CR	A	
6				ミズゴマツボ科	ミズゴマツボ					VU	A	A
7				エゾマメタニシ科	マメタニシ					VU	A	
8			基眼目	ヒラマキガイ科	ヒラマキミズマイマイ					DD	B	B
9					ミズコハクガイ					VU	A	A
10					トウキョウヒラマキガイ					DD	B	
11			柄眼目	オカモノアラガイ科	ナガオカモノアラガイ					NT	C	C
12		二枚貝綱	イシガイ目	イシガイ科	カラスガイ					NT	A	X
13					イシガイ						D	A
14					マツカサガイ					NT	B	A
15			マルスダレガイ目	シジミ科	マシジミ					VU	A	C
16				マメシジミ科	ニホンマメシジミ						C	B
17	節足動物門	軟甲綱	ワラジムシ目	フナムシ科	ニホンヒメフナムシ							C
18				ホンワラジムシ科	オカメワラジムシ							C
19			エビ目	ヌマエビ科	ヤマトヌマエビ						C	
20					ミジレスヌマエビ						A	A
21					ヒメヌマエビ						A	
22					トゲナシヌマエビ						A	
23					ヌマエビ						C	
24					ヌカエビ						C	A
25				テナガエビ科	シラタエビ							C
26					ミナミテナガエビ						D	
27					ヒラテナガエビ						D	
28					コンジンテナガエビ						A	
29					テナガエビ						D	B
30					スジエビ						D	B
31					スジエビモドキ							C
32				サワガニ科	サワガニ						C	A
33				ムツハアリアケガニ科	カワスナガニ					NT	A	
34				モクズガニ科	モクズガニ						D	A
35	苔虫動物門	被喉綱	ハネコケムシ目	ヒメテンコケムシ科	ヒメテンコケムシ							C
合計	3 門	4 綱	10 目	19 科	35 種	0 種	0 種	0 種	0 種	13 種	28 種	23 種

注 1) 指定状況の①～⑦は、表 3-1.31、表 3-1.32 及び以下に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示している。

注 2) 各指定状況の内容は、略称であり、それぞれ以下のことを示している。

① / 特天: 特別天然記念物、国天: 国指定天然記念物

② / 県天: 県指定天然記念物

③ / 市天: 市指定天然記念物

④ / 国内: 国内希少野生動植物種、国際: 国際希少野生動植物種、第一種: 特定第一種国内希少野生動植物種、第二種: 特定第二種国内希少野生動植物種、緊急: 緊急指定種

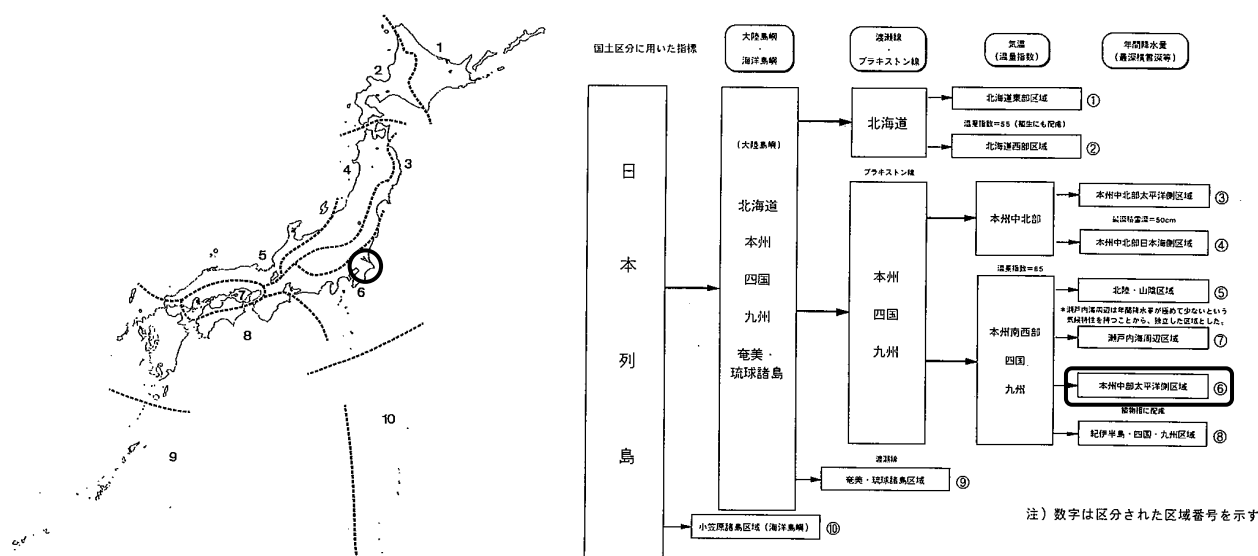
⑤ / EX: 絶滅、EW: 野生絶滅、CR+EN: 絶滅危惧 I 類、CR: 絶滅危惧 II 類、EN: 絶滅危惧 III 類、VU: 絶滅危惧 II 類、NT: 準絶滅危惧、DD: 情報不足、LP: 地域個体群

⑥ / X: 消息不明・絶滅生物、EW: 野生絶滅生物、A: 最重要保護生物、B: 重要保護生物、C: 要保護生物、D: 一般保護生物、RH: 保護参考雑種

⑦ / X: 消息不明・絶滅生物、A: 最重要保護生物、B: 重要保護生物、C: 要保護生物

3-1-14 生態系の状況

対象事業実施区域及びその周辺を含む千葉県は、「自然環境のアセスメント技術（Ⅰ）」（平成11年 環境庁）の生物多様性保全のための国土区分（試案）によると、図 3-1.23に示すとおり本州中部太平洋側区域に属しており、大まかな生物群集としては「照葉樹林生物群集」の北限域に該当すると考えられる。潜在的な植生はシイやカシ類の常緑広葉樹が発達し、低木類はヤブツバキ、サカキなどの植生があったものと想定される。



出典：「自然環境のアセスメント技術（Ⅰ）」（平成 11 年 環境庁）

図 3-1.23 生物多様性保全のための国土区分（試案）及びその作成方法

対象事業実施区域及びその周辺は、土地利用現況図（図3-2.1参照）に示すとおり、主に森林や農用地となっており、北西側に一部住宅地がみられる。また、北東側には鹿島川、南側には都川といった水域が認められ、都川周辺には水田がみられる。これらを踏まえて対象事業実施区域及びその周辺を概観すると、市街地等の人為的環境と、多様な生物の生息基盤となる里山環境が隣接した環境といえる。

また、対象事業実施区域周辺の植生は、「3-1-12 植物の生育及び植生の状況」に示したとおりである。対象事業実施区域近傍は、西側は市街地や農用地が広がり樹林地は少ないが、東側は主にケヤキ・シラカシ群落、クヌギ・コナラ群集、スギ・ヒノキ・サワラ植林が混在する樹林地が広く分布しており、東側の樹林地には大径木を含む二次林も点在する。動物についても、「3-1-13 動物の生息の状況」に示したとおり、農用地と周辺の二次林など、里山環境を生息地とする種が主な生息種となっている。

生態系の基部では、分解者として土壌生物等が存在し、分解者が分解した養分を利用する生産者として植物が位置している。その上位（第1次消費者）には、植物を栄養源とするバッタ科やチョウ科等の昆虫類、草食性の鳥類や小型哺乳類の一部等が位置している。また、その上位（第2次消費者）には、バッタ科やチョウ科等を捕食するトンボ科、カマキリ科、オサムシ科等の肉食性昆虫類、両生類・爬虫類、ヒタキ科やシジュウカラ科等の鳥類、トガリネズミ科等の哺乳類が位置している。さらに、その上位（第3次消費者）には、鳥類、哺乳類等を捕食するヘビ類、猛禽類（タカ科、ハヤブサ科）やイタチ等の哺乳類が位置する構造である。

3-1-15 景観の状況

1. 主要な眺望地点

対象事業実施区域周辺における、人が集まり眺望地点となり得る主要な地点は、表 3-1. 40 及び図 3-1. 24に示すとおりである。

対象事業実施区域及びその周辺の主要な眺望地点としては、街道や公園があげられ、北側を東西方向にのびる御成街道、南東側に泉自然公園、西側に加曽利貝塚縄文遺跡公園などが位置している。

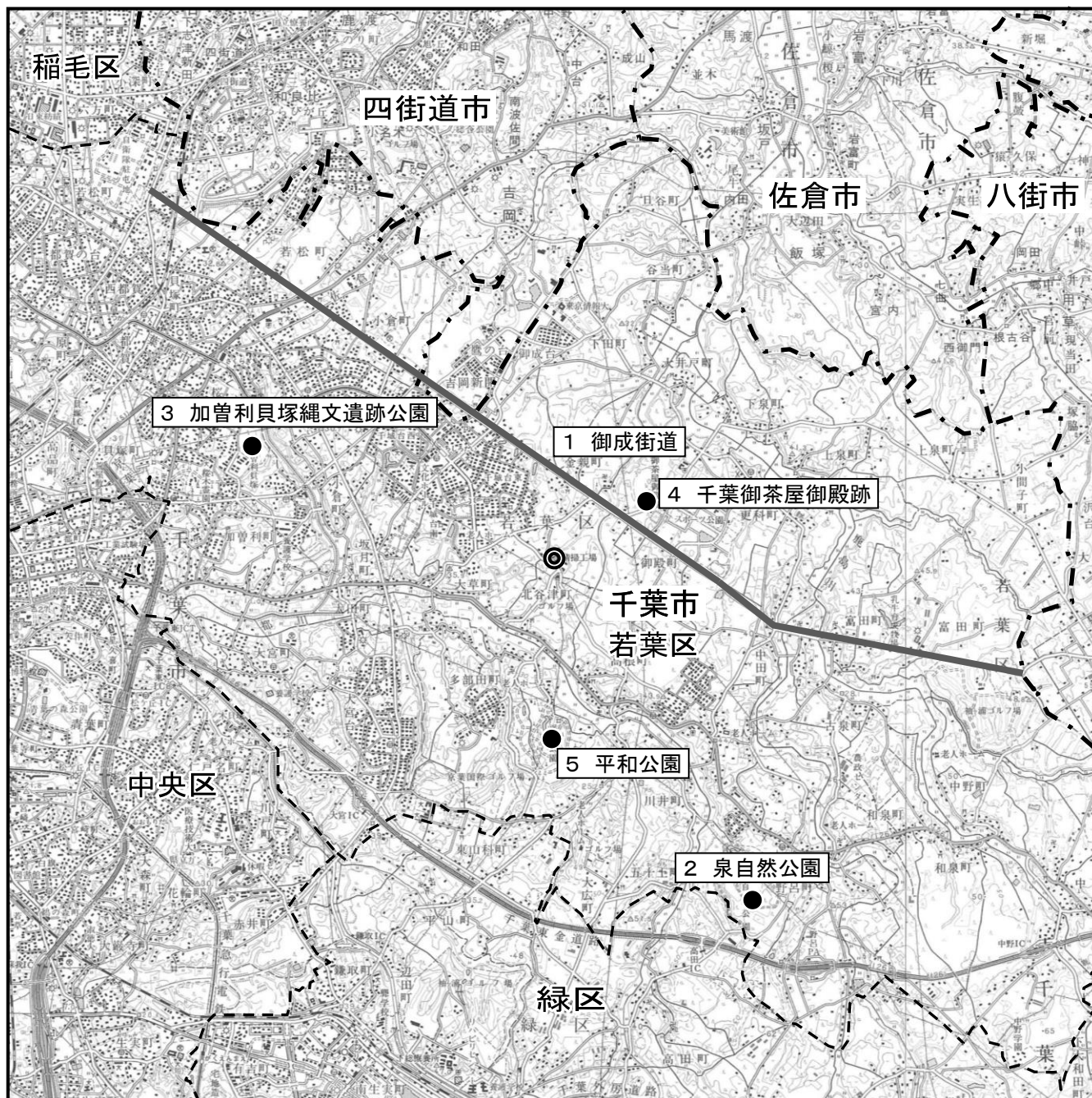
表 3-1. 40 主要な眺望地点

市区名		地点番号	名称	眺望の状況
千葉市	若葉区	1	御成街道	沿線に、当時休憩所として使われた御茶屋御殿跡や、往時を彷彿させる長屋門などを望むことができる。
		2	泉自然公園	北総台地がつくりだす起伏に富んだ地形をいかし、春には桜、秋には紅葉など四季折々のさまざまな自然の風景を望むことができる。
		3	加曽利貝塚縄文遺跡公園	国指定の特別史跡となっている加曽利貝塚があり、貝塚の周辺には、クリ、クヌギなどの自然林やむかしながらの地形がよく残っており、史跡と自然林を望むことができる。
		4	千葉御茶屋御殿跡	徳川家康をはじめ、将軍家が鷹狩りに向かう際の休息所として利用したと伝えられる史跡であり、内郭を区画する土塁とその外周に彫り巡らされた薬研堀が非常に良好な状態で残されている。
		5	平和公園	墓域を全面積の3分の1とし、残りを緑地や憩い安らぎが得られるレクリエーションスペースとした四季の草花の美しい霊園となっている。

出典：「千葉市観光ガイド」（千葉市観光協会ホームページ）
「千葉市観光ガイド」（平成 27 年 3 月 千葉市集客観光課）
「ちばの観光まるごと紹介」（公益社団法人 千葉観光物産協会ホームページ）
「千葉御茶屋御殿跡（市指定史跡）」（千葉市ホームページ）

2. 景観資源

「第 3 回自然環境保全基礎調査 千葉県自然環境情報図」（平成元年 環境庁）によると、対象事業実施区域及びその周辺に重要な自然景観資源はない。

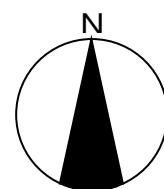


凡 例

- 対象事業実施区域
- 市境
- 区境
- 主要な眺望地点

出典：「千葉市観光ガイド」（千葉市観光協会ホームページ）
「千葉市観光ガイド」（平成 27 年 3 月 千葉市集客観課）
「ちばの観光まるごと紹介」（公益社団法人 千葉観光物産協会ホームページ）
「千葉御茶屋御殿跡（市指定史跡）」（千葉市ホームページ）

この地図は、国土地理院発行の 1:50,000 地形図「千葉」「東金」を使用し、1:70,000 の縮尺に編集したものである。



1 : 70,000
0 700m 1km 2km

図 3-1.24 主要な眺望地点

3-1-16 人と自然とのふれあい活動の場の状況

対象事業実施区域周辺における主要な人と自然とのふれあい活動の場の状況は、表 3-1. 41 及び図 3-1. 25に示すとおりである。

対象事業実施区域の南西側には、大草谷津田いきものの里（以下、「いきものの里」という。）が隣接している。そのほか主要なものとして、対象事業実施区域南東側に泉自然公園、東側に中田やつ耕園（中田都市農業交流センター）、西側に加曽利貝塚縄文遺跡公園などがある。

表 3-1. 41 主要な人と自然とのふれあい活動の場の状況

市区名		地点 番号	名称
千葉市	若葉区	1	泉自然公園
		2	都川水の里公園
		3	富田さとにわ耕園（富田都市農業交流センター）
		4	中田やつ耕園（中田都市農業交流センター）
		5	大草谷津田いきものの里
		6	坂月川ビオトープ
		7	加曽利貝塚縄文遺跡公園
		8	下田農業ふれあい館（下田都市農業交流センター）
	中央区	9	都市緑化植物園
		10	青葉の森公園
佐倉市		11	西御門公園
四街道市		12	四街道総合公園
		13	美しが丘近隣公園
		14	四街道プレーパーク

出典：「千葉市観光ガイド」（千葉市観光協会ホームページ）

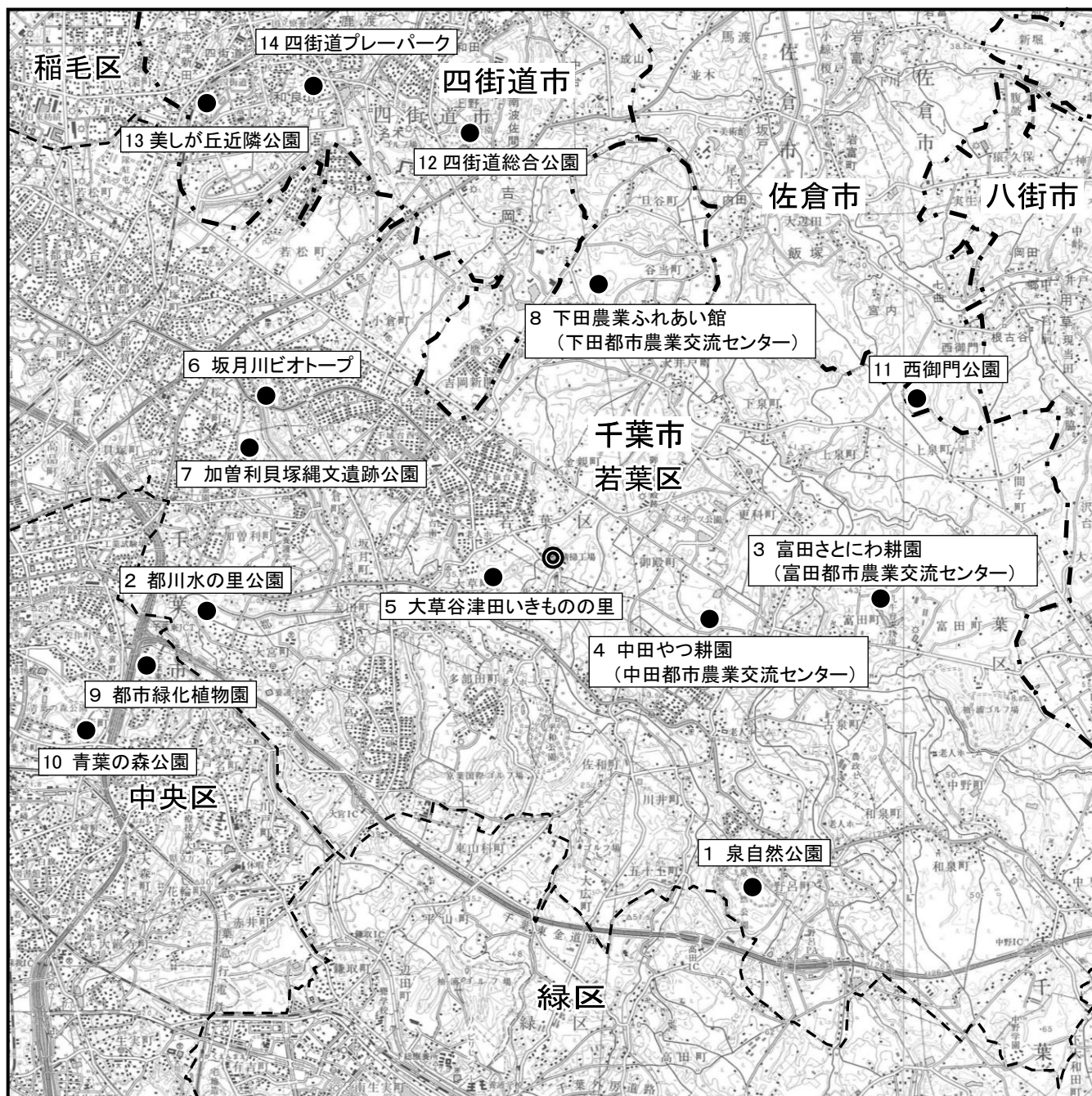
「千葉市観光ガイド」（平成 27 年 3 月 千葉市集客観光課）

「千葉市 公園」（千葉市ホームページ）

「ちばの観光まるごと紹介」（公益社団法人 千葉観光物産協会ホームページ）

「佐倉市都市公園一覧」（佐倉市ホームページ）

「四街道市 公園・児童遊園施設」（四街道市ホームページ）

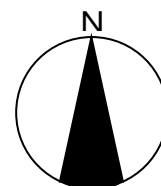


凡 例

- 対象事業実施区域
- 市境
- 区境
- 主要な人と自然とのふれあい活動の場

出典：「千葉市観光ガイド」（千葉市観光協会ホームページ）
「千葉市観光ガイド」（平成27年3月 千葉市集客観光課）
「千葉市 公園」（千葉市ホームページ）
「ちばの観光まるごと紹介」（公益社団法人 千葉観光物産協会ホームページ）
「佐倉市都市公園一覧」（佐倉市ホームページ）
「四街道市 公園・児童遊園施設」（四街道市ホームページ）

この地図は、国土地理院発行の1:50,000地形図「千葉」「東金」を使用し、1:70,000の縮尺に編集したものである。



1 : 70,000
0 700m 1km 2km

図 3-1.25 主要な人と自然とのふれあい活動の場の状況

3-2 社会的状況

社会的状況について、区単位の統計があるものは対象事業実施区域の位置する千葉市若葉区及び周辺の千葉市中央区、稲毛区、緑区（以下、「周辺区」という。）について、市単位のものは千葉市及び周辺の佐倉市、四街道市、八街市（以下、「周辺市」という。）についてとりまとめた。

3-2-1 人口の状況

対象事業実施区域の位置する若葉区及び周辺区、並びに千葉市及び周辺市の人口、世帯数の状況及び人口の推移は、表 3-2.1及び表 3-2.2に示すとおりである。

対象事業実施区域が存在する北谷津町には59世帯、99人が居住している。

また、千葉市全体の人口は増加傾向であるが、若葉区については、減少傾向となっている。

表 3-2.1 人口及び世帯数の状況

項目 市区町		人口 (人)	世帯数 (世帯)
千葉市全域		978, 158	437, 552
千葉市	若葉区	149, 894	65, 196
	北谷津町	99	59
	中央区	210, 423	101, 754
	稲毛区	161, 025	73, 854
	緑区	129, 225	49, 860
佐倉市		171, 103	71, 184
四街道市		92, 051	37, 749
八街市		67, 805	27, 847

注) 平成31年4月1日現在（北谷津町については、平成31年3月31日現在）。

出典：「千葉県毎月常住人口調査月報（平成31年）」（千葉県ホームページ）

「千葉市町丁別人口及び世帯数」（千葉市ホームページ）

表 3-2.2 人口の推移

項目 年	人口（人）							
	千葉市全域	千葉市				佐倉市	四街道市	八街市
		若葉区	中央区	稲毛区	緑 区			
平成22年	957,688	151,232	197,975	156,889	121,133	172,439	87,076	74,750
平成23年	962,707	151,629	199,781	157,635	122,982	172,280	87,079	72,965
平成24年	961,813	151,593	200,157	156,860	124,119	172,269	88,167	72,277
平成25年	962,424	151,352	200,882	156,552	125,267	171,938	88,621	71,575
平成26年	963,750	150,912	202,196	156,547	126,284	171,921	88,921	70,908
平成27年	966,817	150,723	203,621	158,249	126,824	171,609	89,127	70,172
平成28年	972,532	150,884	205,554	161,118	127,440	172,603	89,570	70,279
平成29年	973,856	150,445	207,267	160,845	128,216	172,145	90,233	69,564
平成30年	975,669	149,980	209,284	161,007	128,746	171,686	91,099	68,859
平成31年	978,158	149,894	210,423	161,025	129,225	171,103	92,051	67,805

注) 各年4月1日現在。

出典:「千葉県毎月常住人口調査月報(平成22～31年)」(千葉県ホームページ)

3-2-2 産業の状況

若葉区及び周辺区並びに周辺市の産業分類別事業所数及び従業者数は、表 3-2.3(1)、(2)に示すとおりである。

若葉区では、事業所数が3,935事業所、従業者数が40,276人となっている。業種別にみると、卸売業、小売業が事業所数で25.4%、従業者数で22.8%と最も多くなっている。

表 3-2.3(1) 産業分類別事業所数及び従業者数（千葉市）

市区 区分 産業分類		千葉市全域		千葉市							
				若葉区		中央区		稲毛区		緑区	
		事業 所数	従業 者数 (人)	事業 所数	従業 者数 (人)	事業 所数	従業 者数 (人)	事業 所数	従業 者数 (人)	事業 所数	従業 者数 (人)
農林漁業	総数	50	478	19	185	3	50	5	32	12	127
	構成比 (%)	0.2	0.1	0.5	0.5	0.0	0.0	0.1	0.1	0.4	0.4
鉱業、採石業、 砂利採取業	総数	1	2	0	0	0	0	0	0	1	2
	構成比 (%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
建設業	総数	2,803	28,732	620	5,765	868	9,981	391	4,220	285	2,316
	構成比 (%)	9.6	7.1	15.8	14.3	8.0	6.7	9.5	8.8	10.7	7.5
製造業	総数	1,055	26,658	185	2,116	236	6,247	161	3,524	112	2,351
	構成比 (%)	3.6	6.6	4.7	5.3	2.2	4.2	3.9	7.3	4.2	7.6
電気・ガス・ 熱供給・水道業	総数	36	1,171	5	215	10	456	2	5	3	107
	構成比 (%)	0.1	0.3	0.1	0.5	0.1	0.3	0.0	0.0	0.1	0.3
情報通信業	総数	351	14,725	27	109	150	3,411	23	109	17	318
	構成比 (%)	1.2	3.6	0.7	0.3	1.4	2.3	0.6	0.2	0.6	1.0
運輸業、郵便業	総数	784	25,010	103	1,929	236	9,096	133	3,168	56	1,611
	構成比 (%)	2.7	6.2	2.6	4.8	2.2	6.1	3.2	6.6	2.1	5.2
卸売業、小売業	総数	7,505	86,137	1,001	9,191	2,753	28,023	1,021	11,495	596	6,958
	構成比 (%)	25.6	21.2	25.4	22.8	25.2	18.7	24.8	24.0	22.3	22.6
金融業、保険業	総数	605	16,457	48	526	328	9,440	45	712	35	471
	構成比 (%)	2.1	4.0	1.2	1.3	3.0	6.3	1.1	1.5	1.3	1.5
不動産業、 物品賃貸業	総数	2,196	12,048	209	1,031	951	4,833	428	1,557	123	588
	構成比 (%)	7.5	3.0	5.3	2.6	8.7	3.2	10.4	3.2	4.6	1.9
学術研究、 専門・技術サービス 業	総数	1,504	15,791	152	721	763	7,177	178	3,015	95	1,045
	構成比 (%)	5.1	3.9	3.9	1.8	7.0	4.8	4.3	6.3	3.6	3.4
宿泊業、飲食サー ビス業	総数	3,575	38,959	404	3,635	1,520	15,739	468	3,852	301	3,149
	構成比 (%)	12.2	9.6	10.3	9.0	13.9	10.5	11.4	8.0	11.3	10.2
生活関連サービス 業、娯楽業	総数	2,783	18,006	399	2,092	970	6,190	403	2,299	357	2,159
	構成比 (%)	9.5	4.4	10.1	5.2	8.9	4.1	9.8	4.8	13.3	7.0
教育、学習支援業	総数	1,118	18,703	99	1,166	350	6,712	178	4,833	168	1,144
	構成比 (%)	3.8	4.6	2.5	2.9	3.2	4.5	4.3	10.1	6.3	3.7
医療、福祉	総数	2,840	53,020	411	7,621	825	17,811	439	6,138	382	7,154
	構成比 (%)	9.7	13.0	10.4	18.9	7.6	11.9	10.7	12.8	14.3	23.2
複合サービス事業	総数	117	2,231	18	131	38	1,402	14	90	14	380
	構成比 (%)	0.4	0.5	0.5	0.3	0.3	0.9	0.3	0.2	0.5	1.2
サービス業(他に分 類されないもの)	総数	2,003	48,250	235	3,843	905	23,178	232	2,945	118	901
	構成比 (%)	6.8	11.9	6.0	9.5	8.3	15.5	5.6	6.1	4.4	2.9
合 計	総数	29,326	406,378	3,935	40,276	10,906	149,746	4,121	47,994	2,675	30,781
	構成比 (%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

注 1) 平成28年6月1日現在。

注 2) 構成比は、小数点第2位以下を四捨五入してあるため、合計数と内訳の計が一致しない場合がある。

出典：「千葉県統計年鑑（平成30年）」（千葉県ホームページ）

表 3-2.3(2) 産業分類別事業所数及び従業者数（周辺市）

市 区分 産業分類		佐倉市		四街道市		八街市	
		事業 所数	従業 者数 (人)	事業 所数	従業 者数 (人)	事業 所数	従業 者数 (人)
農林漁業	総数	16	172	8	62	22	212
	構成比 (%)	0.4	0.3	0.3	0.3	0.9	1.1
鉱業、採石業、砂利採取業	総数	1	1	0	0	0	0
	構成比 (%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
建設業	総数	409	2,618	277	1,725	383	1,871
	構成比 (%)	9.3	5.3	12.0	7.8	16.2	9.6
製造業	総数	236	9,139	131	1,278	267	3,218
	構成比 (%)	5.4	18.4	5.7	5.8	11.3	16.6
電気・ガス・熱供給・水道業	総数	4	172	0	0	0	0
	構成比 (%)	0.1	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0
情報通信業	総数	29	167	10	56	3	6
	構成比 (%)	0.7	0.3	0.4	0.3	0.1	0.0
運輸業、郵便業	総数	100	3,411	66	1,929	105	1,834
	構成比 (%)	2.3	6.9	2.9	8.7	4.2	9.4
卸売業、小売業	総数	1,070	10,190	591	5,171	556	5,333
	構成比 (%)	24.4	20.5	25.6	23.3	23.5	27.5
金融業、保険業	総数	53	659	22	336	16	228
	構成比 (%)	1.2	1.3	1.0	1.5	0.7	1.2
不動産業、物品賃貸業	総数	233	999	141	502	123	504
	構成比 (%)	5.3	2.0	6.1	2.3	5.2	2.6
学術研究、専門・技術サービス業	総数	207	1,365	72	570	60	181
	構成比 (%)	4.7	2.7	3.1	2.6	2.5	0.9
宿泊業、飲食サービス業	総数	544	4,750	233	2,062	205	1,258
	構成比 (%)	12.4	9.6	10.1	9.3	8.6	6.5
生活関連サービス業、娯楽業	総数	492	2,828	241	1,188	220	914
	構成比 (%)	11.2	5.7	10.4	5.4	9.3	4.7
教育、学習支援業	総数	235	1,595	125	1,077	57	326
	構成比 (%)	5.4	3.2	5.4	4.9	2.4	1.7
医療、福祉	総数	468	9,290	241	4,285	174	2,334
	構成比 (%)	10.7	18.7	10.4	19.3	7.3	12.0
複合サービス事業	総数	23	197	11	242	8	186
	構成比 (%)	0.5	0.4	0.5	1.1	0.3	1.0
サービス業 (他に分類されないもの)	総数	261	2,169	138	1,683	171	1,021
	構成比 (%)	6.0	4.4	6.0	7.6	7.2	5.3
合 計	総数	4,381	49,722	2,307	22,166	2,370	19,426
	構成比 (%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

注1) 平成28年6月1日現在。

注2) 構成比は、小数点第2位以下を四捨五入してあるため、合計数と内訳の計が一致しない場合がある。

出典：「千葉県統計年鑑（平成30年）」（千葉県ホームページ）

3-2-3 土地利用の状況

1. 土地利用の状況

千葉市及び周辺市の地目別面積は表 3-2. 4に、土地利用現況図は図 3-2. 1に示すとおりである。

千葉市では、宅地の割合が33. 1%と最も多くなっており、次いで山林が12. 3%、畑が11. 5%となっている。

対象事業実施区域は現在、既存施設となっている。また、対象事業実施区域周辺の土地利用状況は、西側は主に住宅地、東側は主に山林や農用地となっている。

表 3-2. 4 地目別面積

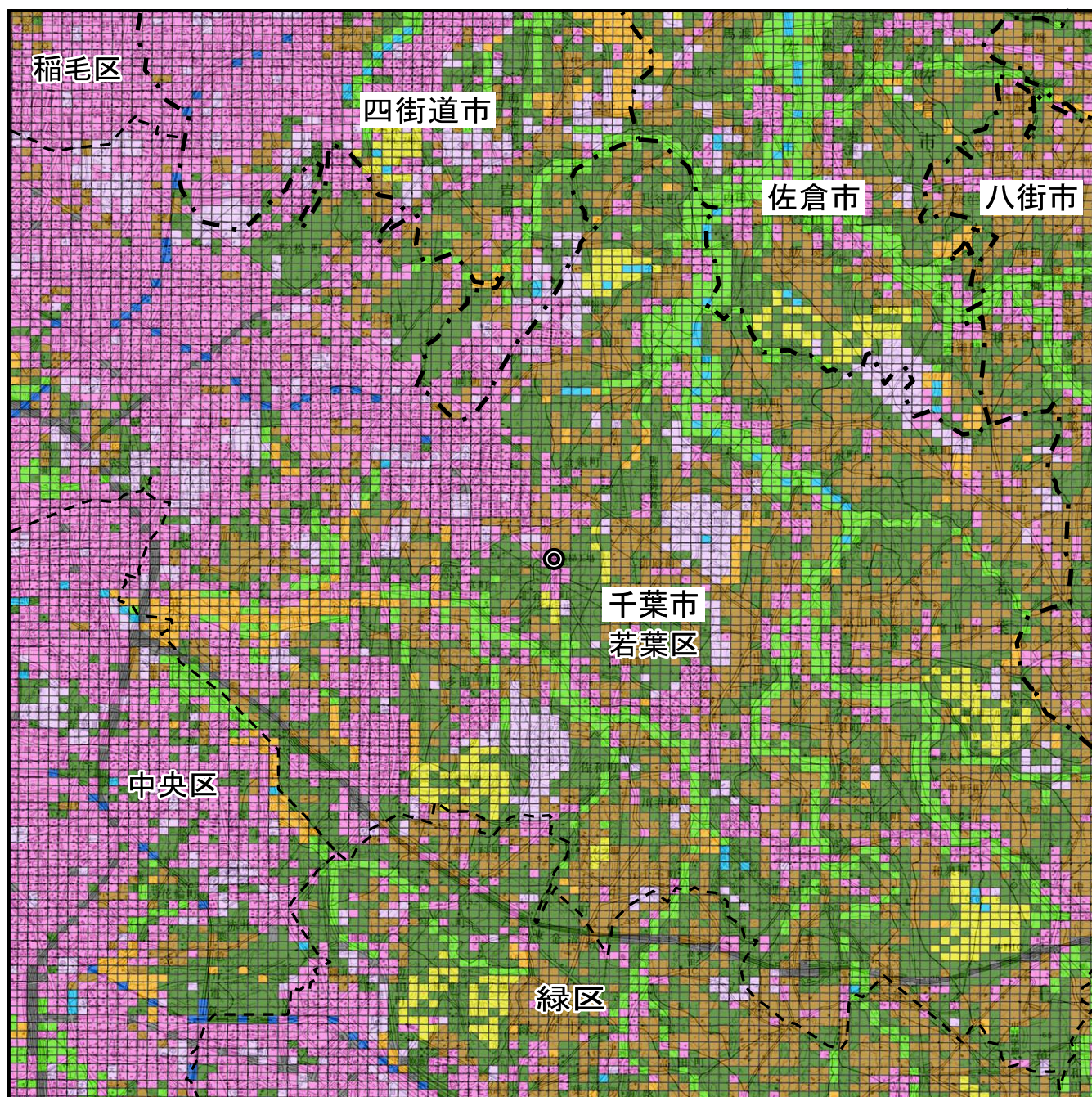
項目 \ 地目		田	畑	宅地	池沼	山林	牧場	原野	雑種地	その他	計
千葉市	面積 (1,000m ²)	13,003	31,333	89,845	190	33,360	93	1,610	24,443	77,882	271,760
	構成比 (%)	4.8	11.5	33.1	0.1	12.3	0.0	0.6	9.0	28.7	100.0
佐倉市	面積 (1,000m ²)	18,916	13,035	20,215	125	16,508	－	1,375	7,233	26,283	103,690
	構成比 (%)	18.2	12.6	19.5	0.1	15.9	－	1.3	7.0	25.3	100.0
四街道市	面積 (1,000m ²)	2,693	5,171	10,096	32	4,861	－	643	8,608	2,417	34,520
	構成比 (%)	7.8	15.0	29.2	0.1	14.1	－	1.9	24.9	7.0	100.0
八街市	面積 (1,000m ²)	1,951	34,191	12,446	28	9,789	－	984	5,205	10,345	74,940
	構成比 (%)	2.6	45.4	16.6	0.0	13.1	－	1.3	6.9	13.8	100.0

注1) 平成30年1月1日現在。

注2) 面積は単位未満を、構成比は小数点第2位以下を四捨五入してあるため、計と内訳の合計が一致しない場合がある。

注3) 表中の「－」は、該当する値がないことを示している。

出典：「千葉県統計年鑑（平成30年）」（千葉県ホームページ）



凡 例



対象事業実施区域



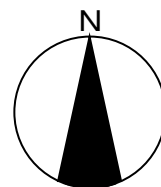
市境



区域

出典：「土地利用細分メッシュ（平成28年度）」
（国土交通省国土政策局国土情報課ホームページ）

	田
	その他の農用地
	森林
	荒地
	建物用地
	道路
	鉄道
	その他の用地
	河川地及び湖沼
	ゴルフ場



1 : 70,000
0 700m 1km 2km

この地図は、国土地理院発行の1:50,000 地形図「千葉」「東金」を使用し、1:70,000の縮尺に編集したものである。

図 3-2.1 土地利用現況図

2. 都市計画の状況

千葉市及び周辺市の都市計画（用途地域）の指定状況は、表 3-2.5に示すとおりである。

また、対象事業実施区域及びその周辺の都市計画図は、図 3-2.2(1)、(2)に示すとおりである。

対象事業実施区域及びその周辺は、市街化調整区域となっている。

表 3-2.5 都市計画（用途地域）の指定状況

市				千葉市	佐倉市	四街道市	八街市
区分							
総面積 (ha)				27, 176	10, 369	3, 452	7, 494
都市計画区域	市街化区域	第一種低層住居専用地域	面積 (ha)	3, 446. 0	1, 316. 0	694. 0	41. 0
			構成比 (%)	12. 7	12. 7	20. 1	0. 5
		第二種低層住居専用地域	面積 (ha)	62. 0	—	10. 0	0. 7. 0
			構成比 (%)	0. 2	—	0. 3	0. 0
		第一種中高層住居専用地域	面積 (ha)	2, 036. 0	151. 0	160. 0	50. 0
			構成比 (%)	7. 5	1. 5	4. 6	0. 7
		第二種中高層住居専用地域	面積 (ha)	608. 0	9. 0	—	193. 0
			構成比 (%)	2. 2	0. 1	—	2. 6
		第一種住居地域	面積 (ha)	2, 442. 0	351. 0	254. 0	230. 0
			構成比 (%)	9. 0	3. 4	7. 4	3. 1
		第二種住居地域	面積 (ha)	854. 0	164. 0	20. 0	47. 0
			構成比 (%)	3. 1	1. 6	0. 6	0. 6
		準住居地域	面積 (ha)	82. 0	—	—	—
			構成比 (%)	0. 3	—	—	—
		近隣商業地域	面積 (ha)	497. 0	70. 0	25. 0	9. 4. 0
			構成比 (%)	1. 8	0. 7	0. 7	0. 1
		商業地域	面積 (ha)	429. 0	36. 0	13. 0	18. 0
			構成比 (%)	1. 6	0. 3	0. 4	0. 2
		準工業地域	面積 (ha)	631. 0	41. 0	69. 0	5. 0
			構成比 (%)	2. 3	0. 4	2. 0	0. 1
		工業地域	面積 (ha)	432. 0	28. 0	—	—
			構成比 (%)	1. 6	0. 3	—	—
		工業専用地域	面積 (ha)	1, 363. 0	258. 0	—	—
			構成比 (%)	5. 0	2. 5	—	—
		計	面積 (ha)	12, 882. 0	2, 424. 0	1, 245. 0	594. 1
			構成比 (%)	47. 4	23. 4	36. 1	7. 9
市街化調整区域			面積 (ha)	14, 327	7, 935	2, 225	—
			構成比 (%)	52. 7	76. 5	64. 5	—

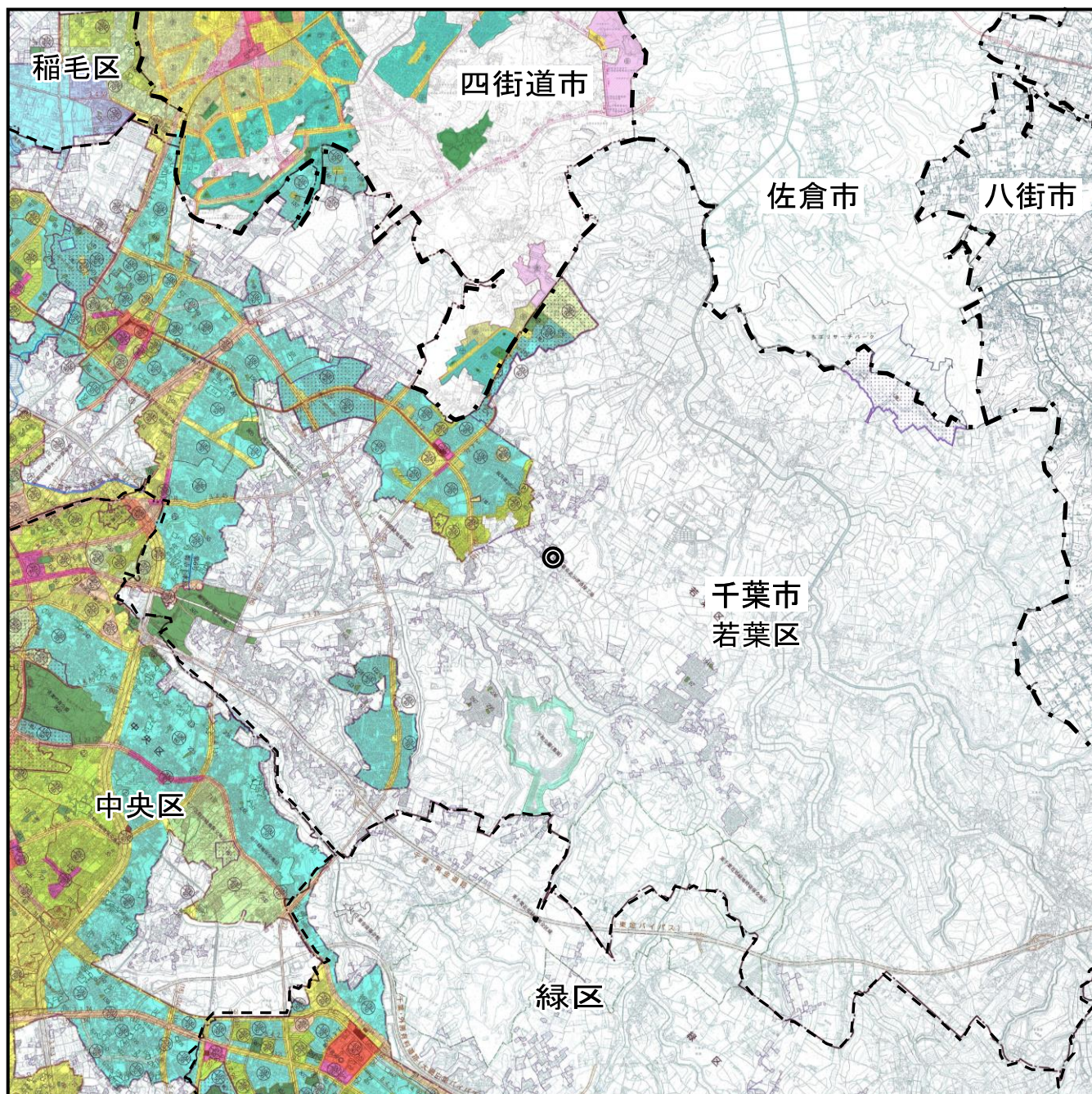
注1) 平成29年3月31日現在。

注2) 構成比は総面積に対するものであり、小数点第2位以下を四捨五入してあるため、計と内訳の合計が一致しない場合がある。

注3) 平成26年に国土地理院の面積計測方法が変更されており、都市計画の見直し時期との差異により、各市の都市計画区域の合計と総面積の値が一致しない場合がある。

注4) 表中の「—」は、該当する値がないことを示している。

出典：「平成29年都市計画現況調査」（国土交通省ホームページ）



凡 例



対象事業実施区域

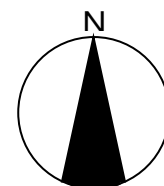


市境



区境

出典：「千葉都市計画総括図」（平成 31 年 4 月 千葉市）
「佐倉市都市計画図」（平成 28 年 3 月 佐倉市）
「四街道市都市計画図」（平成 31 年 2 月 四街道市）
「八街市都市計画図」（平成 26 年 3 月 八街市）

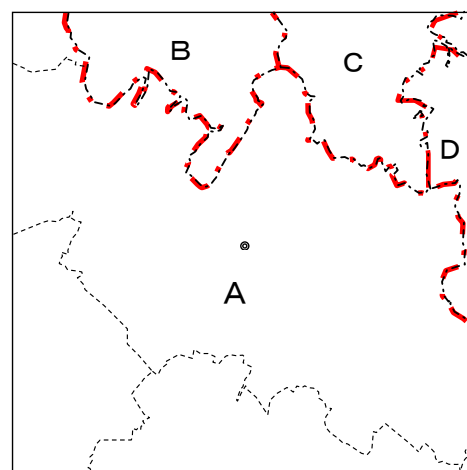


1 : 70, 000
0 700m 1km 2km

図 3-2.2(1) 都市計画図

A 千葉市 凡例					
区 分	凡 例	備 考	区 分	凡 例	備 考
都 市 計 画 区 域	— — — — —		特別緑地保全地区		近郊緑地特別保全地区を含む
行 政 区 界	— — — — —		(近郊緑地保全区域)		
市 街 化 区 域	— — — — —		地 区 計 画		
市街化調整区域			都 市 計 画 道 路		駅前広場
用 途 地 域	第1種低層住居専用地域	(100/50) (150/60)	自動車専用道路等		
	第2種低層住居専用地域	(100/50) (150/60)	都 市 高 速 鉄 道		
	第1種中高層住居専用地域	(200/60)	駐 車 場		図面右上に表示
	第2種中高層住居専用地域	(200/60)	公 園		
	第1種住居地域	(200/60)	緑 地		
	第2種住居地域	(200/60) (300/80)	墓 園		
	準住居地域	(200/60)	公 共 下 水 道		
	近隣商業地域	(200/80) (300/80) (400/80)	市街化調整区域における下水道		
	商業地域	(400/80) (500/80) (600/80) (700/80)	都市下水路・流域下水幹線		
	準工業地域	(200/60)	汚 物 処 理 場		
	工業地域	(200/60)	下 水 処 理 場		
	工業専用地域	(200/60)	ポ ン プ 場		
	第1種高度地区(20m)		ゴ ミ 焼 却 場		
	第1種高度地区(31m)		市 場		
地 域	第2種高度地区(20m)		火 葬 場		
	第2種高度地区(31m)		土地区画整理事業		
	特 定 街 区		市街地再開発事業		
	防 火 地 域	中心部、土気地区及び浜野駅東口地区、幕張新都心の一部	地域冷暖房施設		区域は除く
	準 防 火 地 域	商業地域及び近隣商業地域で防火地域の指定されている以外の地域と、幕張新都心住宅地区、幕張新都心臨海地区の一部	ごみ運搬用管路		区域は除く
	駐 車 場 整 備 地 区	図面右上に表示	浄 化 施 設		
	臨 港 地 区		特 別 用 途 地 区		
	高 度 利 用 地 区	図面左下に表示	都 市 再 生 特 別 地 区	図面左下に表示	
	促 進 区 域				
	生 産 緑 地 地 区				

B 四街道市 凡例				
区 分	凡 例	面 積	単位%	
都 市 計 画 区 域	— — — — —	約 3,470ha		
市 街 化 区 域	— — — — —	約 1,245ha		
市街化調整区域		約 2,225ha		
用 途 地 域	第一種低層住居専用地域	約 694ha	(100/50)	
	第二種低層住居専用地域	約 10ha	(150/60)	
	第一種中高層住居専用地域	約 160ha	(200/60)	
	第一種住居地域	約 254ha	(200/60)	
	第二種住居地域	約 20ha	(200/60)	
	近隣商業地域	約 25ha	(200/80)	
	商業地域	約 13ha	(400/80)	
	準工業地域	約 69ha	(200/60)	
	第1種高度地区	約 353ha		
	第2種高度地区	約 88ha		
地 域	高度利用地区			
	地区計画区域			
	準防火地域	約 20ha		
	都 市 計 画 道 路			
	都 市 公 園			
	ごみ焼却場			
	特定土地区画整理事業施行区域			
	都 市 緑 地			
	生 産 緑 地			



色凡例区分

- 注1) 図中のA、B、C、Dブロックでは凡例が異なるため、それぞれのブロックにおける凡例を示す。
 注2) C、Dブロックについては、用途地域の定めのない地域となっている。

出典：A「千葉都市計画総括図」(平成31年4月 千葉市)
 B「佐倉市都市計画図」(平成28年3月 佐倉市)
 C「四街道市都市計画図」(平成31年2月 四街道市)
 D「八街市都市計画図」(平成26年3月 八街市)

図 3-2.2(2) 都市計画図

3-2-4 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況

1. 上水道の普及状況

千葉市及び周辺市の水道の普及状況は、表 3-2. 6に示すとおりである。

平成29年度の千葉市の水道普及率は97. 4%となっており、水源は利根川である。

表 3-2. 6 水道の普及状況（平成 29 年度）

市	項目	行政区域内 総人口（人） ①	現在給水人口（人）			普及率(%) ②/①×100
			総 数 ②			
				上水道	専用水道	
	千葉市	975, 669	950, 187	947, 004	3, 183	97. 4
	佐倉市	171, 686	166, 516	166, 386	130	97. 0
	四街道市	91, 099	90, 461	90, 186	275	99. 3
	八街市	68, 859	39, 351	36, 959	2, 392	57. 1

注）平成29年度の集計値を示している。

出典：「平成29年度 千葉県の水道」（平成31年 3 月 千葉県）

2. 河川及び海域の利用状況

対象事業実施区域及びその周辺において、漁業権の設定されている河川はない。

3. 地下水の利用状況

千葉市及び周辺市の地下水揚水量と稼働井戸本数は表 3-2. 7、千葉市の地下水揚水量と稼働井戸本数の推移は表 3-2. 8に示すとおりである。

平成29年において、千葉市内の地下水の揚水量は20, 549m³/日であり、稼働井戸本数は276本となっている。

なお、対象事業実施区域及びその周辺は千葉市環境保全条例により地下水の採取が一部規制されている。

表 3-2. 7 地下水揚水量と稼働井戸本数（平成29年）

市	地下水揚水量（m ³ /日）						稼働 井戸本数 （本）
	工業用	ビル用	水道用	農業用	その他	計	
千葉市	1, 596	453	1, 830	14, 543	2, 128	20, 549	276
佐倉市	4, 935	602	31, 809	4, 755	159	42, 260	111
四街道市	362	131	24, 030	4, 873	0	29, 396	53
八街市	74	19	5, 392	4, 355	12	9, 852	148

注）平成29年現在の集計値を示している。

出典：「地下水揚水量調査結果」（千葉県ホームページ）

表 3-2.8 千葉市の地下水揚水量と稼働井戸本数の推移

項目 年度	地下水揚水量 (m ³ /日)						稼働 井戸本数 (本)
	工業用	ビル用	水道用	農業用	その他	計	
平成25年	2,704	950	4,664	17,949	15	26,281	311
平成26年	1,488	593	2,476	17,221	2,132	23,910	285
平成27年	1,268	597	2,002	17,765	2,330	23,962	284
平成28年	1,540	657	2,000	15,225	2,366	21,789	279
平成29年	1,596	453	1,830	14,543	2,128	20,549	276

出典：「地下水揚水量調査結果」（千葉県ホームページ）

3-2-5 交通の状況

1. 道路交通

対象事業実施区域及びその周辺の主要な道路の状況は、図 3-2.3に示すとおりである。また、平成27年度における交通量調査結果は、表 3-2.9(1)～(4)に示すとおりである。

対象事業実施区域及びその周辺の主要道路には、一般国道126号、千葉川上八街線などがある。

平成27年度の調査結果によると、最寄りの調査地点である千葉川上八街線（区間番号40110）では、12時間交通量は10,373台、大型車混入率は16.8%となっている。また、最も交通量の多い一般国道16号（京葉道路）（区間番号12170）では、12時間交通量は68,184台、大型車混入率は24.3%となっている。

2. 鉄道

対象事業実施区域及びその周辺の鉄道の状況は、図 3-2.4に示すとおりである。

対象事業実施区域の周辺には、千葉都市モノレールの千城台駅及び千城台北駅などがある。

表 3-2.9(1) 交通量調査結果 (平日)

路線名	区間 番号	観測地点	昼間12時間自動車類 交通量上下合計 (台)			24時間自動車類 交通量上下合計 (台)			昼間 12時間 大型車 混入率
			小型車	大型車	合計	小型車	大型車	合計	
一般国道16号	12040	千葉市若葉区 東寺山町 403-1 地先	15,142	5,366	20,508	22,351	8,411	30,762	26.2%
	12050	千葉市若葉区 貝塚778地先	17,311	5,043	22,354	25,168	8,363	33,531	22.6%
	12060	—	15,457	4,411	19,868	22,441	7,361	29,802	22.2%
	12070	千葉市若葉区 加曽利町 914-5 地先	15,061	4,807	19,868	22,045	7,757	29,802	24.2%
	12080	千葉市中央区 星久喜町 774-1 地先	15,323	4,508	19,831	23,375	6,372	29,747	22.7%
	12090	—	11,388	3,656	15,044	16,676	5,890	22,566	24.3%
	12100	—	6,948	5,847	12,795	11,446	7,747	19,193	45.7%
	12110	—	6,966	5,863	12,829	11,476	7,768	19,244	45.7%
一般国道16号 (京葉道路)	12170	穴川東IC～貝塚IC	51,607	16,557	68,184	70,573	22,766	93,339	24.3%
	12180	貝塚IC～ 千葉東JCT	44,447	14,887	59,334	60,883	20,478	81,311	25.1%
	12190	千葉東JCT～ 松ヶ丘北IC	30,706	11,204	41,910	41,629	14,877	56,506	26.7%
	12200	松ヶ丘北IC～ 松ヶ丘南IC	26,106	10,636	36,742	35,529	14,159	49,688	28.9%
	12210	松ヶ丘南IC～ 蘇我北IC	30,809	11,211	42,020	41,437	14,901	56,338	26.7%
	12220	蘇我北IC～蘇我南IC	21,038	6,013	27,051	27,557	8,007	35,564	22.2%
一般国道51号	13010	千葉市中央区 本町 1-4-5 地先	4,361	1,099	5,460	6,167	1,695	7,862	20.1%
	13020	千葉市若葉区 桜木 5-2 地先	8,212	1,555	9,767	11,443	2,621	14,064	15.9%

注1) 斜体で示した交通量及び大型車混入率は推定値を示している。

注2) 区間番号は00000-00000のように示されるが、表中では下5桁の番号を記載している。ただし、国道51号線については下5桁の番号が同一の調査地点が存在する。観測地点が千葉市内における区間番号は「12100-13010」及び「12100-13020」、四街道市及び佐倉市については「12000-13010」及び「12000-13020」となっている。

出典：「平成27年度道路交通センサス 一般交通量調査 箇所別基本表」(平成29年6月 国土交通省道路局)

表 3-2.9(2) 交通量調査結果(平日)

路線名	区間番号	観測地点	昼間12時間自動車類 交通量上下合計(台)			24時間自動車類 交通量上下合計(台)			昼間 12時間 大型車 混入率
			小型車	大型車	合計	小型車	大型車	合計	
一般国道51号	13040	—	13,592	3,168	16,760	19,137	4,997	24,134	18.9%
	13030	—	10,331	3,958	14,289	15,059	5,517	20,576	27.7%
	13010	四街道市吉岡 405-1地先	10,084	4,205	14,289	14,812	5,764	20,576	29.4%
	13020	佐倉市長熊 412地先	10,732	3,379	14,111	15,926	5,355	21,281	23.9%
一般国道126号	15010	千葉市若葉区 野呂634地先	8,522	1,373	9,895	11,753	2,011	13,764	13.9%
	15020	—	8,223	1,672	9,895	11,445	2,309	13,754	16.9%
	15030	—	10,297	2,990	13,287	14,624	3,845	18,469	22.5%
	15040	千葉市中央区 都町 3-22-2地先	12,560	1,945	14,505	17,284	2,878	20,162	13.4%
一般国道126号 (千葉東金道路)	15070	一般国道126号 (千葉東金道路) ～中野IC	21,299	5,129	26,428	28,251	7,129	35,380	19.4%
	15080	中野IC～高田IC	22,829	5,476	28,305	30,306	7,592	37,898	19.3%
	15090	高田IC～大宮IC	22,898	5,683	28,581	30,318	8,003	38,321	19.9%
	15100	大宮IC～ 千葉東IC	28,153	6,923	35,076	37,692	9,683	47,375	19.7%
	15110	千葉東IC～ 千葉東JCT	20,446	6,066	26,512	27,830	8,549	36,379	22.9%
千葉大網線	40050	千葉市中央区 千葉寺町692	15,071	993	16,064	20,426	1,347	21,773	6.2%
	40060	—	12,643	850	13,493	17,199	1,151	18,350	6.3%
	40070	千葉市緑区 誉田2-24	9,918	842	10,760	12,983	1,435	14,418	7.8%

注1) 斜体で示した交通量及び大型車混入率は推定値を示している。

注2) 区間番号は00000-00000のように示されるが、表中では下5桁の番号を記載している。ただし、国道51号線については下5桁の番号が同一の調査地点が存在する。観測地点が千葉市内における区間番号は「12100-13010」及び「12100-13020」、四街道市及び佐倉市については「12000-13010」及び「12000-13020」となっている。

出典：「平成27年度道路交通センサス 一般交通量調査 箇所別基本表」(平成29年6月 国土交通省道路局)

表 3-2.9(3) 交通量調査結果(平日)

路線名	区間 番号	観測地点	昼間12時間自動車類 交通量上下合計(台)			24時間自動車類 交通量上下合計(台)			昼間 12時間 大型車 混入率
			小型車	大型車	合計	小型車	大型車	合計	
千葉川上八街線	40110	千葉市若葉区 下泉町37	8,631	1,742	10,373	11,442	2,250	13,692	16.8%
	40120	—	5,106	605	5,711	6,519	848	7,367	10.6%
	41620	八街市東吉田 字芝山498-63	8,754	855	9,609	11,362	1,322	12,684	8.9%
千葉臼井印西線	40170	—	7,949	654	8,603	10,284	1,072	11,356	7.6%
	42030	—	6,794	567	7,361	8,792	925	9,717	7.7%
浜野四街道 長沼線	40180	—	5,927	522	6,449	7,520	799	8,319	8.1%
	40190	—	4,375	412	4,787	5,523	604	6,127	8.6%
	40200	千葉市若葉区 下田町775	6,077	1,522	7,599	8,022	1,857	9,879	20.0%
	40210	—	6,912	880	7,792	8,963	1,245	10,208	11.3%
	40220	千葉市稲毛区 長沼原町672	12,799	2,788	15,587	17,383	3,815	21,198	17.9%
	40250	—	6,497	1,426	7,923	8,525	1,775	10,300	18.0%
	42080	四街道市小名木 87-30	13,712	2,031	15,743	17,984	2,797	20,781	12.9%
生実本納線	40230	千葉市中央区 生実町2407	2,805	450	3,255	3,535	566	4,101	13.8%
	40240	千葉市緑区 平山町1933	9,628	1,353	10,981	12,753	1,962	14,715	12.3%
生実本納線 (千葉外房有料道路)	42090	千葉市緑区 辺田町	13,118	1,698	14,816	17,508	2,642	20,150	11.5%
	42100	千葉市緑区 高田町396-5	12,643	1,528	14,171	16,760	2,371	19,131	10.8%
千葉八街横芝線	40590	八街市八街 い-85-9	6,527	709	7,236	8,434	1,045	9,479	9.8%

注) 斜体で示した交通量及び大型車混入率は推定値を示している。

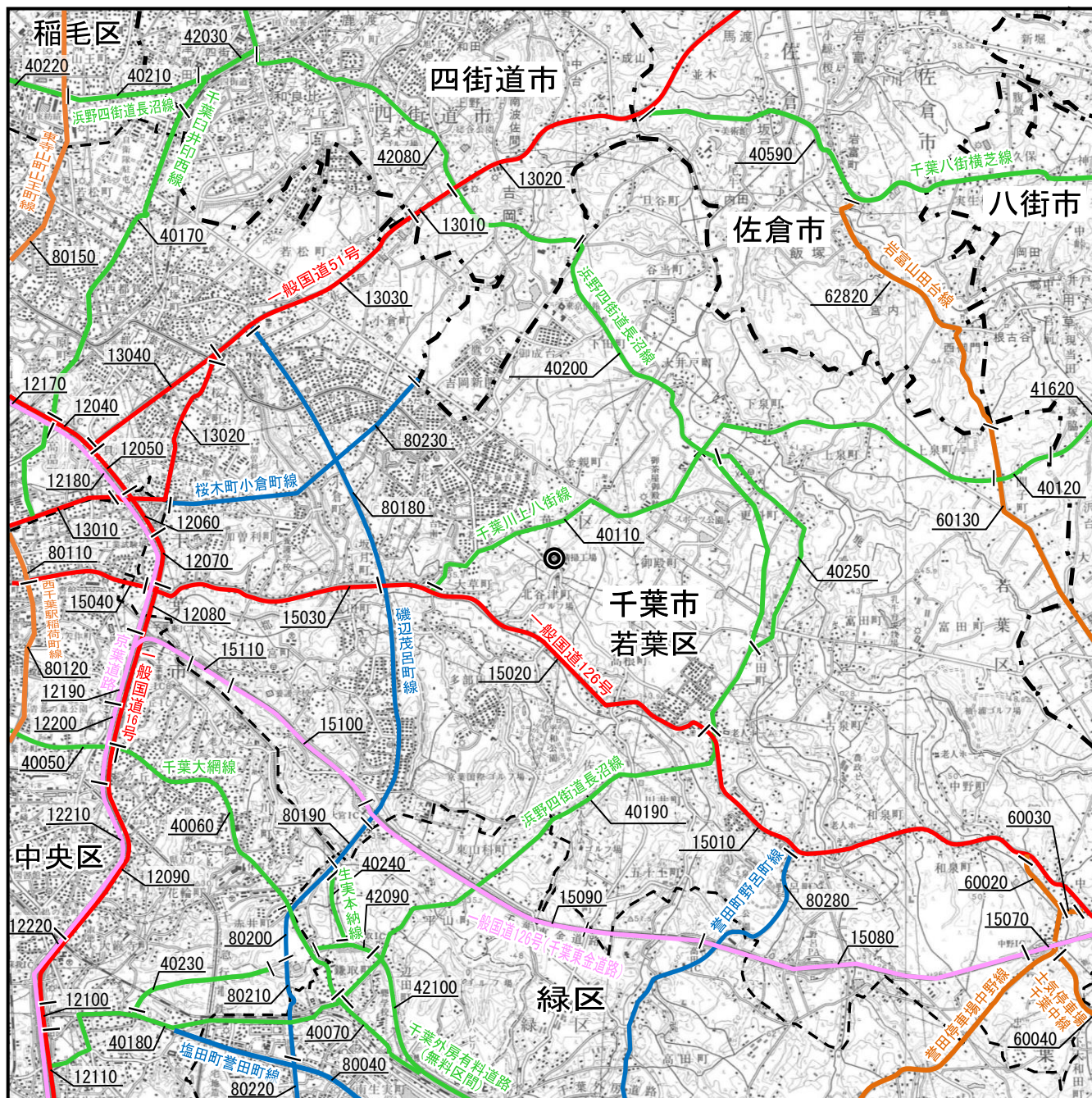
出典:「平成27年度道路交通センサス 一般交通量調査 箇所別基本表」(平成29年6月 国土交通省道路局)

表 3-2.9(4) 交通量調査結果 (平日)

路線名	区間 番号	観測地点	昼間12時間自動車類 交通量上下合計 (台)			24時間自動車類 交通量上下合計 (台)			昼間 12時間 大型車 混入率
			小型車	大型車	合計	小型車	大型車	合計	
誉田停車場中野線	60020	—	2,671	357	3,028	3,353	462	3,815	11.8%
	60030	千葉市若葉区 中野1883	2,735	580	3,315	3,609	734	4,343	17.5%
土気停車場 千葉中線	60040	—	4,095	435	4,530	5,184	614	5,798	9.6%
岩富山田台線	60130	千葉市若葉区 小間子町 6-327	4,110	1,109	5,219	5,067	1,248	6,315	21.2%
	62820	—	1,143	76	1,219	1,387	112	1,499	6.2%
塩田町誉田町線	80040	千葉市中央区 南生実町1439-10	16,540	884	17,424	21,903	2,142	24,045	5.1%
磯辺茂呂町線	80180	千葉市若葉区 坂月町210	10,198	913	11,111	13,395	1,172	14,567	8.2%
	80190	千葉市若葉区 大宮町2194	18,471	2,091	20,562	24,952	3,835	28,787	10.2%
	80200	千葉市緑区 平山町1922-55	9,750	1,014	10,764	12,748	1,568	14,316	9.4%
	80210	千葉市緑区 おゆみ野 1-40-13	9,043	806	9,849	11,635	1,267	12,902	8.2%
	80220	千葉市緑区 おゆみ野中央 3-25	14,647	977	15,624	19,288	1,961	21,249	6.3%
東寺山町 山王町線	80150	千葉市若葉区 愛生町1	11,551	1,374	12,925	15,324	2,125	17,449	10.6%
西千葉駅 稲荷町線	80110	千葉市中央区 道場北2-20-5	14,153	845	14,998	18,421	1,676	20,097	5.6%
	80120	千葉市中央区 青葉町1269	14,405	1,268	15,673	19,060	2,255	21,315	8.1%
桜木町小倉町線	80230	—	13,136	883	14,019	17,120	1,665	18,785	6.3%
誉田町野呂町線	80280	千葉市緑区 高田401-7	5,884	630	6,514	7,497	906	8,403	9.7%

注) 斜体で示した交通量及び大型車混入率は推定値を示している。

出典：「平成27年度道路交通センサス 一般交通量調査 箇所別基本表」(平成29年6月 国土交通省道路局)

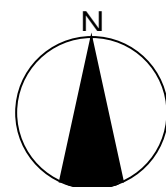


凡 例

- | | | | |
|-----|----------|-------|---------|
| ◎ | 対象事業実施区域 | — | 有料道路 |
| --- | 市境 | — | 一般国道 |
| --- | 区境 | — | 主要地方道 |
| | | — | 一般都道府県道 |
| | | — | 一般市道 |
| | | 00000 | 区間番号 |

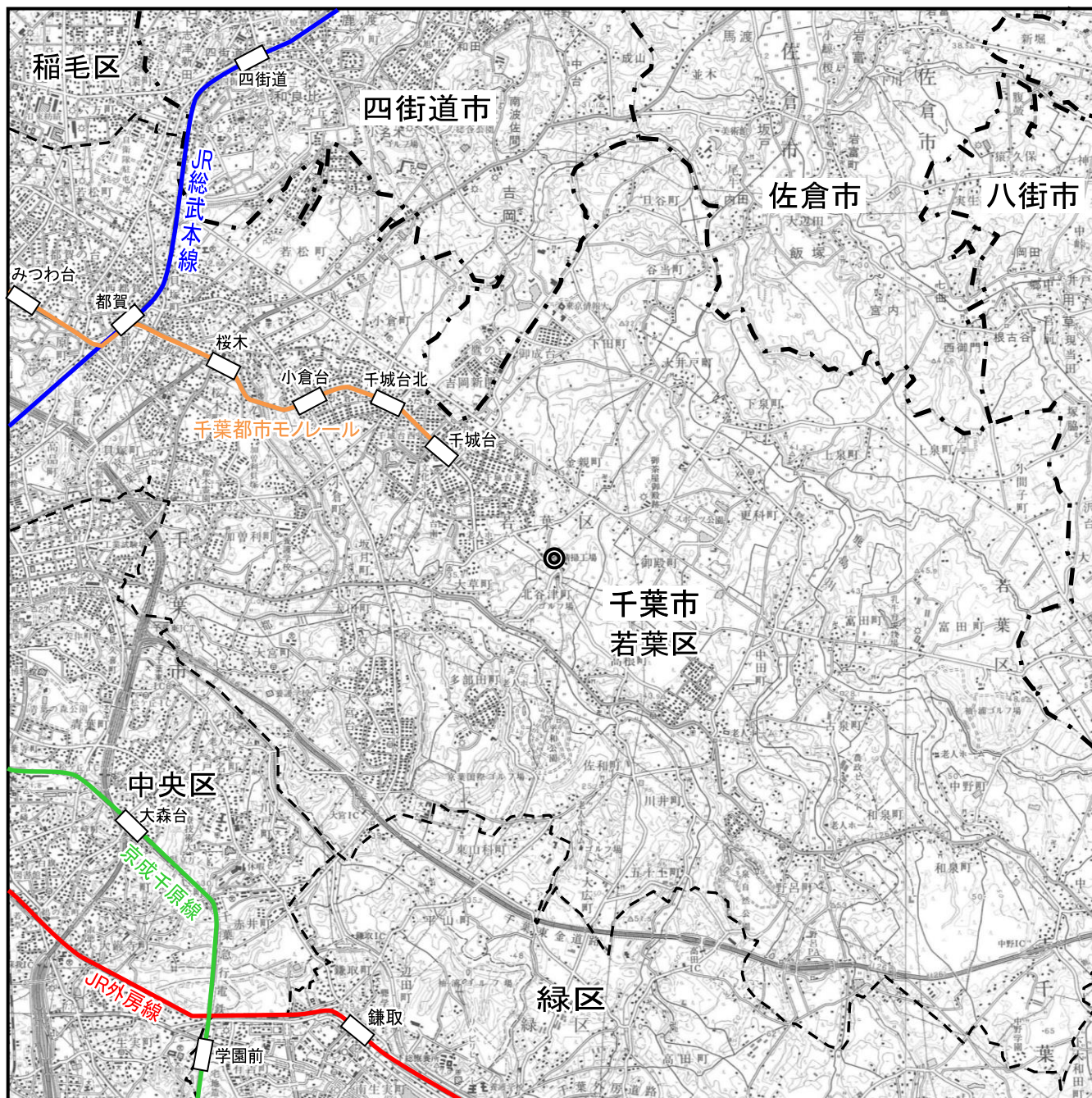
出典：「平成 27 年度道路交通センサス 一般交通量調査 DVD-ROM」（一般社団法人交通工学研究会）

この地図は、国土地理院発行の 1:50,000 地形図「千葉」「東金」を使用し、1:70,000 の縮尺に編集したものである。



1 : 70,000
0 700m 1km 2km

図 3-2.3 交通量調査路線図

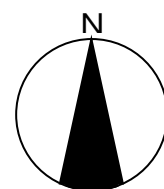


凡 例

- | | | | |
|-------|----------|---|-----------|
| ◎ | 対象事業実施区域 | — | JR 総武本線 |
| - . - | 市境 | — | JR 外房線 |
| - - - | 区境 | — | 千葉都市モノレール |
| | | — | 京成千原線 |

出典：「鉄道（路線図、時刻表、運行情報）」（千葉県ホームページ）

この地図は、国土地理院発行の 1:50,000 地形図「千葉」「東金」を使用し、1:70,000 の縮尺に編集したものである。



1 : 70,000
0 700m 1km 2km

図 3-2.4 鉄道の状況

3-2-6 学校、医療施設その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況

学校、医療施設その他の環境の保全について配慮が特に必要な施設は、表 3-2.10(1)～(3)、及び表 3-2.11(1)～(6)に、配置の状況は、図 3-2.5(1)、(2)及び図 3-2.6(1)～(3)に示しておりである。対象事業実施区域及びその周辺は、農地や山林となっており、一部に住宅もみられる。対象事業実施区域最寄りの環境の保全について配慮が特に必要な施設としては、北側約800mに位置する保育施設である千城台東認定こども園等があげられる。その他、対象事業実施区域南東側には、若葉いきいきプラザや北谷津温水プールといった施設があげられる。

住宅の配置の状況について、まとまった住宅地が存在する最寄りの地区は、北西側の若葉区千城台東となっている。

表 3-2. 10(1) 環境保全への配慮を要する施設（教育施設）

区分	市区	No.	施設名	住 所
▲小学校	千葉市	若葉区	1 更科小学校	更科町2073
			2 更科小学校富田分校	富田町83
			3 坂月小学校	坂月町298
			4 桜木小学校	桜木3丁目26-1
			5 若松小学校	若松町360-1
			6 若松台小学校	若松台2-25-1
			7 小倉小学校	小倉台5丁目1-1
			8 千城小学校	大宮町2655
			9 千城台旭小学校	千城台東3丁目18-1
			10 千城台西小学校	千城台西2丁目21-1
			11 千城台北小学校	千城台北1丁目4-1
			12 千城台南小学校	千城台南1丁目19-1
			13 大宮小学校	大宮台7丁目8-1
			14 大宮台小学校	大宮町2082
			15 都賀の台小学校	都賀の台2-13-1
			16 白井小学校	野呂町215
			17 北貝塚小学校	貝塚町1093
			18 みつわ台北小学校	みつわ台3-5-1
			19 千城台東小学校	千城台東1丁目15-1
		中央区	20 宮崎小学校	宮崎2-3-13
			21 松ヶ丘小学校	松ヶ丘町580
			22 仁戸名小学校	仁戸名町380
			23 星久喜小学校	星久喜町1060
			24 生浜小学校	浜野町1335
			25 生浜東小学校	生実町1928
			26 川戸小学校	川戸町450
			27 大巖寺小学校	大巖寺町375
			28 大森小学校	大森町268
			29 鶴沢小学校	鶴沢町21-1
			30 都小学校	都町1129
		稲毛区	31 山王小学校	山王町121
		緑区	32 扇田小学校	おゆみ野中央1-26
			33 平山小学校	辺田町141
			34 有吉小学校	おゆみ野1-53
	佐倉市		35 弥富小学校	岩富町145
	四街道市		36 旭小学校	山梨1485
			37 吉岡小学校	鷹の台3丁目2
			38 山梨小学校	旭ヶ丘1-9-12
			39 四街道小学校	四街道1557
			40 四和小学校	和良比228
			41 和良比小学校	美しが丘3-12

出典：「平成30年度版千葉県教育便覧」（千葉県ホームページ）

「平成30年度教育要覧」（千葉市ホームページ）

「佐倉市の小中学校」（佐倉市ホームページ）

「市内小・中学校一覧」（四街道市ホームページ）

「淑徳大学 千葉第2キャンパス キャンパス案内」（淑徳大学ホームページ）

「アクセスマップ-千葉県立保健医療大学」（千葉県ホームページ）

「千葉市内の幼稚園一覧」（千葉市ホームページ）

「佐倉市の市立幼稚園」（佐倉市ホームページ）

「図書館・公民館図書室マップ」（千葉市図書館ホームページ）

「四街道市立四街道公民館」（公益財団法人 四街道市地域振興財団ホームページ）

表 3-2. 10(2) 環境保全への配慮を要する施設（教育施設）

区分	市区	No.	施設名	住 所
■中学校	千葉市	若葉区	1 加曽利中学校	加曽利町961-5
			2 貝塚中学校	貝塚1-7-1
			3 更科中学校	更科町2112
			4 山王中学校	若松町774
			5 若松中学校	若松町2106-2
			6 千城台西中学校	千城台西2丁目20-1
			7 千城台南中学校	千城台南1丁目20-1
			8 大宮中学校	大宮町2077
			9 白井中学校	野呂町623
		中央区	10 松ヶ丘中学校	松ヶ丘町440
			11 星久喜中学校	星久喜町823
			12 生浜中学校	南生実町258
			13 千葉明德中学校	南生実町1412
			14 川戸中学校	川戸町443
			15 蘇我中学校	白旗1-5-3
		緑区	16 有吉中学校	おゆみ野2-41
	四街道市		17 旭中学校	南波佐間267
			18 四街道西中学校	大目23
			19 四街道中学校	めいわ1-3
◆高等学校	千葉市	若葉区	1 桜林高等学校	桜木北1丁目17-32
			2 若松高等学校	若松町429
			3 千城台高等学校	千城台西2丁目1-1
			4 千葉大宮高等学校	大宮町2699-1
			5 泉高等学校	高根町875-1
		中央区	6 千葉工業高等学校	今井町1478
			7 千葉南高等学校	花輪町45-3
			8 千葉明德高等学校	南生実町1412
	四街道市		9 愛国学園大学付属 四街道高等学校	四街道1532-16
			10 千葉敬愛高等学校	四街道1522
★大学	千葉市	若葉区	1 植草学園短期大学	小倉町1639-3
			2 東京情報大学	御成台4-1
			3 植草学園大学	小倉町1639-3
		中央区	4 千葉明德短期大学	南生実町1412
			5 淑徳大学 千葉キャンパス	大蔵寺町200
			6 淑徳大学 千葉第二キャンパス	仁戸名町673
			7 千葉県立保健医療大学 仁戸名キャンパス	仁戸名町645-1
	四街道市		8 愛国学園大学	四街道1532
○特別支援学校	千葉市	若葉区	1 桜が丘特別支援学校	加曽利町1538
			2 養護学校	大宮町1066-1
		中央区	3 仁戸名特別支援学校	仁戸名町673
		緑 区	4 千葉聾学校	鎌取町65-1
			5 袖ヶ浦特別支援学校	誉田町1-45-1
	四街道市		6 四街道特別支援学校	鹿渡934-45

出典：「平成30年度版千葉県教育便覧」（千葉県ホームページ）

「平成30年度教育要覧」（千葉市ホームページ）

「佐倉市の小中学校」（佐倉市ホームページ）

「市内小・中学校一覧」（四街道市ホームページ）

「淑徳大学 千葉第二キャンパス キャンパス案内」（淑徳大学ホームページ）

「アクセスマップ-千葉県立保健医療大学」（千葉県立保健医療大学ホームページ）

「千葉市内の幼稚園一覧」（千葉市ホームページ）

「佐倉市の市立幼稚園」（佐倉市ホームページ）

「図書館・公民館図書室マップ」（千葉市図書館ホームページ）

「四街道市立四街道公民館」（公益財団法人 四街道市地域振興財団ホームページ）

表 3-2. 10(3) 環境保全への配慮を要する施設（教育施設）

区分	市区	No.	施設名	住 所
●幼稚園	千葉市	若葉区	1 のぞみ幼稚園	千城台西1丁目31-1
			2 へいわ幼稚園	千城台東1丁目6-2
			3 みのり幼稚園	都賀5-20-26
			4 やまびこ幼稚園	高根町898-2
			5 加曽利幼稚園	加曽利町953-3
			6 若松台幼稚園	若松町401
			7 千城台南幼稚園	千城台南2丁目8-4
			8 千城東幼稚園	千城台東3丁目14-13
			9 千葉聖心幼稚園	みつわ台3-6
			10 みつわ台幼稚園	みつわ台4-23-5
			11 千葉文化幼稚園	桜木4丁目16-38
			12 泉幼稚園	小倉台3丁目11-1
			13 大宮幼稚園	大宮台6丁目10-3
			14 都賀の台幼稚園	都賀の台4-26-15
		中央区	15 こまどり幼稚園	宮崎町234-1
			16 ひまわり幼稚園	松ヶ丘町611
			17 葵幼稚園	仁戸名町205
			18 山百合幼稚園	都町1177-1
			19 松ヶ丘幼稚園	仁戸名町552
			20 仁戸名幼稚園	仁戸名町616
			21 千葉明德短期大学附属幼稚園	南生実町1412
			22 大巖寺幼稚園	大巖寺町186
			23 都幼稚園	都町1-46-22
			24 梅乃園幼稚園	矢作町939-6
		稲毛区	25 山王幼稚園	山王町153-2
		緑 区	26 キッズビレッジ幼稚園	おゆみ野4-30
			27 こざくら幼稚園	平山町65-1
			28 ほまれ幼稚園	誉田町1-1007
			29 聖母マリア幼稚園	辺田町552
	佐倉市		30 弥富幼稚園	岩富町145
	四街道市		31 四街道さつき幼稚園	下志津新田2531-6
			32 四街道旭幼稚園	小名木北ノ内77-3
☆図書館	千葉市	若葉区	1 若葉図書館	千城台西2-1-1
			2 若葉図書館泉分館	野呂町622-10
			3 更科公民館図書室	更科町2254-1
			4 大宮公民館図書室	大宮町3221-2
			5 若松公民館図書室	若松町2117-2
			6 桜木公民館図書室	桜木3丁目17-29
			7 若葉図書館西都賀分館	西都賀2丁目8-8
			8 みつわ台公民館図書室	みつわ台3丁目12-17
		中央区	9 みやこ図書館	都町3丁目11-3
			10 みやこ図書館白旗分館	白旗1丁目3-16
		稲毛区	11 山王公民館図書室	六方町55-29
	四街道市		12 四街道公民館図書室	四街道1532-17

出典：「平成30年度版千葉県教育便覧」（千葉県ホームページ）

「平成30年度教育要覧」（千葉市ホームページ）

「佐倉市の小中学校」（佐倉市ホームページ）

「市内小・中学校一覧」（四街道市ホームページ）

「淑徳大学 千葉第2キャンパス キャンパス案内」（淑徳大学ホームページ）

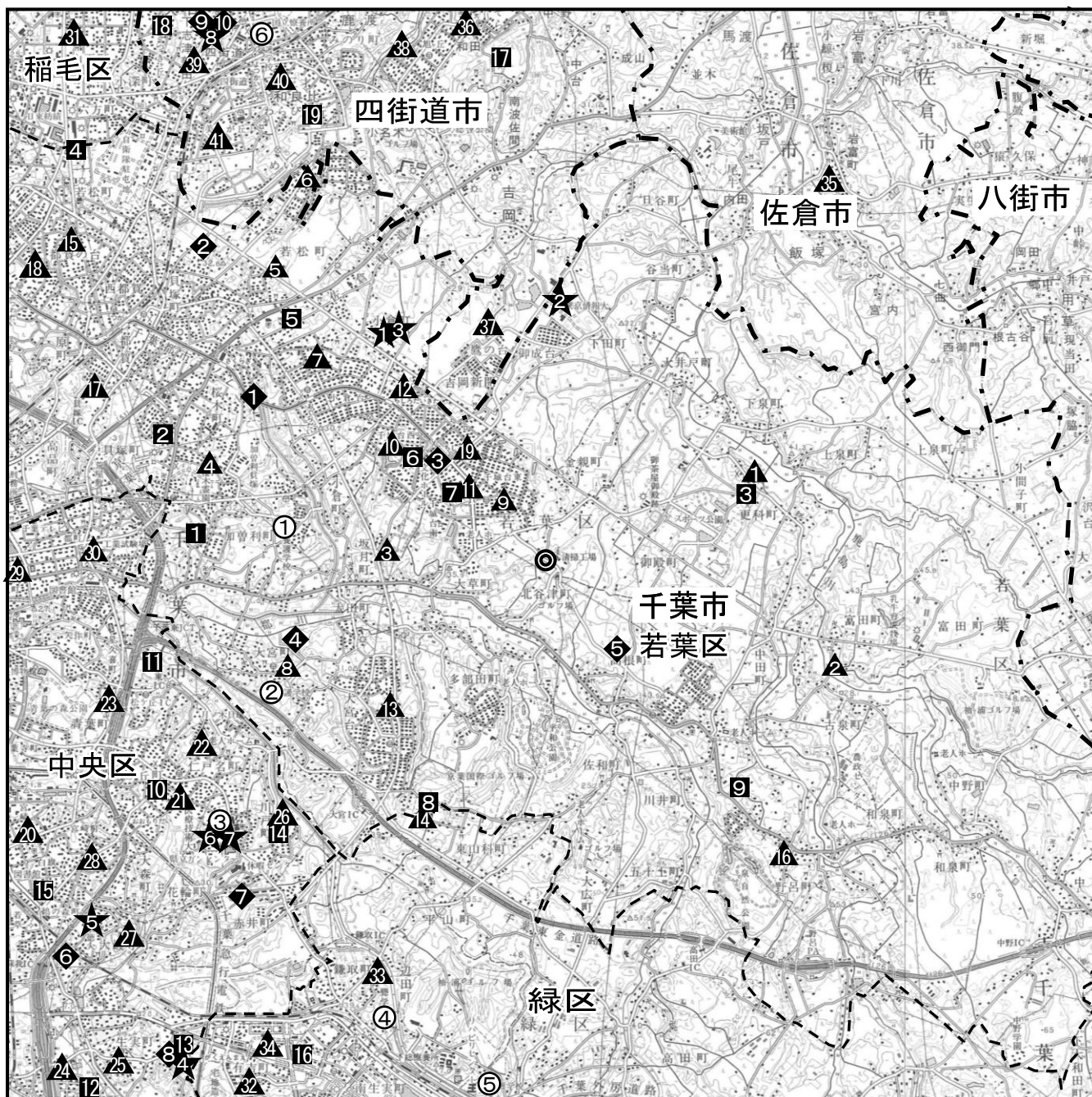
「アクセスマップ-千葉県立保健医療大学」（千葉県ホームページ）

「千葉市内の幼稚園一覧」（千葉市ホームページ）

「佐倉市の市立幼稚園」（佐倉市ホームページ）

「図書館・公民館図書室マップ」（千葉市図書館ホームページ）

「四街道市立四街道公民館」（公益財団法人 四街道市地域振興財団ホームページ）



凡 例

- ◎ 対象事業実施区域
- - - 市境
- 区境

- ▲ 小学校
- 中学校
- ◆ 高等学校
- ★ 大学
- 特別支援学校

出典：「平成30年度版千葉県教育便覧」（千葉県ホームページ）

「平成30年度教育要覧」（千葉市ホームページ）

「佐倉市の小中学校」（佐倉市ホームページ）

「市内小・中学校一覧」（四街道市ホームページ）

「淑徳大学 千葉第2キャンパス キャンパス案内」（淑徳大学ホームページ）

「アクセスマップ-千葉県立保健医療大学」（千葉県ホームページ）

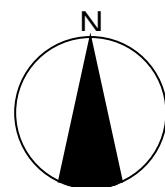
「千葉市内の幼稚園一覧」（千葉市ホームページ）

「佐倉市の市立幼稚園」（佐倉市ホームページ）

「図書館・公民館図書室マップ」（千葉市図書館ホームページ）

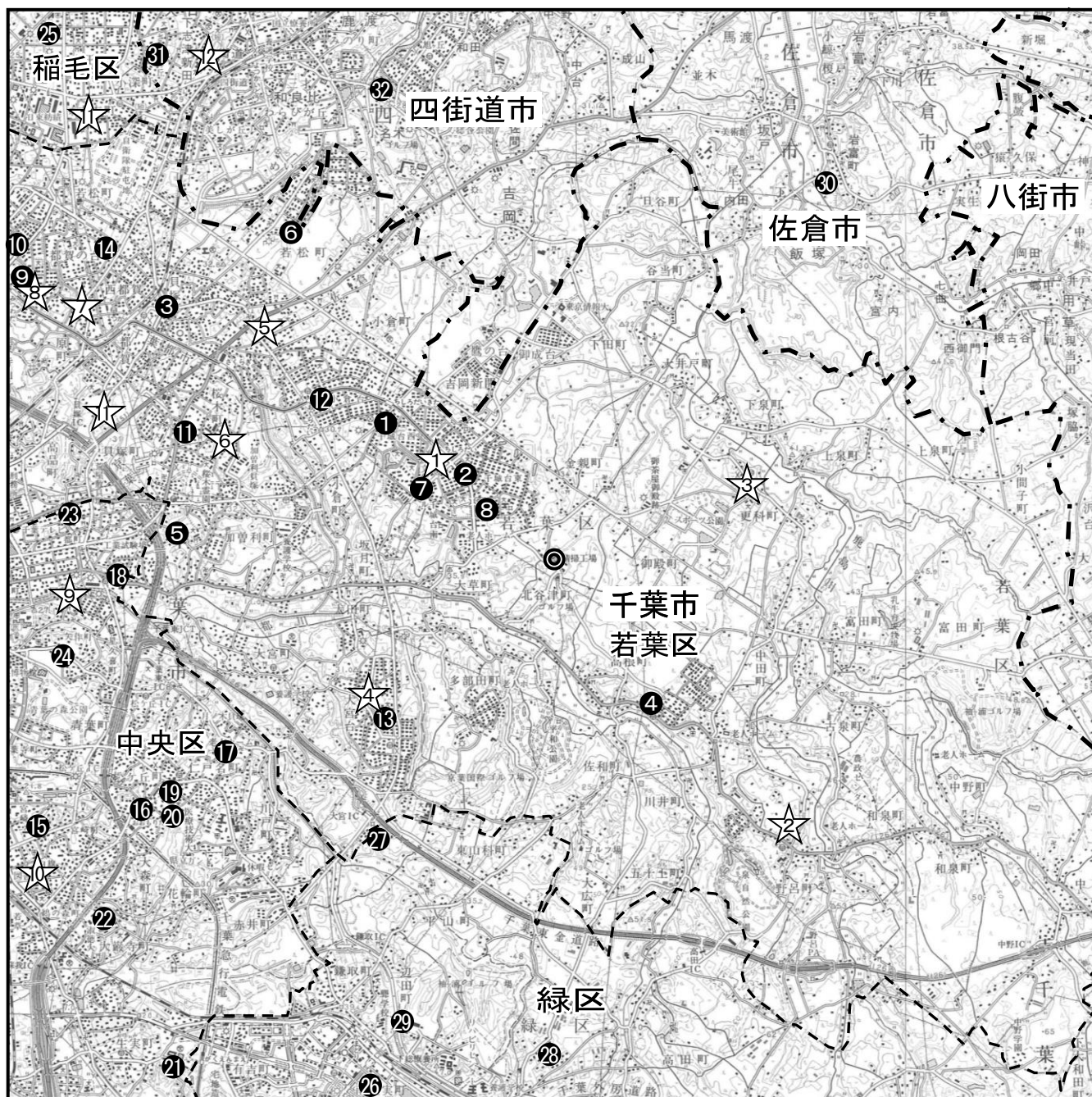
「四街道市立四街道公民館」（公益財団法人 四街道市地域振興財団ホームページ）

この地図は、国土地理院発行の1:50,000 地形図「千葉」「東金」を使用し、1:70,000 の縮尺に編集したものである。



1 : 70,000
0 700m 1km 2km

図 3-2.5(1) 環境保全への配慮を要する施設（教育施設）



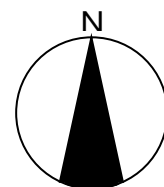
凡 例

- ◎ 対象事業実施区域
- - - 市境
- - - 区境

- 幼稚園
- ☆ 図書館

出典：「平成30年度版千葉県教育便覧」（千葉県ホームページ）
「平成30年度教育要覧」（千葉市ホームページ）
「佐倉市の小中学校」（佐倉市ホームページ）
「市内小・中学校一覧」（四街道市ホームページ）
「淑徳大学 千葉第2キャンパス キャンパス案内」（淑徳大学ホームページ）
「アクセスマップ-千葉県立保健医療大学」（千葉県ホームページ）
「千葉市内の幼稚園一覧」（千葉市ホームページ）
「佐倉市の市立幼稚園」（佐倉市ホームページ）
「図書館・公民館図書室マップ」（千葉市図書館ホームページ）
「四街道市立四街道公民館」（公益財団法人 四街道市地域振興財団ホームページ）

この地図は、国土地理院発行の1:50,000地形図「千葉」「東金」を使用し、1:70,000の縮尺に編集したものである。



1 : 70,000
0 700m 1km 2km

図 3-2.5(2) 環境保全への配慮を要する施設（教育施設）

表 3-2.11(1) 環境保全への配慮を要する施設（医療・福祉施設等）

区分	市区		No.	施設名	住 所
□病院	千葉市	若葉区	1	千葉中央メディカルセンター	加曽利町1835-1
			2	泉中央病院	高根町964-42
			3	高根町整形外科	高根町979-1
			4	総泉病院	更科町2592
			5	篠崎病院	若松町2120
			6	千野外科医院	小倉町1753-10
			7	都賀レディースクリニック	西都賀1-7-6
			8	千葉市桜木園	桜木8-31-15
			9	たて産婦人科	都賀3-6-18
			10	みつわ台総合病院	若松町531-486
			11	千葉刑務所医務部診療所	貝塚町192
			12	梶田医院	みつわ台4-17-5
			13	陸上自衛隊下志津駐屯地医務室	若松町902
		中央区	14	千葉東病院	仁戸名町673
			15	千葉病院	仁戸名町682
			16	千葉県がんセンター	仁戸名町666-2
			17	千葉大学医学部付属病院	亥鼻1-8-1
			18	三愛記念そが病院	宮崎町2-11-15
			19	千葉市立青葉病院	青葉町1273-2
			20	柏木産婦人科内科医院	白旗2-7-2
			21	ホタカ整形外科	生実町2532-7
		稲毛区	22	山王病院	山王町166-2
		緑区	23	下総精神医療センター	辺田町578
			24	千葉県こども病院	辺田町579-1
			25	千葉リハビリテーションセンター	誉田町1-45-2
			26	かまとり武田肛門科	おゆみ野3-36-2
			27	みやけウィメンズクリニック	おゆみ野中央1-18-5
	四街道市		28	四街道徳洲会病院	吉岡1830-1
			29	下志津病院	鹿渡934-5
◇福祉施設	養護老人ホーム				
	千葉市	若葉区	1	清和園	若松町792-1
			2	和陽園	千城台南4-13-1
	特別養護老人ホーム				
	千葉市	若葉区	3	和陽園	千城台南4-13-1
			4	小倉町いずみ苑	小倉町1325-1
			5	サンライズビラ	大宮町2107
			6	菜の花園	大宮町1621
			7	セイワ若松	若松町792-1
			8	いずみ苑	中田町1044-55
			9	第2いずみ苑	中田町1044-32
			10	中野園	中野町2148-6
			11	昌晴園	野呂町736-1
			12	恵光園	大広町252-4
			13	ちば美香苑	佐和町322-88
			14	清和園	多部田町1468
			15	更科ホーム	更科町2593-2

注）病院は有床で入院できる施設、福祉施設は夜間も滞在するものを示している。

出典：「病院・診療所名簿」（ちば医療ナビ）

「社会福祉施設等一覧表（平成30年度）」（千葉県ホームページ）

「千葉市内の高齢者施設一覧」（千葉市ホームページ）

「地域密着型サービスについて」（四街道市ホームページ）

「千葉保育園マップ」（千葉市ホームページ）

「平成31年度保育所入所案内」（四街道市ホームページ）

表 3-2. 11(2) 環境保全への配慮を要する施設（医療・福祉施設等）

区分	市区		No.	施設名	住 所
◇福祉施設	千葉市	中央区	16	都苑	川戸町2
			17	あかいの郷	赤井町284
			18	星久喜白山荘	星久喜町152-2
			19	恵光園シャイニー中央	星久喜町36
			20	淑徳共生苑	生実町2407-1
		稲毛区	21	双樹園	山王町162-1
		緑 区	22	誉田園	高田町1791
			23	緑園	平山町2008-1
			24	ときわ園	平川町1731
			25	けやき園	鎌取町75-1
	佐倉市		26	弥富あさくら	岩富町541
	四街道市		27	まごころ館四街道	中台498-1
	軽費老人ホーム（ケアハウス）				
	千葉市	若葉区	28	若葉園	都賀2-13-1
			29	サニー秋桜	東寺山町2-6
			30	いずみ苑	中田町1044-55
			31	恵光園	大広町252-4
		中央区	32	都苑	川戸町2
			33	赤かぶ園	赤井町33- 1
		稲毛区	34	モンテクローネ	山王町173-2
		緑 区	35	誉田園	高田町1791
			36	けやき園	鎌取町75-1
	地域密着型サービス事業所（小規模多機能型居宅介護）				
	千葉市	若葉区	37	デイホームおもとの郷御成台	御成台3-2
			38	小規模多機能つどい桜木	桜木8-13-11
		中央区	39	小規模多機能アットホームケア	仁戸名町721-13
			40	小規模多機能型居宅介護施設 「木もれ陽の郷」	花輪町100-1
			41	小規模多機能型居宅介護「ほとりの家」	星久喜町36
			42	ななゆめの里サテライトべあほーむ	大巖寺町124-1
		緑 区	43	小規模多機能型居住介護みどり	平山町2008-1
			44	ミモザおゆみ野	おゆみ野中央5-3-6
	四街道市		45	ふきのとうみんなの家さら	旭ヶ丘4-19-13
			46	リバーサイド	小名木101-9

注）病院は有床で入院できる施設、福祉施設は夜間も滞在するものを示している。

出典：「病院・診療所名簿」（ちば医療ナビ）

「社会福祉施設等一覧表（平成30年度）」（千葉県ホームページ）

「千葉市内の高齢者施設一覧」（千葉市ホームページ）

「地域密着型サービスについて」（四街道市ホームページ）

「千葉保育園マップ」（千葉市ホームページ）

「平成31年度保育所入所案内」（四街道市ホームページ）

表 3-2.11(3) 環境保全への配慮を要する施設（医療・福祉施設等）

区分	市区	No.	施設名	住 所
◇福祉施設	千葉市	地域密着型サービス事業所（認知症対応型共同生活介護事業所）		
		47	グループホームノーマライ心の花	千城台北1-29-7
		48	ひよりの里	小倉町875-9
		49	愛の家グループホーム千葉小倉	小倉町1802-15
		50	グループホーム木もれ陽	大宮町3099-1
		51	あんしんケアホーム若葉	大宮町3094-2
		52	シャローム若葉グループホーム虹の家	若松町2170-8
		53	ちば若葉グループホームそよ風	若松町531-642
		54	ニチイケアセンター都賀	都賀4-10-18
		55	アットホームケア桜木	桜木4-19-32
		56	グループホームひだまりの家	東寺山町1067-9
		57	グループホーム宮田	中田町1041-1
		58	グループホームゆるいの里	中田町2348-1
		59	グループホーム星の里	野呂町738-2
		60	グループホームさくらんぼ	野呂町1793-355
		61	グループホーム佐和の杜	佐和町322-88
		62	グループホームノーマライ心の花御成	下田町1263-56
		63	グループホームおもとの郷御成台	御成台3-2
		64	グループホームつどい「黒子家」	源町563-5
		65	グループホームつどい「福井家」	桜木8-13-11
		66	グループホーム月の里	中野町727-1
		67	グループホーム緑彩苑	中野町1872
		68	グループホームきらら都町	都町1212-4
		69	グループホーム暮らしの里さくら苑	都町1078-3
		70	アットホームケア仁戸名	仁戸名町507-4
		71	グループホーム赤かぶ園	赤井町33-1
		72	アット・ホームケア千葉中央	星久喜町155-5
		73	大森台ケアセンターそよ風	大森町250-1
		74	グループホームハーモニーそが	蘇我4-22-11
		75	グループホームさくら	南町2-11-5
		76	ツクイ蘇我グループホーム	南町3-3-15
		77	ニチイケアセンター蘇我	鵜の森町12-12
		78	グループホームのどか	誉田町1-111-1
		79	グループホーム夢楽の園	誉田町2-29-6
	四街道市	80	グループホームよしおか	吉岡1803-5
		81	はなまるホーム四街道	鹿渡593

注）病院は有床で入院できる施設、福祉施設は夜間も滞在するものを示している。

出典：「病院・診療所名簿」（ちば医療ナビ）

「社会福祉施設等一覧表（平成30年度）」（千葉県ホームページ）

「千葉市内の高齢者施設一覧」（千葉市ホームページ）

「地域密着型サービスについて」（四街道市ホームページ）

「千葉保育園マップ」（千葉市ホームページ）

「平成31年度保育所入所案内」（四街道市ホームページ）

表 3-2.11(4) 環境保全への配慮を要する施設（医療・福祉施設等）

区分	市区		No.	施設名	住 所
◇福祉施設	介護老人保健施設				
	千葉市	若葉区	82	いずみ苑リハビリケアセンター	高根町964-49
			83	はつらつりハビリセンター	小間子町3-132
			84	若松ケアセンター	若松町2121
			85	秀眉園	加曽利町1803-1
		中央区	86	葵の園・はまの	浜野町423-1
			87	千葉病院付属介護老人保健施設	仁戸名町682
		稲毛区	88	ダンディライオン	山王町174
			89	アーバンケアセンター	山王町168-8
		緑 区	90	ケアセンターけやき園	鎌取町81-1
			91	コミュニティ広場うぐいす園	高田町1784-2
	四街道市		92	四街道徳洲苑	吉岡1830-1
	有料老人ホーム				
	千葉市	若葉区	93	オアズ桜木	小倉町1763-13
			94	そんぼの家 都賀	桜木北2-14-1
			95	アビタシオン若葉	小倉町1763-12
			96	ベストライフ都賀	桜木5-10-12
		中央区	97	敬老園サンテール千葉	仁戸名町682-70
			98	ハイアットレジデンス 季美の都ちば	都町1212-31
			99	アットホームケアセンター	仁戸名町721-13
			100	さわやかゆう輝の里	川戸町254-1
			101	アートヒルズ蘇我	宮崎2-1-32
			102	ガーデンテラス千葉中央	都町2-20-17
			103	敬老園ロイヤルヴィラ矢作台	矢作町941-22
			104	そんぼの家 蘇我	蘇我5-22-37
			105	ひまわりホーム	生実町1419-5
			106	ほころ	塩田町671
		稲毛区	107	アーバンリビング稲毛	山王町327-1
			108	プラチナ・シニアホームいなげ	山王町103-4
			109	サニーライフ稲毛	山王町142-1
110			ラ・ナシカこぶけ	小深町261-10	
緑 区		111	すみれ	高田町590	
		112	サニーライフおゆみ野	おゆみ野2-17-1	
	113	鎌取ケアコミュニティそよ風	おゆみ野3-26-3		
	114	ミモザおゆみ野	おゆみ野中央5-3-6		
	115	アビタシオン千葉	辺田町2-12		
四街道市		116	四季平安の杜	鷹の台3-3-23	
		117	ありがとうホーム和良比	和良比952-137	

注) 病院は有床で入院できる施設、福祉施設は夜間も滞在するものを示している。

出典：「病院・診療所名簿」（ちば医療ナビ）

「社会福祉施設等一覧表（平成30年度）」（千葉県ホームページ）

「千葉市内の高齢者施設一覧」（千葉市ホームページ）

「地域密着型サービスについて」（四街道市ホームページ）

「千葉保育園マップ」（千葉市ホームページ）

「平成31年度保育所入所案内」（四街道市ホームページ）

表 3-2.11(5) 環境保全への配慮を要する施設（医療・福祉施設等）

区分	市区	No.	施設名	住 所
○保育施設	千葉市	若葉区	1 野呂保育所	野呂町622
			2 更科保育所	更科町2073-27
			3 小倉台保育所	小倉台4-18-2
			4 千城台西保育所	千城台西3-8-1
			5 大宮台保育所	大宮台7-8-2
			6 千城台東第一保育所	千城台東2-8-1
			7 坂月保育所	坂月町294-1
			8 桜木保育所	桜木1-40-1
			9 都賀の台保育所	都賀の台3-6-1
			10 多部田保育所	多部田町754-39
			11 旭ヶ丘保育園	都賀1-1-1
			12 みつわ台保育園	みつわ台5-8-8
			13 たいよう保育園	みつわ台3-12-1
			14 すずらん保育園	若松町2106-3
			15 キッズマーム保育園	西都賀3-17-12
			16 千葉聖心保育園	若松町531-197
			17 都賀保育園	都賀5-1-11
			18 ミルキーホーム都賀園	都賀3-8-14
			19 まほろばのお日さま保育園	みつわ台5-21-14
			20 マミー＆ミー西都賀保育園	西都賀3-20-3 シバタハイツ都賀1F
			21 若葉保育園	原町925-21
			22 都賀せいわ保育園	都賀4-11-8
			23 やまどり保育園	都賀3-12-3 プラトール都賀 1F
			24 マリア保育園	みつわ台3-6
			25 キートスチャイルドケア桜木	桜木6-3-46
			26 つぐみ保育園	都賀3-12-3 プラトール都賀2F
			27 みつばち保育園若葉	桜木北2-10-2
			28 千城台東認定こども園	千城台東4-33-1
			29 小倉台いろは保育園	小倉台2-1021-9
			30 べびいまいむ	西都賀3-3-12
			31 小規模保育ひまわりえん	桜木北1-15-1
			32 みつばちキッズ	桜木北2-10-3
			33 サンライズキッズ都賀園	西都賀3-1-7 海浜不動産第3ビル1F
			34 都賀サンフラワー保育室	西都賀3-3-14 サンフレイズ1F
			35 エデュケア・チルドレンズ・ハウスにじ	西都賀1丁目
			36 おうちほいくふたば	みつわ台5丁目
			37 おうちほいくもみじのて	若松町2216
			38 こどものいえおあふ	千城台東3丁目
			39 若竹保育園	若松町336
			40 たくみん保育園	小倉台4-19-2

注）病院は有床で入院できる施設、福祉施設は夜間も滞在するものを示している。

出典：「病院・診療所名簿」（ちば医療ナビ）

「社会福祉施設等一覧表（平成30年度）」（千葉県ホームページ）

「千葉市内の高齢者施設一覧」（千葉市ホームページ）

「地域密着型サービスについて」（四街道市ホームページ）

「千葉保育園マップ」（千葉市ホームページ）

「平成31年度保育所入所案内」（四街道市ホームページ）

表 3-2.11(6) 環境保全への配慮を要する施設（医療・福祉施設等）

区分	市区		No.	施設名	住 所
○保育施設	千葉市	中央区	41	白旗保育所	白旗2-6-11
			42	星久喜保育所	星久喜町1063-6
			43	都保育所	都町2-26-5
			44	生実保育所	生実町1940-1
			45	川戸保育所	川戸町424-1
			46	慈光保育園	大巖寺町457-5
			47	松ヶ丘保育園	松ヶ丘町563-1
			48	ローゼンそが保育園	蘇我5-44-2
			49	そが中央保育園	蘇我4-13-16
			50	青葉の森保育館	千葉寺町1210-7
			51	梅乃園幼稚園附属 0・1・2 ナーサリー	矢作町912-1
			52	保育ハウスひよこ	川戸町
			53	ジョイア 千葉園	蘇我4-6-21
		稲毛区	54	小深保育所	小深町261-7
			55	山王保育園	山王町153-16
		緑区	56	平山保育所	平山町138
			57	おゆみ野保育園	おゆみ野2-7
			58	グレース保育園	おゆみ野中央2-7-7
			59	ココファン・ナーサリーおゆみ野	おゆみ野4-3-5
			60	あおぞら保育園	鎌取町273-146
			61	げんき保育園	おゆみ野3-26-1
			62	かるがも保育園おゆみ野園	おゆみ野4-23-2
			63	ドルフィンキッズ保育園	おゆみ野3-39-1 セントアベニュー102
			64	ししの子保育園 おゆみ野	おゆみ野3-41-15 1F
			65	認定こども園 キッズビレッジ	おゆみ野4-30
			66	認定こども園かしの木学園 カトライア・キンダーガルテン	おゆみ野2-1-15
			67	認定こども園かしの木学園 かしの木園	おゆみ野2-1-13
			68	ちいさなおうち ふたば	おゆみ野3-6-2 YSビル102
			69	かるがも保育園鎌取園	おゆみ野中央3-4-14
			70	ベビーハウスにしかわ	おゆみ野1-45-8
	四街道市	71	さつき保育園	鹿渡1094	
		72	四街道保育園	四街道3-10-9	
		73	エンゼルステーション保育園	四街道1-13-1	
		74	ゆうゆう保育園	和良比686-1	
75		ミルキーホーム四街道	鹿渡1124-3		
76		テンダーラビング保育園わらび	和良比517-15		
77		まちの保育園成山	成山114-4		
78		あい・あい保育園四街道園	美しが丘1-24-1		
79		かるがも保育園四街道園	四街道1-8-4		
80		あい・あい保育園四街道めいわ園	めいわ4-3-26		
81		あい・あい保育園四街道駅北口園	四街道1-15-6		
82		まちの保育園四街道駅前	四街道2-2-21 オークウッド1F		
83		ミルキーホームみどり園	鹿渡1150-91		
84		Pica pica保育園美しが丘園	美しが丘2-2-17		

注) 病院は有床で入院できる施設、福祉施設は夜間も滞在するものを示している。

出典：「病院・診療所名簿」（ちば医療ナビ）

「社会福祉施設等一覧表（平成30年度）」（千葉県ホームページ）

「千葉市内の高齢者施設一覧」（千葉市ホームページ）

「地域密着型サービスについて」（四街道市ホームページ）

「千葉保育園マップ」（千葉市ホームページ）

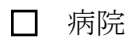
「平成31年度保育所入所案内」（四街道市ホームページ）



凡 例



対象事業実施区域



病院

--- 市境

---- 区境

出典：「病院・診療所名簿」（ちば医療ナビ）

「社会福祉施設等一覧表（平成30年度）」（千葉県ホームページ）

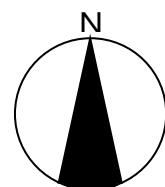
「千葉市内の高齢者施設一覧」（千葉市ホームページ）

「地域密着型サービスについて」（四街道市ホームページ）

「千葉保育園マップ」（千葉市ホームページ）

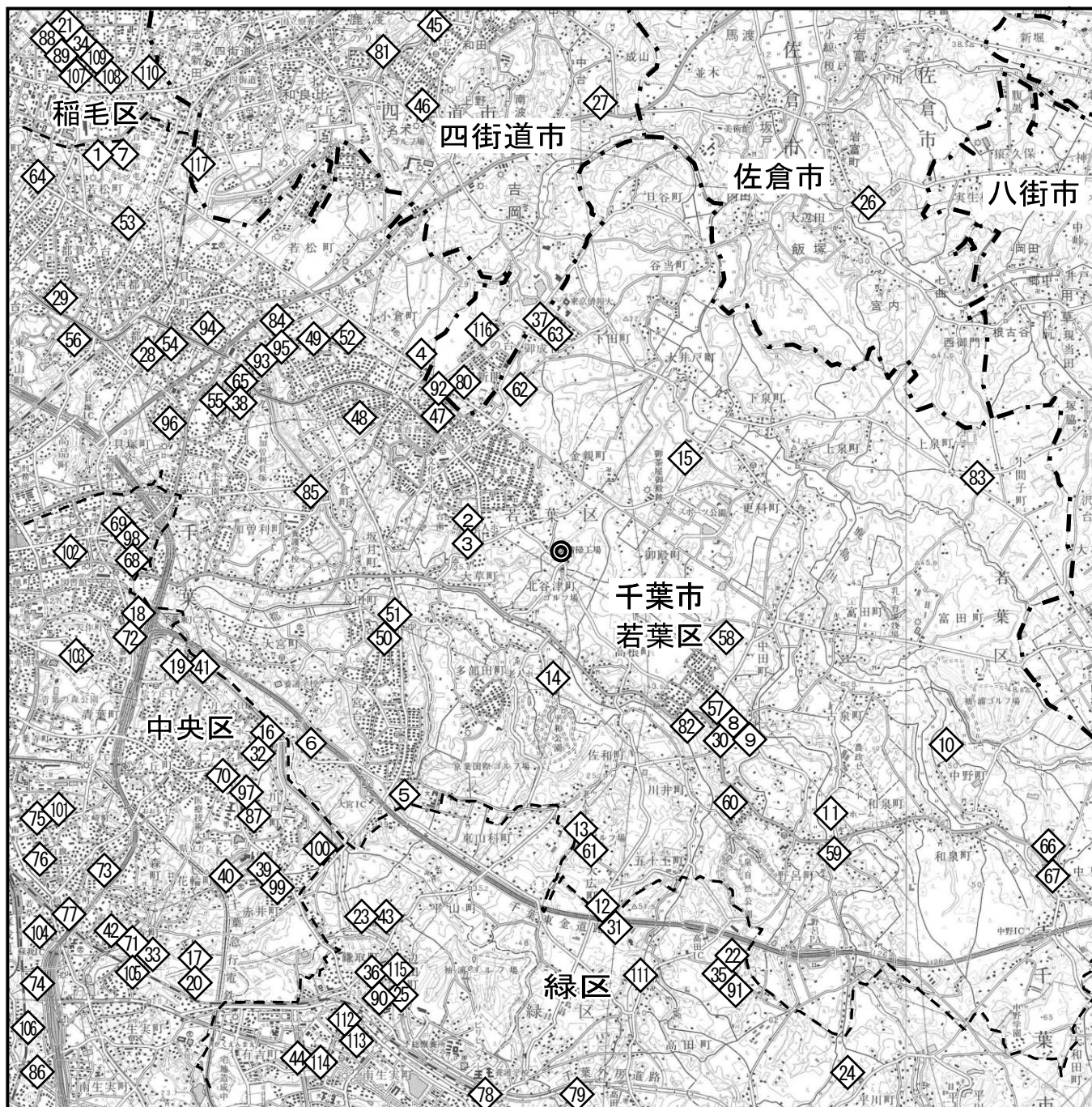
「平成31年度保育所入所案内」（四街道市ホームページ）

この地図は、国土地理院発行の1:50,000 地形図「千葉」「東金」を使用し、1:70,000 の縮尺に編集したものである。



1 : 70, 000
0 700m 1km 2km

図 3-2.6 (1) 環境保全への配慮を要する施設
(医療・福祉施設等（医療施設）)



凡 例



対象事業実施区域



福祉施設



市境



区境

出典：「病院・診療所名簿」（ちば医療ナビ）

「社会福祉施設等一覧表（平成30年度）」（千葉県ホームページ）

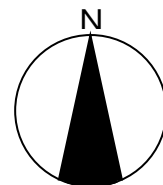
「千葉市内の高齢者施設一覧」（千葉市ホームページ）

「地域密着型サービスについて」（四街道市ホームページ）

「千葉保育園マップ」（千葉市ホームページ）

「平成31年度保育所入所案内」（四街道市ホームページ）

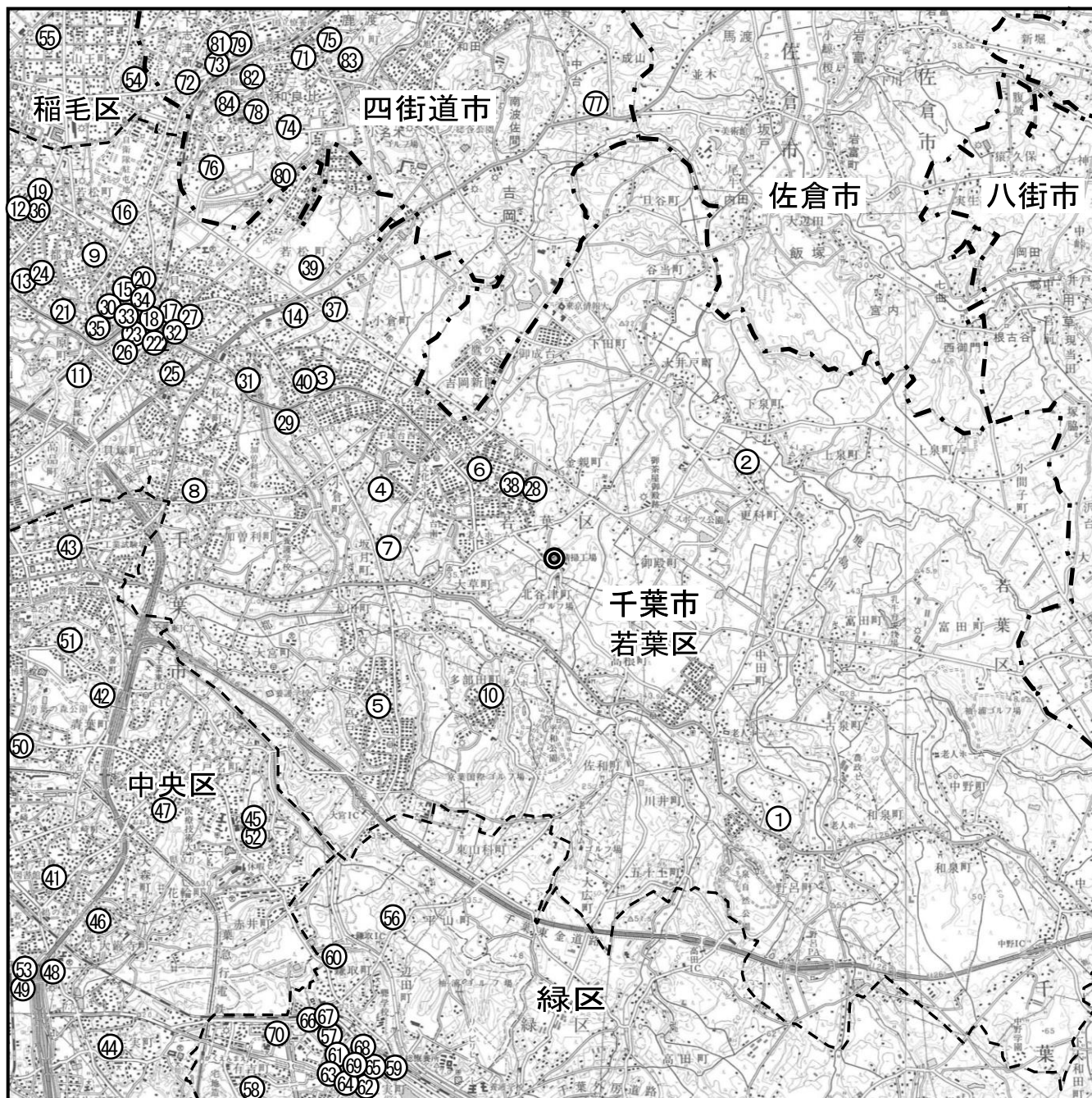
この地図は、国土地理院発行の1:50,000地形図「千葉」「東金」を使用し、1:70,000の縮尺に編集したものである。



1 : 70,000

0 700m 1km 2km

図 3-2.6 (2) 環境保全への配慮を要する施設
(医療・福祉施設等（福祉施設）)



凡 例



対象事業実施区域



保育施設



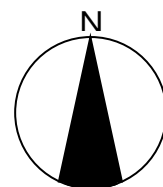
市境



区境

出典：「病院・診療所名簿」（ちば医療ナビ）
「社会福祉施設等一覧表（平成30年度）」（千葉県ホームページ）
「千葉市内の高齢者施設一覧」（千葉市ホームページ）
「地域密着型サービスについて」（四街道市ホームページ）
「千葉保育園マップ」（千葉市ホームページ）
「平成31年度保育所入所案内」（四街道市ホームページ）

この地図は、国土地理院発行の1:50,000地形図「千葉」「東金」を使用し、1:70,000の縮尺に編集したものである。



1 : 70,000
0 700m 1km 2km

図 3-2.6 (3) 環境保全への配慮を要する施設（保育施設）

3-2-7 下水道の整備の状況

千葉市及び周辺市の公共下水道の普及状況は、表 3-2. 12に示すとおりである。また、千葉市における公共下水道の普及状況の推移は、表 3-2. 13に示すとおりである。

千葉市の平成29年度の公共下水道普及率は、人口比で97.3%である。

表 3-2. 12 公共下水道普及状況（平成29年度）

市	行政区域		全体 計画 面積 (ha)	整備 面積 (ha)	処理 人口 (千人)	整備率 (面積比%)	普及率 (人口比%)
	面積 (ha)	人口 (千人)					
千葉市	27,177	968.0	13,191	12,279	941.7	93.1	97.3
佐倉市	10,369	176.1	4,786	2,744	162.8	57.3	92.5
四街道市	3,452	93.3	2,050	1,160	82.9	56.6	88.8
八街市	7,494	71.0	1,030	442	19.7	42.9	27.7

注）人口は平成30年3月31日現在、行政区域面積は平成29年10月1日現在の値を示している。

出典：「千葉県統計年鑑（平成30年）」（千葉県ホームページ）

表 3-2. 13 千葉市の公共下水道普及状況の推移

年度	行政区域		全体 計画 面積 (ha)	整備 面積 (ha)	処理 人口 (千人)	整備率 (面積比%)	普及率 (人口比%)
	面積 (ha)	人口 (千人)					
平成25年度	27,176	959.0	13,191	12,255	932.9	92.9	97.2
平成26年度	27,176	962.6	13,191	12,261	936.0	92.9	97.2
平成27年度	27,176	964.8	13,191	12,268	938.3	93.0	97.3
平成28年度	27,177	966.2	13,191	12,273	939.9	93.0	97.3
平成29年度	27,177	968.0	13,191	12,279	941.7	93.1	97.3

出典：「千葉県統計年鑑（平成26～30年）」（千葉県ホームページ）

3-2-8 環境の保全を目的とする法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況

1. 公害防止関係法令等

(1) 大 気

① 大気汚染に係る環境基準等

環境基本法に基づく大気汚染に係る環境基準及び有害大気汚染物質（ベンゼン等）に係る環境基準、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく環境基準は、表 3-2. 14(1)～(5)に示すとおり定められている。また、環境基準以外の指針値等には、表 3-2. 15に示すものがある。

表 3-2. 14(1) 大気汚染に係る環境基準

物 質	環境上の条件	備 考
二酸化硫黄 (SO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。	—
一酸化炭素 (CO)	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。	—
浮遊粒子状物質 (SPM)	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。	浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が 10 μm 以下のものをいう。
二酸化窒素 (NO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをとらないよう努めるものとする。
光化学オキシダント (O _x)	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。	光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。

注) 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。

表 3-2. 14(2) 有害大気汚染物質に係る環境基準

物 質	環境上の条件	備 考
ベンゼン	1 年平均値が 0.003mg/m ³ 以下であること。	継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。
トリクロロエチレン	1 年平均値が 0.13mg/m ³ 以下であること。	
テトラクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。	
ジクロロメタン	1 年平均値が 0.15mg/m ³ 以下であること。	

注) 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。

表 3-2. 14(3) 微小粒子状物質に係る環境基準

物 質	環境上の条件	備 考
微小粒子状物質	1 年平均値が 15 μg/m ³ 以下であり、かつ、1 日平均値が 35 μg/m ³ 以下であること。	微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であつて、粒径が 2.5 μm の粒子を 50% の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後採集される粒子をいう。

注) 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。

表 3-2. 14(4) ダイオキシン類に係る環境基準

物 質	環 境 上 の 条 件	備 考
ダイオキシン類	1年平均値が0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること。	基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラージオキシンの毒性に換算した値とする。

注) 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。

表 3-2. 14 (5) 有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値（指針値）

物 質	環境上の条件
アクリロニトリル	1年平均値が2 μg/m ³ 以下であること。
塩化ビニルモノマー	1年平均値が10 μg/m ³ 以下であること。
水銀	1年平均値が40ngHg/m ³ 以下であること。
ニッケル化合物	1年平均値が25ngNi/m ³ 以下であること。

表 3-2. 15 その他の指針値等

物 質	指 針 値・目 標 値	根拠
非メタン炭化水素	午前6時から9時までの非メタン炭化水素の3時間平均値が、0.20ppmCから0.31ppmCの範囲以下	①
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であること。	②
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。	
微小粒子状物質	1年平均値が15 μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35 μg/m ³ 以下であること。	
降下ばいじん	月間値の年平均値が10 t/km ² /月以下であり、かつ月間値が20 t/km ² /月以下であること。	
ダイオキシン類	年間平均値が0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること。	
ベンゼン	1年平均値が、0.003mg/m ³ 以下であること。	
トリクロロエチレン	1年平均値が、0.2mg/m ³ 以下であること。	
テトラクロロエチレン	1年平均値が、0.2mg/m ³ 以下であること。	
ジクロロメタン	1年平均値が、0.15mg/m ³ 以下であること。	
アクリロニトリル	1年平均値が、2 μg/m ³ 以下であること。	
塩化ビニルモノマー	1年平均値が、10 μg/m ³ 以下であること。	
水銀及びその化合物	1年平均値が、0.04 μgHg/m ³ 以下であること。	
ニッケル化合物	1年平均値が、0.025 μgNi/m ³ 以下であること。	
クロロホルム	1年平均値が、18 μg/m ³ 以下であること。	
1,2-ジクロロエタン	1年平均値が、1.6 μg/m ³ 以下であること。	
1,3-ブタジエン	1年平均値が、2.5 μg/m ³ 以下であること。	
ヒ素及び無機ヒ素化合物	1年平均値が、6 ng-As/m ³ 以下であること。	
マンガン及びその化合物	1年平均値が、0.14 μgMn/m ³ であること。	③
塩化水素	目標環境濃度0.02ppm以下	

〔根拠〕 ①：「光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針」（昭和51年8月13日通知）

②：千葉市環境基本計画に定める定量目標（平成23年3月）

③：環境庁大気保全局長通達（昭和52年6月16日 環大規第136号より）

② 大気汚染に係る規制基準

計画施設は、大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設（廃棄物焼却炉）に該当し、硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじん、塩化水素及び水銀の排出基準が適用される。

さらに、この施設はダイオキシン類対策特別措置法に定める大気基準適用施設に該当し、ダイオキシン類の排出基準が適用される。

ア. 硫黄酸化物

（ア）K値規制

大気汚染防止法では、K値規制として、ばい煙発生施設ごとに排出口（煙突）の高さに応じて硫黄酸化物の許容排出量を次式により定めている。千葉市は $K=1.75$ が適用される。

$$q = K \times 10^{-3} \times H_e^2$$

q : 硫黄酸化物の排出量 ($\text{m}^3_{\text{N}}/\text{時}$)

H_e : 補正された排出口の高さ（煙突実高＋煙上昇高）(m)

K : 地域によって異なる値（千葉市は $K=1.75$ ）

（イ）総量規制基準

千葉市は、大気汚染防止法に基づき硫黄酸化物の総量規制基準がかかる地域に指定されており、同法及び硫黄酸化物に係る総量規制基準（昭和 63 年 千葉県告示第 65 号）により硫黄酸化物の総排出量が規制されている。原燃料使用量の重油換算が 500L/時以上の工場又は事業所については、総量規制基準を次式により定めている。

$$Q = 3.3W^{0.88} + 0.5 \times 3.3 \{ (W + W_i)^{0.88} - W^{0.88} \}$$

Q : 排出が許容される硫黄酸化物の量 ($\text{m}^3_{\text{N}}/\text{時}$)

W : 昭和51年9月30日までに設置されたすべての適用施設を定格能力で運転する場合の原燃料使用量（重油換算 kL/時）

W_i : 昭和51年10月1日以降に設置されたすべての適用施設を定格能力で運転する場合の原燃料使用量のうち当該変更により増加する原燃料使用量を合計した量（重油換算 kL/時）

イ．窒素酸化物

(ア) 濃度規制

大気汚染防止法では、廃棄物焼却炉については、種類や施設の設置時期に応じて排出基準が定められている。計画施設の排出基準は、表 3-2. 16に示すとおりである。

表 3-2. 16 廃棄物焼却炉における排出基準

施設の種類	排出基準 (ppm)	施設設置年月日
廃棄物焼却炉	250 (On=12%)	昭和52年 6 月17日以降

備考 窒素酸化物の濃度は、次式により算出された濃度とする。

$$C = \{(21 - O_n) / (21 - O_s)\} \times C_s$$

C : 補正後の窒素酸化物の濃度 (ppm)

O_s : 排出ガス中の酸素の濃度 (%) (当該濃度が20%を超える場合にあっては20%とする。)

O_n : 標準酸素濃度 (12%)

C_s : 排出ガス中の窒素酸化物の実測値 (ppm) (JIS K 0104による。)

(イ) 総量指導基準

千葉市は、千葉市窒素酸化物対策指導要綱に基づき窒素酸化物の排出総量を指導している。原燃料使用量の重油換算の合計が2 kL/時以上の工場又は事業所について、窒素酸化物の排出総量の指導基準を次式により定めている。

$$Q = 1.86W^{0.95} + 1.31W_i^{0.95}$$

Q : 排出が許容される窒素酸化物の量 (m³_N/時)

W : 昭和58年 3 月31日までに設置され通常稼働しているばい煙発生施設で
使用される原料及び燃料の量を重油の量に換算したもの (kL/時)

W_i : 昭和58年 4 月 1 日以後に設置され通常稼働するすべてのばい煙発生施設
で使用される原料及び燃料の量を重油の量に換算したもの (kL/時)

ウ. ばいじん

大気汚染防止法では、廃棄物焼却炉の処理能力に応じた一般排出基準が定められている。さらに、千葉県では排出ガス量に応じた上乘せ基準が定められている。千葉市は上乘せ基準適用地に該当し、一般排出基準と上乘せ基準のいずれか厳しい基準が適用される。排出基準は表 3-2. 17に示すとおりである。

表 3-2. 17 廃棄物焼却炉におけるばいじんの排出基準

施設の種類	廃棄物の 処理能力 (t/時)	上乘せ基準 (g/m ³ _N)	一般排出基準 (g/m ³ _N)	
			H10. 7. 1 以後設置	On (%)
廃棄物焼却炉	4 以上	0. 40	0. 04	12
	2 以上 4 未満		0. 08	
	2 未満		0. 15	

備考 1 「一般排出基準」に掲げるばいじんの濃度は、次の式により算出されたばいじんの濃度とする。

$$C = \{(21 - 0n) / (21 - 0s)\} \times Cs$$

C : ばいじんの濃度 (g/m³_N)

On : 標準酸素濃度 (12%)

Os : 排出ガス中の酸素の濃度 (%) (当該濃度が20%を超える場合にあっては、20%とする。)

Cs : 排出ガス中のばいじんの実測値 (g/m³_N) (JIS Z 8808による。)

なお、標準酸素濃度OnがOsの施設及び熱源として電気を使用する施設にあっては、C=Csとする。

- 当該ばいじんの濃度には、燃料の点火、灰の除去のための火層整理又はすすの掃除を行う場合において排出されるばいじん (1時間につき合計6分間を超えない時間内に排出されるものに限る。) は含まれていないものとする。
- ばいじんの濃度が著しく変動する施設にあっては、一工程の平均の濃度とする。
- 上乘せ基準適用施設にあっては、「上乘せ基準」と「一般排出基準」のいずれか厳しい基準が適用される。
- 「上乘せ基準」は標準酸素濃度による補正は行わない。

エ. 塩化水素

大気汚染防止法では、廃棄物焼却炉について塩化水素の排出基準が表 3-2. 18に示すとおり定められている。

表 3-2. 18 廃棄物焼却炉における塩化水素の排出基準

施設の種類	排出基準 (mg/m ³ _N)
廃棄物焼却炉	700

備考 塩化水素の濃度は、実測値を次式により換算した値とする。

$$C = \{9 / (21 - 0s)\} \times Cs$$

C : 補正後の塩化水素濃度 (mg/m³_N)

Os : 排出ガス中の酸素の濃度 (%)

Cs : 排出ガス中の塩化水素実測値 (mg/m³_N) (JIS K 0107硝酸銀法による)

オ．水銀

大気汚染防止法では、廃棄物焼却炉について水銀の排出基準が、表 3-2. 19に示すとおり定められている。

表 3-2. 19 廃棄物焼却炉における水銀の排出基準

焼却能力	排出基準 ($\mu\text{g}/\text{m}^3_{\text{N}}$)
	新設
火格子面積 2 m^2 以上若しくは 焼却能力 $200\text{kg}/\text{時}$ 以上	30 (0n=12%)

備考 水銀濃度は次の式によって換算した濃度とする。

$$C = \{(21 - 0n) / (21 - 0s)\} \times Cs$$

C : 酸素濃度 0nにおける水銀濃度 ($\mu\text{g}/\text{Nm}^3$)

0n : 標準酸素濃度 (%)

0s : 排出ガス中の酸素濃度 (%)

(当該濃度が20%を超える場合にあっては、20%とする。)

Cs : 環境大臣が定める方法により測定された水銀濃度を、温度が零度であって圧力が一気圧の状態における排出ガス 1 立方メートル中の量に換算したもの ($\mu\text{g}/\text{Nm}^3$)

カ．ダイオキシン類

ダイオキシン類対策特別措置法では、廃棄物焼却炉から排出されるダイオキシン類の排出基準が、表 3-2. 20に示すとおり定められている。

表 3-2. 20 廃棄物焼却炉におけるダイオキシン類排出基準

焼却能力	排出基準 ($\text{ng-TEQ}/\text{m}^3_{\text{N}}$)	0n (%)
	新設 (H12. 1. 15以後設置)	
4, 000kg/時以上	0. 1	12
2, 000～4, 000kg/時未満	1	
2, 000kg/時未満	5	

備考 1 火床面積 0.5 m^2 以上又は焼却能力が $50\text{kg}/\text{時}$ 以上について適用される。

備考 2 ダイオキシン類の濃度は次の式によって換算した濃度とする。

$$C = \{(21 - 0n) / (21 - 0s)\} \times Cs$$

C : ダイオキシン類の濃度 ($\text{ng-TEQ}/\text{m}^3_{\text{N}}$)

0n : 標準酸素濃度 (12%)

0s : 排出ガス中の酸素の濃度 (%)

(当該濃度が20%を超える場合にあっては、20%とする。)

Cs : 排出ガス中のダイオキシン類の実測値 ($\text{ng-TEQ}/\text{m}^3_{\text{N}}$)

(2) 水質

① 水質汚濁に係る環境基準

環境基本法に基づく水質汚濁に係る環境基準は、公共用水域の基準として人の健康の保護に関する環境基準、生活環境の保全に関する環境基準及び地下水の水質汚濁に係る環境基準が定められている。また、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく環境基準も定められている。

ア. 人の健康の保護に関する環境基準及びダイオキシン類の環境基準等

人の健康の保護に関する環境基準は表 3-2. 21 (1) に、ダイオキシン類の環境基準は表 3-2. 21 (2) に示すとおりである。人の健康の保護に関する環境基準は全公共用水域について、ダイオキシン類の環境基準は公共用水域、地下水及び底質について一律に定められている。

また、環境基準以外の指針値として、千葉市の環境目標値がある。人の健康の保護に関する環境目標値は表 3-2. 21 (3) に、ダイオキシン類の環境目標値は表 3-2. 21 (4) に示すとおりである。

表 3-2. 21 (1) 人の健康の保護に関する環境基準

項 目	基 準 値
カドミウム	0.003mg/L以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L以下
六価クロム	0.05mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
チウラム	0.006mg/L以下
シマジン	0.003mg/L以下
チオベンカルブ	0.02mg/L以下
ベンゼン	0.01mg/L以下
セレン	0.01mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
ふっ素	0.8mg/L以下
ほう素	1 mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下

備考1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

2 「検出されないこと」とは、測定方法の定量限界を下回ることをいう。

表 3-2. 21 (2) ダイオキシン類に係る水質等の環境基準

区 分	基 準 値
水 質	1 pg-TEQ/L以下
地下水	1 pg-TEQ/L以下
底 質	150pg-TEQ/g以下

備考1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

2 水質の基準値は、年間平均値とする。

表 3-2. 21 (3) 人の健康の保護に関する環境目標値

項 目	目 標 値
カドミウム	0.003mg/L以下
全シアン	検出されないこと。(定量下限値：0.1mg/L)
鉛	0.01mg/L以下
六価クロム	0.05mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。(定量下限値：0.0005mg/L)
PCB	検出されないこと。(定量下限値：0.0005mg/L)
ジクロロメタン	0.02mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
チウラム	0.006mg/L以下
シマジン	0.003mg/L以下
チオベンカルブ	0.02mg/L以下
ベンゼン	0.01mg/L以下
セレン	0.01mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
ふっ素	0.8mg/L以下
ほう素	1 mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下

備考1 年間平均値で評価する。ただし、全シアンについては、最高値とする。

2 海域についてはふっ素及びほう素の環境目標値は適用しない。

表 3-2. 21 (4) ダイオキシン類に係る水質等の環境目標値

区 分	目 標 値
水 質	1 pg-TEQ/L以下
地下水	1 pg-TEQ/L以下
底 質	150pg-TEQ/g以下

備考1 目標値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

2 水質の目標値は、年間平均値とする。

イ. 生活環境の保全に関する環境基準等

生活環境の保全に関する環境基準は、河川、湖沼、海域について利用目的に応じて水域類型を設定してそれぞれの基準が定められている。河川に適用される環境基準は表 3-2. 22 (1)に示すとおりである。

また、環境基準以外の指針値として、千葉市の環境目標値がある。生活環境の保全に関する環境目標値は表 3-2. 22 (2)に示すとおりである。

表 3-2. 22(1) 生活環境の保全に関する環境基準（河川）

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1 mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	50MPN/ 100mL以下
A	水道2級 水産1級 水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2 mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/ 100mL以下
B	水道3級 水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3 mg/L以下	25mg/L以下	5 mg/L以上	5,000MPN/ 100mL以下
C	水産3級 工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5 mg/L以下	50mg/L以下	5 mg/L以上	—
D	工業用水2級 農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8 mg/L以下	100mg/L以下	2 mg/L以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊 が認められないこと。	2 mg/L以上	—

備考1 基準値は、日間平均値とする。

2 農業利用水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5 mg/L以上とする。

注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの

5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基 準 値		
		全亜鉛	ノニル フェノール	直鎖アルキル ベンゼンスルホン酸 及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.001mg/L以下	0.03mg/L以下
生物特 A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.0006mg/L以下	0.02mg/L以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.05mg/L以下
生物特 B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.04mg/L以下

備考 基準値は、年間平均値とする。

表 3-2. 22 (2) 生活環境の保全に関する環境目標値

ア

水系	水域区分 (評価地点)	目 標 値		
		生物化学的 酸素要求量 (BOD)	溶存酸素 (DO)	大腸菌群数
都川	都川上流 (高根橋)	3 mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/100ml以下
	都川下流 (青柳橋)	3 mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/100ml以下
	都川下流 (都橋)	5 mg/L以下	5 mg/L以上	—
	葭川下流 (日本橋)	5 mg/L以下	5 mg/L以上	—
	支線都川 (新都川橋)	3 mg/L以下	5 mg/L以上	5,000MPN/100ml以下
	坂月川 (辺田前橋)	5 mg/L以下	5 mg/L以上	5,000MPN/100ml以下
	葭川上流 (源町407番地地先)	5 mg/L以下	5 mg/L以上	—
鹿島川	鹿島川上流 (下大和田町1146番地地先)	2 mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/100ml以下
	鹿島川上流 (平川橋)	2 mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/100ml以下
	鹿島川下流 (下泉橋)	2 mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/100ml以下
花見川	花見川上流 (花島橋)	5 mg/L以下	5 mg/L以上	5,000MPN/100ml以下
	勝田川	5 mg/L以下	5 mg/L以上	5,000MPN/100ml以下
	花見川下流 (新花見川橋)	5 mg/L以下	5 mg/L以上	—
その他の水域	村田川 (高本谷橋)	2 mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/100ml以下
	浜田川 (下八坂橋)	5 mg/L以下	5 mg/L以上	—
	花園川[草野水路] (高洲橋)	3 mg/L以下	5 mg/L以上	—
	浜野川 (浜野橋)	3 mg/L以下	5 mg/L以上	—
	生実川 (平成橋)	3 mg/L以下	5 mg/L以上	1,000MPN/100ml以下

備考 BODの達成状況は、日平均値の75%で評価している。

イ

水系	水域区分 (評価地点)	目 標 値					
		化学的酸素 要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	全窒素	全リン	全亜鉛
海域	千葉港 (千葉コン ビナート湾内)	3 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—	1.0mg/L 以下	0.09mg/L 以下	0.02mg/L 以下
	いなげの浜～幕張 の浜 (幕張浜地先)	3 mg/L 以下	5 mg/L 以上	100MPN/100mL 以下	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下	0.02mg/L 以下

ウ．地下水の水質汚濁に係る環境基準等

地下水の水質汚濁に係る環境基準は、表 3-2. 23(1)に示すとおりである。

なお、地下水のダイオキシン類の環境基準は表 3-2. 21(2)に示したとおりである。

また、環境基準以外の指針値として、千葉市の環境目標値がある。地下水の環境目標値は表 3-2. 23(2)に、ダイオキシン類に係る水質等の環境目標値は表 3-2. 21(4)に示すとおりである。

表 3-2. 23(1) 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項 目	基 準 値
カドミウム	0.003mg/L以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L以下
六価クロム	0.05mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
チウラム	0.006mg/L以下
シマジン	0.003mg/L以下
チオベンカルブ	0.02mg/L以下
ベンゼン	0.01mg/L以下
セレン	0.01mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
ふっ素	0.8mg/L以下
ほう素	1 mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下

備考1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

2 「検出されないこと」とは、測定方法の定量限界を下回ることをいう。

表 3-2. 23 (2) 地下水の水質に係る環境目標値

項 目	目 標 値
カドミウム	0.003mg/L以下
全シアン	検出されないこと。(定量下限値：0.1mg/L)
鉛	0.01mg/L以下
六価クロム	0.05mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。(定量下限値：0.0005mg/L)
PCB	検出されないこと。(定量下限値：0.0005mg/L)
ジクロロメタン	0.02mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下
塩化ビニルモノマー	0.002mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
チウラム	0.006mg/L以下
シマジン	0.003mg/L以下
チオベンカルブ	0.02mg/L以下
ベンゼン	0.01mg/L以下
セレン	0.01mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
ふっ素	0.8mg/L以下
ほう素	1 mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下

② 水質汚濁に係る規制基準

一般廃棄物処理施設である焼却施設は、水質汚濁防止法に定める特定施設に該当する。

本事業は、この特定施設を設置するため特定事業場に該当する。

ア. 有害物質に係る排水基準

有害物質に係る排水基準は表 3-2. 24に示すとおりである。有害物質に係る排水基準は、排水量にかかわらず全ての特定事業場に適用される。

表 3-2. 24 排水基準（有害物質）

項 目	許容限度	備 考
カドミウム及びその化合物	0.01mg/L	ごみ焼却施設
シアン化合物	不検出	
有機磷化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る）	不検出	
鉛及びその化合物	0.1mg/L	
六価クロム化合物	0.05mg/L	
砒素及びその化合物	0.05mg/L	
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.0005mg/L	
セレン及びその化合物	0.1mg/L	
アルキル水銀化合物	不検出	
PCB	0.003mg/L	
トリクロロエチレン	0.1mg/L	全業種
テトラクロロエチレン	0.1mg/L	
ジクロロメタン	0.2mg/L	
四塩化炭素	0.02mg/L	
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L	
1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L	
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L	
1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L	
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L	
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L	
チウラム	0.06mg/L	
シマジン	0.03mg/L	
チオベンカルブ	0.2mg/L	
ベンゼン	0.1mg/L	
ほう素及びその化合物	10mg/L	全業種、海域以外
ふっ素及びその化合物	8 mg/L	全業種、海域以外
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100mg/L ^{注)}	全業種
1,4-ジオキサン	0.5mg/L	

注) アンモニア性窒素に0.4を乗じ算出した値及び硝酸性窒素と亜硝酸性窒素の3者の合計を示している。

イ．有害物質以外に係る排水基準

ごみ焼却施設における有害物質以外に係る排水基準は表 3-2. 25に示すとおりである。有害物質に係る排水基準は、排水量にかかわらず全ての特定事業場に適用される。

なお、計画施設からの排水のうち、プラント系排水（洗車排水、灰出し排水、ボイラー排水等）については、施設内で再利用（減温塔、燃焼室等）することから、場外への排水はない。また、生活系排水については下水道放流とし、雨水排水は、施設内に設ける雨水流出抑制施設により、流量を調整した後、下水道（雨水管）へ放流し、都川へと流れる計画となっている。

表 3-2. 25 排水基準（有害物質以外）

項 目		許容限度	備 考
生物化学的酸素要求量（BOD） 又は化学的酸素要求量（COD）		20mg/L	30m ³ 以上500m ³ 未満
浮遊物質量（SS）		40mg/L	30m ³ 以上500m ³ 未満
ノルマルヘキサン 抽出物質含有量	鉱油類含有量	3 mg/L	30m ³ 以上500m ³ 未満
	動植物油脂類含有量	5 mg/L	30m ³ 以上500m ³ 未満
水素イオン濃度（pH）		5.8～8.6	30m ³ 以上500m ³ 未満 海域以外
フェノール類		0.5mg/L	30m ³ 以上500m ³ 未満
銅含有量		1 mg/L	30m ³ 以上500m ³ 未満
溶解性鉄含有量		5 mg/L	30m ³ 以上500m ³ 未満
溶解性マンガン含有量		5 mg/L	30m ³ 以上500m ³ 未満
全クロム含有量		0.5mg/L	30m ³ 以上500m ³ 未満
大腸菌群数		3,000個/cm ³	30m ³ 以上500m ³ 未満
亜鉛含有量		1 mg/L	30m ³ 以上50m ³ 未満
窒素含有量		30mg/L	30m ³ 以上 東京湾流域
燐含有量		4 mg/L	30m ³ 以上 東京湾流域

注）備考の排水量は、1日あたりの平均排水量。

ウ．ダイオキシン類の排出基準

ダイオキシン類の排出基準は、表 3-2. 26に示すとおりである。

表 3-2. 26 ダイオキシン類の排出基準

施設の種類	排出基準 (pg-TEQ/L)
大気基準適用施設である廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設のうち、次に掲げるもの及び当該廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設	10

注）計画施設の処理施設は、乾式であるため本基準は適用されない。

③ 下水道排除基準

対象事業実施区域周辺は、公共下水道の整備区域となっており、本事業では生活排水は下水道排水となる計画である。

下水道法及び千葉市下水道条例に基づく排除基準は、表 3-2. 27に示すとおりである。

表 3-2. 27 下水道排除基準

項目	法、条例等による規制値 (30m ³ /日未満)	
カドミウム及びその化合物	0.01 mg/L 以下	千葉市下水道条例
シアン化合物	検出されないこと。	
有機リン化合物	検出されないこと。	
鉛及びその化合物	0.1 mg/L 以下	
六価クロム化合物	0.05 mg/L 以下	
砒素及びその化合物	0.05 mg/L 以下	
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.0005 mg/L 以下	
アルキル水銀化合物	検出されないこと。	
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと。	
トリクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	
テトラクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	
ジクロロメタン	0.2 mg/L 以下	
四塩化炭素	0.02 mg/L 以下	
1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L 以下	
1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L 以下	
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L 以下	
1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L 以下	
1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L 以下	
1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L 以下	
チウラム	0.06 mg/L 以下	
シマジン	0.03 mg/L 以下	
チオベンカルブ	0.2 mg/L 以下	
ベンゼン	0.1 mg/L 以下	
セレン及びその化合物	0.1 mg/L 以下	
ほう素及びその化合物	230 mg/L 以下	
ふっ素及びその化合物	15 mg/L 以下	
1,4-ジオキサン	0.5 mg/L 以下	
フェノール類	0.5 mg/L 以下	
銅及びその化合物	1 mg/L 以下	
亜鉛及びその化合物	1 mg/L 以下	
鉄及びその化合物 (溶解性)	1 mg/L 以下	
マンガン及びその化合物 (溶解性)	1 mg/L 以下	
クロム及びその化合物	0.5 mg/L 以下	
ダイオキシン類	10 pg-TEQ/L 以下	
水素イオン濃度	pH 5～9	
生物化学的酸素要求量	—	
浮遊物質	—	
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類)	5 mg/L 以下	
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類)	—	
窒素含有量	—	
りん含有量	—	
温度	45 ℃以下	
沃素消費量	—	

(3) 土 壤

環境基本法に基づく土壤汚染に係る環境基準及びダイオキシン類対策特別措置法に基づく環境基準は、表 3-2. 28(1)、(2)に示すとおりである。

また、環境基準以外の指針値として、千葉市の環境目標値がある。土壤の環境目標値は表 3-2. 28(3)、(4)に、千葉市土壤汚染対策指導要綱に基づく基準は表 3-2. 28(5)に示すとおりである。

表 3-2. 28(1) 土壤汚染に係る環境基準

項 目	基 準 値
カドミウム	検液 1 Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米 1 kgにつき0.4mg以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1 Lにつき0.01mg以下であること。
六価クロム	検液 1 Lにつき0.05mg以下であること。
砒素	検液 1 Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1 kgにつき15mg未満であること。
総水銀	検液 1 Lにつき0.0005mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1 kgにつき125mg未満であること。
ジクロロメタン	検液 1 Lにつき0.02mg以下であること。
四塩化炭素	検液 1 Lにつき0.002mg以下であること。
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は 塩化ビニルモノマー)	検液 1 Lにつき0.002mg以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1 Lにつき0.004mg以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1 Lにつき0.1mg以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1 Lにつき0.04mg以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1 Lにつき 1 mg以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1 Lにつき0.006mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1 Lにつき0.03mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1 Lにつき0.01mg以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1 Lにつき0.002mg以下であること。
チウラム	検液 1 Lにつき0.006mg以下であること。
シマジン	検液 1 Lにつき0.003mg以下であること。
チオベンカルブ	検液 1 Lにつき0.02mg以下であること。
ベンゼン	検液 1 Lにつき0.01mg以下であること。
セレン	検液 1 Lにつき0.01mg以下であること。
ふっ素	検液 1 Lにつき0.8mg以下であること。
ほう素	検液 1 Lにつき 1 mg以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1 Lにつき0.05mg以下であること。

- 備考 1 カドミウム、鉛、六価クロム、砒（ひ）素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1 Lにつき0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び 1 mgを超えていない場合には、それぞれ検液 1 Lにつき0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び 3 mgとする。
- 2 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 有機燐（りん）とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。
- 4 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2より測定されたシス体の濃度と日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

表 3-2. 28 (2) ダイオキシン類に係る土壌の環境基準

物 質	基準値
ダイオキシン類	1,000pg-TEQ/g以下

- 備考 1 環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない。
- 2 環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

表 3-2. 28 (3) 土壌に係る環境目標値

項 目	目 標 値
カドミウム	検液 1 Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米 1 kgにつき0.4mg以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。(定量下限値：0.1mg/L)
有機リン	検液中に検出されないこと。(定量下限値：0.1mg/L)
鉛	検液 1 Lにつき0.01mg以下であること。
六価クロム	検液 1 Lにつき0.05mg以下であること。
砒素	検液 1 Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1 kgにつき15mg未満であること。
総水銀	検液 1 Lにつき0.0005mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。(定量下限値：0.0005mg/L)
PCB	検液中に検出されないこと。(定量下限値：0.0005mg/L)
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1 kgにつき125mg未満であること。
ジクロロメタン	検液 1 Lにつき0.02mg以下であること。
四塩化炭素	検液 1 Lにつき0.002mg以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1 Lにつき0.004mg以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1 Lにつき0.1mg以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1 Lにつき0.04mg以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1 Lにつき 1 mg以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1 Lにつき0.006mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1 Lにつき0.03mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1 Lにつき0.01mg以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1 Lにつき0.002mg以下であること。
チウラム	検液 1 Lにつき0.006mg以下であること。
シマジン	検液 1 Lにつき0.003mg以下であること。
チオベンカルブ	検液 1 Lにつき0.02mg以下であること。
ベンゼン	検液 1 Lにつき0.01mg以下であること。
セレン	検液 1 Lにつき0.01mg以下であること。
ふっ素	検液 1 Lにつき0.8mg以下であること。
ほう素	検液 1 Lにつき 1 mg以下であること。

表 3-2. 28 (4) ダイオキシン類に係る土壌の環境目標値

物 質	目標値
ダイオキシン類	1,000pg-TEQ/g以下

備考 目標値は2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

表 3-2. 28 (5) 土壌汚染対策法に基づく指定区域の指定基準及び
千葉市土壌汚染対策指導要綱に基づく基準

区分	項 目	溶出量基準 (mg/L)	含有量基準 (mg/kg)
第一種特定有害物質	クロロエチレン	0.002以下	—
	四塩化炭素	0.002以下	—
	1,2-ジクロロエタン	0.004以下	—
	1,1-ジクロロエチレン	0.1以下	—
	1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	—
	1,3-ジクロロプロペン	0.002以下	—
	ジクロロメタン	0.02以下	—
	テトラクロロエチレン	0.01以下	—
	1,1,1-トリクロロエタン	1以下	—
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006以下	—
	トリクロロエチレン	0.03以下	—
	ベンゼン	0.01以下	—
第二種特定有害物質	カドミウム及びその化合物	0.01以下	150以下
	六価クロム化合物	0.05以下	250以下
	シアン化合物	検出されないこと	(遊離シアン) 50以下
	水銀及びその化合物	0.0005以下、かつ、アルキル水銀が検出されないこと	15以下
	セレン及びその化合物	0.01以下	150以下
	鉛及びその化合物	0.01以下	150以下
	砒素及びその化合物	0.01以下	150以下
	ふっ素及びその化合物	0.8以下	4,000以下
第三種特定有害物質	ほう素及びその化合物	1以下	4,000以下
	シマジン	0.003以下	—
	チオベンカルブ	0.02以下	—
	チウラム	0.006以下	—
	ポリ塩化ビフェニル (P C B)	検出されないこと	—
その他	有機りん化合物	検出されないこと	—
	ダイオキシン類	—	1,000pg-TEQ/g以下

注) 土壌汚染対策法に基づく指定区域の指定基準及び千葉市土壌汚染対策指導要綱に基づく基準は同様の値となっている。なお、ダイオキシン類については、土壌汚染対策法に基づく基準は設定されていない。

(4) 地盤沈下

千葉市及び周辺市では、地盤沈下を防止するため、建築物用地下水の採取の規制に関する法律（ビル用水法）、工業用水法、千葉県環境保全条例及び千葉市環境保全条例により地下水の採取が規制されている。規制の内容は、表 3-2. 29(1)、(2)に示すとおりである。

対象事業実施区域は、千葉市環境保全条例による規制が適用される。

表 3-2. 29(1) 地下水採取規制

法令名	技術上の基準		規制対象の 揚水機の吐 出口断面積	規制対象
	ストレーナーの 位置	揚水機の 吐出口の 断面積		
建築物用地下水の採取の規制に関する法律	650m以深	21cm ² 以下	6 cm ² 超	冷房設備、暖房設備、水洗便所、自動車車庫に設けられた洗車設備、公衆浴場（浴室の床面積の合計が150m ² を超えるもの）
工業用水法	650m以深	21cm ² 以下	6 cm ² 超	工業の用途 製造業（物品の加工修理業を含む）、電気供給業、ガス供給業、熱供給業
千葉県環境保全条例	650m以深 ^{注1)} 350m以深 ^{注2)} 250m以深 ^{注3)}	21cm ² 以下	6 cm ² 超	工業用、鉱業用、建築物用、農業用、水道用、工業用水道事業用、ゴルフ場における散水用

注1) 市川市、浦安市、松戸市、船橋市、鎌ヶ谷市、習志野市、市原市、袖ヶ浦市、長柄町の場合。

注2) 木更津市、君津市、富津市、四街道市の場合

注3) 流山市、野田市、八千代市、柏市、我孫子市、佐倉市、成田市（旧大栄町を除く）、八街市、印西市、白井市、栄町、酒々井町、富里市、山武市（旧山武町に限る）、芝山町の場合。

備考 指定地域 建築物用地下水の採取の規制に関する法律：千葉市（上水道給水区域）、市川市、船橋市、松戸市、習志野市、市原市（上水道給水区域）、鎌ヶ谷市、浦安市

工業用水法：千葉市（国道14号線及び16号線以西）、市川市、船橋市、松戸市、習志野市、市原市（国道16号線以西）、浦安市、袖ヶ浦市（国道16号線以西）

千葉県環境保全条例：市川市、船橋市、木更津市、松戸市、野田市、成田市（旧大栄町を除く。）、佐倉市、習志野市、柏市、市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、君津市、富津市、浦安市、四街道市、袖ヶ浦市、八街市、印西市、白井市、富里市、山武市（旧山武町に限る。）、酒々井町、栄町、芝山町、長柄町

表 3-2. 29 (2) 地下水採取規制

法令名	技術上の基準		規制対象の 揚水機の吐 出口断面積	規制対象
	ストレーナーの 位置	揚水機の 吐出口の 断面積		
千葉市 環境保全条例	650m以深	21cm ² 以下	6 cm ² 超	1. 工業の用途 製造業（物品の加工修理業を含む）、 電気供給業、ガス供給業、熱供給業 2. 鉱業の用途 3. 建築物用地下水としての用途 冷房設備、暖房設備、水洗便所、自動 車車庫に設けられた洗車設備、公衆浴 場（浴室の床面積の合計が150m ² を超 えるもの） 4. 農業の用途 5. 水道事業、簡易水道事業、専用水道、 小規模水道の用途 6. 工業用水道事業 7. 開発区域面積が10ヘクタール以上の ゴルフ場における散水の用途
	—	—	—	地下水以外の水源を確保することができ ない場合、許可を受けられる用途 1. 工業及び鉱業の用途のうち、専ら防火 その他保安に係る用途 2. 建築物用地下水のうち、水洗便所に係 る用途 3. 農業の用途、水道事業・簡易水道事 業・専用水道・小規模水道の用途及び 工業用水道事業の用途 4. 旧千葉県公害防止条例に基づき許可 を受けたとみなされる既設井戸の堀 替えの場合で、従前の揚水量を超え ず、かつ廃止した井戸に係る用途と同 一の用途のもの

(5) 騒 音

① 騒音に係る環境基準

環境基本法に基づく騒音に係る環境基準は、表 3-2. 30(1)～(3)に示すとおり定められている。対象事業実施区域は市街化調整区域であり、B類型の基準値が適用される。

また、環境基準以外の指針値として、千葉市の環境目標値がある。騒音に係る環境目標値は環境基準と同等となっている。

表 3-2. 30(1) 騒音に係る環境基準

時間の区分 地域の類型	基準値	
	昼 間 午前 6 時～午後10時	夜 間 午後10時～午前 6 時
AA	50デシベル以下	40デシベル以下
A及びB	55デシベル以下	45デシベル以下
C	60デシベル以下	50デシベル以下

※地域の類型 千葉市

AA：特に静穏を要する地域。千葉市には該当する地域はない。

A：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域

B：第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、市街化調整区域

C：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

四街道市

AA：特に静穏を要する地域。四街道市には該当する地域はない。

A：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域

B：第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域

C：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

佐倉市

AA：特に静穏を要する地域。佐倉市には該当する地域はない。

A：第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域

B：第一種住居地域、第二種住居地域

C：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

八街市

AA：特に静穏を要する地域。八街市には該当する地域はない。

A：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域

B：第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域

C：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

表 3-2. 30(2) 道路に面する地域の騒音に係る環境基準

時間の区分 地域の区分	基準値	
	昼 間 午前 6 時～午後10時	夜 間 午後10時～午前 6 時
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

備考 車線とは1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。幹線交通を担う道路に近接する空間は、特例として表 3-2. 30(3)の基準による。

※地域の区分 表 3-2. 30(1)の地域の類型と同様。

表 3-2. 30(3) 幹線交通を担う道路に近接する空間の騒音に係る環境基準（特例）

基準値	
昼 間 午前 6 時～午後10時	夜 間 午後10時～午前 6 時
70デシベル以下	65デシベル以下

備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。

② 騒音に係る規制基準等

ア. 特定工場に係る規制基準

特定工場に係る騒音は、騒音規制法及び千葉市環境保全条例で規制されており、規制基準は表 3-2.31に示すとおりである。

対象事業実施区域は市街化調整区域であり、第二種区域の規制基準が適用される。

表 3-2.31 騒音規制法及び千葉市環境保全条例に基づく特定工場に係る規制基準

時間の区分 区域の区分	昼間 午前8時～ 午後7時	朝・夕 午前6時～午前8時 午後7時～午後10時	夜間 午後10時～ 午前6時
第一種区域	50デシベル	45デシベル	40デシベル
第二種区域	55デシベル	50デシベル	45デシベル
第三種区域	65デシベル	60デシベル	50デシベル
第四種区域	70デシベル	65デシベル	60デシベル

※区域の区分 第一種区域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域

第二種区域：第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、第一特別地域、市街化調整区域

第三種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域（ただし、第一特別地域を除く。）、第二特別地域

第四種区域：工業地域、工業専用地域（ただし、第一特別地域及び第二特別地域を除く。）

- 備考 1 第一特別地域とは、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域であって、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域に接する境界から50メートル以内の区域をいう。
- 2 第二特別地域とは、工業地域及び工業専用地域であって、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び市街化調整区域に接する境界から50メートル以内の区域をいう。
- 3 第二種区域、第三種区域及び第四種区域内に所在する学校、保育所、病院、入院施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね50メートル以内の区域における規制基準値は、表に掲げる値から5デシベルを減じた値とする。

イ．自動車騒音の要請限度

騒音規制法に基づく自動車騒音の要請限度は、表 3-2. 32(1)、(2)に示すとおりである。

表 3-2. 32(1) 騒音規制法に基づく自動車騒音の要請限度

時間の区分 区域の区分	基準値	
	昼 間 午前 6 時～午後10時	夜 間 午後10時～午前 6 時
a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65デシベル	55デシベル
a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70デシベル	65デシベル
b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75デシベル	70デシベル

※区域の区分 千葉市 a 区域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域
b 区域：第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、第一特別地域、市街化調整区域
c 区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域（ただし、第一特別地域を除く。）。工業地域、工業専用地域（ただし、第一特別地域を除く。）
四街道市 a 区域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域
b 区域：第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域
c 区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域
佐倉市 a 区域：第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域
b 区域：第一種住居地域、第二種住居地域
c 区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域
八街市 a 区域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域
b 区域：第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域
c 区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域

備考 1 第一特別地域とは、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域であって、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域に接する境界から50メートル以内の区域をいう。

2 幹線交通を担う道路に近接する空間は、特例として表 3-2. 32(2)の基準による。

表 3-2. 32(2) 幹線交通を担う道路に近接する区域に係る限度の特例

基準値	
昼 間 午前 6 時～午後10時	夜 間 午後10時～午前 6 時
75デシベル	70デシベル

ウ．建設作業騒音に係る規制基準

特定建設作業騒音は、騒音規制法及び千葉市環境保全条例で規制されており、規制基準は表 3-2. 33に示すとおりである。

対象事業実施区域は、第一号区域の基準が適用される。

表 3-2. 33 騒音規制法及び千葉市環境保全条例に基づく特定建設作業に係る規制基準

騒音の大きさ		作業時間		1日の作業時間		作業期間	作業日
基準値	基準点	第一号区域	第二号区域	第一号区域	第二号区域		
85デシベルを超えないこと	敷地の境界線	午後7時から翌日午前7時までの時間内でないこと	午後10時から翌日午前6時までの時間内でないこと	10時間を超えないこと	14時間を超えないこと	連続6日を超えないこと	日曜日その他の休日ではないこと

※区域の区分 第一号区域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、市街化調整区域、第一特別地域。近隣商業地域、商業地域、準工業地域（ただし、第一特別地域を除く。）、第二特別地域。工業地域、工業専用地域（ただし、第一特別地域及び第二特別地域を除く。）のうち学校、保育所、病院、患者の収容施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲八十メートル以内の区域
第二号区域：第一号区域以外の市内全域

（6）振 動

① 特定工場に係る規制基準

特定工場に係る振動は、振動規制法及び千葉市環境保全条例で規制されており、規制基準は表 3-2. 34に示すとおりである。

対象事業実施区域は市街化調整区域であり、第一種区域の規制基準が適用される。

表 3-2. 34 振動規制法及び千葉市環境保全条例に基づく特定工場に係る規制基準

区域の区分	時間の区分	昼 間 午前8時～午後7時	夜 間 午後7時～午前8時
	第一種区域	60デシベル	55デシベル
	第二種区域	65デシベル	60デシベル

※区域の区分 第一種区域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに市街化調整区域
第二種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

備考 第一種区域又は第二種区域内に所在する学校、保育所、病院、入院施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね50メートル以内の区域における規制基準値は、表に掲げる値から5デシベルを減じた値とする。

② 道路交通振動の要請限度

振動規制法に基づく道路交通振動の要請限度は、表 3-2. 35に示すとおりである。

表 3-2. 35 振動規制法に基づく道路交通振動の要請限度

時間の区分 区域の区分	基準値	
	昼 間 午前 8 時～午後 7 時	夜 間 午後 7 時～午前 8 時
第一種区域	65デシベル	60デシベル
第二種区域	70デシベル	65デシベル

※区域の区分 千葉市 第一種区域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域並びに市街化調整区域
第二種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域
四街道市 第一種区域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域
第二種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域
佐倉市 第一種区域：第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域
第二種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域
八街市 第一種区域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域
第二種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

③ 建設作業振動に係る規制基準

特定建設作業振動は、振動規制法及び千葉市環境保全条例で規制されており、規制基準は表 3-2. 36示すとおりである。

対象事業実施区域は、第一号区域の基準が適用される。

表 3-2. 36 振動規制法及び千葉市環境保全条例に基づく特定建設作業に係る規制基準

振動の大きさ		作業時間		1 日の作業時間		作業期間	作業日
基準値	基準地点	第一号区域	第二号区域	第一号区域	第二号区域		
75 デシベルを超えないこと	敷地の境界線	午後 7 時から翌日午前 7 時までの時間内でないこと	午後 10 時から翌日午前 6 時までの時間内でないこと	10 時間を超えないこと	14 時間を超えないこと	連続 6 日を超えないこと	日曜日その他の休日ではないこと

※区域の区分 第一号区域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、市街化調整区域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域。工業地域のうち、学校、保育所、病院、患者の収容施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね八十メートル以内の区域
第二号区域：一号区域以外の工業地域

(7) 悪 臭

千葉市は、市全域が悪臭防止法の指定地域であり、臭気指数に基づいて規制が行われている。

悪臭防止法に基づく規制基準は表 3-2. 37(1)、(2)に、千葉市及び周辺市の条例に基づく悪臭に係る規制基準は表 3-2. 38に示すとおりである。

対象事業実施区域は、市街化調整区域であり、C地域の基準が適用される。

表 3-2. 37(1) 悪臭防止法に基づく規制基準（臭気指数）

区域の区分	規制基準	
	敷地境界	煙突排出口 ^{注)}
A地域	12	気体排出口からの悪臭の着地点での値が敷地境界線における規制基準の値と同等になるよう、悪臭防止法施行規則（昭和47年総理府令第39号）第6条の2に定める方法により算出した値。
B地域	14	
C地域	16	

※区域の区分 A地域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域
B地域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域
C地域：市街化調整区域

注) 気体排出口の高さが15m以上と15m未満の施設に分けて設定方法が定められている。

- ・ 15m未満 指標：臭気指数
大気拡散式：流量を測定しない簡易な方法
- ・ 15m以上 指標：臭気排出強度
大気拡散式：建物の影響による拡散場の乱れを考慮した大気拡散式

表 3-2. 37(2) 悪臭防止法に基づく規制基準（臭気指数）

区域の区分	排水水
A地域	28
B地域	30
C地域	32

※区域の区分 表 3-2. 37 (1) と同様。

表 3-2. 38 悪臭に係る規制基準

市	内容
千葉市	悪臭の規制基準は、周囲の環境等に照らし、悪臭を発生し、排出し、又は飛散する場所の周辺の人々の多数が著しく不快を感じずと認められない程度とする。
佐倉市	
四街道市	
八街市	

(8) 日 影

建築基準法及び千葉県建築基準法施行条例では、表 3-2. 39に示すとおり、都市計画法の用途地域に応じた日影規制が設定されている。

なお、対象事業実施区域は市街化調整区域であり、日影規制は適用されない。

表 3-2. 39 日影規制の区域、日影時間の指定

用途地域	高度地区	規制される日影時間		制限を受ける建築物	平均地盤面からの高さ	測定時間
		規制される範囲 (敷地境界線からの水平距離)				
		5 m～10m 以内の範囲	10mを 超える範囲			
第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域	—	4 時間	2.5 時間	軒高 7 m 超又は 3 階以上	1.5m	冬至日の真 太陽時によ る午前 8 時 から午後 4 時まで(市内 全域 北緯 36 度 東経 140 度 07)
第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	第一種	3 時間	2 時間	高さ 10m 超	4 m	
	第二種	4 時間	2.5 時間			
第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域	第一種 第二種	4 時間	2.5 時間			
	—	5 時間	3 時間			

2. 自然環境保全に係る指定・規制地域

自然環境保全等に係る法令の指定及び規制の状況は、次のとおりである。

(1) 自然公園

自然公園区域は、優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、国民の保健、休養及び教化に資するために設けられた区域で、千葉県においては自然公園法に基づく国定公園及び千葉県立自然公園条例に基づく県立自然公園がある。

対象事業実施区域及びその周辺において自然公園に指定されている場所は存在しない。

(2) 自然環境保全地域等

千葉県では、優れた自然環境及び身近にある貴重な自然環境を将来に継承していくため、千葉県自然環境保全条例に基づき、自然環境保全地域、郷土環境保全地域、緑地環境保全地域を指定している。

対象事業実施区域及びその周辺において自然環境保全地域、郷土環境保全地域、緑地環境保全地域に該当する地域は存在しない。

(3) 生産緑地地区

生産緑地地区は、生産緑地法に基づき市街化区域内の農地を保護し良好な都市環境の形成を図ることを目的とするものである。

千葉市及び周辺市の生産緑地地区の指定状況は表 3-2. 40に、対象事業実施区域及びその周辺の指定状況は、都市計画図（図 3-2. 2参照）に示すとおりである。対象事業実施区域北西側約600mに、最寄りの生産緑地地区が存在している。そのほか、主に対象事業実施区域西側の京葉道路付近に点在してみられる。なお、対象事業実施区域内に、生産緑地地区に指定されている区域はない。

表 3-2. 40 生産緑地の指定状況

県市区	地区数	面積 (ha)
千葉市	434	95. 53
若葉区	65	15. 67
中央区	117	20. 98
稲毛区	76	19. 86
緑区	73	14. 72
佐倉市	15	3. 74
四街道市	73	20. 03
八街市 ^{注1)}	—	—
千葉県	3, 925	1, 080. 34

注1) 八街市内は市街化区域に指定されていないため、生産緑地法が適用されない。

注2) 平成30年12月31日現在（千葉市については、平成30年12月28日現在）。

出典：「生産緑地地区」（千葉県ホームページ）

「生産緑地地区」（千葉市ホームページ）

(4) 鳥獣保護区

鳥獣の保護等については、鳥獣の捕獲を禁止し、鳥獣の保護繁殖を図るため鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律が定められている。

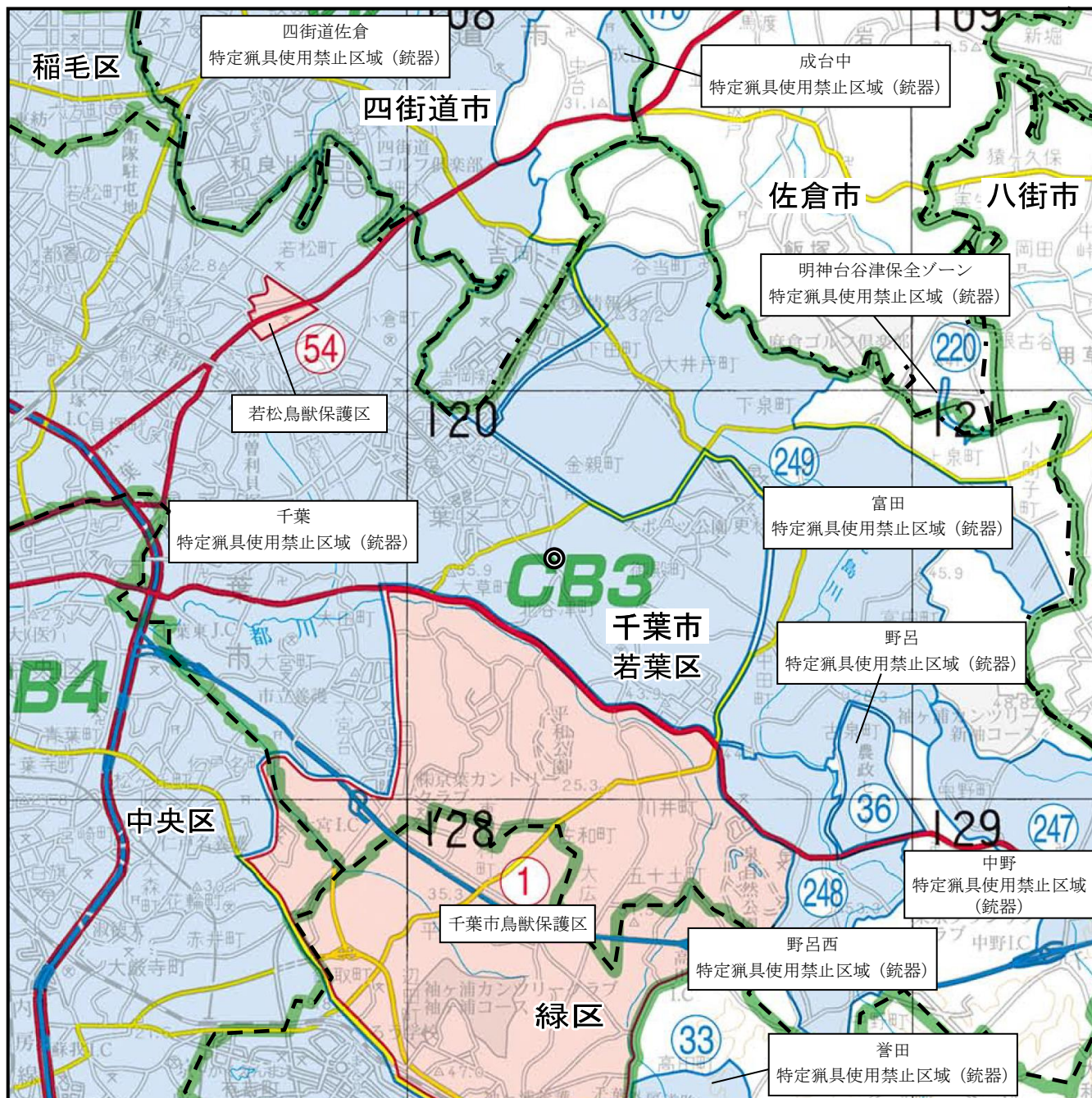
対象事業実施区域及びその周辺における指定の状況は、表 3-2. 41及び図 3-2. 7に示すとおりである。

対象事業実施区域内は、「千葉特定猟具使用禁止区域（銃器）」に指定されている。また、対象事業実施区域の南側には「千葉市鳥獣保護区」が、北西側には「若松鳥獣保護区」がある。

表 3-2. 41 鳥獣保護区等の指定状況

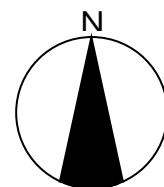
市	区分	名称	面積 (ha)	期間
千葉市	県指定鳥獣保護区	千葉市鳥獣保護区	2, 256	平成27年11月1日～平成37年10月31日
	県指定鳥獣保護区	若松鳥獣保護区	30	平成25年11月1日～平成35年10月31日
	特定猟具使用禁止区域（銃器）	野呂 特定猟具使用禁止区域（銃器）	95	平成21年11月1日～平成31年10月31日
	特定猟具使用禁止区域（銃器）	千葉 特定猟具使用禁止区域（銃器）	27, 480	平成29年11月1日～平成39年10月31日
	特定猟具使用禁止区域（銃器）	野呂西 特定猟具使用禁止区域（銃器）	338	平成30年11月1日～平成40年10月31日
	特定猟具使用禁止区域（銃器）	富田 特定猟具使用禁止区域（銃器）	1, 466	平成21年11月1日～平成31年10月31日
	特定猟具使用禁止区域（銃器）	誉田 特定猟具使用禁止区域（銃器）	150	平成29年11月1日～平成39年10月31日
	特定猟具使用禁止区域（銃器）	中野 特定猟具使用禁止区域（銃器）	347	平成30年11月1日～平成40年10月31日
佐倉市、千葉市	特定猟具使用禁止区域（銃器）	明神台谷津保全ゾーン 特定猟具使用禁止区域（銃器）	9	平成25年11月1日～平成35年10月31日
四街道市	特定猟具使用禁止区域（銃器）	成台中 特定猟具使用禁止区域（銃器）	55	平成29年11月1日～平成39年10月31日
四街道市、佐倉市、千葉市	特定猟具使用禁止区域（銃器）	四街道佐倉 特定猟具使用禁止区域（銃器）	5, 605	平成29年11月1日～平成39年10月31日

出典：「鳥獣保護区等の概要（平成30年11月1現在）」（千葉県ホームページ）



凡 例

- | | | | |
|-------|-----------------|---|------------|
| ◎ | 対象事業実施区域 | — | 高速道路及び有料道路 |
| - · - | 市境 | — | 一般国道 |
| - - - | 区境 | — | 主要地方道 |
| ○ | 鳥獣保護区 | | |
| ○ | 特定猟具使用禁止区域 (銃器) | | |
| — | 保護管理ユニット境 | | |



1 : 70,000
0 700m 1km 2km

出典：「平成 30 年度 千葉県鳥獣保護区等位置図（北部地区）」（千葉県ホームページ）

図 3-2.7 鳥獣保護区等の指定状況

3-2-9 その他の事項

1. 資源の利用の状況

対象事業実施区域及びその周辺では、資源の採取は行われていない。

2. 廃棄物の処理等の状況

(1) ごみ処理状況

千葉市及び周辺市の平成29年度のごみ処理状況は、表 3-2. 42に示すとおりである。また、千葉市のごみ処理状況の推移は、表 3-2. 43に示すとおりである。

平成29年度における千葉市の搬入量は339,214 t、焼却量は243,726 tとなっている。

また、千葉市の搬入及び焼却量は減少傾向となっている。また、1人1日あたりの排出量についても減少傾向となっている。

表 3-2. 42 ごみ処理状況（平成29年度）

項目 市	搬入量（t）							処理量（t）		
	総数	可燃ごみ	不燃ごみ	資源ごみ	その他	粗大ごみ	直接搬入量	焼却	埋立	資源化
千葉市	339,214	232,741	7,280	90,064	420	3,950	4,759	243,726	19,738	114,414
佐倉市	47,075	40,442	694	3,474	0	885	1,580	43,077	1,014	10,664
四街道市	26,173	19,341	2,099	3,477	27	150	1,079	20,579	2,465	5,826
八街市	23,287	16,932	408	2,141	17	49	3,740	19,546	1,128	4,995

出典：「一般廃棄物処理実態調査結果 平成29年度調査結果」（環境省ホームページ）

表 3-2. 43 千葉市のごみ処理状況の推移

項目 年度	搬入量（t）						処理量（t）		1人1日 あたりの 排出量 （g）
	総数	可燃ごみ	不燃ごみ	資源ごみ	その他	粗大ごみ	焼却	埋立	
平成25年度	349,532	250,429	8,536	78,185	416	4,107	259,739	25,485	1,098
平成26年度	336,050	240,091	6,812	77,469	472	3,531	253,182	20,972	1,052
平成27年度	353,191	241,715	7,152	93,008	443	3,601	254,985	21,450	1,041
平成28年度	345,846	235,583	7,083	94,009	435	3,967	246,356	20,562	1,018
平成29年度	339,214	232,741	7,280	90,964	420	3,950	243,726	19,738	994

出典：「一般廃棄物処理実態調査結果 平成25～29年度調査結果」（環境省ホームページ）

(2) し尿処理状況

平成29年度における千葉市及び周辺市のし尿処理状況は、表 3-2. 44に示すとおりである。また、千葉市のし尿処理状況の推移は、表 3-2. 45に示すとおりである。

平成29年度における、千葉市のし尿収集量及びし尿処理量はいずれも25,565kLとなっている。

また、千葉市の収集量及び処理量は、過去5年間で減少傾向となっている。

表 3-2. 44 し尿処理状況（平成29年度）

項目 市	収集量 (kL)			処理量 (kL)			
				し尿	浄化槽汚泥	自家処理量	合計
	し尿	浄化槽汚泥	合計	し尿処理施設	し尿処理施設	し尿	
千葉市	5,664	19,901	25,565	5,664	19,901	0	25,565
佐倉市	1,633	8,311	9,944	1,633	8,311	0	9,944
四街道市	638	5,127	5,765	638	5,127	0	5,765
八街市	2,929	13,075	16,004	2,929	13,075	0	16,004

出典：「一般廃棄物処理実態調査結果 平成29年度調査結果」（環境省ホームページ）

表 3-2. 45 千葉市のし尿処理状況の推移

項目 年度	収集量 (kL)			処理量 (kL)		
				し尿	浄化槽汚泥	合計
	し尿	浄化槽汚泥	合計	し尿処理施設	し尿処理施設	
平成25年度	7,504	21,291	28,795	7,504	21,291	28,795
平成26年度	5,849	21,314	27,163	5,849	21,314	27,163
平成27年度	5,809	20,331	26,140	5,809	20,331	26,140
平成28年度	5,593	20,404	25,997	5,593	20,404	25,997
平成29年度	5,664	19,901	25,565	5,664	19,901	25,565

出典：「一般廃棄物処理実態調査結果 平成25～29年度調査結果」（環境省ホームページ）

3. 公害苦情の状況

千葉市及び周辺市の平成29年度の公害苦情件数の状況は、表 3-2. 46に示すとおりである。

また、千葉市の公害苦情件数の状況の推移は、表 3-2. 47に示すとおりである。

千葉市の平成29年度の苦情件数は、騒音が347件と最も多く、次いで悪臭が66件であった。

主な原因として、騒音は航空機運航、悪臭は飲食店営業となっている。

表 3-2. 46 公害苦情件数の状況（平成29年度）

市	項目	典型七公害							廃棄物 投棄	その他	合計
		大気 汚染	水質 汚濁	土壌 汚染	騒音	低周波	振動	地盤 沈下	悪臭		
千葉市		48	22	－	347	－	20	－	66	12	518
佐倉市		50	11	－	25	－	5	－	16	208	315
四街道市		17	1	1	29	－	1	－	16	－	67
八街市		61	1	－	4	－	－	－	2	－	68

出典：「平成29年度 公害苦情調査結果報告書」（平成31年1月 千葉県）

表 3-2. 47 千葉市の公害苦情件数の推移

年度	項目	典型七公害							廃棄物 投棄	その他	合計
		大気 汚染	水質 汚濁	土壌 汚染	騒音	低周波	振動	地盤 沈下	悪臭		
平成25年度		46	15	－	467	－	9	－	49	18	616
平成26年度		42	28	－	505	－	15	－	49	14	655
平成27年度		41	46	－	421	－	11	－	43	11	582
平成28年度		31	37	－	300	－	12	－	70	11	464
平成29年度		48	22	－	347	－	20	－	66	12	518

出典：「平成25～29年度 公害苦情調査結果報告書」（千葉県）

4. 文化財

(1) 指定文化財

対象事業実施区域及びその周辺に存在する国、県及び市の指定文化財は表 3-2. 48に、
国の登録文化財は表 3-2. 49に示すとおりである。また、これらの文化財の位置は、図
3-2. 8に示すとおりである。

対象事業実施区域近傍には、指定文化財及び登録文化財は存在しない。

表 3-2. 48 指定文化財の状況

市区		指定 状況	地点 番号	名称	所在地	所有者・ 管理者	指定 年月日
千葉市	若葉区	国特史	1	加曽利貝塚	桜木町 ^{注1)}	千葉市ほか	平成29年10月13日
		国史	2	荒屋敷貝塚	貝塚町	千葉市ほか	昭和54年 3 月13日
		国史	3	花輪貝塚	加曽利町	株式会社出光 (千葉市)	平成18年 7 月28日
		県建	4	旧四関家住宅	御殿町	千葉市	昭和53年 2 月28日
		市史	5	滑橋貝塚	小倉町	個人所有	昭和56年 7 月20日
		市史	6	千葉御茶屋御殿跡	御殿町	千葉市	平成16年 4 月21日
		国史	7	月ノ木貝塚	仁戸名町	千葉市ほか	昭和53年 3 月16日
	緑区	県史	8	長谷部貝塚	平山町	袖ヶ浦カンツリ ー倶楽部	昭和35年 6 月 3 日
	中央区	県史	9	大覚寺山古墳	生実町	千葉市	昭和46年 3 月26日
		市史	10	荒久古墳	青葉町	千葉県	昭和36年 3 月31日
		市史	11	森川家累代の墓碑	生実町	重俊院	昭和43年 3 月21日
四街道市		市史	12	吉岡下夕山の福星寺館跡	吉岡	福星寺	昭和58年 4 月15日
		市史	13	吉岡軽戸の木出城跡	吉岡	個人	昭和58年 4 月15日
		市建	14	中台の宝暦二年庚申塔	中台	成台中区	昭和58年 4 月15日
		市建	15	小名木の寛文十二年庚申塔	小名木	春日神社	昭和58年 4 月15日
		市建	16	吉岡の享保二年庚申塔	吉岡	吉岡区	昭和58年 4 月15日
		市建	17	下志津新田金比羅宮の 安政二年子安塔	下志津新田	下志津新田区	昭和58年 4 月15日
		市建	18	四街道十字路の道標石塔	四街道	四街道三区	昭和58年 4 月15日

注 1) 加曽利貝塚周辺は、現在、若葉区桜木となっている。

注 2) 表中の指定状況の区分は、略称であり正式名称は、以下に示すとおりである。

- ・国特史 : 国指定特別史跡
- ・国 史 : 国指定史跡
- ・県 建 : 県指定有形文化財(建造物)
- ・県 史 : 県指定史跡
- ・市 史 : 市指定史跡
- ・市 建 : 市指定有形文化財(建造物)

注 3) 表中の文化財は、主に屋外に存在している有形文化財(建造物)、記念物(史跡)を示している。

出典: 「千葉市の国・県指定および国登録文化財」(千葉県ホームページ)

「市内に所在する国指定文化財」(千葉市ホームページ)

「市内に所在する県指定文化財」(千葉市ホームページ)

「千葉市指定文化財」(千葉市ホームページ)

「千葉市指定文化財」(千葉市提供資料)

「四街道市内指定文化財一覧」(四街道市ホームページ)

四街道市提供資料

表 3-2. 49 登録文化財の状況

市区		指定 状況	地点 番号	名称	所在地	所有者・ 管理者	指定 年月日
千葉市	中央区	国登建	A	大巖寺書院	大巖寺町	大巖寺	平成23年 7 月 25 日
			B	大巖寺本堂	大巖寺町	大巖寺	平成23年 7 月 25 日
			C	千葉県水道局 千葉高架水槽	矢作町	千葉県	平成19年 7 月 31 日
四街道市		国登建	D	木村家住宅	四街道	個人	平成11年 7 月 8 日
			E	近藤家住宅主屋	下志津新田	個人	平成16年11月 8 日
				近藤家住宅土蔵	下志津新田	個人	平成16年11月 8 日
				近藤家住宅長屋門	下志津新田	個人	平成16年11月 8 日

注) 表中の指定状況の区分は、略称であり正式名称は、以下に示すとおりである。

・国登建 : 国登録有形文化財(建造物)

出典: 「千葉市の国・県指定および国登録文化財」(千葉県ホームページ)

「千葉市内に所在する国登録文化財」(千葉市ホームページ)

「四街道市内指定文化財一覧」(四街道市ホームページ)

「四街道市の県指定および国登録文化財」(千葉県ホームページ)

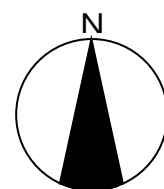


凡 例

- | | | | |
|--|----------|--|--------|
| | 対象事業実施区域 | | 国指定文化財 |
| | 市境 | | 県指定文化財 |
| | 区境 | | 市指定文化財 |
| | | | 国登録文化財 |

出典：「市内に所在する国指定文化財」（千葉市ホームページ）
 「市内に所在する県指定文化財」（千葉市ホームページ）
 「千葉市指定文化財」（千葉市ホームページ）
 「千葉市内に所在する国登録文化財」（千葉市ホームページ）
 「四街道市指定文化財一覧」（四街道市ホームページ）

この地図は、国土地理院発行の1:50,000地形図「千葉」「東金」を使用し、1:70,000の縮尺に編集したものである。



1 : 70,000
 0 700m 1km 2km

図 3-2.8 指定文化財及び登録文化財の状況

(2) 埋蔵文化財

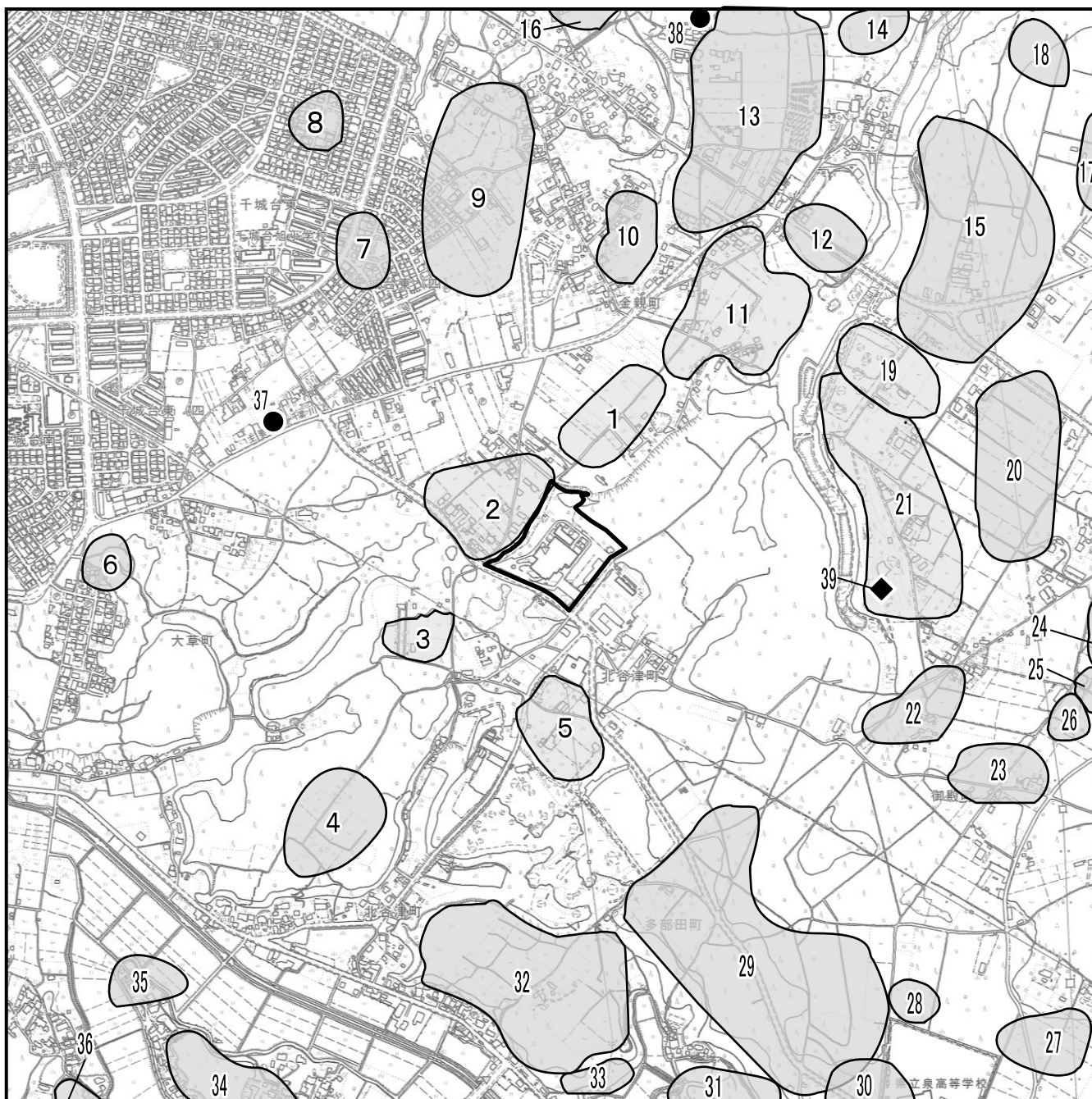
対象事業実施区域近傍に存在する周知の埋蔵文化財包蔵地の指定状況は表 3-2. 50に、位置は図 3-2. 9に示すとおりである。

対象事業実施区域内には、周知の埋蔵文化財包蔵地は確認されていない。

表 3-2. 50 周知の埋蔵文化財包蔵地の状況

区分	地点番号	名称
 埋蔵文化財包蔵地	1	細田遺跡
	2	細田南遺跡
	3	鴻ノ巣遺跡
	4	岩入遺跡
	5	広遺跡
	6	大草台遺跡
	7	大田遺跡
	8	大山遺跡
	9	荒立遺跡
	10	前畑遺跡
	11	南寺山遺跡
	12	南寺山北遺跡
	13	北寺山西遺跡
	14	北寺山遺跡
	15	宇津志野遺跡
	16	中原東遺跡
	17	宇津志野原第 2 遺跡
	18	宇津志野窯跡
	19	宇津志野南第 1 遺跡
	20	宇津志野南第 2 遺跡
	21	宇津志野南第 3 遺跡
	22	宇津志野南第 4 遺跡
	23	宇津志野南第 5 遺跡
	24	宇津志野南第 7 遺跡
	25	宇津志野南第 8 遺跡
	26	宇津志野南第 9 遺跡
	27	ワリ山東遺跡
	28	ワリ山遺跡
	29	光連寺台遺跡
	30	高根塚群
	31	八石遺跡
	32	北谷津・上ノ台遺跡
	33	上ノ台下遺跡
	34	多部田城跡
	35	多部田低地第 2 遺跡
	36	ハサマ遺跡
● 塚、古墳	37	新堀塚
	38	北寺山古墳群
◆ 生産跡	39	宇津志野南窯跡群

出典：「ふさの国文化財ナビゲーション」（千葉県ホームページ）
「千葉市資料」

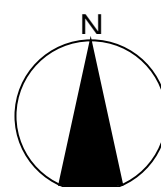


凡 例

- 対象事業実施区域
- 埋蔵文化財包蔵地
- 塚、古墳
- 生産跡

出典：「ふさの国文化財ナビゲーション」（千葉県ホームページ）
「千葉市資料」

この地図は、千葉市発行の 1:10,000 「千葉都市基本図 NO.2」を使用し、1:12,000 に編集したものである。



1 : 12, 000

0 120m 240m 480m

図 3-2.9 周知の埋蔵文化財包蔵地の状況

5. 温室効果ガスの状況

「千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画 年次報告（平成29年度版）」（千葉市環境局）によると、平成29年度における千葉市内の2清掃工場での焼却処理に伴う温室効果ガス排出量（売電、熱供給に伴う間接削減量を含む）は、表 3-2.51に示すとおり、90,138 t となっている。

表 3-2.51 温室効果ガス排出量の内訳

単位：t

項目	清掃工場稼働に伴う発生量 (A)	廃棄物の焼却に伴う発生量 (B)	売電、熱供給に伴う間接削減量 (C)	合計 (A+B-C)
計画	— 注)	— 注)	— 注)	83,525
実績	15,289	107,398	32,549	90,138
実績－計画	—	—	—	6,613

注) 計画値は、全体の排出量のみ計上している。

出典：「千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画 年次報告（平成29年度版）」（千葉市環境局）